

平成18年 第1回

身延町議会定例会会議録

平成18年3月 9日 開会

平成18年3月17日 閉会

山梨県身延町議会

平成 1 8 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 9 日

平成18年第1回身延町議会定例会（1日目）

平成18年3月9日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 開会
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議会関係諸報告
- 日程第5 町長施政報告
- 日程第6 教育委員長教育方針
- 日程第7 提出議案の報告並びに上程
- 日程第8 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	松 浦 隆	2番	河 井 淳
3番	望 月 秀 哉	4番	望 月 明
5番	芦 澤 健 拓	6番	上 田 孝 二
7番	福 与 三 郎	8番	望 月 寛
9番	日 向 英 明	10番	望 月 広 喜
11番	穂 坂 英 勝	12番	伊 藤 文 雄
13番	渡 辺 文 子	14番	奥 村 征 夫
15番	川 口 福 三	16番	近 藤 康 次
17番	笠 井 万 汜	18番	石 部 典 生
19番	中 野 恒 彦	20番	松 木 慶 光

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員（3名）

10番 望 月 広 喜
12番 伊 藤 文 雄

11番 穂 坂 英 勝

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
（25名）

町 長	依 田 光 弥	助 役	野 中 邑 浩
総務課長	赤 池 善 光	下部支所長	山宮富士男
身延支所長	片 田 公 夫	企画課長	渡 辺 力
財政課長	鈴 木 高 吉	税務課長	望月世津子
町民課長	遠 藤 和 美	出納室長	市 川 忠 利
保育課長	赤 池 和 希	福祉保健課長	中 沢 俊 雄
福祉保健課補佐	広 島 法 明	教育委員長	笠 井 義 仁
教 育 長	千頭和英樹	学校教育課長	赤 池 一 博
生涯学習課長	佐 野 治 仁	文化振興課長	二 宮 喜 昭
建設課長	伊 藤 守	産業課長	遠 藤 忠
観光課長	望 月 治 雄	環境下水道課長	佐 野 雅 仁
環境下水道補佐	赤 池 義 明	水道課長	井 上 隆 雄
土地対策課長	深 沢 茂		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（2名）

議会事務局長 望 月 悟 良
録 音 係 高 野 恒 徳

開会 午前 9時10分

○議会事務局長（望月悟良君）

おはようございます。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦勞さまでございます。

平成18年第1回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

寒気も去り、このところ日を迫って暖くなり、春らしくなってきました。

議員各位には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして心から敬意を表する次第であります。

さて、本定例会は平成18年度当初予算を審議する最も重要な議会であり、町長から提案されます諸議案は、件数・内容も膨大、多岐であります。

議会といたしましても、町民の要望を施策に積極的に反映すべく、努力いたしたいと存じているところであります。

議員各位におかれましては、慎重なご審議により、適正にして妥当な結論を得られますよう、お願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

事務連絡を申し上げます。

市川出納室長においては、午前中休暇とのことでございます。

それでは事務局から。

○議会事務局長（望月悟良君）

それでは、高いところから失礼を申し上げます。

事務局のほうから、お手元の資料につきましてご確認とご報告を申し上げます。

非常に、今定例会に議案等の資料が、たくさんございます。

今日お手元に、議員さん方にお届けいたしました資料でございますけれども、まず議事日程の1号でございます。1枚でございます。

それから議会関係諸報告でございますが、これは、このペーパーは裏表の印刷物でございます、1枚でございます。

それから3つの、3常任委員会の付託議案でございますけれども、3部でございますけれども、これはあくまでも予定ということで、ご了承を願いたいと思います。

それから各所属の常任委員会の次第。これが1部、議員さんに届けてあると思います。

それから、誠に申し訳ございませんが、差し替えの資料でございますけれども、議案第31号、身延町湯町の簡水の事業委託に伴う関係条例。31号でございます。それから、あと1点は、18年度の一般会計の当初予算の付属書として1部でございます。それが差し替えの部分でございます。議員さんのほうで差し替えをお願いします。

なお、この差し替えの2件につきましては、表の隅のほうに小さい丸がありますので、それが、小さい丸がついているのが正しい資料です。非常に紛らわしくて申し訳ないわけですが、そんな印がついてございます。

それから、なお全国町村会で発行しております町村週報の写しを1部お届けさせていただき

ました。これには当身延町が載っておりますので、その資料もお届けさせていただきました。
事務局からは、以上でございます。
よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

続きまして、町長より一言。

○町長（依田光弥君）

皆さん、おはようございます。

3月定例議会冒頭にあたりまして、このようなごあいさつを申し上げるのは大変、私自身忸怩たる思いでございますけれども、皆さんもすでにご存じのように、今日の山日に「身延町職員5年で29人減。行革室設け、プラン推進」という見出しで、3段で出ているわけでございますけれども、この内容につきましては、今議会で条例として議案第1号の組織機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての内容がここに記載されているわけで、大変残念でございますが、私の監督不行き届きということで、こういうような資料が外に漏れたということでございます。

集中改革プランで一生懸命、職員にやっていたところでございますが、あってはならないことでございますので、議会へ上程し、そして議決を得る前に、このような記事が掲載されたことにつきまして、心よりお詫びを申し上げたいと存じます。大変申し訳なく思っておるところでございます。

どうぞ、議員の皆さん方には、この集中改革プラン、行革が進んでいることだけはご理解をいただく中で、勇み足みたいな格好になったわけでございますが、ひとつご賢察をいただきまして、今日の報道につきましては、皆さん方のご理解を頂戴いただきたいと思っております。

大変申し訳なく、私から平にお詫びを申し上げたいと存じます。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長（松木慶光君）

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

10番 望月広喜君

11番 穂坂英勝君

12番 伊藤文雄君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第3 会期の決定を行います。

会期の決定につきましては、あらかじめ議員全員協議会で了承を得ておりますが、改めて日程について議会運営委員長より上程いたします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（笠井万汜君）

それでは、今議会の日程について、お手元にあります書面を朗読して発表に代えます。

(以下、平成18年身延町議会第1回定例会日程案朗読につき省略)

○議長(松木慶光君)

ただいま議会運営委員長の上程のとおり、会期は平成18年3月9日から3月17日までの9日間と決定することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は平成18年3月9日から3月17日までの9日間と決定いたしました。

日程第4 議会関係諸報告を行います。

局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長(望月悟良君)

それでは議会関係の活動状況等につきまして、諸報告を行いたいと思います。

先ほどの資料に説明がありましたように、報告書の資料に基づきまして諸報告を行いたいと思います。

(議会関係諸報告朗読につき省略)

日程第5 町長施政方針

町長。

○町長(依田光弥君)

改めて、皆さん、おはようございます。

いよいよ春が本番、やってくるような時期になりまして、平成18年の第1回身延町議会定例会が開催されますことを心よりお喜びを申し上げたいと存じます。

それでは施政方針を述べさせていただきたいと思いますが、時間が少々長くなるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

平成18年身延町議会第1回定例会開会にあたり、提出いたしました案件のうち、主なるものにつきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し述べ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと思います。

まず、まちづくりの基本目標と行政方針について説明を申し上げます。

平成17年12月1日に身延町町民憲章が制定されました。まちづくりの意志が定められたわけでございます。憲章では、力を合わせてやすらぎと活力あふれた、開かれたまちづくりを進めていくことを基調としているわけでございます。今後のまちづくりには、この身延町民憲章を基本理念におきまして、まちづくりを進めてまいりたいと思います。

まちづくりの最初の基本目標は、やる気を生かせる町であるわけでございますが、21世紀は精神社会の世紀、あるいは心の世紀になるといわれております。平成16年度版国民生活白書によると、61.8%の方が地域活動への参加意欲を持っているとされております。

本町においても、諸団体の事業、行事などの取り組みから町民の意欲、すなわち、やる気の高まりを実感するところでございます。まちづくりやものづくりの様々な場面で、町民のやる気が活動の源となります。やる気を最大限発揮できる環境を整えることは、町民の活動の幅を拡大し、より多くの町民の活動を活発にいたします。

特に、本町では大幅な人口減少が継続しております。高齢化の進展も著しく、平成17年国勢調査では1万6,333人となり、近年5年間ごとの減少率を見ると、人口減少幅が拡大傾向を示しているところでございます。このような厳しい現実を直視する中で、まずやる気を生かせる町、子どもが健やかに育つ町を目標に掲げて、まちづくりを進めてまいりたいと存じます。

やる気につきましては、新しいコミュニティーを創造するために、地域の課題はできるだけ地域で解決することを基本として、町民の力、すなわち、やる気を最大限発揮していただける環境をつくり、コミュニティーを担う町民活動を活発にすることを目指します。

子どもにつきましては、地域や学校、行政が様々な体験をする機会を子どもたちに提供し、人と人とのつながりの中で、のびのびと健やかに育つための環境づくりに努めてまいります。

これからも、これまでの経験や成果を生かし、町民の視点に立って、時代の流れに1歩先んじた発想を持ち続け、開かれた町政の推進に努めてまいります。

3番目の基本目標でございますが、安全に暮らせる町でございます。

昨年は痛ましい鉄道事故の発生、マンションの耐震強度偽装という建物に関わる深刻な問題の発生の表面化、さらにはいたいけな子どもを巻き込んだ凶悪犯罪の多発など、日々社会不安が高まるような1年でありました。

快適な環境において、安全で安心な生活を営むことは町民の基本的な権利であり、犯罪や災害への心配がないこと、日常生活の安全が確保されていることは町民が日々生活を営むための条件といえます。全体としての安全性を高めることは、この町を慈しみ、住み続けたいという心を育て、ひいては子どもが健やかに育つための環境づくりにつながるものと考えます。

町内の犯罪の発生件数等につきましては、平成17年度中においても、引き続いて減少傾向にあります。皆さんのたゆまぬ努力により、本町の防犯対策は大きな成果を上げているものと考えています。地域こぞっての防犯パトロールでは、自治会、諸団体、消防、警察など、また学校などと連携が一層高まり、大きな意識啓発につながったと感じております。

新年度では、この地域パトロールを拡大しながら、継続・実施していくとともに、専門家が持つ情報や技術の自治会活動への活用、子ども向けの防犯教室の開催などにより、学校・地域の皆さんとともに、より一層の防犯活動の推進、子どもの安全確保に努めてまいりたいと思います。

また、予期することのできない自然災害への備えについては、片時もおろそかにはできないわけでございます。本町では、これまでも多様な防災訓練の実施に努めてまいりましたが、新年度は策定となります身延町地域防災計画に基づいて、災害に対して万全の備えを進めてまいりたいと存じます。

4番目の基本目標は、一人ひとりが大切にされる町であります。

本町では、まちづくりの基本理念に町民一人ひとりが個人として尊重されることを掲げております。この理念に沿って、すべての町民の人権が保障されるように差別や虐待の防止、男女共同参画など、様々な分野の人権課題の解決に取り組むとともに、町民一人ひとりの意識を高めるための人権意識啓発や人権教育を推進してまいり、高齢化社会の対応については、今日ますますその課題が大きくなっております。

本町におきましても、65歳以上の高齢者が毎年増え続けており、介護保険では要支援・要介護の認定者数、介護給付費が急増している状況であります。新年度からは、すこやかセンター

に地域包括支援センターを設置し、地域における総合的な相談窓口として介護予防、ケアマネジメントなどを行います。

また、地域支援事業など、介護予防に重点を置いた施策を展開し、高齢者の方々がいつまでも住み慣れた地域で、自立した生活が続けられるよう支援してまいりたいと思います。

また、一昨年の中越地震では、古い木造住宅の安全性が問題となりました。本町でも建築年数が25年を超える木造住宅の割合が、全体の82.5%と高くなっていることから、耐震診断に要する経費、改修費を補助するなど、木造住宅の耐震化を促進してまいりましたが、加えて、新年度は町単事業として木造住宅新築事業の補助を予定いたしているところでございます。

さらに、建築確認や開発許可にあたっては、これまでどおり厳格な姿勢で臨み、建物などの安全性に関し、町民の不安が増すことのないよう努めてまいります。

また、平素からの消防・救急体制の充実、安全な町民生活を確保する上で欠くことのできない基本的かつ重要な施策であります。災害発生時における地域の自主防災組織と高齢者福祉施設などとの相互援助体制づくりを促進してまいりたいと思います。

今後とも町民一人ひとりが尊重され、健康で豊かな人生を送れるように支援を行い、共に支え合う地域福祉の実現を目指してまいります。

5番目の基本目標は、人とつながりがある町でございます。

地域の中で、顔が見えない関係が当たり前になっております。かつて日常的に交わされていた、あいさつや声掛けといった心のつながりが希薄になっております。人は様々な交流を通じ、癒され、喜び、自分自身を発見いたします。町民同士の絆を大切に、顔の見える関係をつくり出すためには、世代間交流、学習交流、他文化の共生など、あらゆる交流の機会や場づくりが必要となってまいります。

また、相互に研鑽し合う活動は、より大きな充実感や達成感を生み出します。豊かな心を育み、人とのつながりの楽しさを感じられる地域社会を目指してまいります。

観光という視点も人とのつながりを生み出す大きな要素でございます。このことにつきましては、先ほどお手元にお届けいたしました全国町村会で発行いたしております町村週報の随想に「町と住民が共に育てる身延ブランド」ということで、書かせていただいたものをお手元にお届けいたしてありますので、ぜひともひとつご覧をいただいて、このことにつきましてのご理解を頂戴いたしたいと思っております。

さらに中部横断自動車道につきましては、今年の2月の国土開発幹線自動車道審議会で、中部横断道の六郷富沢間が新直轄方式で整備されることが決定されました。日本高速道路株式会社が整備する区間と併せて、早期の全線開通が具体化してきたわけでございます。恩恵を受ける地域の町長として、大いに喜ばしいことであります。

申し上げるまでもありませんが、この区間の国道52号をはじめとする現在の道路は、連続降雨が一定水準を上回りますと通行止めになり、いつ起こってもおかしくない東海地震の際には、静岡や甲府、都市圏との交通は壊滅的な被害を被ることが、昨年公表された山梨県の被害想定でも明らかであります。

中越地震の際には、震度7を記録した川口町を通過している関越自動車道は1日以内に緊急用車両が通れるようになり、復興を支援するボランティア等の一般車両やバスの速やかな移動には磐越道や信越道といった、高速道路のネットワークが寄与したと聞いております。本県に

こそ使用度の高い道路ネットワークが必要であると、いよいよ痛感したところであります。

また、かつては富士川の舟運により結ばれていた山梨と静岡の交流にも、大いに寄与するものと期待しているところでございます。静岡県側では、第2東名の整備や2009年の静岡空港の開港等もあり、身延山等の観光資源が豊富な、私どもの町との観光交流が盛んになることが期待されるところであります。

事業の実施にあたっては、事業者のコストの削減は必要だと思いますが、中部横断道が果たすべき役割、期待している効果を発揮してもらうようお願いしたいと思っているところでございます。

中部横断自動車道の新直轄化を歓迎し、地元首長として連携して早期の開通を目指したいが、併せて一般道路の整備も含め、必要な予算の確保を改めて訴えてまいりたいと存じているところでございます。

6番目の基本目標は、次世代へ引き継げる町でございます。

持続可能な社会を築いていく上で、気候変動は最も深刻な脅威の1つとして考えられております。すでに世界中で増えている豪雨や洪水、熱波、干ばつなど、異常気象は食料生産や経済活動など、人間の生活に影響を及ぼしております。

本町においても、幸いにして大きな被害はございませんでしたが、このような異常気象は地球温暖化やヒートアイランド現象などに起因するものとして、科学的に証明はされておられません。増え続けるこのような現象は、地球からのシグナルとして重く受け止めていく必要があるものと認識しております。

このような状況の中、京都議定書の運用ルールを定めるマラケッシュ合意が採択されるとともに、日米など6カ国が地球温暖化防止の具体策を検討するクリーンな開発と、気候に関するアジア太平洋パートナーシップの第1回閣僚会合が開催されるなど、世界的な取り組みが進められているのは、ご承知のとおりでございます。この地球の環境を維持しながら、次世代へ引き継いでいくことは、現在に生きるわれわれの責務であると認識しております。

地球温暖化対策など、環境を維持することの難しさの中、その責務を果たしていくためには、行政だけではなく、町民、事業者が一体となり、環境に対する意識を高めていくことが必要な考えから、クリーンキャンペーン、環境意識の啓発など、具体的な施策を展開してきたところでございます。中でも、ゴミの減量化は、自治体に取り組む環境保全施策の中で最大の問題であります。究極的には、温室ガスの削減につながるものと捉えております。新年度においても、その他のプラスチック、またミックス紙等のリサイクルの範ちゅうに入れまして、取り組ませていただくような形になっているところでございます。

最後に、目指す町の姿を実現するための行政経営の方針でございます。

今さら申し上げるまでもございませんが、地方分権の進展や右肩上がりの成長を前提とした行政システムの終焉など、自治体を取り巻く環境は大きく変化をしております。

そのような中、まちづくりを実現していくためには効率性を高めることはもとより、多様化する町民ニーズや環境変化に即応できる、フレキシブルな行政体制を確立する必要があると考えます。そのためには前例主義でなく、ベンチャーマインドを持ち、経営を行うという視点が重要であると認識しております。

本町では集中改革プランを実現するため、PDCAサイクルによる経営システムの確立を目指し、経営資源である財政、組織、人材、情報についてビジョンを明らかにした上で、町民と

共に歩む適正最小規模で効率的な行政経営を目指してまいります。

行政は、これまで計画して執行することを中心に活動を行ってきたため、政策の優先順位を設定する客観的な仕組みがないこと、職員のコスト意識が希薄など、従来から課題とされている点が多くございます。これは体系的に評価し、改善・改革を行う、つまり振り返って新たな展開に結びつける活動に、重きを置いてこなかったことに原因があると言われております。

行政活動の評価については、全国的に見ても重要性が高まってきており、本町においても、いくつかの取り組みを進めているところでございます。今後はその結果が改革につながるよう、チェック機能の充実・強化を図るとともに、それぞれが有機的に機能し、組織全体として活用できる仕組みを構築していく必要があると考えております。

新しい経営システムを有効に活用していくためには、職員の能力開発や組織の活性化が欠かせないものとなります。職員の持てる能力を最大限発揮し、やる気を引き出す仕組みとして、目標管理による人事評価制度をスタートさせ、これらの制度を活用しながら、今後も職員の自発的な行政経営の参画を推進し、職員一人ひとりがまちづくりのプロとして、これまでの発想にとらわれることなく、新たな視点で活躍できる人材の育成に取り組んでまいります。

また、町民サービスを提供する町内の各部門が町民の視点に立った成果を重視し、それぞれが責任を持ちながら、柔軟に対応できる組織体制が必要であると認識しております。

「法ヲ革ムルノ難キニ非ズ 法ヲ行フコト之難シ 法ヲ行ウテ人ヲシテ其法ニ安ゼンムルコト最モ難シ」システムを変えることは簡単なこと。決めたことを行い、それが自然になるまでが大変なこと。備中松山藩で藩政改革を行った山田方谷の言葉であります。行政は今まさに改革が求められております。分権時代における新たな自治体経営が求められている中、本町においても、共同事業、町民予算提案事業など、他町に先駆けた新たな取り組みも進めております。これらの本町の取り組みが注目されるわけですが、真の目的はシステムの構築ではなく、これらの仕組みが有効に作用し、町民の皆さまが納得され、共感を覚えていただく町政運営を目指すことにあります。

本町の新たな取り組みが町内に、あるいは町民に自然に溶け込み、真の自治が確立し得る舵取りを行っていく所存であります。

このようなことで申し上げましたが、平成18年度の施政方針として、町議会ならびに町民の皆さんのさらなるご支援を賜りますよう、お願いを申し上げたいと存じます。

次に提出いたしました議案につきましては、報告1件、条例関係、議案1から議案35まで34件、諮問1件。これらにつきましては、のちほど提案理由で申し上げをさせていただきますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に平成17年度身延町一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算では、予算科目全般にわたっての見直しを行い、減額等の補正をさせていただきました。その中でも主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。

まず歳入であります。町税につきましては、法人税分の増額などにより2,100万円の追加計上であります。

国庫支出金につきましては、保育所運営費負担金、公立学校施設整備費補助金、それぞれの増額が見込まれることから追加計上させていただきました。

寄附金につきましては、指定寄附金として、本町出身で大阪市に在住しております望月小太

郎氏より北小学校建設に活用していただきたい旨の申し出があり、1千万円のご寄附をいただいたところでありますが、その後、体調の急変により他界されました。生前中は旧身延町の名誉町民として、いろいろな面から町を支えていただき、心より感謝を申し上げているところであります。

この場をお借りしまして、謹んでご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

次に歳出であります。民生費におきまして、国民健康保険、介護保険、老人保健、それぞれの特別会計の繰出金の追加、さらには児童福祉費において民間保育所運営費の確定に伴い、委託料の追加をさせていただきました。

次に衛生費におきましては、へき地医療拠点病院運用費補助金として、1千万円の計上であります。これにつきましては、町内にあります5施設の診療所の運営業務を飯富病院へ依頼していることに伴う、運営補助金の計上であります。

次に平成18年度以降の一般会計の財源調整に資するため、財政調整基金へ1億7万1千円、減債基金へ9,919万9千円の積立金の追加計上をさせていただきました。

以上、一般会計補正予算の主たるものにつきまして申し上げましたが、補正予算に関わる提出議案につきましては、議案第37号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)をはじめ、議案第46号 平成17年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)まで10件でございますので、詳細は省略させていただきます。

さらに、平成18年度身延町一般会計予算、特別会計予算について申し上げます。

平成17年度のわが国経済は、輸出・生産などに見られた弱い動きを脱し、景気は緩やかな回復を続けています。企業部門の好調さが雇用・所得環境の改善を通じて、家計部門へ波及しており、民間需要中心の穏やかな回復が続くものと見込まれます。

平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度によると、政府は「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」という方針の下、基本方針2005などに基づき、郵政民営化の着実な実施、政策金融改革、総人件費改革、資産債務改革、市場化テストによる民間への業務開放、規制改革等を通じ、小さくて効率的な政府を実現するとともに、規制、金融、税政、歳出等の改革を推進するなど、各分野にわたる構造改革を断行することにより経済活性化を実施し、民間需要主導の持続的な成長を図ることとしております。

平成16年度から平成18年度までの三位一体改革による国庫補助負担金改革で、約4.7兆円、税源移譲が約3兆円、地方交付税改革で約5.1兆円の削減が行われることになり、その中でも地方交付税の改革につきましては、初年度である平成16年度において地方交付税の代替財源である臨時財政対策債を含めた2.9兆円の削減が行われ、予算編成をめぐって大混乱となったところであります。

このことから平成17年度および平成18年度は、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税などの一般財源の総額を確保することが確約され、この間、地方税の伸びが見込まれたこともあり、臨時財政対策費を含む実質的な地方交付税については、約2.2兆円の削減となり、その結果、平成16年度から3年間では約5.1兆円の減となったところであります。

そうした中、平成18年度のわが国経済については、消費や設備投資は引き続き増加し、民間需要中心の穏やかな回復を続けるものと見込まれるものの、地方財政計画の規模の抑制に努めても、なお、平成17年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあります。

地方財政の借入金の残高は、平成18年度末、204兆円に達する見込みとなり、今後その償還負担の一層の増加や社会保障関係経費の自然増が見込まれるところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されることが懸念されます。

国、地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況であることは変わりなく、引き続き行財政改革を推進する中、より充実したきめ細かな町民サービスの提供ができる自治体を目指していくものであります。

平成18年度一般会計当初予算の主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。

一般会計は総額105億8,300万円で、対前年比10.9%の増としたところであります。増額となりました主な要因といたしましては、身延北小学校建設事業費の増額および公債費の一部におきまして一括償還金があることにより、かかる経費を計上したものであります。

まず歳入予算であります。歳入全体から見た対前年度比では10.9%の増となり、そのうち主なものとしましては、繰入金4億7,010万5千円、町債5億3,550万円などの増額によるものであります。また、一般財源の主となる地方交付税につきましては、3.5%の減を見込みました。42億1千万円の計上をさせていただきました。

次に歳出予算の主なものにつきまして、まず総務費においては、現在、下部温泉郷において新泉源の掘削工事が進められております。歴史ある温泉郷の再生を図るために、泉源の確保に伴う活性化に向けた、下部温泉郷の新泉源の送湯管設計などに関する予算を計上させていただきました。

次に民生費におきましては、身延福祉センターの建築実施設計業務費を計上させていただきました。これにつきましては、高齢者介護予防、デイサービスや機能訓練および学童保育や児童館機能、さらに社会福祉協議会事務局が入居できる複合施設として、平成19年の建築を予定いたしております。

次に、農林水産業費には農林水産業に従事する方々が年々高齢化となる一方、有害鳥獣などによる荒廃農地の増大に歯止めをかけるべき、有害鳥獣対策費については、引き続き町の重要な施策として関連予算を計上いたしました。

また、本町の特産品を含めた農林水産業の振興を図るためには、基盤整備事業費の計上、さらには新たな事業として里山エリア再生事業予算を計上いたしました。これにつきましては、集落など生活エリアに近い里山幹線道路沿いの除間伐などを行い、里山の環境整備に努める一方、有害鳥獣などの駆除も見込んだ事業であります。

次に商工費におきましては、本町の観光施設、イベントなどの情報の提供を全国に発信し、一人でも多くの方々に訪れていただけるよう、観光パンフレット、イベントポスターの作成、さらには観光情報誌などへの掲載依頼による情報の提供等、強力に推進する予算の計上をさせていただきました。

次に建設費であります。中部横断自動車道の建設が新直轄方式により建設されることが決定したことにより、本町を含めた峡南地域への観光産業などの地域経済の活性化に大きく関わる中部横断自動車道の早期建設に向けて、引き続き関係機関との連携を図り、推進していく所存であります。

また下部地区の柿島町営住宅の老朽化に伴い、平成19年度から2カ年計画による建設に向けた関連予算を計上させていただきます。

さらには木造住宅建築物耐震改修事業補助金と併せ、耐震住宅の建築向上を図るため、町単

独事業として、木造住宅新築事業補助金を新たに計上させていただきました。

次に教育費であります。北小学校建設事業は平成17年度からの継続事業として順調に進捗を見ているところであります。本年度は学校外構整備工事に加え、グラウンドの整備、屋外プールの建築など、年内には完成を見込む中、3学期からは新校舎にて授業を行えるよう工事を進める予定であります。

次に身延町下水道事業特別会計には、地域再生法によるところの汚水処理施設等整備交付金による身延地区公共下水道事業、ならびに下部下水道事業の予算を新たに計上させていただきました。

以上、主たるものにつきまして申し上げましたが、予算に関わる提出案件につきましては、一般会計、そして、なお特別会計につきましては、議案第48号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計予算はじめ、議案第67号 平成18年度身延町下山地区財産区特別会計予算まで20件でございます。

以上、大変長くなりましたが、施政方針と議案提出いたしました旨につきまして、ご説明をさせていただきました。どうぞ今議会、皆さま方のご理解をいただきまして、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

大変ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

日程第6 教育委員長教育方針

教育委員長。

○教育委員長（笠井義仁君）

本町の学校教育、社会教育が関係各位のご努力と熱意によって、着実に成果を上げておりますことに、まず感謝申し上げます。

さて平成18年第1回定例議会の開会にあたり、教育委員長として平成18年度の本町の教育方針を述べさせていただきます。

今日のわが国における社会構造の急激な変化や価値観の多様化による、子どもを取り巻く環境の変化は激しく、今ほど教育の重要性が問われている時代はありません。

さて、資源の少ないわが国においては、人材こそ国の宝であり、郷土身延、山梨、日本の礎を築き、たくましく未来を切り開いていく心と力を持つ子どもたちを育てていくことは、教育の重要な責務であり、中でも義務教育は一人ひとりの人格を形成するもととなる場であり、国家社会の形成者たる国民として、共通に必要な資質を身に付けるためのすべての教育の基礎となるものです。

各学校現場では、多様な特色ある取り組みが積極的に行われていますが、今後も確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育むために、町内小中学校14校が一丸となって取り組んでいけるような教育環境をつくっていく所存です。

まず、確かな学力を育むために、発達段階に応じ、基礎・基本をしっかりと身に付けさせ、こうした中で好奇心を伸ばし、学ぶ楽しさを感じながら、それぞれが得意な分野を伸ばし、主体的に判断する力などを身に付けることができる教育環境づくりに取り組みます。

次に善悪の判断などの倫理観や正義感、社会の一員としての責任感と協調性、他者をいたわ

る心などの豊かな心を育むために道徳教育の充実、学校内外での奉仕・体験活動、読書活動などを進めます。

また、子どもたちの健やかな身体を育むためには、体育の充実、運動部活動の振興のほか、食育も一層推進します。

この他、不登校対策や特別支援教育にも取り組んでまいります。

しかし、いずれにしても大きなウエイトを占めるのは教師の力量です。教師は授業の内容・方法について、絶えず研修し、自らの資質の向上に努めなければなりません。

また、各学校は特色ある教育過程の編成実施や指導と評価の工夫・改善を図り、創意ある教育活動に努める必要があります。

これらの課題を成し遂げるために、学校は常に家庭・地域社会と連携し、それぞれが持つ教育力を発揮して生きる力を育む学校づくりを目指し、教育活動を展開していかなければなりません。

同時に自己点検、自己評価を行いながら、地域に開かれ、地域から信頼される学校づくりに努める必要があります。

この狙いを達成するために、次の9項目を平成18年度の学校教育の重点目標といたします。

図書教育の充実、情報教育の推進、国際理解教育の推進、中学校における35人学級の推進、障害のある児童生徒の特別支援教育、学校の適正配置の検討、心の教育の充実、教職員の資質向上のための研修、学校の安全、児童生徒の安全。

以上の重点目標をふまえる中で、教育委員会と学校とは連携を密にしながら、未来を開く子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、創意工夫を生かした特色ある教育活動を積極的に展開していくことといたします。

教育は、いつの時代も変革が求められています。しかし、常に念頭に置かなければならないのは、学校を子どもたちが生き生きと活動できる場にしていくことだと思います。教育委員もできる限り、学校現場に足を運び、学校や教職員が抱えている課題、子どもたちが直面している課題を発見し、解決への道筋を見だし、今考えられる最善の教育を子どもたちに与えることが大切だと考えます。

次に社会教育について、申し上げます。

まず第1番目に、青少年の健全育成を推進します。次代を担う青少年の健全育成を図るため、家庭・学校・地域社会が一体となって青少年育成推進体制の確立と充実に努めます。

具体的には、地域ぐるみの活動を推進するために、青少年育成身延町民会議の活性化を図り、各集落の青少年育成会を機能させ、青少年が地域における諸活動や子どもクラブ活動を主体的に取り組むようにするために、指導者の育成や指導体制の確立と充実に努めます。

また児童生徒の安全が脅かされている今、地域の子どもは地域で守り育てるとの基本方針のもと、地域ぐるみで安全確保のために取り組むと同時に、声掛け、あいさつ運動を推進して、たくましく心豊かな青少年の育成のための活動を展開していきます。

2つ目に、生涯学習講座の開設をいたします。

近年、物質よりも心の豊かさを求める趣向が高まる中で、余暇時間の増大や長寿化に伴い、機会あるごとにさまざまな分野の学習や趣味を、生涯にわたって求める人が増えています。

このような住民のニーズに応えるため、誰もが気軽に参加できる学習会や講座などを住民の希望に配慮して場所や時間を設定して開催するとともに、自主的な学習グループ、サークル団

体、ボランティア団体の育成、各分野の指導者の育成に努めていきます。

また、地域住民のふれあいと学習の拠点となる集落公民館の整備を進めます。

3つ目に、生涯スポーツの推進を図ります。

健康で生きがいのある人生を送るため、健康づくりへの関心が高まっている中で、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成するためには、スポーツの振興は欠かすことができません。このため体育協会の活性化を図りながら、体育指導員や各地区公民館、分館の体育関係者を中心として、みんなで楽しくできる運動や誰もが身近に親しむことのできる軽スポーツを推進し、健康づくりと体力づくりを目指していきます。さらに、各種大会を開催していく中で、指導者の育成、スポーツ少年団の育成に努めます。

4つ目に芸術、文化の振興と文化財保護を図ります。

総合文化会館、なかとみ現代工芸美術館を生涯学習および文化活動の拠点として、優れた芸術、文化とのふれあいの場を提供するとともに、人と人との交わりを広げ、自主グループづくりの支援体制を推進します。

特に芸術、文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上での大きな力になります。このため事業の推進にあたっては、町民の意見を取り入れた事業展開に努めます。さらに文化協会の活性化を進めるとともに、総合文化祭を中心としたイベントの充実を図ります。

一方、文化財保護は貴重な文化遺産を後世に伝えていくと同時に、町民のふるさと意識や郷土愛を育てるものです。その保護事業として、国の重要文化財であります大野山本遠寺本堂、鐘楼堂および身延山絹本着色釈迦八相図保存修理事業を実施いたします。

また、文化財審議会と連携を図り、文化財および埋蔵文化財の保存整備に努め、身延町の文化財の冊子を作成し、文化財への関心と理解を深めていきます。

5つ目に、高度情報化社会への対応を図ります。

近年の情報化の推進は、目を見張るものがあります。著しい情報通信技術の普及は、個人や家庭生活に大きな恩恵を与える反面、トラブルや犯罪につながるなど、様々な問題点もあります。そのためパソコン教室等を開催して、情報機器の活用技術を学ぶと同時に、情報化社会を生き抜くための心構えについても学ぶようにしていきます。

また、総合文化会館、町立図書館の効率的運営のため、町内の文化ホール館、県内外の公立図書館と町立図書館および学校図書館とのネットワークサービスにより、多くの情報提供に努めます。

さらに、本年10月より町立図書館、中富地区公民館図書室に携帯電話やパソコンから図書検索および予約が可能となり、住民サービスの向上が図られます。

6つ目に、家庭教育の充実と推進を図ります。

家庭は、基本的生活習慣や規範意識を育む等、人格形成の行われる最初のものであり、子どもの成長にとって、大きな役割を担うものであります。

しかし、家庭における基本的なしつけの不足、親子のふれあいや信頼関係の不足、家庭の地域社会からの孤立等、家庭の教育機能の低下が指摘されています。そのため、親や保護者が家庭の重要性と責任を認識し、家庭でのしつけのあり方や親の役割などについて、改めて見つめ直し、実践することが重要であります。そのため家庭と学校、地域社会がおのこの機能を発揮しつつ、連携し、関係諸機関の協力のもと、知識の普及と広報啓発活動の充実に努めます。

普段の実践により家庭教育の充実、推進を図っていききたいと存じます。

以上申し上げ、平成18年度の教育方針といたします。

○議長（松木慶光君）

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（松木慶光君）

それでは休憩前に引き続いて、会議を行います。

日程第7 提出議案の報告並びに上程を行います。

平成18年3月定例町議会提出案件

報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（峡南地区ことばの教室共同設置協議会を構成する地方公共団体の数の増減について）

議案第1号 組織機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第2号 身延町収入役の事務兼掌条例の制定について

議案第3号 身延町国民保護対策本部及び身延町緊急処理事態対策本部条例の制定について

議案第4号 身延町国民保護協議会条例の制定について

議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第6号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

議案第8号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第9号 身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第10号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定について

議案第11号 身延町なかとみ和紙の里条例の制定について

議案第12号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の制定について

議案第13号 身延町高齢者技術伝承館の指定管理者の指定について

議案第14号 身延町高齢者技術伝承館条例の一部を改正する条例について

議案第15号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

議案第16号 身延町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

議案第17号 身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について

議案第18号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第19号 身延町在宅介護支援センター条例を廃止する条例について

議案第20号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定について

議案第21号 身延町下部農村文化公園条例の制定について

議案第22号 身延町活性化施設の指定管理者の指定について

議案第23号 身延町活性化施設条例の制定について

議案第24号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について

議案第25号 身延町市之瀬味噌加工所条例の制定について

- 議案第26号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定について
- 議案第27号 身延町生産物直売所の指定管理者の指定について
- 議案第28号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について
- 議案第29号 身延町特産品振興条例の制定について
- 議案第30号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 身延町湯町簡易水道事業実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第32号 峡南広域行政組合規約の変更について
- 議案第33号 市川三郷町、甲州市及び中央市の設置、中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入したこと、上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入したこと並びに小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更について
- 議案第34号 南巨摩郡下市町村指導主事の共同設置の廃止について
- 議案第35号 峡南地区市町村指導主事の共同設置について
- 議案第36号 平成17年度身延町一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第37号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第38号 平成17年度身延町老人保健特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第39号 平成17年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第40号 平成17年度身延町下部簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第41号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第42号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第43号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 議案第44号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第45号 平成17年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第46号 平成17年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第47号 平成18年度身延町一般会計予算について
- 議案第48号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第49号 平成18年度身延町老人保健特別会計予算について
- 議案第50号 平成18年度身延町介護保険特別会計予算について
- 議案第51号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第52号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第53号 平成18年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について
- 議案第54号 平成18年度身延町下水道事業特別会計予算について
- 議案第55号 平成18年度身延町青少年自然の里特別会計予算について
- 議案第56号 平成18年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第57号 平成18年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第58号 平成18年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第59号 平成18年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第60号 平成18年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第61号 平成18年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第62号 平成18年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第63号 平成18年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第64号 平成18年度身延町西嶋財産区特別会計予算について

議案第65号 平成18年度身延町曙財産区特別会計予算について

議案第66号 平成18年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について

議案第67号 平成18年度身延町下山地区財産区特別会計予算について

以上、報告1件、条例・規約関係35件、予算関係32件、計68件を一括上程いたします。

日程第8 提出議案の説明を求めます。

説明については、種類別に条例・規約関係と補正予算関係当初予算関係に区切って、お願いいたします。

最初に報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（峡南地区ことばの教室共同設置協議会を構成する地方公共団体の数の増減について）から、議案第31号 身延町湯町簡易水道事業実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまで、町長の説明を求めます。

説明については、簡潔にお願いいたします。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは提案申し上げました議案につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分にしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

処分事項でございますが、峡南地区ことばの教室共同設置協議会を構成する地方公共団体の数の増減についてでございます。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

平成18年1月11日

身延町長 依田光弥

峡南地区ことばの教室共同設置協議会を構成する地方公共団体の数の増減について

地方自治法第252条の6の規定により平成18年2月28日をもって、峡南地区ことばの教室共同設置協議会から上九一色村が脱退するものとする。

理由でございますが、平成18年3月1日に上九一色村が甲府市および富士河口湖町と分村合併することに伴い、峡南地区ことばの教室共同設置協議会を構成する地方公共団体の数を増

減することについて、地方自治法第252条の6の規定により協議が必要であるが、議会を招集する暇がないので専決処分する。

以上でございます。

次に、議案第1号 組織機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
組織機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、行政改革推進による組織機構の改革に伴い、関係条例の整備をするにあたり、本条例を制定する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上でございます。

議案第2号 身延町収入役の事務兼掌条例の制定について
身延町収入役の事務兼掌条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第2項ただし書きの規定に基づき、身延町に収入役を置かず、収入役の事務を助役に兼掌させるため、本条例を制定する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上でございます。

議案第3号 身延町国民保護対策本部及び身延町緊急対処事態対策本部条例の制定について
身延町国民保護対策本部及び身延町緊急対処事態対策本部条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、身延町国民保護対策本部および身延町緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

議案第4号 身延町国民保護協議会条例の制定について
身延町国民保護協議会条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、身延町国民保護協議会の組織および運営に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上。

議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

身延町職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

「身延町国民保護協議会条例」および「身延町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」が制定されること、および人事院ならびに山梨県人事委員会の給与改定に関する勧告により、国家公務員の給与および県職員の給与等が改定されることに鑑み、本条例の一部を改正する必要がある。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上。

議案第6号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上。

議案第7号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

特別会計の整理統合による事務事業の改善と新規事業の導入に伴い、所要の改正を行う必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上。

議案第8号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について
身延町手数料条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、特別遺族給付金の支給を受けようとする者等に対して、戸籍に関し無料で証明を行うため、所要の改正を行う必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上であります。

議案第9号 身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上。

議案第10号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所

所在地 身延町西嶋380番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 みのぶうどん生産組合

主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町高田2375番地5

代 表 者 の 氏 名 組合長 依田公喜

3. 指定の期間

2006年（平成18年）4月1日から2011年（平成23年）3月31日まで

提案理由

身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要である。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に、議案第11号 身延町なかとみ和紙の里条例の制定について

身延町なかとみ和紙の里条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町なかとみ和紙の里の施設の管理を指定管理者に行わせることに伴い、身延町なかとみ和紙の里条例の全部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上でございます。

次に議案第12号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の制定について

身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、山梨県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の全部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上。

議案第13号 身延町高齢者技術伝承館の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 身延町高齢者技術伝承館

所在地 身延町常葉1028番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 身延町身体障害者福祉協会下部支部

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町常葉1028番地

代 表 者 の 氏 名 支部長 小林力

3. 指定の期間

2006年（平成18年）4月1日から2011年（平成23年）3月31日まで

提案理由でございますが、身延町高齢者伝承館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要である。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第14号 身延町高齢者技術伝承館条例の一部を改正する条例について
身延町高齢者技術伝承館条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

高齢者伝承館の管理を、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例による、町長が指定するものに行わせることができるようにするため、本条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案第15号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

山梨県重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案第16号 身延町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
身延町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

生きがい活動デイサービス事業利用者負担金の規定を整備するため、デイサービスセンター

条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案第17号 身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

山梨県乳幼児医療費補助金交付要綱の改正に伴い、身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上。

次に議案第18号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございます。

介護保険法の改正および第3期身延町介護保険事業計画の策定に伴い、平成18年度から平成20年度までの介護保険料の改定、ならびに介護保険運営協議会等の規定を整備するため、介護保険条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第19号 身延町在宅介護支援センター条例を廃止する条例について
身延町在宅介護支援センター条例を廃止する条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

介護保険法の改正に伴い、平成18年4月1日から高齢者の相談窓口となる「地域包括支援センター」を新たに設置するため、在宅介護支援センター条例を廃止する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第20号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 身延町下部農村文化公園

所在地 身延町古関4321番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 農事組合法人下部特産物食品加工組合

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町古関4321番地

代 表 者 の 氏 名 組合長 赤池武弘

3. 指定の期間

2006年（平成18年）4月1日から2011年（平成23年）3月31日まで
提案理由

身延町下部農村文化公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要である。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上。

議案第21号 身延町下部農村文化公園条例の制定について

身延町下部農村文化公園条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町下部農村文化公園の施設の管理を指定管理者に行わせることに伴い、身延町下部農村文化公園条例の全部を改正する必要があるが生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上。

議案第22号 身延町活性化施設の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 身延町活性化施設

所在地 身延町相又425番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 企業組合身延ゆばの里・とよおか

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町相又425番地1

代 表 者 の 氏 名 理事長 市川正人

3. 指定の期間

2006年（平成18年）4月1日から2011年（平成23年）3月31日まで
提案理由

身延町活性化施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要である。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上。

議案第23号 身延町活性化施設条例の制定について

身延町活性化施設条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町活性化施設の管理を指定管理者に行わせることに伴い、身延町活性化施設条例の全部

を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第24号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 身延町市之瀬味噌加工所

所在地 身延町市之瀬170番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 農事組合法人下部特産物食品加工組合

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町古関4321番地

代 表 者 の 氏 名 組合長 赤池武弘

3. 指定の期間

2006年（平成18年）4月1日から2011年（平成23年）3月31日まで

提案理由

身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要である。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案第25号 身延町市之瀬味噌加工所条例の制定について
身延町市之瀬味噌加工所条例の制定の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町市之瀬味噌加工所の管理を指定管理者に行わせることに伴い、身延町市之瀬味噌加工所条例の全部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上。

次に、議案第26号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 身延町市之瀬茶加工所

所在地 身延町市之瀬170番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 下部茶生産組合

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町市之瀬170番地1

代 表 者 の 氏 名 組合長 深沢正光

3. 指定の期間

2006年（平成18年）4月1日から2011年（平成23年）3月31日まで
提案理由

身延町市之瀬茶加工所の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要である。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第27号 身延町生産物直売所の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 身延町生産物直売所

所在地 身延町伊沼116番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団体の名称 ふじかわ農業協同組合

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡増穂町910番地

代表者の氏名 組合長理事 佐野武徳

3. 指定の期間

2006年（平成18年）4月1日から2011年（平成23年）3月31日まで
提案理由

身延町生産物直売所の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要である。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案第28号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 身延町大島農林産物直売所

所在地 身延町大島2580番地3

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 大島農林産物直売所

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町大島2580番地3

代 表 者 の 氏 名 会長 名取好巳

3. 指定の期間

2006年（平成18年）4月1日から2011年（平成23年）3月31日まで
提案理由

身延町大島農林産物直売所の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要である。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案第29号 身延町特産品振興条例の制定について

身延町特産品振興条例の制定の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町特産品振興施設の管理を指定管理者に行わせることに伴い、身延町特産品振興条例の全部を改正する必要があるが生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第30号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について

身延町営住宅条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第357号)が平成18年2月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるが生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案第31号 身延町湯町簡易水道事業実施に伴う関係条例の整理に関する条例について
身延町湯町簡易水道事業実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の議案を提出する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

湯町簡易水道事業実施に伴い、関係条例の一部を改正および廃止する必要があるが生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上でございますけれども、詳細につきましては担当課長から説明がございますので、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長(松木慶光君)

ご苦労さまでした。

提案説明が終わりました。

次に、担当課長の詳細説明を求めます。

報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(峡南地区ことばの教室共同設置協議会を構成する地方公共団体の数の増減について)は、詳細説明を省略いたします。

議案第1号 組織機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第2号 身延町収入役の事務兼掌条例の制定について

議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第6号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

それでは議案第1号 組織機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、詳細説明を行います。

行政改革推進による組織機構の見直しを行いました。課の統合を行うことに伴い、身延町行政組織条例の一部改正であります。

めくっていただきまして、第1条でございますけれども、現在の企画課と財政課をまとめまして企画財政課に、税務課と町民課をまとめまして町民課といたします。また、現在の保育課を子育て支援課に改めて、福祉保健課の中の児童福祉、母子福祉の事務を子育て支援課で行うことといたします。行政改革を推進する体制を強化するため、行政改革係を行政改革室に改めるものです。

中段からは、課の統合に伴い、事務分掌を整理するものでございます。

次のページをめくってください。

第2条、身延町土地利用審議会条例の一部改正、第3条、身延町議会委員会条例、第4条、身延町総合計画審議会条例、第5条、身延町行政改革推進委員会条例の一部改正につきましては、前で説明いたしました課の統合により、所轄課の名称等の改正であります。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するものです。

なお、教育委員会の生涯学習課と文化振興課の統合により、生涯学習課にする関係は教育委員会事務局の組織に関する規則で一部改正されます。

以上で、議案第1号の詳細説明を終わります。

次に議案第2号 身延町収入役の事務兼掌条例の制定について、詳細説明を行います。

地方自治法第168条第2項には、次のように明記されております。

市町村に収入役を置く。ただし、政令で定める市および町村は、条例で収入役を置かず、市町村長または助役をして、その事務を兼掌させることができる。

近年、県下の市町村は収入役を置かない市町村が増加しております。本町といたしまして、合併後1年6カ月を経過し、この間、出納室長が収入役職務代理者として行ってきました。収入役を置かずに、助役にその事務を執り行っていたように、身延町収入役の事務兼掌条例の制定をするものです。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するものです。

なお、附則の中で特別職の報酬審議会条例、および身延町長等の特別職員の給与及び旅費条例の一部改正は、条文中、収入役を削る改正内容です。

以上で、議案第2号の詳細説明を終わります。

次に議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例の詳細説明を行います。

めくっていただきまして、第2条は給与の種類が掲げられ、各種手当が明記されており、その中に武力攻撃災害派遣手当を加えるものです。

第5条は初任給、昇格および昇給の基準が掲げてあります。その5項から10項までが、次のように改正されます。改正内容の主な点は、5項で職員の昇級は4月、7月、10月、1月、昇給として年4回に分かれて行われておりましたが、1月の年1回となります。

6項ですが、給料表が大幅に改正となり、従来の1号級が4分割されます。例えば2級は125号級まで、3級は113号級まで、4級は93号級までと給料表はなります。良好な成績で勤務した職員の昇給は、4号級とすることになります。

7項です。55歳を超える職員の昇給は2号級とすることになります。

8項、職員の昇給は、その属する職務の級における最高号級を超えることはできないこととなります。

9項で、職員の昇給は予算の範囲内で行わなければならないことになります。

10項です。職員の昇給に関し、必要な事項は規則で定めることになります。

第12条の2でございますけれども、ここには災害派遣手当が掲げられております。ここに武力攻撃災害派遣手当が追加されるものでございます。

第17条第2項には、期末手当について掲げられております。現在の給料表は8級制ですが、4月から6級制に変わります。8級を6級に改め、第5項中の4級を3級に改めるものです。

別表第1から別表第3の3までを、次のように改めることになります。

次のページを見てください。

この別表第1は、行政職給料表級別職務分類表です。一般職員が適用となります。その下の欄の別表第1の2は、看護医療職給料表、級別職務分類表です。保健師とか看護師が適用となります。その下の別表第1の3は、福祉職給料表級別職務分類表です。保育士が適用となります。

次のページを見てください。

別表第2は行政職給料表です。現行は8級制ですが、6級制に変わります。ここから3枚続きます。

4枚目の別表第2の2は看護・保健職の給料表です。5級制です。ここから4枚続きます。

次のページは、別表第2の3でございます。福祉職給料表です。4級制となります。3枚続きます。

次のページは別表第3、行政職給料表初任給の基準表です。その下の欄は、別表第3の2は看護・保健職給料表の初任給基準表です。

次のページ、別表第3は福祉職の給料表の初任給基準表です。

附則といたしまして、次のページ、1項ですけれども、施行期日ですが、この条例は平成18年4月1日から施行するものです。

2項といたしまして、行政職給料表、看護・保健職給料表、福祉職給料表の職務の級の切り替えが附則別表第1に掲げられております。このページから数えて4枚目に当たります。各給料表は旧級に対する同表の新級欄に定める職務の級となります。

前の附則のところに戻っていただきまして、3項でございますけれども、号級の切り替えが明記されております。給料表の切り替えは、附則別表第2号級の第2、号級の切り替え表となります。この附則のページから5枚目には、行政職給料表の適用を受ける職員の新号級の切り替え表となっております。

なお、これから3枚めくっていただきまして、8枚目が介護・保健職の給料表の適用を受ける職員の新号級の切り替え表となっております。

さらに、これからめくっていただきまして、前のところから12枚目となりますけれども、これは附則別表第2、号級の切り替え表で、福祉職給料表の適用を受ける職員の新号級の切り替え表となっております。

また、もう一度、前の附則のところに戻っていただきまして、附則の4項のところを見ますと、切り替え日の前日に職務の級の最高の号級を超える給料月額を受けていた職員の号級は、規則で定めることになります。

5項といたしまして、切り替え日の前日の異動者の号級の調整は、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができることとなっております。

6項で、旧号級等の基礎は改正前の職員給与条例および規則で定められたものでなければならないこととなっております。

7項で、給料の切り替えに伴う経過措置でございますけれども、3月31日に受けていた給料月額が4月1日の切り替えにより、前の給料月額に達しない職員は、その差額に相当する額を支給することとなります。

8項ですが、前項の規定による給料を支給される職員との均衡上、必要があると認められるときは、規則で定めるところにより、前条の規定により給料を支給することになります。

次のページに移りまして、9項でございます。

4月1日以降に、新たに給料表の適用を受ける職員については、任用の事情等を考慮して前2項の規定による職員との均衡上必要と認めるときは、規則の定めるところによりまして、前2項の規定に準じて給料を支給することになります。

10項ですが、職員給与条例第7条の2第2項は管理職手当との関係が掲げられ、第17条第5項は期末手当の加算額が明記されております。切り替えで前の給料月額に達しない職員は、その差額に相当する額を合計した額が管理職手当支給計算の基礎額となり、また期末手当の支給計算の基礎額となります。

11項に入りまして、平成22年3月31日までの間における身延町職員給与条例の適用に関する特例でございます。この表中、第5条第6項は、職員の昇給に関する経過措置として、平成22年までの4年間については、4号級とあるのを3号級と、3号級とあるのを2号級と置き換えることとなります。第5条第7項は、55歳以上の職員の昇給に関する経過措置としたしまして、平成22年までの4年間については4号級とあるのを3号級と、3号級とあるのを2号級と、2号級とあるのを1号級と置き換えることとなります。

規則への委任、12項ですけれども、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとなります。

13項、公益法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部改正です。

次をめぐっていただきまして、第4条中とありますけれども、第4条は派遣県職員の給与等が掲げられております。寒冷地手当が支給対象地域から除かれたことによる削除です。

第6条中ですけれども、派遣職員の復帰時における処遇の条文整理です。

第7条は派遣職員の給与の種類で、寒冷地手当が支給対象地域から除かれたことによる削除です。

第14項ですけれども、身延町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第6条第1項には、職務復帰後における給与の取り扱いで、条文の整理でございます。

下のほうに附則別表第1、附則別表第2と掲げてありますけれども、次のページを見てください。

附則別表第1ですけれども、これは職務の級の切り替え表でございます。

次のページですが、附則別表第2。これは号級の切り替え表でございます。行政職給料表の適用を受ける職員の新号級です。

これから3枚めぐっていただきまして、看護・保健職給料表の適用を受ける職員の新号級となります。

これから4枚めぐっていただきまして、福祉職給料表の適用を受ける職員の新号級となります。

以上で議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例の詳細説明を終わります。

次に議案第6号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を行います。

職業生活と家庭生活の両立支援のための人事院規則の一部改正に伴う職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

めくっていただきますと、第8条の2が出てまいりますけれども、小学校就学前の子のある職員が請求により早出、遅出を申し入れたときは早出、遅出を適用するものでございます。日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員についても、準用することとなります。

次のページをめくっていただきまして、第15条の関係ですけれども、介護休暇について、家族で病気や身体に障害、もしくは精神障害による日常生活を営むのに支障がある職員は介護休暇が認められるものです。

下の別表は特別休暇が掲げられております。男性職員の育児参加を促進するため、男性職員の育児参加休暇が設けられました。妻の産前産後の期間に出産にかかる子、または上の子、小学校の就学前の養育のために、5日間の範囲内で育児参加のための休暇が取得できるようになります。

以上で議案第6号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

議案第3号 身延町国民保護対策本部及び身延町緊急対処事態対策本部条例の制定についておよび議案第4号 身延町国民保護協議会条例の制定については、詳細説明は省略します。

議案第7号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

議案第9号 身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

議案第7号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、2枚目をお開きください

身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例の内容でございます。

条文にございますように、第5号から第10号を削りまして、第4号の次に次の3号を加えるということでございます。この3号につきましては、記載のとおり、5項といたしまして身延町簡易水道事業特別会計、内容については、記載されているとおりであります。

それから6といたしまして、身延町農業集落排水事業等特別会計。

7といたしまして、身延町下水道事業特別会計でございます。

この改正によりまして、従来からございます特別会計につきましては、身延町高齢者保養施設事業特別会計が削除されます。一般会計で処理することとなります。

2点目でございますが、身延町下部簡易水道事業特別会計、また中富簡易水道特別会計、さらには身延町身延簡易水道事業特別会計、この3つの特別会計が身延町簡易水道事業特別会計に統一されます。

3点目でございますが、身延町農業集落排水事業等特別会計の改正につきましては、戸別浄化

槽整備事業を追加したものであります。

それから身延町下水道事業特別会計につきましては、身延および下部下水道事業を追加したものでございます。

条文に戻りまして、第11号から23号までを3号ずつ繰り上げるという形で、号級が変わるわけでございます。

附則といたしまして、施行期日は18年4月1日からいたします。

経過措置といたしまして、改正前の特別会計の設置条例の規定につきましては、18年5月31日まで効力を有することといたします。

これによりまして、特別会計の全部の数については、現在23会計ございますが、3つ減りまして20会計となります。

以上が議案第7号の説明でございます。

次に、議案第9号の詳細説明をさせていただきます。

議案第9号は、身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定であります。

今回この条例を制定する理由につきまして、少し説明を加えさせていただきます。

地方自治法の214条におきまして、歳出予算の金額、それから継続費の総額、または繰越明許費の金額の範囲以外で地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておくことが必要になっております。

一方、234条の3におきまして、電気、ガス、水等の供給、それから電気、通信、不動産を借りる契約、その他政令で定める契約は締結することができることとされております。これを受けまして、施行令第167条の17におきまして、政令で定める契約は翌年度以降にわたり、物品を借入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、事務に支障をおよぼすようなもののうち、条例で定めるものとする規定が平成16年11月10日、追加施行されております。このため本町においても新たな条例を定めて、適正な事務処理に資していきたいということでございます。

なお、今条例を定めている町村につきましては、現在9市町村ございます。今回の3月議会で12市町村が同様の制定をする予定になっております。

めくっていただきまして、条例の内容につきましては2つございます。

まず1つといたしまして、印刷機、複写機、電子計算機およびその関連装置、それからファクシミリ装置、その他の物品を借入れる契約で、翌年度以降にわたり契約を締結することが商慣習となっているもの。

2点目で、清掃、建物およびその付属設備の維持管理、廃棄物の処理、警備その他の役務の提供を受ける契約で、年間を通じて役務の提供を受けることを要するものというものでございます。

附則といたしまして、この条例については公布の日から施行してまいりたいと思います。

以上が詳細説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

議案第8号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について
町民課長。

○町民課長（遠藤和美君）

それでは、議案第8号の内容につきまして、詳細説明をさせていただきます。

町長の提案理由にもありましたとおり、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴いまして、第7条の手数料の免除規定に1号を加えさせていただくものです。

条文の中の24号中の法第83条の規定に該当する者は、石綿による健康被害を受けた者および、その遺族です。

なお、この条例の施行日は、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行の日からとなっております。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

議案第10号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定については、詳細説明を省略いたします。

議案第11号 身延町なかとみ和紙の里条例の制定について
文化振興課長。

○文化振興課長（二宮喜昭君）

議案第11号 身延町なかとみ和紙の里条例の制定について、詳細説明をいたします。

制定内容については、現在の条例に指定管理者の管理の基準や業務の範囲など、必要事項を定める条文を加え、休所日を12月28日から1月4日までとなっておりますものを、1月2日から営業している現状に合わせて、1月1日までとするものです。

以上が主な改正内容ですが、公布の日は施行日からとなっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

議案第12号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の制定について、および議案第14号 身延町高齢者技術伝承館条例の一部を改正する条例についてから議案第18号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてまで。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

議案第12号および、議案第14号から議案第18号までの詳細説明を申し上げます。

議案第12号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の制定についてですが、ひとり親家庭医療費の助成につきましては、県単独事業として山梨県が市町村に2分の1を補助しています。

昨年10月から介護保険の介護サービスのうち、施設に入所する方の食費が自己負担になりました。このような状況の中で、山梨県においても、入院時、食事療養費の助成を廃止する内容と合わせまして、文言を整理するため、山梨県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱を全部改正しました。この県の補助金交付要綱の改正に伴いまして、町の条例も文言を県に合わせるため、全文改正したものであります。

内容が改正された条文は、めくっていただきまして、めくったうしろのページに、上から3行目に6とあります。これは第2条第6項の保険給付費の条文であります。この中に1号として医療保険各法に規定する療養の給付ならびに、この「ならびに」の次に「入院時食事療養費」という文があったわけですが、この部分を削除した内容になっております。条文の全部改正で

ありますが、内容的には、この入院時食事療養費を削除した部分であります。

次に議案第14号に移っていただきまして、身延町高齢者技術伝承館条例の一部改正ですが、この施設は、身体障害者小規模通所作業所として、議案第13号で町長から申し上げました身延町身体障害者福祉会下部支部に、指定管理による管理を行わせることができるようにするための条文の改正および追加であります。

次に議案第15号に移っていただきまして、身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正ですが、これは第12号で説明しましたように、県の補助金交付要綱に合わせ、入院時食事療養費を助成対象から除くことと。今までは65歳以上の者は所得制限がなかったわけですが、これからは65歳以上の方でも所得の多い方は制限を設ける内容で、65歳以上の方を削った内容になっております。

次に議案第16号に移っていただきまして、身延町デイサービスセンター条例の一部改正ですが、生きがい活動デイサービスは下部、中富、身延の3地区で、それぞれ社会協議福祉会に委託し実施しています。

食事については、地区においてそれぞれ運営が違うため、実際の利用者の料金は違っておりますので、実態に合わせるため、町長が定める額に改正するものであります。

次に議案第17号に移っていきまして、これは身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正ですが、これも先ほどの議案第12号と同じように、県の補助金交付要綱に合わせ、入院時食事療養費を助成対象から除くことの改正です。

次に、議案第18号をお願いします。

身延町介護保険条例の一部改正ですが、第2条は平成18年度から平成20年度までの介護保険料を改正するものであります。

4号が基準になります。第4号の方は、対象としまして、本人が住民税非課税で他の家族は課税されているという対象ですが、年額4万920円で、月額では3,410円になります。

それから1号と2号が基準額の0.5倍の額になりますが、この1号の方は生活保護の受給者の方、2号の方は住民税が非課税世帯で、収入が80万円以下の方が2号になります。この2つの方は基準額の0.5倍です。2号が新たに追加されまして、低所得者対策として生活保護の受給者の人は0.5倍の半額になっております。

3号の方は住民税非課税世帯で、第2段階以外の方ですが、この方は0.75倍。

それから5号の方は、本人が課税で、所得が200万円未満の方ですが、1.25倍になっております。

6号の方が、本人が課税で所得200万円以上ということで、その方については1.5倍になっております。

すべて国の基準に基づきまして改正したもので、金額につきましては3,410円ということで、県では公表されていないわけですが、県下でも低いほうの部類に入っております。

次に、第3章に介護保険運営協議会の条文を追加しました。これにつきましては、今まで計画策定時は介護保険事業計画策定委員会、計画策定時以外は介護保険運営協議会をそれぞれ要綱で立ち上げてきました。先進的な市町村は、条例で介護保険運営協議会が規定されていますので、本町としまして、今回の保険料の改正と合わせまして、介護保険運営に住民の皆さんの声をお聞きする場として明確に条例で規定し、今回条文を追加しました。これから介護保険運営の審議を住民の方を含めまして、審議会でいろいろな審議をお願いするつもりであります。

ずっとめくっていただきまして、附則になりますが、この附則の第2条第1項につきましては、税制改正に伴い、激変緩和措置として平成18年度分の保険料について、通常第4号1.0倍になっていますが、それに該当する者のうち、税制改正がなかった場合、第1段階から第3段階に該当する者には、減額割合した額で計算された額が1号から3号で規定しています。同じように、第5号に該当する者のうち、税制改正がなかった場合は、第1段階から第4段階に該当する者に減額割合した額で、計算された額がそれぞれ4号から7号まで規定しています。

また、次のページの2項につきましては、同じように平成19年度の保険料の減額が規定されております。このことにより、1号被保険者の全員が第2条の規定どおりになるのは、3年目の平成20年度からになります。

以上が詳細説明です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

議案第13号 身延町高齢者技術伝承館の指定管理者の指定について、および議案第19号 身延町在宅介護支援センター条例を廃止する条例についてから、議案第30号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例についてまでは、詳細説明は省略いたします。

議案第31号 身延町湯町簡易水道事業実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

水道課長。

○水道課長（井上隆雄君）

それでは、議案第31号 身延町湯町簡易水道事業実施に伴う関係条例の整理に関する条例について、詳細説明いたします。

次のページをお願いいたします。

まず、第1条でございますけれども、身延町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

現状条例にあります第3条の表、三保簡易水道の項の次に次の1項を加えるということでございまして、下段にございますカギ括弧部分の項目が加えられます。名称が湯町簡易水道。給水区域が大字下部のうち、横道から下段にあります湯之奥のうち久保平までの、掲げられている地区でございます。給水人口が405人ということでございまして、1日最大給水量が1,040立方でございます。

次に第2条でございますけれども、身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。やはり現行条例にあります第2条の表、三保簡易水道事業の項の次に次の1項を加えるということでございまして、下段にありますカギ括弧の部分が加えられることになります。事業区分ということで、湯町簡易水道事業となります。右側の給水区域につきましては、上段の設置条例と同じ区域でございます。

引き続きまして、第3条につきましては、身延町湯町簡易水道事業給水条例は、湯町簡易水道施設整備の完了の日限り廃止するものであります。

附則といたしまして、施行期日は、この条例は公布の日から施行するということでございます。

経過措置につきましては、第2条の規定による改正後の身延町簡易水道事業給水条例第2条の表、湯町簡易水道事業の項の規定は、湯町簡易水道施設整備完了の日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

以上で報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（峡南地区ことばの教室共同設置協議会を構成する地方公共団体の数の増減について）から、議案第31号 身延町湯町簡易水道事業実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまでの説明が終わりました。

引き続き、提出議案の広域関係の説明を求めます。

議案第32号 峡南広域行政組合格約の変更についてから、議案第35号 峡南地区市町村指導主事の共同設置についてまで、町長の説明を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは、議案第32号 峡南広域行政組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、峡南広域行政組合格約を次のとおり変更する。

峡南広域行政組合格約の一部を改正する規約（別紙）

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、平成18年4月1日より障害者自立支援法が施行されることに伴い、障害程度区分の認定に係る調査、医師意見書の取り扱い、審査および判定に関する事務を峡南広域行政組合において共同処理するため、同組合格約の変更が必要であり、この協議には、地方自治法第290条の規定により議会の議決が必要である。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上でございます。

議案第33号 市川三郷町、甲州市及び中央市の設置に、中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入したこと、上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入したこと並びに小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更について

市川三郷町、甲州市および中央市の設置に中道町および上九一色村の区域の一部を甲府市に編入したこと、上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入したこと、ならびに小淵沢町を北杜市に編入することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の3第1項の規定を適用し、山梨県市町村自治センターが当該6市町村の区域における事務を従前の例により行うものとするについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を次のとおり変更する。

1. 三珠町、市川大門町および六郷町が平成17年9月30日をもって山梨県市町村自治センターを脱退し、市川三郷町が平成17年10月1日から山梨県市町村自治センターに加入したので、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する。
2. 塩山市、勝沼町および大和村が平成17年10月31日をもって山梨県市町村自治センターを脱退し、甲州市が平成17年11月1日から山梨県市町村自治センターに加入したので、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する。

3. 玉穂町、田富町および豊富村が平成18年2月19日をもって、山梨県市町村自治センターを脱退し、中央市が平成18年2月20日から山梨県市町村自治センターに加入したので、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する。
4. 中道町および上九一色村が平成18年2月28日をもって、山梨県市町村自治センターを脱退したので、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する。
5. 小淵沢町が平成18年3月14日をもって、山梨県市町村自治センターを脱退するので、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、市川三郷町、甲州市および中央市の設置、中道町および上九一色村の区域の一部を甲府市に編入したこと、上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入したこと、ならびに小淵沢町を北杜市に編入することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条の3第1項の規定を適用し、山梨県市町村自治センターが当該6市町の区域における事務を従前の例により行うものとするについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更に係る協議が必要であり、この協議には地方自治法第290条の規定により議会の議決が必要である。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上。

次に議案第34号 南巨摩郡下市町村指導主事の共同設置の廃止について

平成18年3月31日をもって、南巨摩郡下市町村指導主事の共同設置を廃止する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

南巨摩郡下の市町村に西八代郡下の市町村を加え、新たに峡南地区として再編するため、いったん南巨摩郡下の市町村による共同設置を廃止することについて、地方自治法第252条の7の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上です。

議案第35号 峡南地区市町村指導主事の共同設置について

平成18年4月1日をもって、峡南地区市町村指導主事を共同設置し、併せて別紙のとおり峡南地区市町村指導主事共同設置規約を制定する。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

西八代郡下および南巨摩郡下の市町村をもって、峡南地区として共同設置することに伴い、地方自治法第252条の7の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

議案第32号 峡南広域行政組合規約の変更についてから、議案第35号 峡南地区市町村指導主事の共同設置についてまでは、詳細説明を省略いたします。

以上で議案第32号 峡南広域行政組合規約の変更についてから、議案第35号 峡南地区市町村指導主事の共同設置についてまでの説明が終わりました。

説明途中ではありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（松木慶光君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第36号 平成17年度身延町一般会計補正予算（第7号）について

議案第37号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第38号 平成17年度身延町老人保健特別会計補正予算（第4号）について

議案第39号 平成17年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第40号 平成17年度身延町下部簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）について

議案第41号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

議案第42号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

議案第43号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

議案第44号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第4号）について

議案第45号 平成17年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第46号 平成17年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）について

まで、町長の説明を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは、議案第36号から説明させていただきます。

議案第36号 平成17年度身延町一般会計補正予算（第7号）

平成17年度身延町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ929万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億7,512万3千円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条、継続費の変更は「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第4条、地方債の変更は「第4表 地方債補正」による。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第37号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について平成17年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,423万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,938万1千円とする。

以下、省略させていただきます。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第38号 平成17年度身延町老人保健特別会計補正予算(第4号)について平成17年度身延町の老人保健特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,197万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,018万5千円とする。

以下、省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第39号 平成17年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)について平成17年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,200万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,561万2千円とする。

以下、省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第40号 平成17年度身延町下部簡易水道事業等特別会計補正予算(第4号)
平成17年度身延町の下部簡易水道事業等特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に入歳出それぞれ316万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,782万6千円とする。

以下、省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第41号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成17年度身延町の中富簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ256万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,387万円とする。

以下、省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第42号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成17年度身延町の身延簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ756万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,319万2千円とする。

以下、省略させていただきます。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第43号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について

平成17年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ334万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,195万5千円とする。

以下、省略させていただきます。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第44号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第4号)について

平成17年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ167万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,294万9千円とする。

以下、省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第45号 平成17年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)

平成17年度身延町の大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正

予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58万2千円とする。

以下、省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第46号 平成17年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）

平成17年度身延町の広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117万円とする。

以下、省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

以上、平成17年度一般会計および特別会計の補正予算について、提案理由を申し上げますので、ご審議の上ご決定をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細説明につきましては、担当課長がいたしますので、よろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

次に担当課長の詳細説明を求めます。

議案第36号 平成17年度身延町一般会計補正予算（第7号）について
財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

議案第36号 平成17年度身延町一般会計補正予算（第7号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

ページ数で、7ページから説明させていただきます。

7ページ、第2表の継続費の補正であります。継続費を今回変更したいということでございます。平成17年度の当初予算に計上いたしました継続費の一部につきましては、表のとおり変更するものであります。

10款の教育費、2項の小学校費において、まず1点目ですが、身延北小学校、校舎、体育館新築事業建築工事におきまして、表のとおり、補正前総額については12億2,115万円であります。補正後、総額は同額でございますが、年度の内訳において、17年度分が左と右を比べていただきますと、マイナス2,065万8千円となっております。18年度分がその分増額となっております。

次に身延北小学校、校舎、体育館新築事業建築工事管理委託であります。総額については1,848万円で変わりありません。年度の区分で、17年度分がマイナス36万7千円、18年度分といたしまして36万7千円がプラスされているところでございます。

以上が、継続費を補正するものであります。

次の８ページをお願いします。

第３表、繰越明許費であります。

まず２款の総務費、１項の総務管理費におきまして、事業名、新泉源の掘削事業であります。内容的には３点掲げてございますが、金額といたしまして７，４６４万円を次年度に繰り越していきたいというものでございます。平成１７年６月、７月の補正予算において９，３９７万５千円を計上しました。このうち７，４６４万円を繰り越すものであります。

次に男女共同参画推進事業であります。これにつきましては未契約ということで、全額を、４０万円ではありますが、次年度へ繰り越すものであります。

次に６款の農林水産業費、１項の農業費であります。県営中山間事業において、内容的には記載のとおり２点であります。予算額を合計して４，８３３万９千円でありましたが、このうち記載のとおり５３７万５千円を次年度へ繰り越すものであります。

次に８款の土木費、１項の土木管理費、道路整備計画作成業務であります。これは２月１５日に契約は済んでいるわけでございますが、全額３６７万５千円を繰り越すものであります。

次に２項の道路橋梁費、町道道路改良補装事業３路線、さらにそれに伴う用地取得の内容であります。合計、予算額が９，０１１万７千円でありましたが、そのうち７，３５４万７千円を繰り越すものであります。

以上が繰越明許費であります。

次に９ページの、第４表の地方債補正をお願いします。

地方債の変更であります。一番左の欄に起債の目的別に表がつくられております。

まず、この起債の目的の表し方について変更が一部ございましたので、この点を先に申し上げます。

上から２つ目の自然災害防止事業債、それから次の一般公共事業債であります。これは一般公共事業債という形で予算がされておりましたが、今回細分化して、さらに事業目的別に２つに分けたものであります。

そして、その次の地方特定道路事業債については、以前臨時地方道路整備事業債という名称が使われておりましたが、これについても大分類から中分類に変更いたしまして、記載のとおり、地方特定道路事業債という名称に変更させていただきました。

金額でございますが、まず一番上の過疎対策事業債。補正前は１億８，５１０万円でありました。補正後、右の表であります。限度額１億９，５００万円ということで、５４０万円プラスされました。この充当先については、町道に充てるものであります。

次に自然災害防止事業債１，３９０万円でありましたが、１，８５０万円ということで、４６０万円プラスされました。これは治山工事に充てる財源であります。

次の一般公共事業債３，８５０万円を２，９１０万円にするものであります。マイナス９４０万円です。中山間地域の農地防災事業に充てる財源であります。

それから一番下の合併特例事業債５億１，５９０万円でありましたが、４億８，２９０万円、３，３００万円減額するものであります。北小の建設事業に充てる財源であります。

飛ばした４点につきましては、変わっておりません。

合計といたしまして、１２億３，７９０万円から１２億５５０万円に、マイナスの３，２４０万

円ということであります。

以上が地方債を補正するものであります。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

12ページを開いてください。

まず歳入の1款町税であります。今回補正額は2,500万円であります。法人税の収入の増が若干ございましたので、現状に合わせる形で補正させていただきました。

次に4項の町タバコ税であります。マイナス100万円です。当初の計画より減額となる見込みでありますので、補正させていただきました。

6項の入湯税においても300万円の減額であります。

12款の分担金及び負担金であります。民生費の負担金におきまして1,264万6千円の補正です。右の節欄ならびに説明欄にありますように、児童福祉費ということで、保育料の保護者現年度負担金におきまして1,544万8千円の増額であります。これにつきましては、当初予算で概算を見込みましたが、年度末の見込み額が確定してまいりましたので、今回調整させていただいたものであります。

次の老人福祉費の負担金、マイナス280万2千円については、実績見込みがつきましましたので減額するものであります。

12款については、合計で1,232万6千円の増額となります。

次に13款使用料及び手数料であります。合計でマイナス34万3千円となります。

次に14款国庫支出金、1目で民生費の国庫負担金1,212万5千円ということでありますが、これは保育所関係の負担金で、やはり1,219万1千円の増額ということでございます。実績見込みによる増であります。合計で1,188万7千円の増額になります。

次に2項の国庫補助金につきましては、次の14ページで、合計1,080万7千円の増額でございますが、内容について、ちょっと振り返って、13ページをもう一度お開きください。

保健衛生費の補助金、マイナス130万4千円であります。これは記載のとおり、補助金が交付金に変更ということで、マイナス127万5千円になります。それから次の2節において、汚水処理施設整備交付金という形で、255万円計上になります。これは国の内示額97基分ということで、合計1,663万2千円が今年度確定したことによりまして、増額するものであります。

めくっていただきまして、5目で教育費の国庫補助金。補正額1,241万1千円の増額でございますが、この主なものは2節にあります小学校費補助金。これは北小学校の建設事業について単価補正等がございまして、増額になる見込みであります。

次に15款の県支出金であります。1目の民生費の県負担金におきまして835万6千円の増額です。やはり保育所関係の確定見込みによる増額等であります。

次に2項の県補助金につきましては、次のページにいきまして、合計欄でございますように、マイナス1,835万4千円ということであります。それぞれ事業が確定、あるいは確定見込みを出す中で増減させていただいたものであります。このうちの6目の土木費については、公共下水道事業補助金ということで159万円増額ということであります。これは事業費の増によりまして、国庫補助負担額の2.5%が補助金ということでまいるものでございます。

次に3項の県委託金については、マイナス188万7千円。これについては記載のとおりであります。

次に16款の財産収入575万4千円の補正であります、次の16ページをお開きください。

それぞれ基金の利子等の増減があるわけですが、この真ん中へんにございますように、地域福祉基金利子ということで536万1千円。非常に大きな利子がついたわけでありますけれども、旧下部の定期預金が満期になりまして、この利息が高額であります、ついたということで計上させていただきました。これらを含んでおります。

2項の財産売払収入であります、1目不動産売払収入で363万8千円を補正いたしました。これは土地の売払収入ということですが、法定外公共物、いわゆる赤道とか青道であります、この売り払い手続きが済み次第行われております。これらの合計で、今回計上するわけでありますけれども370.06平方メートル、合計で。今年度は歳入面に計上できるという見通しになりましたので、補正いたしました。

次に17款の寄附金であります。2目の指定寄附金ですけれども1,037万2千円あります。この中には、冒頭、町長のお話にもありましたように、故望月小太郎氏の寄附金1千万円、さらには旧中富の中山の山中さまほか3名による35万円、あるいは身延のサウンドヴィレッジファミリーさま2万2,210円等、合計いたしまして1,037万2千円を受け入れたものであります。

次のページ、17ページで18款繰入金であります。基金繰入金ということで、2目で公共施設整備基金繰入金でございます。これは減額で1,102万5千円でございます。当初予算におきまして1億8,047万5千円、取り崩すことになっておりましたが、今回1,102万5千円、これを減額するというので、財源の措置をさせていただいたものであります。

次に4目の地域福祉基金の繰入金ですが、増額ですが、536万1千円。先ほど歳入のところで出てきましたように、旧下部の地域福祉基金の利子につきまして、いったん積み立てをしたあとに、福祉事業の財源という形で取り崩す形に歳出のほうでなっております。

次に6目の北小学校建設基金繰入金、減額219万9千円あります。これは事業費の確定等によりまして、また補助金あるいは起債の変更等により減額するものであります。

次に湯町の開発基金であります、127万5千円の減額です。やはりこれも事業費の変更により減額するものであります。

次に20款の諸収入です。雑入でありますけれども、合計で1,238万2千円ということで、いずれも決算見込みによりまして、記載のそれぞれの事業が減額ということでございます。

18ページを開いてください。

21款の町債でございます。1目の農林水産業債につきましては、補正額340万円あります。まず、農業債として940万円の減額。これは中山間地域農地防災事業の事業費の変更によるものであります。それから2節の林業債として600万円の増額。これは林道三石山線の負担金、それから小規模治山事業等でございます。

土木債については550万円の増額。これは町道5路線の改良工事に充てたものであります。

それから消防債については、150万円の減額です。耐震貯水槽の事業に充てたわけですが、事業費等の減額等により減額すると。

それから教育債、やはり3,300万円の減額です。北小の建設事業でございますけれども、事業の確定等によりまして、起債を減額するものであります。

次に19ページ以降、歳出の説明に移らせていただきます。

事務事業の決算見込み等によりまして、今回、追加補正あるいは不用額等を減額させていただいております。説明につきましては、特に大幅な変更があったもの等を主体に詳細説明させていただきたいと思っております。

なお財源組み替えの内容につきましては、予算の内容ではありませんので、補正額の財源内訳という欄が真ん中にございますが、この欄において調整させていただきまして記載されておりますので、ご承知おきを願います。説明欄について、あえて記載はしておりません。財源の内訳のところで、計算させていただいております。

まず議会費におきましては、項の合計だけ、以下申し上げます。

補正額マイナス426万5千円ということであります。それぞれの額が確定したということで減額であります。

次に2款の総務費であります。総務費につきましては、それぞれ記載どおりの事業の増減があったわけでありまして。総額は22ページの真ん中ほどにございますように、計といたしまして、補正額、減額5,678万1千円となるわけでありまして。

詳細に説明させていただきますが、一部でございますが、20ページをお開きください。戻ってください。

20ページにおいて、2節、3節、4節の、いわゆる人件費がそれぞれ減額になっておりますが、これについては収入役の報酬等が、給料等が予算に計上されておりましたが、今回減額するというございます。

あとは、それぞれ次のページ、さらには22ページにわたりまして、それぞれの事業の一部増減等が記載してございますが、ご覧のとおりでございます。

次に5項の統計調査費については、次のページの計欄にありますように、減額の194万9千円でございます。

次に6項の監査委員費については、減額の23万7千円であります。

7項の国土調査費につきましては、次のページをお願いいたします。計といたしまして39万7千円の減額であります。

次に8項の支所及び出張所費であります。合計欄にありますように、減額の365万8千円であります。これも記載のとおりでございます。

3款に移りまして、民生費であります。1項の社会福祉費につきましては、25ページの一番下にありますように、合計で1,080万3千円の増額になるわけでありまして、これにつきましては25ページの節欄の上から4つ目に繰出金、国民健康保険の繰出金が426万円の増額。それから、その次の3目の老人福祉費で、介護保険への繰出金が660万7千円。さらに4目の老人医療費で、老人保健特別会計への繰出金が1,188万7千円ということで、これらが大きな要因となっております。それぞれ特別会計への繰出金が増額になっているという状況であります。

26ページをお願いいたします。

2項の児童福祉費であります。合計欄については、次の27ページにございますように、3,482万円の増額になります。この大きな要因といたしましては、8目の民間保育所費3,313万円の増額ということでありますが、説明欄のとおり、13節の委託料で2,903万5千円。民間保育所運営費ということで、民間保育所の所要額が確定してまいりましたことにより予算が不足いたしました。今回補正をお願いするものであります。

次に19節で409万7千円ありますが、保育料軽減補助金とございます。この保育料軽減補助金はその前の民間、それから公立の保育所にも、額は違いますけれども、それぞれ計上がされているわけですが、保育料の軽減補助金の計上につきましては、国の基準額と、それから本町の保育料の徴収額との差額を分かりやすくするために表したものであります。計上してあるわけですが、今回、保護者所得階層の確定、それから園児数等の確定によりまして、町立あるいは私立等も今回補正をさせていただいたところであります。

次に4款の衛生費ですが、次のページをめくってください。

合計欄が29ページにありますように、29ページの上から3つ目です。計といたしまして2,897万2千円の減額になるわけでありまして、この主な点といたしましては、28ページの上から2つ目の欄にありますように19節。これは目としましては予防費中のものですが、19節で1千万円の増額。これはへき地医療拠点病院の運営費補助金ということで、飯富病院へ。町内5診療所分の、いわゆる赤字補てん分という形で200万円×5施設、合計1千万円を出すものであります。

次に29ページの一番上の欄ですが、19節。これは環境衛生費中のものがございますけれども、減額の2,062万2千円もの大きなものがございますが、これは合併浄化槽の補助金につきまして、実績見込みにより減額するというものであります。

次の項に移ります。

2項で清掃費ですが、これは16万5千円の増額。

それから3項の簡易水道運営費につきましては、次のページをお願いします。減額です。1,829万3千円の減額であります。これにつきましては、その上から2つ目の欄にございますように、28節で繰出金でございます。それぞれの特別会計の繰出金が減額になったということでございます。簡易水道の繰出金の減額によるものが大きな要因であります。

それから5款の労働費については、1項労働諸費で、合計といたしまして減額の40万4千円。

それから6款の農林水産業費に入りまして、農業費におきましては、33ページの補正額合計欄で1,338万9千円の減額ということでありまして、これは農業関係のそれぞれの事業が一部増減というような形もあるわけですが、それぞれ確定いたしました。また不用額等の調整もさせていただく中で、合計で1,338万9千円の減額になったということでありまして、内容的には説明欄にございますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に2項の林業費ですが、次のページで、合計といたしまして14万7千円の増額です。

それから7款の商工費ですが、1項の商工費。これは減額11万5千円です。

それから2項の観光費につきましては、やはり減額の155万7千円であります。説明欄のとおりであります。

次に35ページですが、8款の土木費、補正額3,395万7千円の減額です。この大きなものは、その1目でございます13節、減額2,293万2千円ですが、これは道路台帳作成業務等の委託業務につきまして執行残がございましたので、これを減額するものであります。それから、その下の急傾斜地の負担金につきましては、やはりこれも事業費の確定によりまして、減額通知により予算を減額するものであります。

2項の道路橋梁費につきましては、増額でございますが、565万3千円。これは降雪、雪による重機の借上料の追加分であります。

3項の河川費は、減額で324万6千円でございます。

次のページをお願いします。

5項の住宅費530万円の減額です。

6項の下水道費1,627万3千円の減額です。これも主なものは、28節の下水道事業の繰出金が主な内容であります。

次に9款の消防費でございますが、37ページにありますように、計といたしまして1,180万3千円の減額になります。それぞれの事業の確定により減額するものであります。

それから防災費。これについては、やはり減額の99万円であります。

次のページをお願いします。

10款の教育費でございますが、1項の教育総務費につきましては、減額292万1千円でございます。記載のとおりの内容でございます。

次に2項の小学校費でございますが、次のページをめくってください。

41ページに合計欄がございますように、減額の3,213万5千円となります。この中で21目の北小学校建設事業費、減額2,365万8千円でございますが、右の説明のとおり、15節また22節でございますが、校舎、それから体育館等の建設工事の入札差金等がございましたので、それらを減額するものであります。

3項の中学校費につきましては、次の42ページの合計欄がございますように、91万6千円の減額になります。

4項の社会教育費につきましては、次の44ページに合計欄、記載のとおり987万7千円の減額であります。

それから5項の文化振興費につきましては、46ページに記載してございますように、計欄にありますように、合計でマイナス1,203万円であります。

やはりそれぞれの事業、説明欄にあるような事柄につきまして、事業の確定等により減額あるいは一部増額等もあるわけでございますが、今回補正させていただきました。

それから6項の保健体育費につきましては、47ページの合計欄がございますように、減額の270万8千円であります。

11款の災害復旧費につきましては、次の48ページがございますように、29万5千円の減額になります。

13款の諸支出金につきまして、説明を申し上げます。これは1項といたしまして、基金費であります。まず1目の財政調整基金。今回の補正額1億7万1千円になるわけですが、財源のところにございますように、元金といたしまして一般財源1億円を積み立てるものであります。その他については、利子の部分でございます。

今まで説明してまいりましたように、予算現額等がそれぞれあったということで、一般財源の一部について来年度以降の財源調整のために、今回1億円を積み立てておきたいという狙いでございます。

それから2点目であります。

2目の減債基金費であります。これにつきましても9,919万9千円。金額が細かいわけでございますが、端数調整等も含めまして、一般財源欄にございますように9,905万3千円を同じ理由によりまして、積み立てるものであります。

3目から次のページにわたる10目までは、いずれも基金の利子分の調整であります。

それから11目です。11目の地域福祉基金536万1千円につきましては、歳入面でご説明いたしましたように、一部の定期預金の満期ということで利息が多額につきまして、その分でございます。536万1千円。基金利子分であります。

次に、12目の身延北小学校建設基金997万6千円の補正増であります。これにつきましては、歳入で申しましたように、指定寄附金が1千万円ございました。これを元金として積み立てるわけですが、その他欄で利子分が一部減額になった部分もありますので、差し引きされて997万6千円という形になるわけであります。

それから一番下の16目の身延福祉健康拠点施設整備基金であります。33万6千円の増でありますが、これもやはり歳入で申しましたように、指定寄附金、合計で35万円でございますが、これを元金として積み立てるわけですが、利子分が一部減額になった分もありますので、差し引きで33万6千円という形になります。

以上、今回の補正予算の補足説明という形でさせていただきました。一部基金の積み立て等もあるわけですが、財源調整ということで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（松木慶光君）

議案第37号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第38号 平成17年度身延町老人保健特別会計補正予算（第4号）について

町民課長。

○町民課長（遠藤和美君）

それでは議案第37号、それから議案第38号につきまして、詳細説明させていただきます。

まず議案第37号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての詳細説明をさせていただきます。

今回の補正は、実績数値および今後の推計数値に基づきまして補正をお願いするものです。

補正金額は、歳入歳出それぞれ5,423万9千円を減額するものでございますが、その内容について簡単に説明をさせていただきます。

では、8ページの歳入から説明させていただきます。

8ページをお願いします。

4款1項2目、マイナス4,956万1千円、それから3目高額医療費共同事業負担金、マイナス73万5千円、計5,029万6千円の減額補正。

それから2項の1目財政調整交付金1億301万8千円の減額。

それから6款1項1目73万5千円の減額補正。

それから2項の1目国保老人医療費対策費補助金113万1千円の減額、2目財政調整交付金117万6千円の減額。2項については、計230万7千円の減額補正です。

それから7款1項1目高額医療費共同事業交付金、マイナス146万9千円の補正をお願いするわけですが、これはあとで説明させていただきます、歳出の2款保険給付費の数値に基づきまして、県それから国保連合会より示された数値により、減額の補正をお願いするものです。

それから、9ページの8款1項1目利子および配当金13万円の減額補正です。これも実績見込みにより減額させていただきました。

9款1項1目一般寄附金30万円の増額ですが、これは8人の方から国保関係へということで寄附をいただきました。

それから10款1項1目一般会計繰入金ですが、右説明のとおりです。426万円の増額補正となります。

それから2項1目財政調整基金繰入金、マイナス5,700万円ですが、これは当初予算で取り崩した基金を元に戻すというものです。

それから11款1項2目その他繰越金1億5,615万6千円の増額をお願いするものです。それでは、歳出のほうに移らせていただきます。

11ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費242万円の減額となりますが、この中の大きなものは13の委託料200万円の減額です。これは当初3台ずつあった電算機器を統合整理したための保守点検委託料が減額となったものです。

それから3項1目運営協議会費27万5千円の減額です。右説明のとおりです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、マイナス5千万円です。

それから12ページをお願いします。

2項1目一般被保険者高額療養費1,500万円の減額補正ですが、これらは12月までの診療分の実績、それから、あと1月、2月の診療分を推計しまして補正額を計上させていただきました。

12ページ、2項1目の出産育児一時金60万円の減額ですが、これも実績により減額させていただきました。

3款1項1目老人保健医療費拠出金。これと、それから4款1項1目介護納付金。これらは財源組み替えをお願いするものです。

それから5款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金293万9千円ですが、これは国保連合会からの数値により、補正させていただきました。

それから6款1項2目疾病予防費640万円の減額。

それから3目の健康推進事業費144万6千円の減額。計784万6千円の減額ですが、右説明のとおりです。

14ページをお願いします。

7款1項1目財政調整基金積立金、マイナス13万円ですが、これは基金積立金の利息を実績に応じて減額させていただきました。

それから8款1項3目償還金2,497万1千円の増額ですが、これは平成16年度国民健康保険療養給付費国庫負担金分の返還金です。

以上、議案第37号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第38号 平成17年度身延町老人保健特別会計補正予算（第4号）についての詳細説明を行わせていただきます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億1,197万3千円の減額補正ですが、この内容については、医療費の伸びが抑えられたことの減額と、それから歳入の国県の負担分が年度内に入らないため、収入実績に合わせて減額補正し、一般会計からその分の繰り入れをお願いするものです。

なお、この清算については例年6月ころになります。内容については、予算計上したとおりですので、どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

議案第39号 平成17年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

議案第39号 平成17年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を申し上げます。

最初に8ページをお開きください。

歳出から最初に説明します。

1款1項1目一般管理費ですが、今回、11節需用費の17万2千円について説明します。17万2千円の修繕費は、福祉保健課事務所移転に伴う介護保険認定審査会コンピューターシステムの移行と、それから身延の保健センター内のコンピューターのLAN工事の修繕費です。その他の節につきましては、3月までの支出見込みによる増減です。合わせて38万2千円の減額になります。

2款保険給付費の1項介護サービス等諸費、9ページの2項支援サービス等諸費、3項その他の諸費は記載のすべての目におきまして、平成17年4月から12月までの9カ月間の給付実績から平成18年1月から3月までの3カ月間の支出予定額を見込み、それぞれ追加または減額し、2款合計では6,239万1千円の追加計上をお願いするものです。

次に6ページに戻っていただいて、歳入になりますが、1款の保険料につきましては12月までの収納実績に基づき、当初予算に比べて297万6千円を減額補正するものであります。

3款1項1目介護給付費負担金1,247万9千円は、歳出で追加しました保険給付費6,239万1千円の、国の負担割合の20%の額です。

同じように、2項1目の調整交付金は552万2千円の追加ですが、やはり国の負担分の8.85%の額です。

2目の保健事業補助金80万9千円は、介護保険制度改正に伴うシステムの改修事業の補助金です。

4款1項1目の介護給付交付金1,996万4千円は、先ほど申し上げました追加給付費の支払い基金の負担割合32%の額です。

7ページの5款1項1目介護給付費負担金779万8千円、および7款1項1目の介護給付費繰入金779万8千円は、それぞれ追加給付費の県および町の負担分12.5%の額です。

2目2節の事務費繰入金は、システム改修事業国庫補助金への組み替え分89万9千円の減額と、今回の補正額38万2千円の減額を加えた119万1千円の減額計上です。

2項1目1節の給付準備基金1,180万6千円は、給付費の不足分を基金から繰り入れるものであります。

以上が議案第39号の詳細説明ですが、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

議案第40号 平成17年度身延町下部簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）についてから議案第42号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてまで。

水道課長。

○水道課長（井上隆雄君）

それでは議案第40号、第41号、第42号について、補足説明をさせていただきます。

まずはじめに、議案第40号について説明いたします。

平成17年度身延町下部簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ316万4千円の増額をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

1款水道事業収入、1項1目水道使用料につきましては402万5千円の増額でございます。1節現年度分が400万円、2節の過年度分2万5千円でございます。

2款分担金及び負担金、1項1目の簡易水道施設整備費負担金につきましては、103万3千円の増でございます。これにつきましては、加入者負担金と受託工事負担金でございます。

2目の消火栓施設整備費負担金につきましては、1千円の減額でございます。

3款使用料及び手数料につきましては、加入手数料2万円の増でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、204万2千円の減額でございます。これにつきましては、事業収入等が伸びたということでございます。その減額となっております。

7款の諸収入でございますけれども、雑入ということで12万9千円の増でございますが、節の量水器の弁償金と雑入ということでございます。

以上、歳入合計が316万4千円の増額でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出について説明させていただきます。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、今回補正をお願いする額が336万5千円の増額でございます。主なものとしましては、11節の需用費の修繕費の増および15節の工事請負費でございます。説明欄のとおりでございます。

2款水道事業費、1項1目簡易水道事業費につきましては20万円の減額でございます。委託料の減でございます。説明のとおりでございます。

3款消火栓改良費、1項1目消火栓改良費でございますが、これは科目設定の1千円の減額でございます。

歳出の合計316万4千円の増額となります。

以上でございます。

次に、議案第41号をお願いいたします。

議案第41号について、説明いたします。

平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ256万9千円の減額をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。2款水道事業費、1項簡易水道事業費ということでございまして、事業名が下水道工事負担金（東部簡易水道導配水管敷設工事負担金）でございます。これは下田原地区におきまして、現在実施されております下水道工事の関係が繰り越されるためによるものでございまして、1,083万5千円を次年度へ繰り越すものでございます。

7ページをお願いいたします。

2の歳入を説明いたします。

1款水道事業収入、1項1目水道使用料でございます。14万9千円の増でございます。これは過年度分でございます。

2款分担金及び負担金につきましては、1目の簡易水道施設整備費負担金34万2千円の増。

2目の消火栓施設整備費負担金につきましては、1千円の減額でございます。

3款の使用料及び手数料でございます。1目加入手数料ということでございまして、6万円の増額でございます。

続きまして、5款の繰入金、1項1目一般会計繰入金でございますが、350万3千円の減額ということでございます。これも事業収入等の増および歳出の減額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款の諸収入、1項1目の雑入でございますけれども、38万4千円の増額となっております。

以上、歳入合計につきましては256万9千円の減額となります。

次のページをお願いいたします。

3歳出の説明をいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますけれども、今回補正する額が108万3千円の減額であります。11節の需用費は増額となっておりますが、13節の委託料、16節それぞれ減額となっております。説明欄のとおりでございます。

2款の水道事業費、1項1目簡易水道事業費でございます。148万5千円の減額でございます。これは15節の工事請負費でございます。説明のとおりでございます。

3款消火栓改良費、1項1目の消火栓改良費につきましては、科目設定の1千円の減額でございます。

以上、歳出の合計が256万9千円の減額であります。

よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第42号をお願いいたします。

議案第42号について説明いたします。

平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ756万6千円の減額をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表としまして、地方債の補正です。補正前でございますけれども、簡易水道事業債および過疎対策事業債、合わせて6,360万円。今回補正変更するものが6,200万円ということになります。これは中央簡易水道事業の減額に伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。

2歳入を説明いたします。

1款水道事業収入、1項1目の水道使用料でございますけれども、これは1千円でございますけれども、過年度分でございます。

2款分担金及び負担金、1項1目の簡易水道施設整備費分担金でございますけれども、96万4千円の増額でございます。説明欄のとおりでございます。

続きまして、2項の負担金でございます。

1目簡易水道施設整備費負担金80万4千円の増額でございます。

それから2目の消火栓施設整備費負担金につきましては、1千円の減ということでございます。

3款の使用料及び手数料につきましては、加入手数料ということでございまして、6万9千円の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

4款国庫支出金、1項1目簡易水道施設整備費国庫補助金ということでございまして、74万4千円の減額でございます。これは右側の説明欄のとおりでございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、708万8千円の減でございます。これにつきましては、施設整備事業費分ということで、負担金と収入の増および支出の減によるものでございます。

7款諸収入、1目の雑入でございますけれども、2万9千円であります。

8款町債、1項1目簡易水道事業債は80万円の減額。

2目の過疎対策事業債につきましても、80万円の減額であります。

以上、歳入合計につきましては、756万6千円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

3歳出の説明をいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、441万9千円の減額であります。主なものとしましては、11節の需用費、光熱費、13節委託料と27節の公課費および消費税納付分の減額というものになります。

続きまして、2款の水道事業費、1項1目の簡易水道事業費314万6千円の減額でございます。13節の委託料と15節の工事請負費の減によるものでございます。

3款消火栓改良費、1項の消火栓改良費につきましては、科目設定の1千円を減額するものでございます。

歳出合計756万6千円の減額でございます。

以上、3議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

議案第43号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

それでは、議案第43号の詳細説明を行いたいと思います。

334万3千円の減額でございますが、まずはじめに4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございますが、下水道事業費、事業費として特定環境保全公共下水道事業、中富下水道事業ということで、総額6,869万6千円でございます。これを繰越明許するものでございます。中富下水道工事の17の1工区。契約金額が2,724万7,500円に対しまして、繰り越すお金が817万5千円でございます。同じく17の2工区。契約金額が3,937万5千円に対しまして、繰り越すお金が1,229万5千円。17の5工区が契約金額2,761万5千円に対しまして876万7千円。17の6工区が4,263万円の契約金額に対しまして、1,327万4千円の繰り越しでございます。それから17の7工区が

3, 339万円に對しまして、1, 049万9千円の繰り越しでございます。それから17の8工区が1, 102万5千円の契約金額に對しまして、682万3千円でございます。中富下水道、17の9工区が1, 155万円の契約金額に對しまして、繰越金額が716万4千円でございます、下水道工事に伴う水道管架設工事、いわゆる最後に完成した簡水工事でございますが、契約金額567万円に對しまして、170万1千円の繰り越す金額。合計6, 869万6千円でございます。

続きまして、身延公共下水道事業。公共下水道の身延の処理区の管渠詳細設計業務委託、第1工区1, 249万5千円、それから第2工区1, 302万円、合わせて2, 551万5千円を繰越明許といたすものでございます。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございますが、追加といたしまして、公共下水道事業債。これは身延下水でございますが、2, 020万円を新しく追加するものでございまして、その下に変更でございます。特定環境保全公共下水道事業債、中富下水のことではありますが、これを8, 140万円を限度額6, 120万円に、過疎対策事業債8, 140万円、これは同じでございます。要するに地方債は、最終的には特定環境保全公共下水道事業債中富でございますが、6, 120万円。過疎対策事業債、これが8, 140万円。公共下水道事業債、これは身延処理区でございますが、2, 020万円。3本を合わせますと、1億6, 280万円ということになります。

よろしく願います。

8ページをお開きください。

歳入、分担金及び負担金、1項分担金、1目中富下水道事業分担金、補正額526万円。これは加入分担金の増でございます。

2項負担金、1目中富下水道事業負担金、減額の3千円。これは県道の工事費の決定による差額分でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目中富下水道事業使用料855万1千円。これは下水道使用料でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目中富下水道事業一般会計繰入金、減額の1, 593万2千円。これにつきましては、右説明のとおりでございますが、事業費は分担金を充当でございます。維持管理費、減額の12万3千円と、公債費、減額の1, 528万9千円につきましては使用料を充当しております。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、減額の121万9千円でございます。これは事業を今やっている最中でございますので、消費税の還付金でございます。

10ページをお開き願います。歳出でございます。

1款下水道事業債、1項総務費、1目中富下水道事業総務管理費、補正額、減額の187万4千円でございます。報償費が8万1千円の増。役務費が1万5千円の増。19節負担金補助金及び交付金が減額の197万円でございます。これにつきましては、当初は156戸を見込んでいたのですけれども、実績として119戸でございましたので、37戸×2万円ということで、74万円の減ということになります。また、汲み取り便所のほうでございますが、78戸を当初見込んでおりましたが、実績として41戸。37戸でございますので、×3万円で123万円という形で、合わせて197万円の減額となります。合計、差し引きしますと、減額の187万4千円となります。

2項事業費、1目中富下水道事業費建設費37万円でございます。同額でございますが、これは電柱移転費の1本分でございます。

3項維持管理費、1目中富下水道事業維持管理費、減額の183万9千円でございます。右説明のとおりでございますが、すべて減額でございまして、特に大きいのが委託料162万6千円の減額でございます。

最後に公債費でございます。

1目中富下水道事業元金でございますが、これにつきましては、その他と一般財源。要するに使用料でございます。ここで一般財源は、使用料でございますので、他会計から、いわゆる普通会計からくるものを使用料で賄うという財源組み替えでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

議案第44号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第4号）についてから議案第46号 平成17年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでは、詳細説明は省略いたします。

以上で議案第36号 平成17年度身延町一般会計補正予算（第7号）についてから、議案第46号 平成17年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの説明が終わりました。

説明途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は2時35分といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（松木慶光君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に当初予算関係の説明を求めます。

議案第47号 平成18年度身延町一般会計予算についてから議案第67号 平成18年度身延町下山地区財産区特別会計予算についてまで、町長の説明を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは、議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号 平成18年度身延町一般会計予算

平成18年度身延町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105億8,300万3千円と定める。

以下、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第48号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計予算

平成18年度身延町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億3,471万5千円と定める。
以下、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第49号 平成18年度身延町老人保健特別会計予算

平成18年度身延町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億1,960万3千円と定める。
以下、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第50号 平成18年度身延町介護保険特別会計予算

平成18年度身延町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億4,532万5千円と定める。
以下、説明を省略させていただきます。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第51号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計予算

平成18年度身延町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,780万3千円と定める。
以下、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第52号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計予算

平成18年度身延町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6万8千円と定める。
以下、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第53号 平成18年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算

平成18年度身延町の農業集落排水事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,175万1千円と定める。
以下、記載のとおりでございますので説明を省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第54号 平成18年度身延町下水道事業特別会計予算

平成18年度身延町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億8,556万5千円と定める。

以下、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第55号 平成18年度身延町青少年自然の里特別会計予算

平成18年度身延町の青少年自然の里特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,247万8千円と定める。

以下、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第56号 平成18年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成18年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63万3千円と定める。

以下、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第57号 平成18年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成18年度身延町の大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115万5千円と定める。

以下、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第58号 平成18年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

平成18年度身延町の第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19万6千円と定める。

以下、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第59号 平成18年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成18年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28万1千円と定める。

以下、記載のとおりでございますので省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第60号 平成18年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成18年度身延町の大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46万7千円と定める。

以下、記載のとおりでございますので省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第61号 平成18年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成18年度身延町の仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35万3千円と定める。

以下、記載のとおりでございますので省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第62号 平成18年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成18年度身延町の姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67万2千円と定める。

以下、省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第63号 平成18年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成18年度身延町の入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49万3千円と定める。

以下、省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第64号 平成18年度身延町西嶋財産区特別会計予算

平成18年度身延町の西嶋財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40万5千円と定める。

以下、省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第65号 平成18年度身延町曙財産区特別会計予算

平成18年度身延町の曙財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18万9千円と定める。

以下、省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第66号 平成18年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

平成18年度身延町の大河内地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18万円と定める。

以下、省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

議案第67号 平成18年度身延町下山地区財産区特別会計予算

平成18年度身延町の下山地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18万5千円と定める。

以下、省略いたします。

平成18年3月9日 提出

身延町長 依田光弥

以上、平成18年度一般会計予算、特別会計予算の提案理由について説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご決定をいただきますよう、お願いを申し上げます。

なお、詳細説明につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくをお願いを申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

○議長(松木慶光君)

その前に、財政課長より訂正の件で説明があります。

○財政課長(鈴木高吉君)

大変申し訳ありません。

3点ほど、誤字あるいは間違い等がありましたので、訂正させていただきますと思います。

まず町長が今、提案いたしました、この特別会計の中で、4つ目に身延町介護サービス事業特別会計の予算が記載されているんですけども、その表題に提出年月日が平成17年3月9日と刷り込んでございました。平成18年3月9日に、訂正をお願いしたいと思います。

大変申し訳ありませんでした。

それから、あと2点ございますが、よろしいでしょうか。

一般会計のほうなんですけれども、156ページでございます。

156ページの上のほうに説明欄がございまして、「庁用器具費・生徒用イス」とございますが、それに「机」を書き加えていただきたいと思います。「机・イス」でございます。

それから、もう1点。159ページの一番下でございます。備品購入費の中にいくつか書いてあるんですが、一番下に「パーソナルMDボード」とございますが、ボードでなくてシステムに訂正をお願いしたいと思います。「パーソナルMDシステム」でございます。

3点、申し訳ございませんでした

よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

お諮りいたします。

議案説明の途中ではありますが、説明には2日間の日程をとってありますので、本日はここで終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会といたします。

明日は9時開会といたします。

長時間、大変ご苦労さまでした。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時50分

平成 1 8 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 0 日

平成18年第1回身延町議会定例会（2日目）

平成18年3月10日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案の説明
日程第2 提出議案に対する質疑
日程第3 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	松 浦 隆	2番	河 井 淳
4番	望 月 明	5番	芦 澤 健 拓
6番	上 田 孝 二	7番	福 与 三 郎
8番	望 月 寛	9番	日 向 英 明
10番	望 月 広 喜	11番	穂 坂 英 勝
12番	伊 藤 文 雄	13番	渡 辺 文 子
14番	奥 村 征 夫	15番	川 口 福 三
16番	近 藤 康 次	17番	笠 井 万 汎
18番	石 部 典 生	19番	中 野 恒 彦
20番	松 木 慶 光		

3. 欠席議員は次のとおりである。

3番 望 月 秀 哉

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
(25名)

町 長	依 田 光 弥	助 役	野 中 邑 浩
総 務 課 長	赤 池 善 光	下部支所長	山宮富士男
身延支所長	片 田 公 夫	企 画 課 長	渡 辺 力
財 政 課 長	鈴 木 高 吉	税 務 課 長	望月世津子
町 民 課 長	遠 藤 和 美	出 納 室 長	市 川 忠 利
保 育 課 長	赤 池 和 希	福祉保健課長	中 沢 俊 雄
福祉保健課補佐	広 島 法 明	教育委員長	笠 井 義 仁
教 育 長	千頭和英樹	学校教育課長	赤 池 一 博
生涯学習課長	佐 野 治 仁	文化振興課長	二 宮 喜 昭
建 設 課 長	伊 藤 守	産 業 課 長	遠 藤 忠
観 光 課 長	望 月 治 雄	環境下水道課長	佐 野 雅 仁
環境下水道補佐	赤 池 義 明	水 道 課 長	井 上 隆 雄
土地対策課長	深 沢 茂		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望 月 悟 良
録 音 係 高 野 恒 徳

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（望月悟良君）

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦勞さまでございます。

昨日に引き続き、会議を行います。

事務連絡を申し上げます。

望月秀哉議員は、所要のため欠席との連絡が入っております。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

当初予算関係について、担当課長の説明を求めます。

議案第47号 平成18年度身延町一般会計予算について
財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

議案第47号 平成18年度身延町一般会計予算につきまして、昨日、町長から提案を申し上げたところでありますけれども、その細部にわたり、また一部、補正の説明等をさせていただきまして、ご理解をいただきたいということで、これから述べさせていただきます。

総額等につきましては、昨日申したとおりでございます。

10ページを開いていただきまして、内容の説明に入らせていただきます。

まず、第2表の地方債補正でございます。

まず、左の欄に、起債の目的ということで、それぞれ起債の種類、あるいは目的等が掲げられております。その区分によって、説明をさせていただきます。

まず、過疎対策事業債であります。

金額につきましては1億8,350万円でございます。過疎対策事業債、旧来の町村から引き続いて事業等も行っております。今年度、予定をいたしている事業につきましては、林道の三石山線、それから町道の5路線、それから消防施設等に充当をしていく計画であります。

次に、一般公共事業債であります。金額は3,250万円であります。この事業につきましては、中山間農地防災事業負担金等に充てると、また治山事業にも充てていきたいと予定をいたしております。

次に、合併特例事業債であります。金額につきましては、7億5,360万円です。これにつきましては、身延北小学校の建設事業に充当をいたします。

次に、臨時地方道整備事業債であります。金額は900万円です。これにつきましては、林道富士見山線の改良工事の財源といたしてまいりたいと思います。

次に、緊急防災基盤整備事業債であります。これにつきましては、括弧にありますように、平成8年度に借りた起債につきまして、一括償還をする当時の契約になっておりましたので、その財源といたしまして、借換え債ということで、新たに5,790万円を借りるものであります。

次に地域総合整備事業債、これにつきましても平成8年度に借りた起債につきまして、一括

償還するということで、その財源として借りるものであります。借換え債でございます。3億1,450万円です。

減税補填債1,260万円、また臨時財政対策債3億7,800万円につきましては、一般財源として利用させていただきました。

合計で17億4,160万円ということで、昨年に比べますと、5億3,550万円の増額になります。

昨年と比較しまして、増額になりました主な理由といたしましては、表にもございましたように、合併特例債が昨年に比べて2億4,300万円ほど増額になっていること。もう1点は、借換え債をするということで、新たに3億7,240万円、この部分が増えていることが要因となっております。

11ページには総括という形で、歳入面のそれぞれの款、また金額、昨年度の比較等が出てございます。これを見ていただきますと、予算総額105億8,300万円、昨年度の比較といたしまして、10億4,047万8千円の増額という形になります。

比較増減の欄を見ていただきますと、大きなものとしたしましては、10款の地方交付税が1億5,400万円減額、それから18款の繰入金、これが4億7,010万5千円の増額、また、繰越金を1億円、増額を見込んだと。

それから最後に21款でございます、町債につきまして5億3,550万円の増額ということが、主な数値の変化であります。

めくっていただきまして、12ページを開いてください。

歳出でありますけれども、総額につきましては、増額105億8,300万円であります。本年度の予算額に掲げましたとおり、それぞれ款の金額が記載されているわけでありまして。中ほどに比較増減という欄もございますので、これらも参考に見ていただきたいわけでありまして。けれども、大きなものを拾ってみますと、1款、2款につきましては減額ということでありまして。

中ほどにございます8款の土木費が5,271万1千円の増額。それから9款の消防費についても4,770万9千円の増額。また、10款の教育費におきましては5億9,631万6千円と大幅な増額になっております。また1つ飛びまして、12款公債費につきましても3億4,214万3千円の増額という形で、昨年と比較の合計は10億4,047万8千円の増額というような形になっております。

それでは、それぞれ歳入、また歳出の内容につきまして、説明をさせていただきます。

次の13ページでございますけれども、歳入、1款の町税でございます。町民税の個人分でございますが、本年度は4億5,480万円見込みました。節にございますように、現年度分4億5,100万円ということで、昨年より2千万円増額を見込んでいるところであります。

国で示しております地財計画、また17年度の本町の徴税の状況、推移等を見る中で、昨年当初より2千万円くらい増額になるだろうと、見通しを立てたところであります。

内容につきましては、均等割が6,500人分であります。1,900万円。また所得割については、4億3,200万円を見込んだところであります。

また2目の法人税でございますが、本年度1億700万1千円であります。現年度分といたしまして、1億700万円であります。昨年より1,100万円増額となっております。これにつきましては、344社分を台帳等で拾いました。17年度の状況を見る中で、若干の増額

という形をとらせていただきました。

次に2款の固定資産税であります。1目の固定資産税7億500万円でございます。現年度分といたしまして、7億100万円。この固定資産税につきましては、昨年に比べて1,800万円減額見込みでございます。家屋評価、あるいは評価替え等の状況で減額となる見込みであります。土地分といたしまして、1億6,073万3千円。また、家屋分といたしまして2億9,752万9千円。それから償却資産分といたしまして、2億4,307万4千円をそれぞれ見込んだものでございます。

次に2目の国有資産等所在市町村等交付金及び納付金であります。529万5千円ということで、内訳を見ますと、山梨県分といたしまして462万8千円、それから国の分といたしまして21万円、また日本郵政公社分といたしまして45万6千円、見込んだところでございます。

3項の軽自動車税であります。2,980万円でございます。現年度分2,950万円でございます。これはオートバイ、それから軽の貨物、あるいは乗用車等の、1台当たりの単価がそれぞれ違うわけでございますが、現在、町内で保有しています軽自動車の台数は、軽の乗用車分2,298台、それから貨物分が2,623台、それから50ccから125ccまでの原動機付き自転車が1,822台等、合わせて7,262台数えられるわけでございますが、これらの税金の見込み額でございます。

次にタバコ税でございますが、8千万円でございます。町税分ということで、1本当たり、7月より値上げも予想されておるわけでございますが、近年の喫煙者数の動向等を見る中で、400万円、昨年より減額を見込んだところであります。

次のページをお願いします。

5項の特別土地保有税2千円、それから6項の入湯税につきましては1,690万円であります。昨年より400万円減額ということでございますが、入湯客の状況を見る中で、現年度分といたしまして、1,600万円を見込みました。

入湯客1人について150円、入湯税をいただくということで、現在、旧下部で30施設、それから中富で1施設、それから身延で3施設がございます。これらの17年度の状況を見る中で、予算をさせていただきました。

次のページで、2款の地方譲与税でございます。

所得譲与税であります。本年度1億2,270万円、昨年より6,060万円の増額を見込んだところであります。これは17年度の所得譲与税6,337万2千円と、本年度から税源移譲分ということで、新たに見込む額があるわけでございますが、これについては6,192万1千円を見込んで、その両方を差し込んだ数字であります。

次に自動車重量税であります。7,530万円あります。自動車重量税の3分の1が町へ、町道の延長とか、あるいは面積により配分されるわけですが、7,530万円を見込みました。

次に地方道路譲与税であります。2,730万円あります。これも地方道路税の42%が町村へ交付されます。これは町道の延長とか、あるいは面積により配分をされるものであります。

次のページをお願いします。

3款の利子割交付金ですが、本年度360万円の計上であります。これにつきましては、利

子に対して課される税金5%の分について、県民税という形で入るわけですが、その57%が、それぞれの町村に交付されるということでございます。

次の17ページであります、4款の配当割交付金です。本年度110万円の見込みであります。これも県に納入されました配当割につきまして、町村へ68%という形で交付されます。各町村ごとの個人県民税の額によりまして、案分をされるものでございます。

18ページをお願いします。

5款株式等譲与所得割交付金でございますが、本年度530万円の計上であります。県に納入されました、株式等譲渡所得割につきまして、やはり68%が個人県民税の割合により案分されるものであります。

19ページですが、6款地方消費税交付金、本年度1億3,500万円の計上であります。これは地方消費税、山梨県に納入されますけれども、この2分の1に相当する額が町に交付されるということで、市町村ごとの国勢調査人口、また、事業者統計の従業者数等で案分をされるものであります。

20ページをお願いします。

7款のゴルフ場利用税交付金ですが、本年度870万円見込みました。町内のゴルフ場に関わる利用税収入額の70%が、地元の町村へ交付されるものであります。

次に21ページ、8款の自動車取得税交付金ですが、本年度6,070万円です。これは自動車取得税額の66.5%相当分が、市町村に交付されるものであります。町道の延長、また町道の面積により配分をされます。

次に、22ページをお願いいたします。

9款の地方特例交付金ですが、本年度4,440万円です。恒久的な減税の廃止に伴う地方財政への影響額を補填するというので、国から交付されるわけでございます。昨年より850万円の減額という形で見込ませていただきました。これらは、いずれも国で計画を立てて、県を通じて示されているわけですが、それらの数字に基づきます予算でございます。

次に23ページ、10款の地方交付税でございます。本年度42億1千万円を見込んだところでございます。内訳といたしまして、普通交付税39億1千万円、また特別交付税3億円を見込んだわけでございます。

普通交付税につきましては、県の試算額等も参考にいたしました、マイナス6%くらいが予想されるという中で、本年度は39億1千万円を見込みました。この原因となる、主な要因といたしまして考えられますことは、国勢調査が終了いたしました、人口が5年前と1,668人減少をしていると、ということで、やはり人口の減が一番大きな要因になると思われます。1万8,021人から1万6,333人という形でございます。

次に24ページをお願いします。

11款の交通安全対策特別交付金ですが、本年度320万円の計上です。これは事故の発生件数、それから人口、あるいは改良済みの道路延長等を基礎にいたしまして、国から配分をされるものでございます。

次に25ページの分担金及び負担金でございますが、これにつきましては、目ごとそれぞれ記載のとおりでございまして、項の合計が一番下にございますように、2億1,853万4千円です。説明につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させてい

たきます。

次に26ページをお願いします。

13款使用料及び手数料ですが、1項の使用料につきましては、次のページの計欄にございますように、9,571万3千円の計上でございます。

それぞれの使用目的ごとに、目で区分をされております。この中で、2目に計上してあります民生使用料365万3千円でございますが、これは昨年度なかったわけでございますが、今年度より、高齢者保養施設特別会計を一般会計で処理するという形でお願いしてございますが、高齢者保養施設の使用料をこちらで見込んだわけでございます。

次に27ページの中ほどですが、2項の手数料であります、次のページで合計欄にございますように、1,166万4千円の計上であります。内容は目の掲載のとおりであります。

次に29ページ、国庫支出金であります、まず1項の国庫負担金です。1目の民生費国庫負担金、本年度21億1万円、昨年比で4,762万6千円、減額ということでありますが、この要因でございますが、老人保護措置費に対します、国の負担金が廃止をされたという、昨年途中から廃止をされて、予算では補正で対応いたしました、この分は5,800万円ほど減額になるということでございました。昨年まで2分の1、国で補助金をいただいたものでございますが、これがゼロになったという形が主な要因でございます。それから2目の衛生費は、記載のとおり798万4千円。合計で2億1,799万4千円の計上をいたしました。

次に、30ページをお願いします。

国庫補助金でございますが、説明については、かいつまんで説明をさせていただきますが、2目の衛生費の国庫補助金、金額、本年度は2万9千円、非常に少ないわけでございます。昨年と比較すると1,535万7千円、減額ということでありますが、これにつきましては、合併浄化槽の国庫補助金につきまして、平成17年度の途中より交付金に変わったことによりまして、18年度については交付金という形ですが、すでに17年度に18年度も含んだ中で交付をされます。そんな形で計上は少ないわけですが、17年度の充当をいたしました結果、交付金の残金が生じるという場面もあると思います。これにつきましては、繰越金の中に含まれているということで、予算上は、この国庫補助金の欄に計上されない、ご承知おきをいただきたいと思います。その関係で1,500万円ほど、減額ということでございます。

それから3目の土木費の国庫補助金ですが、この住宅費補助金1,339万8千円でございますが、上でございます住宅移転費補助金ということで、これはまた歳出等でふれますけれども、柿島町営住宅の建設に向けての住宅の移転が必要になるということで、これに対する補助金であります。補助率45%ということでございます。

それから、緊急木造住宅わが家の耐震診断の支援事業に30万円、これは2分の1の補助であります。

それから、次の地域住宅交付金、これにつきましては補助率45%ですが、旧下部の開発センターの地下のアスベストの除去作業を行います。これについての交付金という形で、195万3千円計上であります。また、柿島団地の事業に対して、委託料が今年度は主でございますが、これに対して1,006万8千円が内容となっております。

次の2節について、水防費の補助金が266万8千円計上されておりますが、これはまた、歳出でふれますが、洪水ハザードマップを作成するという、これに対する補助金です。

事業費800万円に対して、3分の1であります。

次に5目であります、教育費の補助金2億1,406万2千円でございます。昨年と比べても1億476万5千円の大変、伸びております。これにつきましては、北小の建設についての国庫補助金の増額ということでございます。

右の節欄の2節にございますように、説明欄、下の2つであります、公立学校施設整備費補助金、これは校舎、体育館分といたしまして、2億9万4千円。また、公立学校体育施設整備補助金、これは屋内プールの分でございますけれども、1,374万5千円でございます。合計で国庫補助金が2億5,311万2千円で、昨年より1億227万1千円の増額になります。

次のページ、31ページ。

国庫委託金につきましては、計欄で示すように936万円でございます。内容については記載のとおりであります。

次に32ページをお願いします。

県支出金でございますが、1項の県負担金。これにつきましては、合計で1億8,241万8千円でございます。内容は、ご覧のような内容になっております。

2項の県補助金につきましては、説明をさせていただきますが、1目の総務費県補助金8,596万6千円で、昨年と比べまして2,819万8千円の減額になっているわけですが、これは合併支援事業に対する補助金について、歳出で事業費を、昨年と比べて減額してありますので、合併関係経費が今後出てくれば、また増えるわけでございますが、当初予算では少なく見積もったということで、次のページで3節にございます、4,840万円を見積もったところであります。これについては、合併当初からいわれておりますように、山梨県で、5年間で6億円の補助金を出しましょうと言っているわけございまして、平均すると1億2千万円になるわけでございます。これらは、また今後、補正等で対応する予定でございます。

次に33ページの2目であります、民生費の県補助金7,085万3千円でございます。昨年に比べ、3,137万7千円の減額ということですが、これは老人福祉費補助金、また、在宅介護支援センター運営費補助金、介護予防地域支え合い事業補助金等が一般財源化されたということで補助金がなくなりました。これらによるところの減が大きなものであります。

3目衛生費につきましては1,842万8千円の計上であります。内容はご覧のとおりでございます。

次のページをお願いします。

4目の農林水産業費補助金です。本年度3,479万6千円です。比較といたしまして、1,297万2千円の増額ですが、内容は右の節欄にございますように、農業費補助金につきまして、昨年の状況と比べて変わった点を説明申し上げますが、下から3つ目にございます県営中山間総合整備事業県補助金という形で、633万1千円が計上されております。これは補助整備事業を旧身延の和田地区で計画をいたしておりますが、この地内の文化財の発掘調査費が計上されております。この補助金です。それから、同じく旧身延の相又地内でございますが、水道管の移設工事に伴う補助金という、この2点がこの内容になっております。

それから、次の2節の林業費補助金で、一番下にございます里山エリア再生交付金というのが新しく出たわけでございますが、337万5千円でございます。これは里山の不要になった材木等の除伐、あるいは間伐に対する補助金ということで、獣害対策にもこれが当たっているわけでございますが、財源的には国が51%、県が17%、町が32%負担をするものであり

ます。また歳出で、事業費が出てまいります。

次に1つ飛んで、6目の土木費の県補助金でございますが、1,786万6千円。昨年比で1,413万1千円の増額でございますが、これはその節欄でございます、真ん中にございます公共下水道事業補助金、これが増えております。1,475万円でございます。公共下水道の普及促進費補助金ということで、国庫補助基本額の2.5%が交付されます。事業費の増に伴う増額ということでございます。

それからもう1点、3節にございます水防費の補助金266万6千円。これは新しいものがありますが、洪水ハザードマップ作成費補助金800万円の、3分の1であります。

次に、あと7目、8目はご覧の内容ですが、35ページの一番上で、文化財整備費補助金という形で、文化財の説明板等を作る事業に対して、補助率2分の1で15万6千円。これも一応、新しいものであります。それから9目公債費、合わせて2億3,675万2千円が県の補助金であります。

次に3項の県委託金ですが、これはまず1目の総務費県委託金2,643万5千円の計上です。昨年対比で1,123万9千円の増でございますが、これは4節にございます選挙費委託金という形で、当初に盛らせていただきました。歳出にも出てまいります。山梨県知事選挙に対する委託金1,935万5千円、前年につきましては、15年の2月2日に執行されております。こんな関係で今年度当初に計上、それから山梨県議会議員一般選挙費委託金、これが300万円、15年につきましては4月10日に執行されているわけですが、準備経費等が今年度中にやっておきたいという部分がございます。それに対する委託金300万円あります。合計しまして、県委託金が2,683万5千円の計上です。

次に36ページをお願いします。

財産収入につきましては、合計といたしまして380万6千円であります。内容につきましては、記載のとおりです。

それから、2項の財産売払収入は2千円計上です。

次のページをお願いします。

38ページ、寄附金につきましては、一般寄附金、また指定寄附金、合計で12万1千円を見込みました。

それから39ページでございますが、18款の繰入金、特別会計繰入金は9千円でございますが、次の2項の基金繰入金の説明をさせていただきます。

1目の財政調整基金繰入金、本年度3億5千万円、計上させていただきました。昨年当初も2億5千万円でありましたが、1億円増額になるわけでございます。

またその下の、減債基金繰入金2億9,600万円、昨年1億5千万円見込みました。その下の3目の公共施設整備基金繰入金1億8,100万円、これは昨年とそう変わっておりませんが、この3つの基金の繰入金につきましては、今年度の予算を編成する中で、財源不足に対処するために、基金繰り入れという形で計上をさせていただいたものでございます。

なお、この財政調整基金繰入金については、18年度、この予定どおり執行された場合、18年度末には現在額は7億900万円、また、減債基金については4億2,700万円、それから公共施設については4億2,400万円になる見込みであります。

次に2目の地域福祉基金繰入金9万9千円でございますが、これは利子分について福祉事業の財源に充てるというものでございます。

それから5目の福祉教育学校等就学奨励基金繰入金、これは80万円ではありますが、条例に基づく就学基金の繰り入れという形で、元金を繰り入れるわけですが、申込者を一応8名、見込んでおります。8名に対する10万円ずつ、奨励金を出すという形でございます。

次に6目の北小学校建設基金繰入金については、2億5千万円を見込みました。これについては、北小建設事業の財源といたしてまいりたいと思います。予定どおり執行された場合、18年度末の見込みは2億9,400万円であります。

次に7目の湯町開発基金繰入金1,178万円、これは下部温泉の活用事業に対する財源に充てるものであります。

それから、ふるさと振興事業施設管理基金繰入金300万円。これは活性化施設の改修工事費の財源といたすものであります。

それから、一番下にございます農村情報については、今年度は記載ありません。比較で減額になっているんですが、昨年度は情報ハイウェイへの負担金の財源という形で、これが計上されていたものであります。

合計で、10億9,267万9千円の基金繰入金を予算化したものであります。

次のページ、40ページをお願いします。

19款の繰越金でございますが、本年度3億円、昨年より1億円多く見込んだわけですが、17年度の状況等を、また今後の18年度の財政上、一応1億円増額させていただきました。

次に41ページ、20款の諸収入であります。1項延滞金加算金過料については1千円、また2項の町預金利子は12万円、3項の貸付金元利収入については670万2千円、4項の雑入については8,948万円のそれぞれ計上でございます。

なお、この雑入が1,586万1千円、昨年に比べると減っているわけですが、これは2節にございます、ゆば売払収入1,200万円、昨年よりこれが990万円ほど減っているのが主な要因でございます。JAふじかわに委託してございました、ゆばの売払収入の見通しを立てる中で、これが減額になるという見込みを立てました。

次に42ページをお願いします。

同じ項の中でございますが、14節にコミュニティー助成事業100万円というのがございます。これは新しいものでございますが、宝くじの助成金ということで、防災備品を買う財源といたすものでございます。

次に43ページ。

町債、1目の総務債であります。本年度5,790万円でございます。これは先ほども地方債の欄で一部ふれたわけですが、起債に充当する事業といたしましては、旧身延町で庁舎の改修工事がございました。そのときの財源に充てた起債について、縁故債でございましたが、借り換えをするということで、新たに5,790万円を借り入れるものであります。

それから2目の農林水産業債は8,650万円、これにつきましては2,990万円減額でありますが、それぞれ事業費の減によるものであります。

1節農業費については、中山間農地防災事業の負担金に充当します。

2節の林業債6,550万円については林道三石山線、それから富士見山線、さらに治山工事等に充当をしてまいりました。

それから3目の土木債ですが、1億1,250万円。昨年より1,800万円減額でござい

ますが、これは事業費の減であります。充当先は、町道5路線の改良工事に充てます。

それから4目消防債2,600万円。これは若干増えているわけですが、消防ポンプの購入費、また、貯水槽の整備等に充当をいたしてまいります。

それから教育債については、10億6,810万円ということで、北小の建設事業、それから冒頭、1目のときにも説明しましたが、旧身延町で、平成8年度でありましたが、総合文化会館の建設事業に充てました縁故債について、借り換えをしていくということで、これに3億1,450万円、これらが含んでおります。

次に減税補填債は1,260万円、さらに臨時財政対策債は3億7,800万円、これは一般財源でございますが、町債の合計が17億4,160万円になります。

以上が、歳入の状況でございます。

次に歳出の説明に移るわけですが、歳出につきましては、また委員会審議等もございますし、昨年と比べて増減額が大きなもの、あるいは新しい事業等がいくつか出てまいっておりますので、そのへんを中心に説明をさせていただきます。

まず、1款の議会費でございますが、予算額は9,238万2千円です。昨年対比4,418万8千円の減額になりました。これは議員さんの人件費といいますか、平成17年は当初42名で7カ月分、あるいは22名で5カ月分を見込みましたが、今年度は20名分ということで、人員の減による減額が主でございます。

次に、2款の総務費をお願いします。46ページでございます。

1項1目一般管理費、本年度8億7,996万3千円の計上です。昨年対比で8,645万円の減額になります。これは特別職につきまして、3名から2名になるというようなこと、それから工事請負費等が昨年、計上されておりましたので、それらの減額によるもの等が主な要因でございます。

48ページをお願いします。

新しい事業等の説明を若干させていただきますが、48ページの、これは13節の委託料中のものですが、上から3つ目に文書管理ルール構築業務587万7千円、それから文書管理システム導入業務440万8千円、これが新しく出てきたわけですが、新町になっての公文書の管理につきまして、データベース化をしまして、電子管理をしていくということ。あるいは、文書の倉庫等の狭い場所でございますが、それらの整理を含めて、文書管理を今後、新町としての管理体制をとっていきたいという部分で、業務委託をするものであります。

それから、中ほどにございます18節の備品購入費ですが、庁用器具費の中に緊急代替用サーバー1台等、記載をされておりますが、サーバー等のコンピューター関係の購入費、それから一番下に機械器具費、公用車1台とございますが、広報用の小型車1台につきまして、買い換えをしたいということで、1台の買い換え分、153万2千円等が計上されております。

それから次のページの、49ページの一番下でございますが、新しい事業という区わけではありませんが、広域行政組合の負担金、非常に金額が大きく伸びておりますので、合計で3億4,279万6千円でございます。

内容的には次のページにもわたっているんですが、それぞれ記載をされているところでございます。それぞれが200万円から、あるいは600万円とか、昨年に比べて伸びております。特に介護保険の運営費について、負担金という形で納めて、広域行政で一部の事務をやっている

こうという部分で、伸びている点が目立っております。

次に50ページをお願いします。

2目の文書広報費ですが、本年度6,009万7千円です。昨年比で1,560万2千円の減額でございますが、これについては、昨年度は情報ハイウェイの負担金が1,200万円ほど計上があったため大きな要因でございます。この文書広報費は町の広報の発行、あるいは発行経費、またCATVの事業費が計上をそれぞれされているものであります。内容は、ご覧のとおりでございます。

次の51ページの一番下ですが、3目の財産管理費1,263万6千円の計上ですが、昨年対比で898万1千円の減額になりましたが、これは内容的には次のページ等にわたるわけでございますが、登記の委託料、あるいは公共施設台帳の整備委託料等が、昨年に比べ減額になっているのが要因であります。

52ページをお願いします。

企画費でございますが、本年度1億50万6千円の計上です。昨年対比で607万4千円の増額でございますが、これにつきましては、次の53ページの13節委託料、これが増えているわけでございますが、この中で上から4つ目、地域資源活用事業、この内容的にはそこに記載のとおりの内容の事業を行うものであります。

それから、次の下部温泉活用事業、既設泉源の影響調査、あるいは実施設計業務、これらが新しく出てきたものであります。

また、次のページをお願いします。54ページ。

19節において、ちょうど真ん中へんにございますが、富士山世界遺産登録経費負担金117万5千円とございますが、新しいものでございますが、これは山梨県全体の経費の4%について、身延町も負担をしていくというものであります。

それから金額は小さいですけれども、郷土伝統工芸品振興対策補助金、これも新しいものであります。旧中富町の和紙組合へ全体事業費50万円、県が50%、町が30%、組合が20%、負担して事業を行うものでございます。

それ以外の目につきましては、そのページは飛ばさせていただきます、56ページに移ります。

7目のバス運行対策費であります。本年度7,955万3千円ということで、昨年より789万円の減額です。これは、富士急のバス路線運営負担金が、昨年より減額になっているということが要因でございます。

以上、次の57ページの合計欄で示しますように、1項については11億4,197万5千円の、合計欄で示す金額のとおりでございます。

以上、総務管理費ですが、次に2項徴税費でございますが、税務総務費については9,325万9千円、1,223万4千円の増ということでありますけれども、これは昨年当初、あるいは今年度の現段階における職員人件費、職員について、昨年より異動等がございまして、その増減によるものであります。職員人件費の増によるものであります。

58ページをお願いします。

徴税費の合計については、59ページにございますように、本年度1億1,732万3千円という形でございます。

それから、そのページの18節ですが、備品購入費で公用車1台ということがございます。

税務課で現在、使用しております小型車1台につきまして、これを軽に替えていくということで、1台分の経費が備品購入費でございます。

それから次の3項については、次の60ページにございます戸籍住民の経費でございますが、2,762万円であります。

次に4項の選挙費でございますが、61ページの3目に知事選挙費という形で、新たに当初予算で計上させていただきました。1,962万2千円でございます。歳入の欄でも説明いたしたように、これに関わる経費でございます。次の62ページにわたりまして、計上してございます。

62ページをお願いします。

4目には県議会議員の選挙費330万円でございますが、当面、今年度中に、準備にかかる必要がございますので、その必要経費を計上させていただきました。昨年当初は、町議会議員の選挙費、あるいは農業委員の選挙費等が計上されておったわけでございます。

次に63ページでございますが、統計調査費中の2目の指定統計調査費が昨年対比で1,091万9千円の減額ですが、これは国税調査が当初、昨年度計上されていたわけでございます。これが原因です。

次に、ちょっと飛ばさせていただきます、66ページをお願いします。

8項の支所及び出張所費で、下部支所費が6,254万4千円で、昨年対比で1,708万9千円の減額になっておりますが、これは職員人件費の減によるものです。9名から7名になったというようなこと、あるいは賃金等の減額によるものでございます。

次に67ページの身延支所費についても、昨年対比で803万2千円ほど減額になりますが、これはやはり職員人件費、9人から8人に減る8人分の計上をしたという形で減額になります。

次に70ページをお願いします・・・。

○議長（松木慶光君）

それでは、ここで暫時休憩いたします。

開会は15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（松木慶光君）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

民生費の説明から、財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

それでは、70ページをお願いします。

3款の民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費でございます。本年度3億6,497万4千円の計上です。昨年対比で見いただきますように、1,012万7千円の増額でございますが、これにつきましては内容的には、まず人件費、16人分計上でございますが、これは570万円ほど減額になるわけですが、また、のちほど出てまいります身延福祉センターの建設準備経費といたしまして、設計あるいは調査経費で1,616万円ほど増額になります。また、国保の繰出金、国保特別会計への繰出金が196万円ほど増額になると。さらには賃金が197万9千円ほど、減額になるということでございます。これらが原因になっているわけで

あります。

内容でございますが、70ページの一番下、委託料でございます、13節委託料2,223万8千円であります。新しく計上されておりますが、身延福祉センター、内容的にはそこに記載のとおり、建築実施設計、あるいはボーリング、あるいは測量調査等の業務でございます。平成19年度の建設に向けまして、この準備を進めていく経費であります。

そのページは以上でございます、次の72ページをお願いします。

目で3目高齢者福祉費であります。まず、この目の名称でございますが、昨年度は老人福祉費、また、在宅福祉費というのがあったわけですが、これらを1つの目に統合をいたしまして、新たに高齢者福祉費という目を設定させていただいております。

本年度5億987万8千円で、8,836万4千円の増額でございます。増額の要因といたしましては、養護老人ホームの措置費については1,200万円ほど減額になるわけですが、介護保険特別会計への繰出金が、6,400万円ほど増額になっております。

それから、前年まで高齢者の特別会計への繰出金が出ていたわけでございますが、一般会計で処理するということにしたために、第6目に新たに計上した分がございますので、そのへんの増減も含んでおります。

次のページをお願いします。74ページをお願いします。

20節の扶助費でございますが、先ほど申しましたように、養護老人ホームの入所者保護措置費1億1,871万円、これは昨年対比で、この部分で見ますと1,200万円ほど減額になります。

それから、28節繰出金2億8,563万5千円でございますが、記載のとおり介護保険への繰出金が2億8,424万8千円、これが昨年対比で6,437万円の増額になります。

下の介護サービスについては、156万円ほど減額であります。

それで、この節に昨年まで高齢者保養施設分の繰出金という形で、3,900万円ほどの計上があったものでございます。

次に4目の老人医療費でございますが、2億5,924万9千円で、1,357万6千円の増額になりますが、これは、県単老人医療費については400万円ほど減額でございますが、老人保健特別会計への繰出金が1,700万円ほど、増額になっております。

節で、記載のとおり状況であります。

次に5目の障害福祉費ですが、3億7,891万2千円です。対比で2,374万9千円の増額です。これは障害者に対する計画の策定費、また、広域行政への障害関係の負担金の増、それから障害者関係の扶助費の増ということで、2,300万円ほど増額になります。

内容的には75ページの13節委託料の中に、一番下ですが、身延町障害者計画及び障害者福祉計画の策定業務ということで、新たに計上がされています。

それから19節で、広域行政の負担金が下のほうに記載されてございますが、その中でも、下の4つです。障害者程度区分認定負担金以下、その記載の事業等が、新たに広域行政で行うということで増額になっております。

76ページをお願いします。

扶助費につきましては、3億6,509万5千円ということで、昨年よりここが1,500万円ほど増額になりますが、この要因といたしましては、上から4つ目にございます身体障害者の施設訓練等支援費、これらが1,400万円以上伸びている、ほかにも若干伸びたのがござ

いますが、これらが大きな要因となっております。

次に77ページをお願いします。

6目で、新たに高齢者保養施設費という目を設けさせていただきました。特別会計から一般会計へ移ったものでございますが、17年度まで、起債の償還等が特別会計のほうで計上されていまして、それが終わったということで、本年度の事業費は1,719万9千円でございます。計上の的には、新たに計上という形になります。内容は、ご覧のとおりの内容でございます。

次に79ページをお願いします。

2目に児童措置費がございまして、8,101万9千円の計上で、2,630万8千円の増額になりますが、これは、いわゆる児童手当でございまして、対象者が小学校3年から小学校6年までということで、対象人員が増えたことにより増額であります。

89ページをお願いします。

8目は、民間保育所費であります。本年度、1億8,265万5千円の計上で、2,826万円の増額であります。これは17年度の補正予算にも出ておりますように、17年度の実績見込みを出す中で、今年度、増額を見込んだものであります。

この中で、13委託料については、1億4,940万5千円。これは町内私立の3園分、また広域入所の7園分の合計額であります。

それから19節負担金及び補助金ですが、3,325万円。記載のとおりの内容でございます。

この中で、民間保育所運営費補助金567万9千円とございますが、この内容は、町内3つの私立の保育園につきまして、この経営を助長するために、職員の待遇改善に資する費用および園児の採暖費の一部を助成するものであります。

91ページをお願いします。

これは4款の衛生費中の2目の予防費でございまして、本年度1億1,053万5千円計上で、375万7千円の減額ということでございますが、この内容は、各種の予防接種等の委託料の減額が700万円ほどございます。また、プラス要因といたしまして、へき地医療拠点病院運営費補助金ということで、17年度は補正予算で対応させていただいておりますが、18年度は当初予算に1千万円、計上させていただきました。そのプラスマイナスという形で、370万円ほどの減額になっているわけでございます。

したがって、この92ページが一番下でございまして、19節の中に、補助金でへき地医療拠点病院補助金ということで1千万円、計上させていただいております。

次の93ページをお願いします。

4目の老人保健費であります。8,531万3千円の計上、対比で1,106万6千円の減額でございまして、これは各種の健診の委託料を17年度の実績見込みから推計をいたしまして、減額という形をとらせていただきました。

次の94ページをお願いします。

5目の環境衛生費であります。5,775万4千円の計上です。2,481万円の減額でございます。これは、合併処理浄化槽施設整備補助金の交付でございまして、この事業が2,370万円ほど減額を見込んだということでございます。平成17年度は87基見込みでしたが、平成18年度は53基見込んだところでございます。

次に、96ページをお願いします。

6目の保健センター費でございますが、989万3千円ですが、比較で781万1千円増額となっております。平成17年度においては、身延地区保健センターの維持費のみ計上でしたが、18年度は3地区の保健センターの経費を合算して、こちらに予算計上させていただきました。そんな形で増えているわけであります。

次の97ページでございますが、2項の清掃費、予算額は3億7,294万円でございます。1,989万8千円の増額になりますが、これは右にございますように、峡南衛生組合の負担金が増額になっているということでございます。内容を見ますと、起債償還分の負担金の増が3,400万円ほど増、それから交付税の算入分ということで、再配分で、この金額が1,400万円ほど減、差し引き1,900万円ほど増額になったということでございます。

なお、維持の負担金については、昨年と大きな差はございません。

一番下でございますが、3項の簡易水道運営費、1目簡易水道運営費ですが、2億3,542万6千円の計上です。比較といたしまして、2,367万3千円でございます。この要因といたしましては、昨年まで職員人件費を計上してありましたが、今年度から特別会計のほうで計上した関係で、3,600万円ほど人件費の分が減額になりました。

それから、特別会計の繰出金が770万円ほど増額になっております。これは次のページになるわけでございますが、それからもう1点、平成17年度においては湯町下部・身延中央簡易水道の業務委託料が、合わせて2千万円ほど計上してあった、この点が今年は減額という形で、差し引き2,367万3千円の増という形になりました。

内容の説明をさせていただきます。

98ページをお願いします。

13節の委託料であります。金額は1,119万1千円です。その内容の一番上に清子地区の地下水開発調査委託料業務、これが新しく計上させていただきました。

それから18節の備品購入費126万3千円、これは公用車1台を小型車から軽のワゴン車に買い換える経費です。

それから19節で補助金、清子地区小規模簡易水道導水管工事の補助金20万8千円、これは新たなものでございますが、この事業費は34万8千円です。補助率5分の3でございます。

その下の中屋敷地区の小規模簡易水道、これは旧下部でございますが、急速ろ過の自動改良補助金でございますが273万円。これは事業費が390万円で、10分の7の補助率で交付するものであります。

それから一番下の28節の繰出金で身延町簡易水道事業特別会計繰出金、これが昨年対比で7,700万円ほど増えております。

次に100ページをお願いします。

5款の労働費でございますが、1項1目労働諸費、この項目はシルバー人材センターへ委託をする部分につきまして、ここにまとめて計上させていただいているわけでありましたが、合計で2,283万3千円、973万3千円増額ということでございます。

これにつきましては、右の節の説明の中で、上から2つ目、防犯パトロール業務228万1千円、これが新たに増額になっております。

また、ちょうど中ほどに門野の湯施設維持管理業務という、330万4千円が計上されておりますが、これは新たなものというか、昨年まで特別会計に計上されていまして、ここの部分

へは新たに計上という形でございます。

また次のページの上から2つ目で、身延給食センター調理員常時雇用174万6千円、これが新たに増額になっております。

以上で、労働諸費は終わらせていただきます。

次に農林水産業費、103ページをお願いします。

この中で2目の農業総務費で、4,290万7千円の予算額ですが、892万1千円増額になっております。この要因といたしましては、まず職員人件費につきまして、5名でしたけれども、今年度は6名ということで、当初対比で1名増員という形で増えた分、それから委託料を一部農業土木費に計上した分等がございまして、差し引きで892万1千円の増額になっております。

104ページをお願いします。

中ほどに18節で備品購入費がございしますが、やはり小型車を軽トラックに買い換えをしたということで、公用車1台分の備品購入費が新たに計上されました。

それから次の農業振興費、3目であります。3,133万3千円の予算額、比較で813万7千円の増であります。これにつきましては、次のページでふれますけれども、下部農村文化公園の塗装工事を行うこと、それから中山間地域等直接支払い制度補助金、あるいは有害鳥獣の補助金、これらの事業費の増額によるものであります。

105ページをお願いします。

15節で工事請負費168万円、下部農村文化公園吊り橋遊歩道の舗装工事というのを新たに計上させていただきました。老朽化に伴って、塗装工事を行うものであります。

それから新たな分といたしまして、106ページをお願いします。

106ページの下から2つ目に、旬の山梨地産地消支援事業補助金123万3千円がございします。これは新たに計上した部分でございしますが、宮木地区の農業振興組合において、乾燥機、それから倉庫等を購入する費用176万4千円に対しまして、県が10分の4、町が10分の3、地元は10分の3になるわけですが、これを補助するものであります。

それから、金額は小さいですが、一番下ですが、地域提案型集落営農促進事業の補助金ですが、やはり宮木集落で、17年度から18年度の継続であります。20万円の事業費でございします。県、町で4分の3の補助をするものであります。

次に4目の農業土木費については、9,178万3千円の計上です。比較で691万1千円の増額になっております。これは、15節等で工事費が計上されておりますが、農道水路等の工事費の増、それから次のページの内容にございしますが、中山間地域の農地防災事業の負担金の減、さらに溜め池等整備事業という事業が新しく計上されております。それらの差し引きで690万円ほど増額ということでありします。内容的にはその右の節、あるいは説明欄のとおりでございします。

次の108ページをお願いします。

19節で負担金補助金ですが、4,529万3千円の中に、溜め池等整備事業負担金393万8千円が計上されておりますが、これは新しい事業でございします。西嶋地区の用排水路等の改修事業でございします。町が25%、負担をするものであります。

それから補助金の一番下ですね、大島資源保全事業補助金80万円であります。これは国のモデル事業といたしまして、農道・用水路の草刈り、あるいは管理費等の経費の補助金であ

りますが、国が40%、県が40%、町が20%負担をするものであります。

次の5目の山村振興費でございます。本年度1,967万4千円でございますが、この山村振興費は、17年度については山村振興費と、それから活性化施設費という別の目が計上されておりましたが、今年度ここに統合をさせていただきました。

この中に15節の工事請負費、活性化施設の修繕工事等もこの中に計上をさせていただいております。これは旧身延の相又のゆば工場の修繕工事であります。

それから次の2項の林業費でございますが、1目林業総務費、本年度は3,389万9千円の計上です。この1,124万5千円の減額の要因といたしましては、これは職員人件費でございます。7名計上から5名という形で減になった関係によるものです。

それから2目の林業振興費については、2,969万6千円の計上です。678万5千円の増額であります。内容的には委託料で里山エリア再生事業というのが新しく出たということと、有害鳥獣捕獲制度補助金等の増額があったためでございます。

110ページをお開きください。

13節委託料の中で、里山エリア再生事業500万円。これは新しい事業でございますが、里山の不要木等の除間伐の事業でございます。一応17ヘクタール分、計上でございますが、国が51%、県が17%、町が32%負担をするものであります。

次に111ページの林業土木費ですが、7,923万円の計上です。1,429万9千円の減額ということですが、これは工事請負費等の減額、あるいは三石山線の負担金の減額が要因でございます。内容は記載のとおりでございます。

次に113ページをお願いします。

7款の商工費ですが、1目の商工振興費、本年度3,276万5千円の計上です。540万8,600円の減額ですが、これは商工会の事業補助の金額が減額になっているためでございます。

次のページをお願いします。114ページ。

観光費は本年度8,689万7千円でございます。376万4千円の減額であります。これは平成17年度においては、一色のホテルの里看板の工事費および湯町のホテル公園転落防止柵の設置工事等が計上されていたためであります。

それでは、115ページをお願いします。

13節の委託料の中で一番下でございますが、「本栖湖富士山展望トイレ設計管理業務」とございますが、この「設計」という字につきまして、抹消をしていただきたいんですけれども、「本栖湖富士山展望トイレ管理業務」でございます。

この事業につきましても新たに計上されたんですが、平成17年度は設計ということで、本年度に、実は建設の予定でいるわけでございますが、県の補助金等の見通しが立った段階で、補正で、また新たに建築費について計上させていただく予定でございます。県の事業でございます。富士の国山梨振興整備費補助金という事業を利用させていただきまして、予定額とすれば3千万円の事業でやっていきたいという予定をいたしております。県の補助金2分1がまいる予定でございます。

次に117ページをお願いします。

2目で地場産業センター館運営費という目を設けさせていただきましたが、昨年度、地場産業センター下部の館運営費ということで計上されておりました。今回、名称を一部変更させて

いただくわけですが、下部、身延、中富のそれぞれの館について、この目で一括計上をさせていただきたいということで、まとめたものでございます。

それから、次の118ページをお願いします。

土木費でございますが、まず土木総務費、本年度5,713万1千円、昨年対比で5,988万4千円の減であります。この要因といたしましては、まず職員人件費が9名から7名に減っているということ。それから昨年度道路台帳作成業務委託料、また富士川水辺の活用構想作成業務委託、さらには土木積算システムの購入費等の経費が計上されておりました関係で、減額になりました。

それから119ページですが、急傾斜地崩壊対策費ですが、本年度2,465万円です。942万5千円の減ですが、これは事業費の減ということでございますが、本年度14カ所、下部が8カ所、中富が1カ所、身延が5カ所で、町の負担率が事業費の5%から20%を負担するものでございます。

次の道路橋梁費で、道路橋梁維持費については4,385万9千円の計上です。534万1千円の減額です。これは工事請負費等の事業費の減によるものであります。120ページに、その内容が掲載をされております。

2目の道路新設改良費に移ります。本年度2億680万8千円でございます。比較といたしまして、572万5千円の減額でございますが、これは15節を中心とした工事請負費の減額、あるいは調査設計委託料の、これは若干伸びているわけですが、これらの増減。あるいは公有財産購入費の増額、これらを差し引きいたしまして、572万5千円の減額になっているものであります。内容的にはそれぞれ記載の路線、あるいは場所等でございます。

次に123ページをお願いします。

住宅費であります。住宅管理費といたしまして7,236万6千円の計上です。4,357万円の増額ということですが、まず、この要因といたしましては、職員人件費2名から4名という形で1,600万円ほど増額。それから2点目といたしまして、柿島団地の調査設計業務委託等が2,200万円、これは新たに計上。さらに木造住宅の耐震改修補助金が380万増額。それから、柿島団地の入居者の移転費用の補助金が239万4千円計上ということが要因になっております。

その右の13委託料の中に、下のほうにございますように、まず、わが家の耐震診断事業、これは昨年に引き続いてでございますが60万円、それから柿島団地の地質調査、さらに次のページにありますように、開発許可および造成設計の委託、建築実施設計業務、これらの経費として増額になっているわけであります。

柿島団地につきましては、旧下部地区の三沢地内にあるわけですが、現在の住宅を平成19年から20年にかけて、今の場所に建て替えを予定いたしております。30戸分でございます。

なお、平成17年には基本設計をさせていただいたところであります。本年度は記載の調査、あるいは設計業務をするということでございます。

124ページをお願いします。

19節の中で、補助金という形で、木造住宅建築物耐震改修事業補助金、これは1戸分ですが70万円。また、木造住宅新築事業補助金として、5戸分310万円を見込んでおります。これは、いずれも耐震診断による改修、あるいは建て替えの事業に対しての補助金とい

う形でございます。

それから一番下の住宅移転については、先ほど申したように、柿島団地の住宅の入居者の移転補助、14世帯分を今年度見込みました。239万4千円であります。

次に6項の下水道費ですが、下水道総務費5億1,633万5千円の計上です。9,561万7千円の増額になりました。まず、人件費が4名から2名に、これは減員になっております。これで減額は1,100万円ほどであります。それから下部処理区の下水道処理業務の委託が670万円ほど減額。プラス要因といたしまして、下水道事業特別会計への繰出金が1億774万7千円増額、それから農業集落排水特別会計への繰出金が、やはり783万3千円増額になったものでございます。

125ページの一番下にございますように、28節繰出金で、特別会計の計上はされております。次のページにもわたっております。

次に127ページをお願いします。

消防費であります。まず非常備消防費は、本年度8,724万2千円の計上です。比較で2,647万5千円の増額です。これにつきましては、消防団へ消防ホース、各ポンプに1本、ホースを配布する経費、さらには消防ポンプ自動車を購入する経費が計上されているためでございます。

次の128ページをお願いします。

中ほどに18節備品購入費1,700万円とございます。旧下部の第1分団第3部、湯町でございますけれど、この自動車ポンプ1台につきまして買い換えをするということで、この経費でございます。なお、今のポンプ自動車は、昭和60年9月に購入したものと承っております。

次に129ページですが、上のほうに補助金という形でございますが、消防施設整備費補助金150万円。これは消防の各部への補助金という形でございますが、補助率2分の1で、30万円が限度で、各部で計画した事業に対して補助をするもの。また、消防詰所建て替え工事補助金につきましては下部の第1分団第4部、波高島でございますが、事業費561万8千円で建て替えるわけですが、この80%を補助するものでございます。

次に2目の消防施設費ですが、3,293万4千円、比較で693万4千円の増であります。これが貯水槽の建築事業費、昨年度は3カ所でありましたが、今年度は4カ所計上させていただきました。右、説明のとおりであります。

次のページ、130ページをお願いします。

防災費でございますが、本年度3,630万3千円の計上です。比較で1,397万の増額でございますが、これはのちほど説明しますが、防災ハザードマップの作成とか、国民保護計画の策定費の計上等でございます。

一番上の報償費でございますが、7万6千円でございます。これは新たなものでございますが、ここの「国民保護会議」というのがございますが、「国民保護協議会」に訂正をしてください。国民保護協議会委員7人分でございます。それから防災会委員7人分であります。国民保護協議会条例に基づく委員等の経費を今回、計上させていただきました。

それから13節の委託料でございますが、1,737万7千円でございます。この中で上から4つ目、洪水ハザードマップ作成業務とございます。これが新たなものでございますが、富士川沿いの洪水のハザードマップを作成いたす経費でございます。一応、全戸配布を予定いたし

ております。また、国民保護計画の策定経費、これも新たに計上させていただきました。新たな条例等に基づく計画づくりでございます。

それから131ページですが、上から2つ目、救助用工具という、これはバールとかジャッキ等でございますけれども、新たに補助金100万円をいただきまして、購入をいたすものでございます。防災倉庫等に整備をしていきたいというものでございます。

次に132ページをお願いします。

10款の教育費です。まず教育委員会費については、1億6,182万6千円の計上です。これは比較で増になっている原因は、職員の人件費が14名から15名に増員という形で増えているのが主な要因であります。

それから次のページ、133ページ。

教育研修センター費であります。2,640万8千円の計上です。1,931万3千円の増額につきましては、小学3年生の社会科副読本の印刷製本費が計上されたということで、増えているわけであります。副読本の作成1千部、またDVDの作成50部、これらの経費であります。

次に151ページをお願いします。

151ページの下ですが、21目に北小学校建設事業費が計上されました。本年度12億1,852万5千円の計上です。比較増減で5億7,112万7千円の増額。これは建設費の増額によるものでありますが、右の説明にございますように、例えば8節の報償費、竣工式の記念品とございますが、竣工式等の経費もこの中には含まれております。次のページにもわたっているわけですが、委託料、使用料、工事請負費、工事請負費も、記載のと通りの工事が今年度予定をされております。非常に高額になっておるわけであります。校舎棟の建築、体育館の建築については昨年度に引き続くものですが、屋外プールの建設、それから外構工事、それからグラウンド整備、さらに植栽、新たな工事でございます。下中の障害物の工事とか、校内LANの設置工事、また現在の旧校舎についての解体工事経費もこの中に含んでおります。さらに備品購入費、その他の経費の計上でございます。

163ページをお願いします。

社会教育でございますが、社会教育総務費は6,192万4千円でございます。551万円ほど減額でございますが、これは臨時職員の賃金の減額、あるいは報償費等の減額によるものであります。

次に165ページでございますが、公民館費、本年度3,610万円、対比で529万7千円の減額ですが、これは集落公民館の整備補助金について、17年度は4カ所でございましたが、今年度は1カ所の計上ということで、次のページをお願いします。

19節の負担金補助金であります。その一番下、補助金の中に、古閑集落公民館修繕工事補助金56万円、これは新たに計上でございますが、公民館の改修費用、サッシ、あるいは床、屋根等の工事費ですが、168万2千円に対しまして、3分の1補助金を出すものであります。

次に170ページをお願いします。

5項の文化振興費、1目の文化振興総務費は1,027万6千円の計上で、779万円の減額でございますが、これは人件費の減で、2人から1人減員という形で計上になっております。

それから172ページをお願いします。

3目で金山博物館運営費がございまして、本年度5,848万7千円で、638万6千円の減

額です。これは臨時職員の賃金３７０万円ほど減額、それから平成１７年度については、展示図録の印刷費等が計上されていたもので、それらが要因となっております。

１７４ページをお願いします。

このページの一番下に、５目で総合文化会館管理費がございしますが、６、６６９万４千円の計上、４７３万円の増額であります。この増額は職員人件費、２名から３名という形で増員になった分の増額。また、臨時職員賃金は減額になっておりまして、その差し引きで４７０万円ほど増額ということでございます。

次に１７９ページをお願いします。

８目の現代工芸美術館運営費ですが、本年度４、９１４万３千円の計上です。１、３３９万９千円の増額でございますが、この要因といたしましては、まず人件費については３００万円ほど減額になりましたが、展覧会の経費につきまして、１、４００万円ほど増額になっております。

それから次の１８０ページでございますが、９目で文化財調査費というのを新たに設けさせていただきました。本年度、県の補助金を受けまして、旧身延の和田地内で文化財の発掘等、現在行っておりますが、この１８年度の経費でございます。全額補助金という形で１３３万１千円でございます。

それから１８４ページをお願いします。

これは給食の経費でございますが、中富学校給食費の中で、１８節で備品購入費３３６万円計上させていただきました。これは昭和５５年に購入をいたしました食器消毒保管庫につきまして、老朽化等に伴って、２台でございますが、買い換える経費であります。

次に１８６ページをお願いします。

これは体育施設費の中でございますが、１５節で工事請負費２１２万円計上をさせていただきました。これは記載のと通りの工事費を、新たに計上したという部分でございます。

それから次の１８７ページでございますが、６目の中富勤労青年センター管理費ですが、本年度３５５万１千円、比較で５１０万円の減額です。これについては臨時職員の賃金等の人件費が２３０万円ほど減額。また昨年度、貯水槽の備品購入費等がありまして、１３０万円ほどでしたが、これらがなくなったためであります。

次に１８９ページをお願いします。

１２款の公債費でございますが、まず元金につきまして、本年度１６億６、８０３万６千円の計上でございます。比較といたしまして、３億７、２８５万７千円の増額になったわけですが、これについて説明をさせていただきます。

歳入面でも一部説明をいたしましたが、旧身延町におきまして、平成８年度に総合文化会館の建設に充てました財源として、地総債および庁舎の耐震補強工事に充てました緊急防災基盤整備事業債、この２本の起債につきまして、借入れ当時の条件によりまして、１９年３月、来年の３月に利率を見直しの上、借り換えると。残金は３億７、２５０万円でございますが、いったん返済することの約定になっておりました。このために、この一括償還をいたすわけでございますが、この財源といたしましては、新たに借換え債を、要するに起債を借り換えるということでございますが、借換え債をしていくということで、対応をいたす予定でございます。

借換え債につきましては、その財源の内訳の地方債にございますように、３億７、２４０万円を予定しているところでございます。

以上が、この増額になった要因でございます。この部分を除きますと、昨年対比でそんなに増額はないという形でございます。

それから利子につきましては、2億1,959万4千円で3,071万4千円の減額、昨年対比で減額になったものでございます。

次に190ページをお願いします。

諸支出金であります、この中で5目の湯町開発基金費、本年度1,503万1千円でございますが、これにつきましては、元金といたしまして1,500万円、入湯税の一部を積み立てるものでございます。それ以外の経常費につきましては、利息分でございます。

最後に192ページでございますが、14款は予備費といたしまして、昨年同様1千万円を計上させていただきました。

以上、一般会計の詳細な説明をさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

議案第48号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計予算について

議案第49号 平成18年度身延町老人保健特別会計予算について

町民課長。

○町民課長（遠藤和美君）

それでは、議案第48号と議案第49号の詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第48号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計予算についての詳細説明をさせていただきます。

18年度の当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億3,471万5千円です。17年度当初予算と比較いたしまして、3.4%の伸びとなっております。

まず歳入について、全体的な説明をさせていただきます。国保会計は、医療費の額に見合った収入をそれぞれの負担割合により、計上しております。

国民健康保険税は、現年課税分は調定額の95%、滞納繰越分は調定額の10%の徴収率を見込んで計上させていただきました。

税の算定基礎となる需用費に対する割合は28.9%となりますが、過去の実績から見て29%から30%は必要となりますので、基金の取り崩しをさせていただいております。

国県支払基金、町の負担金はそれぞれの負担割合により計上させていただいております。医療費見込み額と県や連合会で示された数値をもとに、それぞれの負担割合により算定をいたしました。

それでは、ページを追いながら説明をさせていただきます。

まず、8ページをお願いします。

歳入、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、4億2,823万5千円を計上しました。前年対比はマイナス1,477万7千円です。内容につきましては、右説明のとおりでございます。

それから2目退職者被保険者等国民健康保険税、本年度6,937万円です。前年対比1,529万7千円の増額となっております。計44億9,760万5千円、前年対比52万円です。

それから9ページ、それから10ページの2款一部負担金と、それから3款使用料及び手数料ですが、それぞれ科目設定をお願いしてあります。

11ページをお願いします。

4款1項国庫負担金、1目事務費負担金は2千円です。右説明のとおりで、科目設定をお願いしてあります。

それから、2目療養給付費等負担金4億8,770万8千円、昨年と比べまして2,507万1千円の減額ですが、これは国の負担割合が昨年17年度は100分の36でありましたが、今年度は100分の34となったものが原因です。

それから3目の高額医療費共同事業負担金1,172万7千円ですが、連合会の数値に負担割合の4分の1で計算をさせていただいております。

それから高額医療費につきましては、昨年まではこの交付基準額が70万円でありましたが、18年度からは80万円に引き上げられております。

それから、2項1目財政調整交付金2億1千万円、昨年に比べて4千万円の減となっておりますが、これも県の数値をもとに計上をさせていただきました。

12ページをお願いします。

5款の療養給付費交付金、これは退職者医療費分としての支払基金よりの交付金であります。1目療養給付費交付金が3億4,478万4千円で、昨年に比べまして9,261万1千円の増となっております。

それから13ページですが、6款1項1目高額医療費共同事業負担金1,172万7千円、比較32万円の増となっておりますが、これも国の負担割合と同じように、4分の1が負担割合となっております。

それから2項1目の国保老人医療費対策費補助金538万4千円、昨年に比べまして42万8千円の減額となっております。これは県単老人医療費、国保の加入者の補助分として県から5分の3、町が5分の2の負担となっております。

それから、2目の財政調整交付金1億41万円です。昨年に比べまして5,768万円の増となっておりますが、これは県の負担割合が17年度から順次、減額をされております。それでその分の100分の36が、今年は100分の34になりまして、その分の減額分が今度は新しく県の調整交付金として、昨年から新設をされておりましたので、昨年に比べまして100分の3、昨年は計上されましたが、本年度は100分の7で計上してあります。

14ページをお願いします。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金9,900万7千円です。昨年に比べまして2,776万2千円の減額となっております。

それから15ページですが、8款1項1目利子及び配当金、昨年と同様、21万円の計上をさせていただいております。

16ページをお願いします。

9款1項1目一般寄附金、今年度20万円の計上をさせていただいております。

それから10款1項1目一般会計繰入金ですが、本年度1億9,964万9千円、前年に比べまして196万6千円の増額となっておりますが、内容につきましては、右説明のとおりであります。

それから、2項1目財政調整基金繰入金5,792万2千円の計上です。昨年に比べまして

92万2千円の増額となりますが、これは医療費等の増額によりまして、基金のほうからの取り崩しをお願いするものです。

それから18ページをお願いします。

11款1項1目療養給付費交付金繰越金、本年度、これにつきましては科目設定をお願いしております。2目のその他繰越金836万円の計上をお願いします。比較としまして、600万円の増額となっております。

12款につきましては、すべて科目設定をお願いしたものです。

それでは、21ページのほうをお願いします。

歳出のほうですが、1款1項1目本年度4,387万2千円、比較といたしましてマイナス573万2千円となりますが、これらの大きな要因は、昨年度、消耗品の関係、11節の関係、それから13節の関係につきましては、旧町それぞれの積み重ねによって予算を計上させていただきましたが、本年度は17年度の実績に基づきまして、計上させていただきました。

それから、22ページをお願いします。

2目の国保連合会負担金、本年度52万円です。比較といたしまして1千円の減額ですが、右説明のとおりであります。

2項1目賦課徴収費28万2千円、2万9千円の増額ですが、右説明のとおりです。

それから2目の徴税費89万8千円、前年比較76万4千円の増額となっております。

3目の滞納処分費につきましては、科目設定をお願いしてあります。

それから3項1目、23ページになります。運営協議会費33万円、前年度対比10万9千円の減額ですが、右説明のとおりです。

24ページをお願いします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費8億5,123万円、昨年に比べまして1,798万3千円の減額となっております。17年度実績等によりまして、3%の増額を見込んで計上させていただきました。

2目の退職被保険者等療養給付費3億6,339万8千円、8,946万3千円の減額となっております。これはやはり17年度の実績等に基づきまして、20%の増額を見込んでおります。

3目一般被保険者療養費699万2千円、91万3千円の減額となっておりますが、これも17年度実績に基づいて、2%の増額で計上をさせていただいております。

それから4目退職被保険者等療養費169万5千円、22万1千円の増額ですが、17年度実績によりまして、5%の増額を見込んでおります。

それから5目審査支払手数料336万円、66万円の増額となっておりますが、これも実績に基づいて計上をさせていただきました。

2項1目一般被保険者高額療養費1億3,837万5千円、1,905万5千円の減額となっております。これも実績に基づきまして、17年度当初より3%の増を見込んでおります。実績に基づいた金額の3%の増額です。

それから2目退職者被保険者等高額療養費4,560万2千円、1,893万1千円の増額ですが、これも17年度実績の20%増を見込んでおります。

それから3項につきましては、科目設定をさせていただいております。

それから4項1目出産育児一時金360万円ですが、これは昨年と同様の数値で、12人の

出産を予定しております。

それから5項1目の葬祭費540万円ですが、昨年に比べまして90万円の増額をお願いしたものです。

26ページをお願いします。

3款1項1目老人保健医療費拠出金3億5,916万1千円、それから2目の老人保健事務費拠出金775万8千円で、これは昨年と同様、同じ金額ですが、まだ予算要求時までに県よりの算定数値が届かなかったために、前年度の数値を計上させていただいております。

4款1項1目介護納付金9,925万円、762万9千円の増額となっておりますが、これは2号被保険者の人数が昨年に比べまして増えたことと、それから1人当たりの単価が昨年よりも上がっていることが原因であります。昨年は、17年度は単価1人当たり4万5,200円でしたが、今年度は県の数値等に基づきまして5万円を、1人当たりの単価を5万円として計上をさせていただいております。

28ページをお願いします。

5款1項1目高額医療費共同事業費拠出金4,691万2千円ですが、昨年に比べまして128万1千円の増額となっております。これも連合会の数値により、計上をさせていただいております。

2目、3目はそれぞれ科目設定のみであります。

それから6款の保健事業費ですが、17年度は旧町時のものをそのまま継続してきましたが、18年度は事業内容の見直しと統合を検討し、全般的に前年よりも減額となっております。

1項1目の保健衛生普及費277万1千円、昨年に比べまして25万8千円の増額となっておりますが、内容につきましては右説明のとおりであります。

それから2目の疾病予防費は、今年度834万8千円の計上で、前年よりも648万7千円の減額となっております。この大きな要因は、需用費関係で17年度は旧町時の合算で計上させていただいたものもありましたが、今年度は17年度の実績に基づき計上をいたしました。また、17年度のレセプト点検員として3名の臨時職員を雇用しておりましたが、18年度はその業務を委託することになり、4節共済費、7節賃金分が13節の委託料に移っております。

それから3目の健康推進事業費374万4千円、233万6千円の減額となっておりますが、内容につきましては、右説明のとおりであります。

30ページをお願いします。

7款1項1目財政調整基金積立金、これは昨年と同様、21万円を計上させていただいております。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金、今年も昨年と同様、100万円の計上をさせていただいております。2目、3目は科目設定をお願いしてあります。

32ページをお願いします。

9款1項1目予備費、昨年と同様、4千万円を計上させていただきました。

以上です。よろしくお願いします。

続きまして、議案第49号の身延町老人保健特別会計予算についての詳細説明をさせていただきます。

18年度の当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億1,960万3千円です。17年度と比較いたしまして、2.2%の減額となっております。

17年度医療費は医療給付費、いわゆる現物支給の分は現年に比べて落ちておりますが、医療費支給費、これは現金給付にあたる、例えば柔整とか、マッサージ、補装具等は増加の傾向にあります。

歳入については、国保会計と同様、歳出で計上してある医療費等に対して、国庫負担金、県負担金、支払基金交付金、町の負担金を、それぞれの負担割合により計上させていただいております。

それでは、6ページの歳入から説明をさせていただきます。

1款1項1目医療費交付金、本年度15億6,738万9千円、昨年と比べまして1億5,674万円の減額となっております。

2目の審査支払手数料交付金1,063万2千円、4万3千円の増額となっております。

それから7ページをお願いします。

2款1項1目医療費負担金、本年度8億8,328万3千円ですが、昨年に比べまして6,127万6千円の増額となっております。

2項1目老人医療費適正化対策事業費補助金、これは今回1千円ということで、昨年に比べまして162万3千円の減額となっておりますが、これに付きましては国の判定基準に大幅な改正がありまして、県のほうの指導もありまして、科目設定のみにさせていただいております。

3款1項1目県負担金、本年度2億2,082万2千円、1,532万1千円の増額となっております。

9ページをお願いします。

4款1項1目一般会計繰入金2億3,746万9千円の計上をしてありますが、昨年に比べまして1,770万1千円の増額となっております。内容につきましては、説明のとおりであります。

10ページをお願いします。

5款1項1目繰越金ですが、これは科目設定のみのお願いでございます。

6款につきましても、科目設定のみでございます。

12ページをお願いします。

歳出ですが、1款1項1目一般管理費1,664万9千円です。昨年に比べまして76万6千円の増額ですが、実績に基づきまして、右説明のとおりの数値になっております。

2款1項1目医療給付費、本年度28億3,860万円、昨年に比べまして6,810万円の減額となっております。

2目の医療支給費、これは5,371万2千円の計上をさせていただきましたが、昨年に比べまして、327万円の増額となっております。

3目審査支払手数料1,063万1千円、昨年に比べまして4万2千円の増額となっております。

14ページをお願いします。

3款につきましては、科目設定のみの計上でございます。

以上です。どうぞご審議のほう、よろしくお願いします。

○議長（松木慶光君）

議案第50号 平成18年度身延町介護保険特別会計予算について

議案第51号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計予算について

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

議案第50号 平成18年度身延町介護保険特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

最初から、最新歳出から説明したほうが説明しやすいので、最初に17ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理費ですが、特に11節、金額の大きいものを説明していきます。11節のうち印刷製本費は105万6千円の計上ですが、これは介護保険料納付書等の印刷費用です。

それから12節のうち通信運搬費101万6千円は、介護保険料納付書の郵送料等の費用です。

14節のうち賃借料132万3千円は、介護保険システムのレンタル料です。

めくっていただきまして、18ページになりますが、19節のうち広域行政組合負担金は、介護保険運営負担金として、平成17年度までは一般会計の総務費に計上されておりました。その1,291万5千円が介護保険特別会計のほうへ18年度から計上されておりますので、その額です。それと合わせまして、介護保険システム運営負担金が174万3千円で、計1,473万8千円が峡南広域行政組合負担金として計上されております。

それから2項の介護認定審査会費は、介護保険事務のうち認定調査および主治医意見書の回収に関する事務を平成17年度までは峡南地域ではそれぞれの町で行ってきましたが、事務の効率化等を研究する中で、平成18年度から峡南広域行政組合で行うことになりました。

そのため、平成17年度当初予算と比較し、1目の介護認定審査会費は153万2千円の増額ですが、2目の認定調査等費は691万7千円の減額ということで、トータルで538万5千円の減額になっております。この減額と合わせまして、先ほどの峡南広域行政組合負担金は、平成17年度に比べて206万円くらい増額になっております。

それから13節委託料、先ほど説明をしなかったわけですが、そのコンピューター関係のシステム保守料は90万円くらい減額になっております。

合わせまして、峡南広域行政組合のほうへ事務を移動した影響で、約360万円の経費の節減になっております。

この介護保険システムは全部、峡南広域組合のほうへ事務を移動して、住民の方は町にまず申請をしていただいて、それから認定調査、主治医意見書の回収、コンピューターの1次判定、審査会の2次判定、いくつかの認定業務を峡南広域行政組合のほうで、峡南地域では共同で行うように、18年度からなります。

次に19ページへいっていただきまして、2款の介護給付費ですが、まず1項の介護サービス等諸費につきましては、介護保険制度の改正により、今までの要介護1の方の約8割の方が要支援のほうへまわるということで、その方については要支援2といいますが、そんな関係でありまして、20ページになりますが、その介護サービス等諸費の1目から10目を足しました計は12億8,550万3千円となり、17年と比較して1億275万1千円の増額になっておりますが、これが先ほど言いました移動した部分、介護要支援が移動しますので、その分が減額になっております。

また、2項の介護予防サービス等諸費につきましては、17年度までの支援サービス等諸費に、先ほど説明しました要介護1の約8割の方が加わる見込みになりますので、1目から7目

まで足しました計は、17年度に比較し1億2,410万2千円の増額になっております。これらは移動した部分等、平成17年から18年に延びる部分を加えました額であります。

めくっていただきまして、22ページになりますが、これは5項で特定入所者介護サービス等諸費があります。これにつきましては、昨年10月から居住費と食費が原則的に自己負担になりましたが、低所得者の方には自己負担額の限度額があり、これを超えた部分について給付する費用でありまして、6,600万円の計上になります。

めくっていただきまして、25ページになりますが、地域支援事業費です。

これは介護保険制度により、18年度から新たに加わった事業です。18年度一般会計で、先ほど財政課長のほうから説明がありましたが、在宅福祉通信費と在宅介護支援センター費という目を廃止しました。それらに代わる費用であります。

1項1目の介護予防特定高齢者施策事業費は、要支援になるおそれのある高齢者を、特定高齢者と呼んでいます。高齢者人口の約5%を見込んでいます。本町では高齢者人口が約6千人ですから、5%だと約300人が対象者になります。これらの方を対象に、できる限り介護状態にならないようにということから行う、介護予防事業費です。

18年度は最初の年ということで、あまり大きなことはできませんけれど、飯富高齢者介護予防施設を利用し、医学療法士、作業療法士等を委託する中で、筋力トレーニング事業を行う予定であります。

2目の介護予防、一般高齢者施策事業は、8節の報償費の健康相談、健康教育などの講師の費用、それから13節の愛育班、老人クラブ等に委託している友愛事業などです。

めくっていただきまして、2項になりますが、2項の包括的支援事業、2事業のうち1目の介護予防ケアマネジメント事業費は、18年度から町が地域包括支援センターを設置し、要支援1、要支援2の方のケアマネジメントを行うことから、職員およびケアマネージャー臨時職員の人件費と、直営で行いきれない部分のケアマネジメント事業を委託する費用が主なものです。

2目の2事業は、17年度までは先ほど言いました地域支援事業、在宅福祉推進事業の中で、一般会計で行われた事業の中身であります。

合わせまして、5款の地域支援事業は6,672万9千円になります。これらの事業で、なるべく介護状態にならないように、事業を進めていく予定であります。

続きまして8ページに戻っていただきまして、歳入でございます。

介護保険の保険給付費は、先ほど老人医療費にありましたが、すべて国、県、町の負担分、それから65歳以上、1号被保険者負担分、それから40歳以下64歳の2号被保険者、支払基金の交付金であります。負担割合がすべて決まっております。それらについて、説明していきます。

まず1款の保険料につきましては、今までの給付費の伸び率および平成18年の保険料改定額を考慮した額で、2億1,978万5千円を計上しております。これにつきましては、国の平均では19%になっておりますが、本町では、あとで説明しますが、14.4%くらいになっております。

次に10ページの、3款1項1目の国の支出金のうち介護給付負担金ですが、これは今度、国の負担金が少なくなって、県の分が多くなった分があります。それは施設の部分だけについてです。この保険給付費のうち施設等給付費の15%、まずは20%でしたが、5%が県のほ

うへ移りまして、施設分の15%と居宅給付費の20%を加えた額で2億6,187万8千円の計上です。

2項1目の調整交付金は、全国平均では保険給付費全体の5%になりますが、本町では1款の、先ほど言いました保険料の1号被保険者分ですが、この部分は先ほど言いましたけども、全国平均19%になります。しかし、本町では75歳以上の後期高齢者が高いとか、低所得者が多い等の理由により、1号被保険者保険料は保険給付費全体の14.4%にしかありません。これを穴埋めするため、国が調整し、全国平均では5%のところを、本町では約9%の調整交付金を見込んでおります。その額が1億3,726万8千円の計上です。

また、2目の地域支援事業費交付金は1,177万6千円の計上です。

次に11ページの、4款1項1目の支払基金の介護給付費交付金です。これは2号被保険者、いわゆる40歳から64歳の方の支払った額から出る交付金であります。これは保険給付費全体の31%になります。2億6,187万8千円の計上です。

また、2目の地域支援事業費交付金は112万円の計上です。

次に12ページの、5款1項1目の県支出金の介護給付費負担金は、保険給付費のうち、先ほど言いましたように施設等給付費は国から5%、こちらに県のほうからまわってきましてので、この施設等給付費の17.5%と居宅給付費の12.5%を加えた、2億3,050万9千円の計上です。

また、2目の地域支援事業費は588万7千円の計上です。

次に14ページをめくっていただきまして、7款1項1目の一般会計繰入金の介護給付費繰入金は、保険給付費全体の12.5%の1億9,064万7千円の計上です。

2目の地域支援事業繰入金は、交付金対象とした職員給与費3,627万円を含んだ4,215万7千円の計上です。

3目のその他一般会計繰入金は、町単独の職員給与費と事務費繰入金を加えた5,144万4千円の計上です。

2項1目の給付準備基金繰入金は、保険料の不足分を補うための2千万円の計上です。

以上が議案第39号の、歳入歳出の主な説明ですが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

続きまして議案第51号 平成18年度身延町介護サービス特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

18年度から町が直営で行う介護サービス事業は、身延町社会福祉協議会に委託し、中富すこやかセンター内で行われる通所介護事業です。17年度の訪問介護事業と、居宅介護支援事業は、社会福祉協議会が直営で行うことになりました。

6ページをお開きください。

歳入を説明します。

1款1項1目の居宅介護サービス費収入2,174万円ですが、デイサービス事業に要介護1以上の方が67名利用しておりまして、その利用した方に対する通所介護費収入です。

2項1目の居宅支援サービス費収入215万円ですが、デイサービス事業に要支援の方が7名利用しておりまして、その利用に対する通所介護費用です。

3項1目の自己負担金収入246万円ですが、デイサービス事業の自己負担金の収入です。

2款1項1目の一般会計繰入金は、この事業にかかる費用の不足分をお願いするもので、

138万7千円の計上です。

めくっていただいて、8ページですが、繰越金は存目の1千円です。

4款の雑入の6万5千円は、低所得者対策として、利用者の自己負担が1割から半額に減額される方がいますので、その穴埋めのための補助金であります。

めくっていただいて、10ページの歳出になります。

1款1項1目の通所介護事業費ですが、13節の委託料2,714万円が主なもので、14節のリース料、これは事務機のコンピューターのリース料ですが、その57万5千円を含みまして、すべて事業自体は社会福祉協議会に委託するのが現状であります。

以上が議案第51号の説明ですが、よろしくご審議をくださるようお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

説明の途中でございますが、昼食のため暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（松木慶光君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

事務連絡いたします。

中野副議長は所用のため、午後欠席との連絡がありました。

議案第52号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計予算について
水道課長。

○水道課長（井上隆雄君）

それでは議案第52号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債。起債の目的ですが、簡易水道事業債と過疎対策事業債であります。限度額がそれぞれ1億7,100万円でございます。合計3億4,200万円でございます。これは施設整備事業に関わる起債でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますけれども、今回、簡易水道事業特別会計を整理統合させていただきました。したがって、歳入歳出とも前年度予算額が0円になっております。よって、増減率につきましては100%となりますので、ご承知おきを願いたいと思います。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳入について、説明をいたします。

1款水道事業収入、1項事業収入、1目身延簡易水道使用料でございます。1億266万6千円。2目下部簡易水道使用料4,197万9千円。3目中富簡易水道使用料3,459万5千円ということで、合計1億7,924万円でございます。内容につきましては、水道使用料の現年度分と過年度分でございます。

次のページをお願いいたします。

2款分担金及び負担金、1項1目身延簡易水道分担金1千円、これは科目設定でございます。

2項の負担金、1目身延簡易水道負担金、2目下部簡易水道負担金、3目中富簡易水道負担金につきましては、合計147万8千円でございます。内容につきましては、新規加入の負担金および受託工事負担金でございます。3目の中富簡易水道負担金につきましては、受託工事費負担金につきましては、宮木配水管の移設工事ということでございまして、県の改修工事による補償でございます。

10ページをお願いいたします。

3款の使用料及び手数料でございます。1項手数料ということで、1目身延簡易水道手数料1万6千円。2目、3目それぞれ各簡水の手数料でございます。合計が4万8千円でございます。内容につきましては、加入手数料と指定工事店の指定手数料、それに督促手数料ということで、それぞれ1件分と、督促手数料につきましては科目設定でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

4款の国庫支出金、1項国庫補助金でございます。1目、2目、3目、それぞれの簡水の国庫補助金でございます。合計額が1億5,683万8千円でございます。内容につきましては、説明にありますとおり、施設整備費にかかる国庫補助金ということで、それぞれの事業にかかる補助金でございます。

12ページをお願いいたします。

5款繰入金でございます。1項一般会計繰入金、1目簡易水道総務費繰入金、2目身延簡易水道一般会計繰入金、3目下部簡易水道一般会計繰入金、4目中富簡易水道一般会計繰入金ということで、合計2億1,796万9千円でございます。内容につきましては、1目につきましては、説明にあるとおり、総務費、予備費等でございます。なお、2目、3目、4目につきましても、それぞれ説明欄にありますところへ充当するものでございます。

13ページをお願いいたします。

6款繰越金でございます。1目の繰越金30万円、これは前年度からの繰越金ということでございます。

14ページをお願いいたします。

7款諸収入、1項雑入でございます。それぞれ1目、2目、3目、各簡水の雑入ということで、合計額が219万4千円でございます。内容につきましては、消費税の還付金と雑入の科目設定の1千円でございます。この消費税の還付金につきましては、17年度事業の申告に基づく還付金ということの見込み額でございます。

続きまして、15ページをお願いします。

8款の町債、1項町債、1目、2目、3目でございますけれども、合計額が3億4,200万円でございます。内容につきましては、それぞれの事業がありますけれども、簡易水道事業債と過疎対策事業債でございます。説明欄にあります、それぞれ各事業に充当するものでございます。

16ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について説明をいたします。

1款水道維持費、1項身延簡易水道管理費、1目として簡易水道管理費でございます。本年度お願いする額が6,356万2千円でございます。主な内容でございますけれども、2節から4節につきましては、人件費の関係でございますので省略させていただきます。

7節の賃金でございますけれども、429万円。説明の中で臨時職員賃金ということでござい

ますけれど、これは水道施設の巡視員の賃金でございます。

その他の賃金につきましては、これは水道メーター検針員の賃金ということでございます。

11節の需用費2,581万円でございますけれども、説明欄の消耗品の中の主なものは、消毒の滅菌剤でございます。それから光熱水費につきましては、電気料ということで、それぞれ各施設のポンプ等の電気料です。

あと修繕費、これは漏水等配水管等の諸々の施設の修繕費でございます。

12節の役務費176万2千円ですが、この主なものは通信運搬費、これは各施設の監視専用回線ということで、NTT回線の使用料でございます。

13節の委託料でございますけれども、827万4千円につきましては、右説明欄にあるとおりでございます。主なものは、水質検査の業務委託が主な経費となっております。

次のページをお願いします。

15節の工事請負費1,043万3千円でございますけれど、右の説明のと通りの工事でございます。

続いて、18節の備品購入費50万円、これは機械器具費ということで、現在、巡視用の軽自動車があるんですが、走行距離が15万キロを経過して、エンジンが故障いたしまして、修理がきかないということで、今回、中古車をお願いしようということで50万円計上させていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、第2項の下部簡易水道管理費、1目簡易水道管理費4,601万9千円をお願いするものでございます。

内容につきましては、次のページをお願いいたします。

11節の需用費の1,866万7千円、説明のところの消耗品、先ほど申し上げましたけれども滅菌剤。光熱水費につきましては、動力費、電気料でございます。修繕費は、それぞれ施設の修繕費が主なものでございます。

12節の役務費145万8千円。これにつきましては、主なものは通信運搬費の施設監視用の専用回線料でございます。

13節の委託料612万9千円、これにつきましても説明欄にありますとおり、それぞれの保守点検が主になっております。それと水質検査でございます。

15節の工事請負費157万6千円でございますが、これは県の開持川の河川の改修に伴う水道管の本設工事であります。

続きまして、次のページをお願いします。

3項の中富簡易水道管理費、1目の簡易水道管理費ということで、4,634万8千円をお願いするものであります。

内容につきましては、7節の賃金、水道メーター検針員です。11節の需用費、消耗品および光熱水費の電気料、修繕料が主なものでございます。

12節の役務費156万9千円につきましても、通信運搬費が主なものでございます。

13節の委託料563万9千円につきましては、やはり保守点検業務と水質検査の業務であります。

続きまして、15節の工事請負費855万円でございますが、説明欄にあるとおりの工事でございます。

次のページをお願いします。

2款水道事業費、1項簡易水道総務費、1目一般管理費でございます。3,347万3千円でございます。内容につきましては、昨年まで総務係の人件費は、一般会計の衛生費で計上しておりましたけれど、今回から特別会計のほうに計上するというので、一般管理のほうへ計上させていただきました。一般管理については、人件費が主なものでございます。

2項の身延簡易水道建設費、1目簡易水道建設費ということで、1億8,952万円でございます。内容につきましては、右に説明がありますとおり、13節の委託料、これは2,730万円、それぞれの実施設計等の委託業務でございます。

15節の工事請負費につきましては、1億3,807万5千円でございます。これも右に説明にあるとおりの工事でございます。今年度より中央簡易水道の和田地区の整備と、あと下水道整備がいよいよ身延地区のほうにも入るということで、それに関わる水道管の配水管等の布設替えの工事が入っております。

次のページをお願いいたします。

17節の公有財産購入費でございますけれども、157万円でございます。これも先ほど工事の中で申し上げましたけれど、身延中央簡易水道、配水池の用地、また取り付け道路の用地の購入費でございます。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、2,100万円。これは下水道に委託するものでございまして、説明にありますとおり、身延中央簡易水道の配水管の布設替え工事の負担金でございます。

22節の補償補填及び賠償金でございますが、105万円。これは工事に関わる立木補償であります。

続きまして、3項の下部簡易水道建設費、1目簡易水道建設費でございますけれど、9,104万円でございます。内容につきましては、13節の委託料でございますけれど、2,757万3千円。これは右説明のとおりでございます。

15節の工事請負費でございますが、6,338万2千円。これにつきましても、説明欄にありますとおり、配水管等の下部簡易水道の総合工事のものでございます。

次のページをお願いします。

4項の中富簡易水道建設費、1目の簡易水道建設費2億4,384万2千円でございますけれど、内容につきましては委託料といたしまして、487万1千円。これも右説明欄にあります北部統合簡水、東部簡易水道。北部につきましては大塩地区であります。東部につきましては下田原地区の業務委託でございます。

次の15節の工事請負費につきましても、1億9,031万7千円ですが、東部と北部のそれに伴う、それぞれの工事を行うものでございます。

次に17節の公有財産購入費でございますけど、124万4千円。これは北部統合簡水の配水池と水道ポンプ場の用地費でございます。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、4,640万4千円は、これは東部簡易水道配水管布設工事負担金ということで、下田原地区の下水道工事に関わって、下水道へ委託する分の負担金でございます。

なお、22節の補償補填及び賠償金でございますけれど、76万3千円。これは大塩地区の立木補償ということになります。

次のページをお願いいたします。

3款の公債費でございますけれど、1項身延簡易水道公債費、1目元金、2目利子ということで、合計が8,376万2千円であります。この内容につきましては、起債の償還金であります。

2項の下部簡易水道、公債費につきましても同様、元金の償還金が4,119万6千円。次に3項の中富簡易水道公債費ということで、これにつきましても同様に元金、利子合計額が6,120万6千円でございますけれど、償還金でございます。

次のページをお願いいたします。

4款の予備費、1目予備費でございますけれど、10万円を計上させていただきました。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

議案第53号 平成18年度身延町農業集落排水事業等特別会予算について

議案第54号 平成18年度身延町下水道事業特別会計予算について

環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

議案第53号と54号の詳細説明をさせていただきます。

4ページをお開き願いたいと思います。身延町農業集落排水事業でございます。

第2表 地方債。起債の目的、特定地域生活排水処理施設整備事業債。限度額990万円。同じく起債の目的が過疎対策事業債。限度額990万円。合計1,980万円。利率につきましては、年4%内でございます。これにつきましては、市町村設置型の工事のほうにまわすものでございます。

5ページをお願いします。

ここにつきましては、先ほど水道課長が申しましたように、うちのほうもバックデータが追加しましたので、前年度対比がありませんので100%という形になりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、7ページをお開きください。

歳入。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目農業集落排水事業分担金1千円、上之平地区事業費分担金でございます。

2目小規模集合排水事業分担金1千円、北川地区事業費分担金でございます。

3目戸別浄化槽整備事業費分担金412万2千円。これは節で書いてありますとおり、412万2千円の内訳は長塩地区が16基、下大島地区が27基のうち、合計43基でございますが、5人槽が8万8,800円掛ける21戸で186万4,800円、7人槽が10万2,600円掛ける22戸で225万7,200円、合計412万2千円となります。

8ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料、本年度が162万2千円の予算要望でございます。これにつきましては、上之平地区使用料でございます。

2目小規模集合排水使用料59万4千円、これにつきましては北川地区使用料でございます。

3目戸別浄化槽整備事業使用料100万8千円、これにつきましては長塩と下大島地区の使用料でございます。内訳でございますが、5人槽が月額2,700円掛ける167戸掛ける1.05、47万3,445円。7人槽が月額2,900円掛ける176戸掛ける1.05でございます。53万5,920円となります。合計100万8千円となります。

2 款手数料、1 目戸別浄化槽整備事業手数料8 万6 千円、長塩と下大島地区手数料でございまして、これにつきましては工事検査手数料が1 件当たり2 千円でございます、4 3 戸掛けまして、8 万6 千円となります。

9 ページをお願いします。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目污水处理施設整備交付金1, 4 2 2 万円、これにつきましては、右説明のとおりでございます。

1 0 ページをお開きください。

繰入金、4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目農業集落排水事業繰入金9 8 0 万6 千円。これは上之平の上之平農業集落排水事業繰入金でございまして、維持管理費が2 5 5 万4 千円、公債費が7 2 5 万2 千円でございます。

2 目小規模集合排水事業繰入金5 1 1 万3 千円、これにつきましても維持管理費が9 4 万3 千円、公債費が4 1 7 万円でございます。

3 目戸別浄化槽整備事業繰入金2, 3 2 0 万円、これは戸別浄化槽整備事業の繰入金でございまして、事業費でございます。

予備費繰入金3 0 万円、予備費でございます。

4 款の合計が3, 8 4 1 万9 千円の予算要望でございます。

1 1 ページをお願いします。

繰越金、これらにつきましては科目設定でございます。

1 2 ページをお願いいたします。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目農業集落排水事業1 千円、2 目小規模集合排水事業雑入で1 千円、科目設定でございます。

3 目の戸別浄化槽整備事業雑入1 8 7 万5 千円。これにつきましては長塩、下大島地区の雑入という形で1 千円。長塩、下大島地区個人負担金という形で1 8 7 万4 千円。と申しますのは5 人槽、7 人槽中に、うちの計画どおり以外に、自分でお金を出すからという形で駐車場を造って下さいという方が6 名おります。その人たちの、当然うちの設計書内に組み入れなければなりませんので、了解をとりまして、5 人槽が1 基当たりに2 8 万9 千円掛ける消費税で3 0 万3, 4 5 0 円掛ける3 基、9 1 万3 5 0 円でございます。7 人槽が3 0 万6 千円掛ける消費税で、3 2 万1, 3 0 0 円掛ける3 基、9 6 万3, 9 0 0 円。合計1 8 7 万5 千円となるものでございます。

1 3 ページをお願いします。

7 款町債、1 項町債、1 目戸別浄化槽整備事業債、本年度が1, 9 8 0 万円。冒頭で言いましたように、特定地域生活排水処理整備事業債という形で9 9 0 万円。2 節としまして、過疎対策事業債で9 9 0 万円でございます。合計1, 9 8 0 万円でございます。

1 4 ページをお願いします。

歳出、1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業、1 目上之平地区維持管理費、本年度予算額、要望予算額が4 1 7 万8 千円でございます。これにつきましては、右説明のとおりでございます。

2 項公債費、1 目元金4 5 4 万円、2 目が利子2 7 1 万2 千円、合計7 2 5 万2 千円でございます。これは公債費の要望でございます。

1 6 ページをお願いします。

2款小規模集合排水事業債、1項小規模集合排水事業費、1目北川地区維持管理費、本年度要望額が153万9千円でございます、右説明のとおりでございます。特にちょっと変わったところが、11節の需用費の中にありますが、修繕費の中に水中ブローアーのオーバーホールのために、67万4千円を計上しております。

2項公債費、1目元金259万9千円、2目利子157万1千円。これは元金、利子でございます、合計417万円でございます。

17ページをお願いします。

3款戸別浄化槽整備事業費、1項戸別浄化槽整備事業費、1目戸別浄化槽整備事業費管理費、本年度要望額が101万円でございます。右説明のとおりでございます。

2戸別浄化槽整備事業建設費6,330万2千円。右説明のとおりでございますが、15節浄化槽市町村設置型整備工事でございますが、これが設置工事費2,764万3,500円、排水管の布設工事費が632万1千円でございます。特別工事分が174万250円、合計3,583万9千円でございます。

18ページをお願いします。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、これは30万円の計上でございます。

続きまして、54号のほうに移りたいと思います。

身延町下水道事業特別会計のほうに入りたいと思います。

5ページをお開き願いたいと思います。

第2表 地方債。起債の目的、特定環境保全公共下水道事業債。限度額6,280万円。起債の目的、公共下水道事業債。限度額9,780万円。過疎対策事業債。限度額1億6,060万円。合計3億2,120万円でございます。

8ページをお願いいたします。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目中富下水道事業分担金、本年度要望額72万円。これは分担金納付の対象戸数掛ける6万円でございます。加入分担金。そして2目が帯金塩之沢下水道事業分担金20万円。それから3目、角打丸滝下水道事業分担金60万円。1節が20万円で、2節のほうが40万円でございます。合計152万円でございます。

2項負担金、1目中富下水道事業負担金4,640万4千円。前年度対比、減額の616万4千円でございます。これは簡易水道事業の受託費でございます、下田原排水工場の布設に伴うものでございます。

2目身延下水道事業負担金2,100万円、これは大野・門外排水工場の布設工事負担金でございます、合わせて6,740万4千円でございます。

9ページをお願いします。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目中富下水道事業使用料、本年度予算額が2,746万8千円、比較が466万3千円の増でございます。これにつきましては、基本料金872世帯掛ける700円掛ける1.05掛ける12カ月分で769万1千円。超過料金分が1,977万6千円、合わせて2,746万7千円でございます。

2目帯金塩之沢下水道使用料681万7千円、1目の下水道使用料650万2千円と2目の下水道使用料過年度分31万5千円を合わせたものでございます。

3目角打丸滝下水道事業使用料1,008万5千円、37万8千円の増でございます。1目下水道使用料が1,006万2千円、2目の下水道使用料過年度分が2万3千円でございます。

て、合計4, 437万円でございます。

2項手数料、1目中富下水道事業手数料、1目、2目、3目、4目につきましては、すべて科目設定でございます。

10ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目中富下水道事業国庫補助金、本年度要望額が7,500万円ございまして、2目の身延公共下水道事業国庫補助金が2億円、増減が1億8,930万円。これは前にも説明したとおり、污水处理施設整備交付金でございます。

3目下部下水道事業国庫補助金、本年度2千万円の要望額でありまして、これを合計いたしますと、2億9,500万円となります。

11ページをお願いします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目中富下水道事業一般会計繰入金、本年度要望額2億1,455万2千円、比較増減3,316万2千円の増でございます。右説明のとおりでございます。

2目帯金塩之沢下水道事業一般会計繰入金3,015万円、減額の1,139万4千円でございます。

それから、3目角打丸滝下水道事業一般会計繰入金9,086万7千円、減額の3,092万8千円でございます。右説明のとおりございまして、4目身延下水道事業一般会計繰入金1億238万円、増額の9,979万円。これは事業費1億180万7千円と、公債費の57万3千円でございます。

5目下部下水道事業一般会計繰入金1,711万9千円、これは事業費でございます。

6目下水道一般会計繰入金99万6千円の減でございます。予備費でございまして、繰入金合計が4億5,606万4千円でございます。

12ページをお願いします。

繰越金1千円、科目設定でございます。

13ページ。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、今年度は2千円でございます。これは科目設定でございます。

14ページをお願いします。

7款町債、1項町債、1目中富下水道事業債8,340万円。1節特定環境公共下水道事業債が4,170万円、2節の過疎対策事業債が4,170万円、合わせて8,340万円となります。

2目の身延公共下水道事業債1億9,560万円。比較増減1億8,460万円の増でございまして、1節の公共下水道事業債が9,780万円、過疎対策事業債が9,780万円でございます。

3目下部下水道事業債4,220万円、これは1節の特定環境公共保全下水道事業債が2,110万円、2節の過疎対策事業債が2,110万円でございます。

町債、合わせまして3億2,120万円となります。

15ページをお願いします。歳出でございます。

1款下水道事業費、1項総務費、1目中富下水道事業総務管理費でございます。要望額が559万7千円ございまして、減額の187万1千円の主な要因は、手打沢供用開始時に伴

う排水設備工事助成金および汲み取り便所水洗化工事助成金の減によるものでございまして、右説明のとおりでございます。

2目の帯金塩之沢下水道事業総務管理費、減額の686万3千円の主な要因は、平成17年度当初の給料365万円等、時間外手当を除く職員手当227万8千円、および共済費89万3千円を計上していますが、本年度から身延下水道事業建設事業費に振り替えるためでございます。あとは右説明のとおりでございます。

16ページをお願いいたします。

3目角打丸滝下水道事業総務管理費、減額の86万7千円の主な要因は、これもやはり17年度当初の給料471万4千円、時間外手当を除く職員手当267万2千円、共済費118万1千円を計上していましたが、本年度から身延下水道事業に振り替えたためでございます。あとの節は説明のとおりでございます。

2項事業費、1目中富下水道事業費建設費、主な要因といたしましては、工事費3,248万6千円の増と、昨年の人事異動に伴う人件費の増、149万円によるものでございまして、右説明のとおりでございますが、15節の工事費につきまして説明いたします。

補助工事とするものがL=1,347メートル、事業費が1億4,230万円、単独といたしまして、312メートルで、予算額が2千万円でございます。それから簡易水道受託分が4,640万4千円でございます。

2目の帯金塩之沢下水道事業建設費51万8千円、これは右説明のとおりでございます。

3目角打丸滝下水道事業費建設費51万5千円、これについて主な要因でございますが、工事費の減でございます。1,069万7千円のためでございます。

4目身延下水道事業建設費、5億1,840万7千円。身延下水道事業建設費はすべての節が増ですが、主なものは工事費負担金です。工事費請負費で2億9,083万3千円、給料振替分が2,068万1千円、委託料が6,032万5千円、公有財産購入費が1億2,065万3千円の増でございます。右説明のとおりでございます。

18ページをお願いいたします。

まず委託料でございますが、管渠実施設計業務委託料が補助事業分として3,510万円。これが3,663メートル。単独分が740万円、これのほうは909メートル。合計4,572メートルでございます。大野地区と塩沢・門内の昭和通り入口まででございます。この委託料でございます。合計4,250万円でございます。

それから15節の工事請負費に入りますが、管渠布設工事が2億6,983万3千円でございます。補助事業として2億5,983万3千円、単独が1千万円でございます。

簡易水道受託工事費が2,100万円、身延公共下水道事業処理場用地として、17節用地買収でございますが、用地買収に入ります。これにつきましては、補助事業として5,911万7千円、処理場用地周辺として6,153万6千円、補助事業のほうは23筆でございます。4,515.66平方メートル、処理場周辺用地が31筆、4,723.54平方メートル。これにつきましては補償費を含めた単価として、平米当たりの単価が、田んぼが1万3,300円、畑が1万2,700円、原野が1万2千円となっております。

5目の下部下水道事業建設費7,931万9千円を要望するものでございまして、昨年度、一般会計下水道費委託料674万8千円と、職員給与費930万9千円以外はすべて新規であるため、主な要因としまして委託料3,565万2千円、県代行負担分が2,695万円でご

ざいます。右説明のとおりでございます。

3項の維持管理費、中富下水道事業維持管理費でございますが、2,227万4千円でございます、減額の17万9千円でございます。主な要因としましては、需用費の60万5千円の減と委託料の45万5千円の増でございます、右説明のとおりでございます。

20ページをお開き願います。

2目帯金塩之沢下水道事業維持管理費、本年度予算額が1,413万8千円。主な要因としまして、委託料の288万2千円の減と、需用費の208万5千円の増によるものでございます。右説明のとおりでございます。

3目角打丸滝下水道事業維持管理費2,074万6千円の当初予算額でございます、主な要因としましては、需用費の367万5千円の増と役務費の86万3千円の減、委託料の32万9千円の減でございます、右説明のとおりでございます。

21ページをお開き願います。

4項公債費、1目中富下水道事業元金1億4,934万円、2目中富下水道事業利子3,621万8千円、3目帯金塩之沢下水道事業元金996万4千円、4目帯金塩之沢下水道事業利子1,195万2千円、5目の角打丸滝下水道事業元金6,096万7千円、6目の角打丸滝下水道事業利子1,857万8千円、7目の身延下水道事業利子57万3千円でございます、右説明のとおりでございます、合計が本年度予算額2億8,769万2千円でございます。

23ページ。

予備費、1項予備費、1目予備費100万円でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

議案第55号 平成18年度身延町青少年自然の里特別会計予算について
生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

議案第55号について、詳細説明を行います。

6ページをお願いします。

歳入。1款1項1目施設使用料864万円、52万円の増ということで、主に施設の使用料につきましては体験活動、それから食堂の利用者ということで、体験には3,700人、食堂利用者につきましては9千食を、昨年の見込みで計算をしております。

次ページをお願いします。

2款1項1目青少年自然の里補助金200万円、10万円の減。これは県より町に対しての補助金ございましたので、それは内容的には講師謝金、それから材料費等の全額の約2分の1、200万円減ということで県からいただくことになっております。

8ページをお願いします。

3款1項1目山梨県青少年自然の里委託金2,074万5千円、64万5千円の減。1節委託金につきましては総務費、それから事業費、合わせました全額を県からいただいております。内容的には非常勤嘱託職員賃金等、すべての運営にかかる部分についての金額をいただいております。

次ページ、4款1項1目一般会計繰入金1,109万3千円、66万8千円の減。一般会計

繰入金ということで、施設運営費を一般会計からいただいております。

10ページ。

歳出、1款1項1目一般管理費2,782万3千円、12万8千円の増。昨年とほぼ同様の内容ということで、右の説明のとおりでございます。よろしくお願いします。

12ページをお願いします。

2款1項1目体験施設運営費695万1千円、89万6千円の減。各節につきまして、主な内容ということで、18節の備品購入費20万8千円。これは大豆の保管庫ということで、いつでも新鮮な大豆が利用できるようにということで、今回要求するものです。

次ページ、3款1項1目食堂事業費750万4千円、12万5千円の減でございます。今回、主にこの点が変わった点ございまして、今まで調理師さんに料理をしていただいたものを皆さんがいただいていたということなんですけれど、18年度からは業者に委託をお願いしまして、すべてを業者のほうでやっていただくということになっております。主には材料費、それに代わる賃金、それから細かく言いますと、1食、平均600円なんですけれど、プラス196円の委託ということで、業者にその委託料、それから食堂の1食についての食事代が業者に委託料として支払われることになっております。

14ページをお願いします。

4款1項1目予備費20万円、これは例年どおり20万円ということでお願いいたします。

なお、18年度から県の指定管理者としまして運営することになっております。現在は仮協定書ということで契約を交わしておりまして、4月以降、本契約ということで県と契約をいたします。契約につきましては、5年間を期間として契約を結ぶことになっております。

以上、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

議案第56号 平成18年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算についてから議案第67号 平成18年度身延町下山地区財産区特別会計予算についてまでは、詳細説明は省略いたします。

以上で、提出議案の説明ならびに担当課長の詳細説明を終わります。

日程第2 提出議案に対する質疑を行います。

議案の表題は、議案番号のみに省略させていただきます。

報告第1号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第1号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

議案第1号について、条文の中の第1条の中で地方自治法うんぬんありまして、内部組織としての行政機構が変わるということになっておりますが、中で企画課と財政課が企画財政課というふうになったと、そこで、これからの行政のあり方の中で、こういうことは考えられなかつ

たのかなという点を1点、お伺いしたいと思います。

というのは、例えば、今の補助金の制度が縮小されて、交付金、とりあえず地域再生計画の中で道路行政、整備行政等が計画されて、行政を進めていくとすると、例えば産業課と建設課一体となって町道、林道、農道、これらの計画をグループで推し進めないと行政が進まないような形が見えてきているのではないかなと思われます。そういう点の統廃合は考えなかったのかどうか、その1点をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

17年度で組織機構部会の中で、それぞれ今後の行政の組織をどういうふうな形で進めていくのいいのかと、こういうことで検討がされまして、その具体的な部分が、こういうふうに表示してきたわけでございますけれども、今、議員さんのお話の中にもありました、事業課の部門をどのようにしていくのかと、こういうふうなことも17年度の中で検討されてまいりまして、この4月に向けては、企画財政、あるいは町民課、税務、こういう部分について、さらに今年度の中で事業課の部分、建設産業、あるいは水道下水、こういう部門もさらに詰めていって、今お話がありましたように、一体的な場面の中で業務が遂行できるようにと、こんなふうな協議もなされてきた経過もございますので、18年度において、さらに検討を加えていきます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

穂坂議員。

○11番議員（穂坂英勝君）

分かりました。

それで行革というのは、ものを減らせればいいだけではないと、私は感じております。今の行政の中で、すぐに何かができるという、遊撃隊的な課があってもよろしかろうと思っているところでございます。例えば、行政改革室は3年間とか、この行政改革を推し進める上で設置する行革室だろうと思います。そのあとはなくなると。こういう部分、町の中に今、緊急避難的に解決しなければならないような問題がたくさん起きてきたときに、対処できるような課の新たな設置、そういうものも含んで考えてほしかったと、このように思います。それについて。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

今、議員さんのおっしゃる中に、行政改革室の場面も3年間で行財政改革をしっかりとっていくんだというふうなこと、さらに今お話がありました、緊急的に、この合併後、まちづくりに向けてどのようにしていくかというふうな場面で、当然そのようなことも出てこようかと思えます。そのような中で、組織検討部会の中でも、またそういうふうな意を受けまして、検討を加えていきながら、そういうふうな対処のほうも進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第2号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第3号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

国民保護対策本部及び身延町緊急対処事態対策本部条例というのですが、この条文をいちいち読んでみますと、あまりこなれていないという感じがするのですが、第2条で身延町国民保護対策本部長（以下、本部長という）は、身延町国民保護対策本部の事務を統括するというふうにはじめにありまして、そのほかに、その次に副本部長、本部員とあります。しかし、その第4項に、また対策本部に本部長、副本部長、および本部員のほか、必要な職員を置くことができるという形になっていまして、その順序があちこちになっているような気がするのですが、このへんの条文の並べ方とか、あるいは第4条のところの部というふうにあるのですが、本部長は必要と認めるときは対策本部に部を置くことができる。このへんも何か、なんのことを言っているのか、さっぱり分からない。

それから現地対策本部というのは、これは置くことができるというふうにあって、これは置かなければならないわけではないので、これもなんか、あまりよく理解をされていないのではないかというふうな気がいたしますので、もう一度、これははじめから見直していただいたほうがよろしいのではないかというふうに感じるのですが、いかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

まず、この身延町の国民保護対策本部、それから身延町の緊急対処事態対策本部の条例でございますけれども、国の国民保護法を受けまして、その第31条を受けて、ここに具体的にでてくるわけでございますけれども、国の国民保護のための法律の30条の部分に、いろいろと細かいこと、町村に関することが掲げられてくるわけです。それを受けて、最終的にその31条、ここの第1条にもございますけれども、法律の31条の規定に基づいて、本部に必要な事項というふうなことで、この31条を見ていくと、第27条から前条までに規定するものが都道府県対策本部、または市町村対策本部に関し、必要な事項は、その市町村の条例で定めると、国の法律の中で、大きく基本的の部分に掲げられておりますので、その細部についての対策本部というふうな場面は町で定めると、こういうふうことに基づいて、県からの準則といいますか、基準に基づいて作成された条例であると、このようなことでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それはそういう、もともと、ひな型みたいなものがありまして、それに従ってつくったということなんでしょうか。それとも新たにというか、身延町は身延町なりに、これを作成したんでしょうか。そのへんの、なんとなく、こなれていないというか、なんか身延町らしさがないというか、たまたまこういうのがあったからつくったという感じに受け取られるんですが、いかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

この武力攻撃の関係の国民保護法、これに町のそれぞれが行う任務、そういうふうなものが掲げられております。その細かい部分についての対策本部の必要な事項というようなことで、こういうふうな条例になったわけでございますけれども、1つは県の指導をいただきながら、このように作成したということでございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はありますか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

この条例は、武力攻撃事態法の関連法である、国民保護法に基づく条例案であると思うんです。それで、この町からいただいた、これも読んでみたんですけども、やはり私たち日本国民に保障されている国民の自由と権利というところで、具体的にいろいろな場面に当たったときに、この自由と権利が本当に保障されるんだろうかというところが、本当にすごく心配なんですけれども、そのところの整合性というのはどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

これは、上位法に基づいて条例を制定するわけでございますけれども、まず、これは国の責務でもって、まず行われてくると、このようなことでございます。それで、国の行う部分、それから県の行う部分、町の実行部分と、このようなことで、それは1つ、例にとって見ましても、例えば避難の指示というふうなもの、当然、国から県にきて、県から町にきて、それに基づいて住民の避難の指示、あるいは伝達を町がしていくと、このようなことでございますので、当然、国民の自由、権利、そのようなものは守られ、さらにまたその安全の対応をしていくという町の責任というか、そういうふうなことで、ここに掲げられてある、その対策本部の条例の関係でございますので、そのへんのご理解をいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑ございませんか。

望月明君。

○4 番議員（望月明君）

この条例につきまして、今、芦澤議員も言われましたけれども、そういう文言における、もう少し検討が必要かなという点と、それから最初の身延町国民保護対策本部及び身延町緊急対策事態対策本部、ここに本部が2つあります。それからさらに、本文の下から3行目のところですか、第5条のところにも、今度は身延町国民保護現地対策本部と、この3つの本部というのがありまして、なんかよく分かりにくいわけですね。このへんの関連もはっきり分かるようにしていただかないと、どれがどれなのかということで、分かりにくいと思います。このへんも1つ検討していただいて、もし今、説明ができれば、その3つの本部というのが、どういう関係になっているのか。身延町緊急処理事態対策本部ですね。これと下のほうにある、国民保護現地対策本部、こういう最初の表題の、国民保護対策本部、このように同じような言葉がいくつも出てきまして、非常に分かりにくいと、このへんの説明をお願いします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

私たちも初めての法律でございまして、こういうふうな状況、まだ勉強不足というか、そういうような点もあろうかと思いますが、1つは国の国民保護の対策本部を受けて、町でもその保護の対策本部を設けなさいと。さらにまた緊急事態が発生したときには、そういうふうな事態に対する対策本部を設けると。それから、下のほうの国民保護現地対策本部というのは、町内全域ではなくて、例えばある一部の部分にそういうのが起きた場合は、現地でもって対策本部を設けると、このようなことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第4号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第5号について、質疑を行います。

穂坂君。

○11 番議員（穂坂英勝君）

1点だけ、お願いいたします。

給与条例の改正ということでございますけれども、この改正で、私も理解しているのは、切り替えで、8級から6級までの制定に、簡単になってしまうということなんですが、この改定で給与が、その段落というか、切り替えにぶつかっている方の、ぴったりした新しい給与表にはないところが出てくるのではなかろうかと。その救済として、なんかどうも附則の7号に書かれているようなんだけど、私も理解度が低いのか、ちょっとよく分からない。要するに、不利益を得ないような形で行われるのかどうなのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

職員に現在受けている給料表の適用の金額と、新しい6級制になって受ける給料表の適用には、当然差額が出てまいります。しかし、それは現在の給料を保証すると、こういうふうな内容でございます。

1つ事例を挙げてみますと、例えば、43歳の主査というふうな職務がありまして、現行8級制の中で5等級の16号というところに位置づけられており、本俸は35万2,200円と、こういうふうになっております。それが6級制に移行されますと、43歳の方は3等級の69号級というところに位置づけられまして、その本俸は33万6千円という、こういうことになります。そうすると、8級制と6級制の場面で位置付けられた、本俸の差は減額の1万6,200円と、このようになります。この減額の1万6,200円は、ある程度、給料の保証をしていくと、こういうふうな状況になります。

○議長（松木慶光君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第6号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第7号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第8号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第9号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第10号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

川口君。

○15番議員（川口福三君）

議案第10号について、お伺いいたします。

これは指定管理者制度に基づいての条文ですが、中に指定管理者の、いわゆる団体名、身延うどん生産組合とあるわけです。それから下に代表者名は、市川三郷町高田と謳ってあるわけですが、この身延うどん生産組合というのは公的な組合なのか、それともここで、ただ単にこの指定管理者契約を結ぶ上において名称として挙げたのか、そのへんをお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

文化振興課長。

○文化振興課長（二宮喜昭君）

お答えします。

指定管理者制度に基づいて、契約を結ぶ意味でつくられた組合です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

そうするとこれは、いわゆる公的に登記がされている組合と認識してよいわけですね。そのへんもう1回、確認いたします。

○議長（松木慶光君）

文化振興課長。

○文化振興課長（二宮喜昭君）

登記というか、そういう法的というか、任意組合です。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

ただ、この指定管理者を設ける上において、任意的に組合として、ここへ謳ったという解釈になるわけですね・・・はい、分かりました。

○議長（松木慶光君）

ほかに。

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

1つだけ。お聞きします。

指定の経過について。公募は行われたのか。そして町内に組織のある、法人格のある業者はいなかったのか。そのへんの経過について、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

指定の経過について、ご説明いたします。

前にも指定管理者の制度は、それぞれ制度的に説明をまいりました。まず、法律の改正の中で、今、それぞれ直営でいくか、指定管理でいくかと、どちらかを選択しなければならないと、こういうふうな状況でございまして、現実に町内の施設、おおざっぱに言いまして、100余あります。その中で、1つは企業組合等、あるいはまた個人等に委託がなされている場面、現実にすでに施設、委託がなされている部門を、まず本年度の中で指定管理者の制度に切り替えていこうと、こういうようなことで8施設をそれぞれ検討をいたしまして、8施設のそれぞれ計画書なり、あるいは予算書なり、事業の部分の提出をいただきまして、選定委員会、5名の選定委員さんを委嘱いたしまして、その8施設について内容を検討した結果、すでに何年も契約をして委託がなされていると、こういうふうな企業なり、あるいは個人でありますの

で、個人的には指定管理ができませんので、その部分におきましては、担当課のほうで相談をしながら、組合を設立していただきまして、その指定管理者の候補となっただき、申請を出していただき、審査をした結果、適当であるとうろしいと、こういうようなことを受けまして、今議会に議案として提出をさせていただきました。

以上です。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第11号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

この条例の中身について、お伺いします。

これは指定管理者の条文が増えたわけですが、第18条に運営委員会というのがあります。この運営委員会と、それから教育委員会、それからこの指定管理者と、この3つがこの中にあるわけですが、この指定管理者と運営委員会の位置関係というのは、どのようなことになるのか。あるいは、この運営委員会というのはどうしても必要なものなのかどうか。そのへんについて、お伺いします。

○議長（松木慶光君）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時24分

○議長（松木慶光君）

休憩前に引き続いて、再開いたします。

課長のほうから答弁がありますから、文化振興課長。

○文化振興課長（二宮喜昭君）

お答えいたします。

指定管理者と、和紙の里の中の特産品加工販売所ということで、それが味菜庵になっています。味菜庵が指定管理者で、今回の規約の中に、指定管理者制度に入れたことによって、この条例の改正ですが、委員会というのは、和紙の里全体の運営の委員会ですので、指定管理者とは関係はありません。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君、予定があります、委員会付託になりますので、当委員会については、担当委員については、そこで詳細にお聞き願いたいと思います。

次に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第12号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第13号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第14号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第15号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第16号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第17号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第18号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第19号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第20号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第21号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第２２号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第２３号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第２４号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第２５号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第２６号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第２７号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第２８号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第２９号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第３０号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
議案第３１号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第32号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第33号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第34号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第35号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第36号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

石部君。

○18番議員（石部典生君）

下部の温泉泉源の関係の減額等があるわけですが、現状はどのような状況にあるのか、そのへんを説明してください。

○議長（松木慶光君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

9日時点で、ちょうど1,200メートルの掘削地点に到達をいたしました。これからの予定でございますけれども、1日約20メートル前後ということで、掘削が進められておりまして、3月25日前後には当初計画であります、1,500メートルに到達する予定になっております。

以降、掘削が終わりますと、用途試験とか、成分試験とか、そういうものを受けまして、以降、条例等の策定とか、また給湯計画とか、そのようなスケジュールで進んでいきます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

続きまして、バス運行対策費で伺います。富士急バスの運行費が減額されているわけですが、どのような状況にあるのか、説明してください。

○議長（松木慶光君）

ページ数を言ってくれますか。

○18番議員（石部典生君）

22ページです。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

バス運行対策費の中で、負担金補助及び交付金の減額の778万5千円、計上しております。ここは当初予算で1,271万8千円、計上してきたわけですが、富士急のバス路線につきましては、富士河口湖町から下部温泉、古関から甲斐常葉、それから甲斐常葉から下部温泉、広域路線と町内の路線がございまして、以前におきましては1,200万円程度、全体的でもって助成をしてきた経過があるわけですが、負担の赤字の状況が大きいということと、負担が大きいということで、富士急のほうと、もう少し運行本数とか、そういう状況を変えて、負担の状況が少なくなるかという協議を進めていく中で、17年度におきましては、補助金を493万3千円というふうなことで、町が負担する部分、それからさらに赤字の部分があるんですが、富士急さんがその赤字の部分も担う場面と、こういうふうなことで減額の778万5千円と、こういうふうな状況に協議の結果、なったという経過でございます。

○議長（松木慶光君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

これは運行の本数は減ったということなんですか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

運行本数、広域路線、富士吉田から下部温泉までの運行本数、従来だと3往復くらいあったかと思いますが、その運行本数が1往復と、このようなことになって、それらの経費と、さらにまた富士急さんにも部分的に赤字の分を補っていただいたと、こういうふうな経過でございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑ございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万汜君）

それでは、議案第36号について、2点の質問をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、29ページ、地域再生計画の中で、合併浄化槽処理の問題が出てきたところであります。減額の1,942万2千円については、一応説明を受けたわけですが、今回の地域再生計画、内閣府が予算を一括計上して道路整備交付金、あるいは汚水処理整備交付金等々の中で、今進んでいるわけですが、改めてこの部分について説明をいただきたい。

2点目として、ページ数は38ページ以降、いくつか臨時職員の減額が100万円以上とか、給食センターにおいても、これはすべての臨時職員の給食センターを含めて、分館管理費

も含めて241万7千円、これは45ページでありますけれども、あるわけありますけれども、臨時職員の賃金の減額補正をした理由、以上、2点について答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

環境課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

笠井議員のご質問にお答えいたします。

地域再生計画というのは、ご存じのとおり、三位一体改革のことでございまして、三位一体改革の1つ目としては補助金のスリム化、2つ目として税源移譲、3つ目として交付税の改革、そのうちの一番はじめの補助金のスリム化というところに、これが当たります。要するに、各省庁で縦割りの補助金が、同じようなものが数あるわけですが、これをまとめたのが、今ご質問にありましたように、当環境下水道課で扱うのは、污水处理施設整備という形の交付金でございまして。これは国土交通省が300億円、農林水産省が115億円、環境省が75億円、合計490億円をもとに全国の町村から、去年の4月1日に法ができて、26日までにもってきなさいという形で、身延町がそれへ突っ込んだわけですが、そういうことでございまして。

また、ですからこのお金は、この間も説明いたしましたが、污水处理についてしか使えないわけでありまして、污水处理といいますと、合併浄化槽も広義の、大きい意味では下水道なんです。ですから下水道事業の、今度やろうとしている身延地区の、交付金で受けていますから、下水道事業の、仮にお金がなくなった場合に、その年度、予算組みの中でなくなった場合には、合併浄化槽が余っていますよといったら、そのほうのお金をまわしてもいいですよという意味合いの融通性があります。ただ事務的には、一方が3分の1の補助で、一方が2分の1の補助ですから、とんでもなく頭の中がくるくるまわるような形になるのが1点と、起債の借り方が変わってきます。ですから、交付金になりますと、国交省の場合の、私たちは補助金を受けて下水道をやります。当然、会計検査を受けます。そのときには、国土交通省がまず会計検査を受けて、山梨県が次に受けまして、最後に町が受けるという、3本立てになっているものでございまして。

また、このほかには、どのようなものがあるかといいますと、道路整備交付金というのが、去年は270億円もらいました。またもう1つ、これは山梨県には関係がないんですけど、港湾整備、港整備ですね、港湾と漁港の関係に関するものが50億円、ございました。

今度の交付金については、うちの補佐が説明したようなことがございますが、なかなか分からないところがございますので、今言われたようなことについては、また、希望があれば説明会をもってもいいなと思っておりますけれども、特に新しい議員さんになった方々は、急に言われても訳が分からないよと言われれば、要望さえもらえれば、うちのほうで説明会をいたしますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松木慶光君）

もう1つ。

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

それでは38ページ以降の、教育費に関わる賃金の関係の減額についてお答え申し上げます。

私は学校教育課でありますので、学校関係と、それから給食センターの関係をご答弁させていただきます。

まず、教育委員会費の中に、38ページに113万円という大きな数字が減額をされているわけですが、これにつきましては、現在、教育委員会で雇用しております17人の臨時職員に関わる賃金を当初予算で計上させていただきました。この中には、ALTが7人含まれているわけですが、ALTの勤務途中に人を交代したときに、若干空白が生じたというようなことについて減額。それからALTについては、賃金月額30万円を支払うということになっています。それ以外に税金の分、租税条例ですか、そういうものについて、税金の部分を町で負担しなければならないということと、それからALTが住む家についても、家賃は町で支払うというものが、この中に計上されておりましたが、そういうものについて不用額が生じたために、今回113万円という数字が減額になります。

それ以降の、学校の管理費等に関わる賃金の中で、その他賃金というのがありますが、これらにつきましては、臨時的に雇用する臨時職員でありまして、例えば、39ページの久那土小学校の管理費の中に、その他賃金が12万円減額をされておりますが、これは町で所有をしている、例えば旧下部でしたら、ふるさと号というバスがあります。それから、旧中富にはあじさい号というバスがありますが、学校の事業等でそういうものを使う際に、運転手に関わる賃金については、それぞれ使用者で計上するというようなことで予定をさせていただいたものが、不用に出てきましたので、その分を減額ということであります。

それから給食センターの関係で、やはり減額をされているのがありますが、これは臨時職員以外にパート職員を予定しておりましたが、そういうものに関わるものについて、勤務日数に応じて支払ったわけですが、その勤務日数が当初よりも少なくて済んだというようなことについての減額であります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君いいですか・・・。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

さっき25ページの臨時職員の件についても言われました、25ページについて説明します。一番上にあります。

この25ページの臨時職員は、中富分館の職員でありまして、中富分館には、当時合併前から育児休暇の職員が1人いまして、その分、臨時職員の人をお願いして、平成16年度は仕事をしていただきました。17年4月1日の人事異動により、正職員が中富分館に配置されましたので、臨時職員の方は辞めていただきました。本来ならば6月補正で全額削るべきところ、削らなかったのが、今回減額するようになりました。

以上であります。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万汜君）

地域再生計画について答弁いただいたわけですが、1点だけ伺いたい。

今、課長のほうから話がありましたように、汚水処理の部分についてはこれだと、道路整備

交付金についてもあると、地域再生計画が。本町では日蓮聖人と身延ゆばの里再生計画として申請をした。さっき同僚議員から話がありましたように、広域な地域の中で、再生を図っていくという理解をしているわけでありますけれども、道路整備の交付金、建設課とそういった関連があるのかどうなのか。そういった横の関係の中で、次の地域再生計画を図ろうとしているのかどうなのか、これ併せて1点、重ねて答弁を求めたい。

2点目の、今ありました教育委員会、学校教育課長のほうから話がありましたように、臨時職員、ALTの関係でありますけれども、ALTがいなくて、減額の113万円。その間、いないときには、学校のその空いた部分については、ALTをどのような形の中で、派遣なり補充をしていったのか、改めて答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

ただいま地域再生計画の、先ほど、環境課長さんが言いました、3つの交付金についてのご質問でございますが、建設課の国土交通省のまちづくり、道づくり交付金でございますが、どうしても使い勝手が非常に悪いというふうなことで、どうしてかなと、うちのほうも企画のほうと合議をしたわけでございますが、道路を整備するには、道路構造令というのを順守していただきたいと、それが基本であるということで、どうしても地形地質が厳しい本町の場合は、うまく馴染まないということで、もう一方の都市再生計画ということで、前にもご答弁申し上げたと記憶しているわけでございますが、柿島の町営住宅を今現在、計画しております。その中で、まちづくり交付金ということで、下部町の時代から検討をし、また合併になりまして、平成17年度スタートということで、計画を詰めてきたわけですが、柿島の町営住宅建設事業が当時、約7億円くらい掛かるということで、町工の場合は40%の補助金と、住宅建設が45%というようなことで、県のほうとの話の中で、住宅建設と、いわゆるまちづくりの道路整備は分けましょうということで、分けた経過がございます。

このまちづくり交付金の場合は、道路構造令を守らなくてもいいと、いわゆる町単独でやるような小さな事業も対応になると。舗装上のアスファルトのオーバーレイとか、簡単な側溝とか、そんなことで総事業費8億円くらいで計画をしてきたんですが、今回2つに分けて、また、当初予算でもお願いをしてございますが、まちづくり交付金というようなことで、計画を詰めていきたいと、このように今、企画のほう、また建設課のほうでも、またそれに水道・産業関係課のほうと、今現在、相談する中で、対応を協議しております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

それでは、ALTの勤務についてお答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、ALTは全部で7人おりますが、自治体国際化協会というところを通じて、派遣をしていただいているALTは4人であります。それ以外には3人を町単で任用しているわけですが、3人のうち1人は自治体国際化協会から派遣されている職員と同様の勤務形態であります。残りの2人につきましては、旧中富町の3小学校を担当している町単のALTでありまして、1人、1週間に1回、それぞれの学校へ訪問をするというよう

なことで、先ほど残額が生じた、一番最初の項目で申し上げましたから、金額が多いようにとられましたけれども、それは約1カ月間の勤務ができなかったということでもありますから、金額はごくわずかであります。というのは、少し問題が生じたので、新しい人を見つけている間、勤務ができなかったということでありまして、中学の英語教科ではありませんで、小学校の英語で、総合的な学習の時間に対応しておりましたから、その間はほかの教科を取り入れたというようなことで、特にカリキュラムには影響がありませんでした。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君、いいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第37号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第38号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第39号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第40号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第41号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第42号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第43号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第４４号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第４５号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第４６号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第４７号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

笠井君。

○１７番議員（笠井万沱君）

それでは議案第４７号 平成１８年度身延町一般会計予算について、２点の質問をさせていただきます。

まず、１点目でありますけれども、今回の当初予算１０５億８，３００万円であります。前年度９５億４，２５２万２千円でしたので、１億４，０４７万８千円であります。

そこで物件費、あるいは人件費等々、当初予算の性質別分析表の中で、例えば人件費が対前年比で１億４，９５０万４千円の減額だと、物品は６，６５０万円と補助金は４，６００万円、そして今回の中で、交付税が１億５，４００万円減ってきたということの中で、当初予算を組むときに、どのような姿勢で取り組んできたのか。そして、最重点科目はなんで取り組んできたのか。非常に人件費、物件費、補助費等々、減額になっていますし、それから扶助費が１億６，７００万円と大きく膨らんでいるわけでもありますけれども、１点目として、今回の予算に取り組む中での姿勢、最重要課題といえますか、なんであるのか、１点目として伺います。

２点目として、ページは７０ページであります。説明を受けましたけれども、１３節委託料２，２２３万８千円、身延福祉センター建築実施設計業務の委託料が、そこに載っております。そこで、このセンターを設計、今後建てるという状況の中で、その概要と必要性和将来性を含めて、答弁を求めます。

以上２点、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

ご答弁申し上げます。

議員さん、今、申されましたとおり、本年度の予算額につきましては、１０％を超える増額予算ということで、結果的には大型の予算になりました。

今年度の当初予算を編成するにあたりましては、前年の１７年１１月２１日でございました

が、職員が係長以上、あるいは各出先の責任者等にお集まりいただきまして、町長から当初予算編成に向けてのお考えを述べていただき、また私どものほうから資料を配布いたしまして、当初予算の編成の方針等を各職員に伝達をいたしまして、それを各職員が聞いて、年末から1月にかけて、予算編成作業、また提出をしていただいて、ヒアリングというような形で、財政課のヒアリング、あるいは最終的には町長のヒアリング等も行いまして、このような形になったわけでございます。

ご指摘の、平成18年度の当初予算の編成にあたっての一番、問題点といたしますか、懸念をいたしました点は、町長のお話にも、また昨日の施政方針の中にも出ておりましたように、国の三位一体改革による補助金の削減、あるいは交付税等の削減、あるいは財源を移譲すると言っているわけでございますけれども、どの程度くるのかなということが、一番懸念の原因でございました。年末から年始にかけては、具体的に、例えば補助金が削減されると申しまして、どの部分でいくらというようなことは、なかなか見えてこなかったのが実情でございます。しかし、最終的に2月にかけてのいろいろな情報の収集、あるいは県の説明会等を受ける中で、ある程度、全貌が見えてきたという形で、やっとまとめたような次第でございます。

税源移譲についても、先ほど、当初予算の説明でちょっとふれましたが、税源移譲交付金が本町の場合、約6,100万円ほど計上にはなったわけでございますが、福祉関係の補助金をはじめ、福祉保健、あるいは介護とか、その他諸々の補助金が削減をしております。削減額にイコールかといえば、そうではありません。非常に少額な交付金というような形に、結果的にはなっております。

これは私どもの町だけではないわけでありまして、では、その分、交付税あたりで補填をされるのかということでございますが、予算書に出ておりますように、交付税についても減額をしているということで、非常に苦勞をいたしたところでございます。

もう1点、私どもが合併して2回目になる当初予算の編成というようなことで、念頭に置きましたのは、新町になっての予算編成の2回目ということで、昨年の予算編成にも申しましたが、新町になって、新しい事業等も当然出てくるでしょうが、とりあえず継続事業、あるいは各旧3町の現状のいろいろな事業があるわけでございます。これらの整理統合、あるいは新町になっての新しい分野の施策は、どうなのかというところを気を付けていただきたい。また、新しい事業については芽出しもしてくださいというようなこともあったわけでございます。

これにとっても財源がなければ、新しい事業等は組めないわけでございますけれども、今年度は2回目ということで、例えばそれぞれの旧3町で、ばらばらにやっておりました事業についても、やや、まとまってきたかなというのが実情でございますが、すべてが新町1本でまだ、まとまっていない部分が非常にあります。今後、18年度に向けても、またこのへんは詰めていきたいなと思っております。

ちょっと長くなりましたが、新町になっての2年目の当初予算ということと、三位一体改革の対応、この2点が私どもの重点の留意点でございました。

以上です。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（広島法明君）

それでは70ページ、3款1項1目社会福祉総務費の13節委託料につきまして、ご説明さ

させていただきます。

身延福祉センターにつきましては、初めての議員さんもいらっしゃいますので、説明をさせていただきますまして、ご理解をいただきたいと思いますけど、この身延福祉センターにつきましては、平成12年度に第4次身延町総合計画に位置づけをされておりまして、その中には主要な施策として、高齢者の健康づくり、地域保健福祉ネットワークの形成としまして、その時点では総合保健福祉センターの整備ということで、こちらがその原本ですけど、この中にも位置づけがされておりまして、実施計画書には、その時点では平成15年度に、施設建設ということで明記をされております。

高齢者福祉の充実ということで、生涯にわたる健康づくりとしまして、施設建設、平成15年事業費としまして5億3,100万円ということで、それが平成12年度の策定、13年、14年と、ちょうどそのころ合併協議が進んでいまして、長期的視野に立ち、合併後の新町になってからも手戻りがないようにということで、ここまで延びてきたというのが実態です。

そして、その必要性としましては、山間地の過疎地域では避けることができない少子高齢化に対しまして、その高齢化はご存じのように、身延町は35%以上ということで、高齢化を防ぐことはまず不可能、それでは、その高齢者、元気高齢者、健康寿命を保つにはということで、その健康の元気高齢者の拠点づくりとしても、また、少子高齢化対策としての子育て支援で、児童館、学童保育等もふまえた一体的複合施設が必要ではないかということで、また、予定地のほうは前の議会でも説明したかもしれませんが、総合文化会館、町立図書館、裏のほうの駐車場ということで、総合文化会館、町立図書館とも併せまして、相乗効果も上げることができるのではないかと思います。

そして、施設の具体的な内容としましては、1階部分は高齢者福祉ゾーンとしまして、生きがいデイサービスセンター等、高齢者を対象とした機能訓練室を計画予定です。その生きがいデイサービスにつきましては、ちょうどそのころ、平成12年の介護保険時におきましては、介護予防ということで、介護予防生活支援事業の1つとして、高齢者生きがい活動支援通所事業を各町でも始めなさいということで、ちょうどそのころ、近隣町村でも町有施設、下部町におきましては下部保健センターで平成12年4月1日から、中富地区におきまして、すこやかセンターで同じく平成12年4月1日から開設し、スタートをしましたけど、身延町におきましては、生きがいデイサービスを行える施設がなく、そのためにも総合福祉センターが必要だということでしたけれど、暫定的な措置としまして、身延町大野にあります山梨県立峡南地区僻地高校生寄宿舎大野寮を借用しまして、改修して、平成14年5月から開設しまして、今日に至っておりますけれど、これからの介護保険制度の改正と、予防介護等をふまえて、高齢者の機能訓練、リハビリ教室等をふまえても、身延地区においても、その生きがいデイサービスセンター専門施設をふまえた、一体的な福祉施設が必要だということで、計画を進めていただきたいと思います。

なお、先ほどからの当初予算から言いまして、本当に高齢者の健康問題に関しましては、老人保健の特別会計が29億円、そして介護保険が16億4千万円、合わせて45億円が1年間の支出ということで、それに対しても、こういった福祉施設等で行政のほうも努力すれば、例えば数%でも抑制されれば、その投資効果は出ると思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万汜君）

前段で述べましたことについて、財政課長から答弁をいただきました。特別会計を含めて195億円近くになるわけでありまして、ぜひ健全な経営を、町の経営をお願いしたいと思います。

2点目の、身延の福祉センターでありますけれども、生きがいデイサービスをするために、今回のセンターを建てるんだという答弁でありました。そこで、合併当時に、今、グランドビジョン、平成19年スタートのグランドビジョン、基本構想が練られているわけでありましてけれども、福祉計画についても、町全体の中で、例えば1拠点1拠点とか、例えば中富にはここだと、下部にはあそこだと、身延は今度建ててここだというような、1拠点1拠点の福祉政策を展開するとか、そういった福祉計画を今、立てているではなかろうかと感じているんですけれども、そのへん課長、どうなんですか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

今、介護保険事業計画と併せまして、老人福祉保健計画を併せて作成しております。今年度につくることになりますので、もうしばらくすると、でき上がります。その中でも、新身延町は、場所がご存じのように非常に広いわけです。やはりこういった施設も、旧町単位、下部地区、中富地区、身延地区に1カ所できることが住民の方にとっても、そこへ通う足の時間とか、そういうのも非常に、1カ所ですと、かかりますから、必要だと思っております。そんなことで、老人保健福祉計画を今つくっておりますので、また、でき上がりましたら、議員さんにも配布したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万汜君）

今、課長が言いましたように、すべてにわたっての福祉計画が必要であろうという感じがします。身延にも必要だよと。ほかに今回、介護保険が大きく変わりますし、全体的に高齢化も35%を超えているというような状況の中で、何をこの町が福祉で求めているかなければならないのかという部分も、早急に立てる必要があると思いますので、今の部分についてはご理解をいたしました。ぜひ、早急に立てていただきたい。お願いしまして、質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

要望ですね。笠井君、いいですね。

（はい。の声）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

50ページ、51ページの文書広報費でお尋ねいたします。

CATVに関しての委託料、負担金等の予算が前年同様の形態で計上されているわけですが、デジタル化に向かって、現状どのような対応がされているのか、また将来見通しとしてはどうなのか、答弁をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

先ほど本町の財政状況についても、財政担当課長のほうから申し上げたとおりで、地方はじめ、国のほうも非常に財政が厳しくなっております。デジタル化の対応について、SCTの更新というようなことですね。これも、補助金があるのかどうなのかということで、この1年間かけてきましたけれども、今、非常に厳しい状況に入っております。

旧下部でやったときには、公立補助、ほとんど9割近い補助金を受けてできたんですけれども、今はSCT、そういうものにつきましても、公営企業会計的なものについては、もうほとんど補助金がないというような状況で、補助金を見る限りは、非常に厳しいものがございます。いろんな厳しい諸条件の中でございますけれども、2011年に向けまして、今、担当課とすれば、いろいろな角度から検討をしているような状況でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

今のこの問題は、町民にとりましても非常に大きな関心事です。やはり現状あるものが、もし、消えていくということであれば、過疎は一層進むのではないかと懸念されます。ぜひ、さらなる努力をお願いしたいと思います。もう一度、課長、力強い答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

旧下部地域においては、全町がネットワークされているということで、そのところを私たちも厳しく現状を見ながら、鋭意努力をしている状況をお伝えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

石部議員、いいですか。

（はい。の声）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

小さいものを含めて、5点ほどお尋ねいたします。

まず1点、合併後2回目の当初予算ということで、私ども、旧町時代に各旧町の行政サービスに重点的に差異がありまして、いろいろなものを持ってきて、策定した予算が前年度の予算で、中身をみると、あの町ではこんなことをやっているのに、私のほうの町ではやっていけないなというのがたくさんありました。今回見るに、そういう形が非常になくなってきました。まだまだ、いろいろ行政サービスというのは、1年で終わるものではございませんから、いろいろあろうかと思えますから、その点が非常にいい策定であったなというふうに感じながら、1点目、これは町長にご答弁いただきたいんですけれども、町長所信表明の中で、私が頭の中で整理して、8項目の重点的な施策を所信の中で述べてくれました。

その中の7つ目に、その8点について、予算上、どのような形になっているかというのを当たってみたら、それぞれが予算的な措置もきちっとされているという中で、7つ目に中部横断自動車道の件にふれていました。積極的に町を挙げて、促進の運動と施策を展開するという、力強いことを述べておられました。

確かに、おっしゃるとおりでありまして、本町を通る中部横断道の距離は、非常に長いはずですし、本町が一番先に、この新直轄方式という新たな中では、いろいろな形でその中の計画に協力しながら推し進めないということは、非常に本町としてはうまくない。消極的にとられがちだと、このように思いますので、その点1点。この予算書の中には、土木総務費の中に期成同盟負担金の2万6千円と連絡協議会の21万円があるだけで、予算的な措置はない。町長、力強く申し上げていたんですけども、実際、予算的な措置もないし、人を出すのか、出さないのか、そのへんのことを含めながら、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、細くなるんですけども、59ページの総務費、2目の賦課金徴収費の中で、納期前全納報奨金400万円というのがあるんですが、今、金利が非常に低かった時代、普通近隣町村は前納報奨金のようなものは、非常に少なからうと思います。あえて、前には確か、もうもらわないよというようなことも聞いていたんですが、今予算には出てきていると、そのへん今後に向けてもどうなるのか、お答え願います。

2点目に、ページが67ページになるんですけど、2款の総務費の中の1項下部支所費の中の12節に役務費の中で、通信運搬費270万円があります。身延支所の中で87万6千円とあるんですが、人口が多い身延のほうがこんなに少なくて、下部のほうはなんで、こんなに多いのかと、素朴な疑問を感じました。通信運搬費はなんなのかということについて、そのへんをご説明願いたい。

それから180ページくらいに、教育費の中の8目現代工芸美術館運営費の中で、10節に交際費がございます。館長交際費20万円とありますけれども、本町では町長、教育長、議長、消防団長だったと私は考えていたんですが、館長の交際費20万円が盛られているんですが、例えばこういった施設の館長、非常勤の館長、下部にもあろうかと思いますが、中富の現代工芸美術館の館長さんだけが、気持ちは分かるんですけども、なんで交際費が盛られているのか、その経過と考え方をお願いしたいと思います。

それから館長さんの報酬276万円、これらも含めたときに、人の報酬うんぬんを言うつもりは毛頭ございませんけれど、いろいろな施設がありますものですから、そのへんをご説明願いたいと思います。

もう1点、187ページの教育費の中で、体育施設の委託料に、八木沢スポーツ広場河川占用変更申請業務20万円と、細かい数字で申し訳ありません。こういった業務、占用変更、継続的に占用をしている、スポーツ広場だと思うんですけども、ああいうところの変更申請業務を20万円かけて外部委託をしなければならないような業務なのかなと、素朴に感じまして、そんな難しい、改めて継続ですから、測量も必要ないのではないかと思いますので、お尋ねしたいと思います。

以上、お尋ねしたいと思います。前段の最初の質問については、町長みずからお答え願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは、中部横断自動車道の件につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

ご存じのような形で、2月7日の国幹会議おきまして、新直轄29キロ、六郷から富沢までという形で、県がふんぎっていただいたわけですが、とりあえず増穂から六郷までは中日本高速道路株式会社が有料道路方式で一緒に行くというようなことでございますので、大変今までのこの状況から一変したような形で大変、僕らも灯りが見えてきたなという感じでありまして、今度、国土交通省が実際の工事をおやりになるわけでございますが、公団、また中日本高速道路でございますと、今までのいろいろな経緯が分かっているわけでございますので、そんなに変わったことがないのかなと思うんですが、国土交通省は初めてであろうかと思います。

佐久のほうで、新直轄で一部やっておいででございますので、ここの情報もお聞きをする中で、国土交通省ともお話し合いをさせていただいたわけでございますけれども、甲府工事事務所の広瀬所長さんとも、先日、このことにつきましてお話し合いをさせていただいたところではありますが、私どもとすれば、できるだけサポートを強力にやっていきたいと、またそのことによって、国土交通省の仕事がはかどればいいというような感じで、お話をさせていただいたわけでございますが、国土交通省のほうでも、ぜひひとつ、いろいろな面で、土地へ立ち入る面もありましょうし、また地権者との話し合い、またアクセス道路、また廃土の面、いろいろな過程の中で仕事が出てくるわけでございますが、やはり地元として、一番取り組みやすい状況のものにつきましては、鋭意努力をしまいたいというようなことで、ご返事は申し上げたわけでございますが、具体的にはやはり、中部横断自動車道の建設促進連絡協議会、富沢・増穂間の会長を私がやらせていただいておりますので、その事務局を建設課でやっております。

ですから建設課長にも、新直轄で進められる工事等についてのサポートを鋭意、やってもらうような仕組みをつくってもらおうということで、今、事務局を担当している職員、また、さらに今回のこの新直轄での工事についてのサポートの具体的なお手伝い等は、やはり職員にやっていただくようなことになろうかと思うわけでございますが、国土交通省との詰めがそこまでいっておりませんけれども、身延町といたしましては、建設課に今までの事務局と同じような形で、この工事の推進方については協力をできるような、人的な配慮をしていきたいということでございますので、具体的にまだ、何係というような形には出ておりませんが、公共土木の中の職員で、今のところは兼務という形でお願いをするということですが、先々、仕事が輻輳をしたり、また多くなってまいりますと、兼務ということも難しいかもしれません、それは専任の職員を配置をするというようなことは、今のところは考えているところでございますので、そんなところでご理解をいただきたいなと思います。

○議長（松木慶光君）

税務課長。

○税務課長（望月世津子君）

お答えいたします。

58ページの、報償費の納期前全納報奨金の今後に向けてのご質問でございますが、周辺町におきましても18年度から廃止、または廃止に向けて検討中というところ、そういう状況でございます。身延町におきましても、18年度は間に合わなかったわけでございますけれども、

19年度廃止に向けて、検討をしてみたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

次に通信運搬費。

下部支所長。

○下部支所長（山宮富士男君）

お答えします。

下部支所には、出張所が2つあります。久那土出張所と古関出張所と2つありまして、それをまとめたの予算要求になっております。

諸証明、住民票とか戸籍とか、納税証明等につきましては、支所で申請しますと、FAXで支所のほうにもらいます。それをつくりますと、またFAXで出張所のほうに返して、支所のほうで発行をしています。そういう点で、月22万円という実績を見ながら要求させていただきましたけれども、身延と比べれば、その点が多いかなと思われれます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

次に、文化振興課長。

○文化振興課長（二宮喜昭君）

現代工芸美術館の館長の報酬と交際費について、述べさせていただきます。

館長の報酬については、月額23万円です。交際費については年額20万円で、通常の交際費ですけれども、年間6、7回やる企画展等で、それぞれお世話になった人たちに、交際費は館長のほうで使わせてもらっているということで、美術館が出て、館長が就任した当時から交際費は盛られているようです。

以上です。

○議長（松木慶光君）

次は、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

ページで186ページ、体育施設費の中の委託料、一番最後になるんですが、八木沢スポーツ広場河川占用変更申請20万円につきまして、お答えします。

中身は今現在、申請許可をもらっています、10年スパンになっております。それで今回、トイレ設置ということで、簡易トイレなんですけれど、前回、あそこへ進入路を造った時に、国土交通省の峡南事務所のほうから、前回出されている申請書の図面が、国調が終わっている地域なんですけれども、だいぶ違うよと。今、あそこにはトイレ、倉庫があるわけでなんですけれど、その部分について、河川の占用に入っていないという指摘がありました。

それで、とりあえず、当時は国土交通省でもそれを受け付けた状態になったので、次回、何か変更があったときは正規なものを出していくということで、今回、測量と、変更申請の手続きをとるための費用でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

穂坂議員。

○11番議員（穂坂英勝君）

それぞれのご答弁ありがとうございました。

町長の答弁の中で、事実、中部横断自動車道についての予算的な措置もなければ、具体的な

お話がなかったわけですが、ほかの所信表明についてはすべて予算的な措置が、それぞれたくさんされていたということで、質問させていただいたんですが、やはり、中部横断道も目に見えるような形で、周辺町村が動けば動いだけ、早期着工が実現するのではなかろうかと、こんなふうに思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

それぞれご答弁いただいたわけですが、よく分かりました。ただ、交際費の関係ですが、別に交際費でなくても、この気持ちはよく分かるんですが、出金伝票、支払い証明書でも、なんか対応したほうが、少し格好がいいのかなと、私は思うんですが、これはご答弁いりません。ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松木慶光君）

よろしいですね。

（はい。の声）

ほかに。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

私は1点だけ、聞いてみます。

ページは、194ページであります。

そこに時間外手当ということで、当初予算4,442万円、前年度が4,369万9千円、73万円の増ですが、このことについてお聞きします。

というのは、合併により職員が多いわけですね。今現在259名。これは昨日の新聞の中で知ったわけですが、こういうふうなことで、合併時の中では69人が近隣の類似町村と比べた場合、多いというようなことになっています。その中で、本来なら人が多ければ時間外勤務手当は、私の常識からいうと減っていかなければならないような、そんな感じに思っています。そこで、そのことを含めて2点ばかり、聞きたいと思っています。

各課の時間外の状況を検証し、その旨の人事配置をしているかが第1点と、それから時間外勤務がされるのに、どのような手続き、あるいは事前発令、当然あろうし、事後発令もあろうかと思うですね。例えば、事前発令はどんなときに事前発令をするか、あるいは事後発令が結構多いのか。そんなことも含めて、ご答弁願います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

職員の時間外手当の関係について、答弁させていただきます。

時間外手当、できる限り減少をさせていくというふうな考え方で取り組んでおります。旧町時代の3町の状況を書類がなく、推測のような状況になりますけれども、合わせたときと合併後の状況では、かなり全体的では減額という、こういうような方向になってきております。

そこで18年度の当初予算の状況と、前年度との比較の状況でございますけれども、前年度は4,369万円という、年間の計上でございまして、本年度の当初では4,442万円と、こういうふうな状況になっております。増の73万円と、数字的にこういうふうになっておりますけれども、実は、この前年度の4,369万円の部分に、議員さんの昨年行われました選挙に関する時間外手当が、ここには計上されずに、全体の人件費の明細というようなことで表

れてきましたので、今回の本年度の4, 442万円の中には、来年の2月行われる知事選の選挙費と県議会議員の部分も含めまして計上もされておりますので、そんなふうな面で、一部、昨年度の部分におきましては漏れがあったと、こういうふうなことでご理解をお願いしたいと思います。

それから、各課の時間外の状態でございますけれども、現実には、大変職員には申し訳ないと思いますけれども、状況によっては、もう1時間未満の場合はつけていない。また、簡単な言葉で言いますと、サービス残業というか、そういうふうな部分もいっぱい、ございます。

それから、1つの事例で、今この時期、税務課は申告の関係で大変忙しい状況になっております。そういうふうな、外に出向いての申告を受け付けて、帰ってきてから平常の事務と、それらに関する事務も、またしなければならぬ。こういうふうな状況で、現実には1カ月を通っていくと、もう、現実には70時間とか、80時間とかという数字になろうかと思います。しかし、命令のほうは1カ月、最大限40時間でございますと、こういうふうな実情もございます。

そこで、その手続きがどのようになされているかという状況でございますけれども、各課で、それぞれ超勤をするという職員が課長のところに申し出をして、パソコンの中に、その命令がありますから、そこに書き込んで、課長がそれを確認いたします。そして1カ月間の状況が、課長が必ずそのたびに確認をして、トータルが出てまいりまして、課長が内容を確認し、それが総務課のほうにまわっていき、さらに内容を見、超勤の計算がなされる。こんなふうな事務的な流れになってございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

おおむね今のご答弁で、前年度より73万円多いのは分かったわけであります。当然、今年の補正を見ると5, 900万円、いわゆる6千万円に近いものが時間外手当で支給されているんですね。私の希望するのは、それぞれの課で、例えば建設課、あるいは福祉保健課、いろいろ課がありますけれども、過密にやはり目標を立てていただいて、その課の中で、時間外手当をなるべくしないように、あるいは数値を求めまして、例えば5%でも10%でも時間外手当を少なくするということが、やはり経常経費を少なくするものになると思うんです。そういうことで、そのへんは十分、これからも気を付けていただきながら、時間外手当については配慮をしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

細部にわたっては当該委員会をお願いしたいと思います。

近藤君。

○16番議員（近藤康次君）

私のは、簡単です。

旧身延の役場、下部の役場、たまに私も訪問しますが、あれだけの建物をいつまでも空けておくということは、これは財産の無駄遣いと同じことになると思いますので、旧庁舎の活用計画を急いでやってほしい。幽霊が出るというようなことになると、具合が悪いわけ

ですから、行っても寂しいですね。やはり生かして使ってもらおうということ、地域の集団に開放するとか、そういうふうなことを考えながら、旧庁舎の活用計画を早急に練ってほしいと、こういうことです。

以上です。

○議長（松木慶光君）

近藤議員、要望ですか・・・。

なるべく質疑目的があって質疑をいただきたいんですが。全般的な質疑は、ここにはありませんので。

要望でいいですね。

（はい。の声）

石部議員。

○18番議員（石部典生君）

先ほど聞けばよかったんですけど、189ページ、公債費で1点確認させてください。

今回の公債費の中、地総債、起債を起こした経過からして、本年度、借換え債に換えるということですが、交付税算入率というものはどのようになるんでしょう。同じなんでしょうか。

地総債はおそらく55%の交付税算入だったと思うんですが、そのへんの説明をしてください。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政長（鈴木高吉君）

189ページで説明を申し上げましたが、言葉足らずで、そこまでふれませんでした。ご説明申し上げます。

説明で申し上げました、2つの借換え債を行っていくということでありまして、実際の償還はまた今後、5年なり、先に延びるわけであります。交付税の算入につきましては、それぞれ、例えば地総債については過疎地域でありますので55%、それから緊急防災については50%、これは理論算入というような形で、何年で返そうとも、国で決めた年数によって、理論的に算入をされておりますので、そのへんは同じような形で措置されるという形でご理解いただければよろしいかと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

石部君、いいですか。

（はい。の声）

他に質疑ございますか。

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

1つ伺いたいんですけど、ページが100ページ、労働費の関係なんですけれど、シルバー人材派遣センターに依頼をしているということで、説明をしていただいたんですけど、これは今年の予算の中で、除草、薬剤散布等行うということで理解してよろしいでしょうか。これは下山球場、野球場ですね、それと三沢川のふれあい広場除草作業等と書いてあるんですけど、それは今年の事業の中で行っていくということで、理解でよろしいですか。お願いします。

○議長（松木慶光君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

ただいまの質疑に対してお答えします。

今年度、やりますということです。

○議長（松木慶光君）

いいですか。

（はい。の声）

ほかに。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

47ページなんですけれども、委託料で、最後から2番目、例規ホームページ公開用データ作成とあるんですけれども、今年からホームページで例規集が見られるということで理解してよろしいでしょうか。それと議会の議事録なんかも、できたら、そのホームページで見られるようになったらいいと思うんですけれども、そういう計画はあるかどうか、これが1点。

それと118ページ、土木管理費なんですけれども、11節需用費で、消耗品費が79万4千円あるんです。本年度の予算は昨年に比べて半分という予算の中で、この消耗品費が、昨年が17万8千円だったのが79万4千円ということで、これはどういう理由なのかというのが1点。

それから119ページ、2目の急傾斜地崩壊対策費ということで、今年は14カ所ということでご説明があったんですけれども、この急傾斜地というのは、本当にどこでも皆さん、大変な思いをしていらっしゃる、すぐ雨が降るということで、いろいろなところでこういう場面があると思うんですけれども、昨年が17カ所ということで、今年は減ってしまったんですけれども、やはり昨年並みにはできなかったのかどうなのか、町内にはどのくらい、こういう箇所があるのかというのをお聞きしたいと思います。

その3点について、お答えをお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

例規のホームページの関係でございますけれども、もうすでにこれは公開がなされておりまして、これのデータを修正等していくということの部分でございます。また、一度ぜひ、ホームページを開いて、町の例規もご確認をお願いしたいと思います。

議会のほうは、議会でお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

局長。

○議会事務局長（望月悟良君）

それでは、議会のほうのホームページの公開というご質問でございますけれども、現在、議会のほうのホームページは、議会の広報のほうをホームページで出しております。

今後、行政改革の集中改革プランのほうでも進めていると思いますけれども、18年度に向けて、議事録のほうも公開できるように検討を進めていくように考えております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

先ほどの需用費でございますが、昨年より多くなっているというようなことでございますが、設計等が電算化されているということで、その資料等が若干増えたということでございます。

それから急傾斜地の個所数が17カ所から、本年度14カ所になっているということでございますが、かなり完成が、下部の場合も出てきております。そんなことで、県の事業も平成17年度も減ってございます。当初の見込みより相当減っております。そんなことで、平成18年度につきましては、ここにお願いしてございます14カ所に対応してまいりたいと、このように考えております。

急傾斜地の個所数のご質問でございますが、今、工事をしている個所が指定個所と、それから今まで過去を含めまして工事を行っている個所が、指定個所となっております。

それから該当個所というのは、また別でございますが、各町村、相当数があります。若干時間をいただければ、すぐ対応しますが・・・旧下部町が100カ所、旧中富町が41カ所、旧身延町が71カ所で、トータルで212カ所になっております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君、いいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑ございますか。

望月明君。

○4番議員（望月明君）

136ページから162ページの間ですが、各小中学校ごとの学校の予算が出ているところですが、図書購入費、これが学校管理費の中の備品購入費の中の図書購入費と、それから教育振興費というところの、備品購入費の中の図書購入費というように2カ所ずつ、それぞれ出ているわけですが、管理費のほうでは5万円が一律ですが、振興費のほうではそれぞれ学校ごとに60、70万円から70、80万円くらいの間でやっておられるんですが、この2つに分けている理由が分かりませんので、管理費ですから、先生方とか、そういう関係の図書を購入しているのかどうか。その違いかどうか、一本化したほうが分かりやすいのかなということで質問します。

○議長（松木慶光君）

すみません。

質疑につきましては、担当の委員会での質疑は、担当委員はなるべく遠慮していただきたいということになっていますので、委員会でもって細かい質問はしていただきたいと思います。

今の質問につきましては、今後そういうことにしていただきたいと思いますので・・・。

ほかに質疑ございますか。

（ な し ）

ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は5 5分にいたします。

休憩 午後 3時4 4分

再開 午後 3時5 5分

○議長（松木慶光君）

休憩前に引き続いて、再開いたします。

議案第4 8号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

石部君。

○1 8番議員（石部典生君）

2 9ページの保健事業費の委託料ですが、レセプトチェックというものがあることによって、その結果が数字として如実に表れ、財政の安定化というか、健全化という面では、大きなウェイトを占めていると思います。1 8年度は1 7年度と比較して、チェック体制が変わるということですが、そのへんの対応は十分なされるのか、この1 点だけお尋ねします。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（遠藤和美君）

それでは、質問にお答えします。

レセプト点検の関係が、今度は委託になるというふうなことで、そのチェック機能が十分果たせるかというご質問だと思いますが、内容につきましては、点検員がいるときも、また行政委託をするときにもなんら変わりはありませんので、心配はないと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第4 9号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第5 0号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第5 1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第５２号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第５３号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第５４号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第５５号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第５６号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第５７号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第５８号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第５９号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第６０号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第６１号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第62号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第63号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第64号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第65号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第66号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第67号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

提出議案の委員会付託を行う前に、議案第36号 平成17年度身延町一般会計補正予算(第7号)から議案第46号 平成17年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)までについては、すでに全員協議会でご了承を得ておりますので、委員会付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

議案第36号に対する討論を行います。

議案第36号について、討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第37号に対する討論を行います。

議案第37号について、討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第38号に対する討論を行います。

議案第38号について、討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第39号に対する討論を行います。

議案第39号について、討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第40号に対する討論を行います。

議案第40号について、討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第41号に対する討論を行います。

議案第41号について、討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第42号に対する討論を行います。

議案第42号について、討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第43号に対する討論を行います。

議案第43号について、討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第44号に対する討論を行います。

議案第44号について、討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第45号に対する討論を行います。

議案第45号について、討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第46号に対する討論を行います。

議案第46号について、討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

提出議案の採決を行います。

議案第36号 平成17年度身延町一般会計補正予算（第7号）について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第36号 平成17年度身延町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第37号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第37号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第38号 平成17年度身延町老人保健特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第38号 平成17年度身延町老人保健特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第39号 平成17年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第39号 平成17年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第40号 平成17年度身延町下部簡易水道事業特別会計等特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第40号 平成17年度身延町簡易水道特別事業等特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第41号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第41号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第42号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第42号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第43号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第43号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第44号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第44号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第45号 平成17年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第45号 平成17年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第46号 平成17年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第46号 平成17年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

日程第3 提出議案の委員会付託を行います。

総務常任委員会付託議案

議案第1号 組織機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第2号 身延町収入役の事務兼掌条例の制定について

議案第3号 身延町国民保護対策本部及び身延町緊急対処事態対策本部条例の制定について

議案第4号 身延町国民保護協議会条例の制定について

議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第6号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

議案第8号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第9号 身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第32号 峡南広域行政事務組合の規約の変更について

議案第33号 市川三郷町、甲州市及び中央市の設置、中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入したこと、上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入したこと並びに小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更について

議案第47号 平成18年度身延町一般会計予算について

歳入全般

歳出、第1款 議会費

第2款 総務費中、7項国土調査費を除く総務費

第3款 民生費中、1項2目国民年金費、4目老人医療費

第5款 労働費中、1項2目働く婦人の家運営費

第9款 消防費中、2項水防費を除く消防費

第12款 公債費

第13款 諸支出金

第14款 予備費

議案第48号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計予算について

議案第49号 平成18年度身延町老人保健特別会計予算について

議案第56号 平成18年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第57号 平成18年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第58号 平成18年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第59号 平成18年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第60号 平成18年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第61号 平成18年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第62号 平成18年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第63号 平成18年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第64号 平成18年度身延町西嶋財産区特別会計予算について

議案第65号 平成18年度身延町曙財産区特別会計予算について

議案第66号 平成18年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について

議案第67号 平成18年度身延町下山地区財産区特別会計予算について

以上を、総務常任委員会へ付託いたします。

教育厚生常任委員会付託議案

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（峡南地区ことばの教室共同設置協議会を構成する地方公共団体の数の増減について）

議案第10号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定について

議案第11号 身延町なかとみ和紙の里条例の制定について

議案第12号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の制定について

議案第13号 身延町高齢者技術伝承館の指定管理者の指定について

議案第14号 身延町高齢者技術伝承館条例の一部を改正する条例について

議案第15号 身延町重度心身障害者医療費の助成条例の一部を改正する条例について

議案第16号 身延町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

議案第17号 身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について

議案第18号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第19号 身延町在宅介護支援センター条例を廃止する条例について

議案第31号 身延町湯町簡易水道事業実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第34号 南巨摩郡下市町村指導主事の共同設置の廃止について

議案第35号 峡南地区市町村指導主事の共同設置について

議案第47号 平成18年度身延町一般会計予算について

歳出、第3款 民生費中、1項2目国民年金費、4目老人医療費を除く民生費

第4款 衛生費

第5款 労働費中、1項1目労働諸費

第8款 土木費中、6項下水道費

第10款 教育費

議案第50号 平成18年度身延町介護保険特別会計予算について

議案第51号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計予算について

議案第52号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計予算について

議案第53号 平成18年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について

議案第54号 平成18年度身延町下水道事業特別会計予算について

議案第55号 平成18年度身延町青少年自然の里特別会計予算について

以上を、教育厚生常任委員会へ付託いたします。

産業建設常任委員会付託議案

議案第20号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定について

議案第21号 身延町下部農村文化公園条例の制定について

議案第22号 身延町活性化施設の指定管理者の指定について

議案第23号 身延町活性化施設条例の制定について

議案第24号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について

議案第25号 身延町市之瀬味噌加工所条例の制定について

議案第26号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定について

議案第27号 身延町生産物直売所の指定管理者の指定について

議案第28号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について

議案第29号 身延町特産品振興条例の制定について

議案第30号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第47号 平成18年度身延町一般会計予算について

歳出、第2款 総務費中、7項国土調査費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第8款 土木費中、6項下水道費を除く土木費

第9款 消防費中、2項水防費

第11款 災害復旧費

以上を、産業建設常任委員会へ付託をいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しましたので、これをもちまして散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 4時15分

平成 1 8 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 3 日

平成18年第1回身延町議会定例会（3日目）

平成18年3月13日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日 程 第 1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	松 浦 隆	2番	河 井 淳
3番	望 月 秀 哉	4番	望 月 明
5番	芦 澤 健 拓	6番	上 田 孝 二
7番	福 与 三 郎	8番	望 月 寛
9番	日 向 英 明	10番	望 月 広 喜
11番	穂 坂 英 勝	12番	伊 藤 文 雄
13番	渡 辺 文 子	14番	奥 村 征 夫
15番	川 口 福 三	16番	近 藤 康 次
17番	笠 井 万 汜	18番	石 部 典 生
19番	中 野 恒 彦	20番	松 木 慶 光

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
(24名)

町 長	依 田 光 弥	助 役	野 中 邑 浩
総 務 課 長	赤 池 善 光	下 部 支 所 長	山 宮 富 士 男
身 延 支 所 長	片 田 公 夫	企 画 課 長	渡 辺 力
財 政 課 長	鈴 木 高 吉	税 務 課 長	望 月 世 津 子
町 民 課 長	遠 藤 和 美	出 納 室 長	市 川 忠 利
保 育 課 長	赤 池 和 希	福 祉 保 健 課 長	中 沢 俊 雄
教 育 委 員 長	笠 井 義 仁	教 育 長	千 頭 和 英 樹
学 校 教 育 課 長	赤 池 一 博	生 涯 学 習 課 長	佐 野 治 仁
文 化 振 興 課 長	二 宮 喜 昭	建 設 課 長	伊 藤 守
産 業 課 長	遠 藤 忠	観 光 課 長	望 月 治 雄
環 境 下 水 道 課 長	佐 野 雅 仁	水 道 課 長	井 上 隆 雄
土 地 対 策 課 長	深 沢 茂	環 境 下 水 道 補 佐	赤 池 義 明

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望 月 悟 良
録 音 係 高 野 恒 徳

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（望月悟良君）

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

先に事務連絡をさせていただきますが、広報の掲載のために質問中、質問者の写真を撮らせていただきますが、ご了承願いたいと思います。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を行います。

本日は、議事日程第3号により一般質問を行います。

日程第2 一般質問

まず、通告の1番は望月秀哉君です。

望月秀哉君、登壇してください。

望月君。

○3番議員（望月秀哉君）

質問に先立ちまして、合併1年6カ月余り、数多の困難な課題に直面する中、依田町長をトップリーダーとして、執行部、ならびに職員一丸となって、町行政運営に取り組まれておられることについて、心から敬意を表させていただきます。連日の激務にまい進されている皆さま、本当にご苦労さまでございます。

私は町議1年生、不慣れでテクニックも未熟でございますので、この質問の中でご迷惑をおかけするようなことがございましたら、何とぞ、未熟者に免じまして、ご勘弁くださいますようお願いをいたしておきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問は大きく分けて、第1問が役場新庁舎の建設関係。第2問は防災関係。第3問、定住促進策についての3件でございます。

第1問、町役場庁舎の早期建設について、伺います。

小さくて、効率的な役場経営、これは先に公表されました身延町行政改革大綱の中で目標として掲げられている文言でございます。もとより、行財政改革によりスリムで効率的な運営は町村合併の目指す基本的理念の1つであります。その達成要件として、行政組織機構の見直し、調整、職員の意識改革等々、いわゆるソフト面とハードの面としての施設、すなわち町役場庁舎の統合、新築、整備、改善が挙げられます。

町の行政機関が各支所等に分散している現状は、町民へのより質の高いサービス提供がなされているとは言い切れない状況であります。100%満足というのは無理としても、誠に不便であると言わざるを得ません。

国の政策である三位一体改革の影響とも相まって、町財政の窮状については、ある程度、理解しながらも、肝心のサービスが低下してしまったのでは、合併のメリットというのは何だったんだという、町民の不満の声が数多く聞かれる昨今であります。

新庁舎の建設による効率化と町民サービスの向上は、全町民の等しく切望しているところであり、早期の実現が望まれる重要課題だと思います。

町当局は合併協議会および、その後の町議会における質疑等の中での合併後、速やかに検討を開始しますと回答されておられました。現時点で、どの程度まで検討されているのか。その経過も含め、町民サイドからの素朴な問いかけについて、3点ほど、お聞きいたします。

まずはじめに、新庁舎建設計画を検討する、あるいはすでに検討が進められているとして、どういう機関で検討が行われているのか。行政当局のみで検討する、あるいはすでに検討しているのか。その場合、町民の意思の反映はどのような形でなされているのか。町民の意思の反映策として、例えば代表者が参画する場合、その代表者の選定方法についてもお答えをいただきたいと思います。

次に新庁舎の建設時期は、いつを予定しているのか。その予定時期を決める理由等について、資金計画、財源等の絡みも含めてお答えを願いたいと思います。

3つ目は、町民の関心の最も高いと思われる庁舎建設予定地についてであります。

現庁舎の位置決定については、旧3町のバランス等も考慮する中で、旧中富町庁舎が他の2町よりも新しかったことから、ここ切石の地に決まったと聞いておりますが、町役場本来のあるべき姿、果たすべき役割、機能等々が充足されているとは言えないのが現状です。

冒頭、申し上げました、小さくて効率的な役場を実現するには、中枢的機能をなるべく1カ所にまとめ、町民の便宜を図る、その上で支所も存続させ、それなりのニーズに対応できることが望まれるところでございます。さらに職場環境の改善により、職員の意欲の高揚が進み、やる気を増進させるという、大きなメリットも期待されるところでございます。

このような観点から、新庁舎の建設場所は役場の持つ本来的な機能の充実、住民のニーズに適合したサービス提供という基本状況が果たせる可能性の高い場所、ただ単に地理的条件のみでなく、利用する町民の人口密度、交通の利便、さらには私が言うまでもないことでございますけれども、町財政の厳しい中、建設費の削減を最優先に考えた位置決定が望まれるところであります。これらの諸条件をふまえた上での、建設予定地についての構想をお聞かせください。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

大変、ご苦労さまでございます。

ただいまの望月議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

このことにつきましては、17年の3月議会でございますが、広島前議員がご質問をされた経緯がございますが、そのときにお答えをいたしたことは、議会広報等に掲載をされておるわけでございますけど、地域審議会、総合計画審議会、行政改革推進委員会などの、いろいろな機関のご意見を拝聴しながら進めていきたいということで、11年3月の議会の時点では、現時点では必要とは思いますが、現実問題として大変難しい問題でありますというようなお答えをさせていただいた経緯があるわけでございますけど、このことにつきましては、合併の協議会等で、いろいろとお話が出て、具体的には最終段階では将来の新町の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など、町民の利便性を考慮する中で、町民参加による審議会の設置など、協議方法を含め、合併後、速やかに検討を開始するというようなことで、協議会の皆さん方の決定をいただいておりますのでございますが、速やかに開始をするということ

でございますが、この検討、大変難しい問題でございます。新しい町になりましてから、総合計画、そして町章、また町民憲章等の策定、また介護保険等々のプラン策定、また総合計画、行政改革推進委員等に関わる行革大綱の策定等がございましたので、大変、正直なところを申し上げて、私どもの行政のほうも大変、忙しいということございまして、手ばっているような感じで、まだ、このことにつきましては、具体的に行政のほうで手を付けてはおりません。

しかしながら、各地区の地域審議会の皆さん方からも、ある程度、このことについてはお寄せをいただいているわけでございますが、できるだけ早い時点で、この協議をさせていただく、先ほどご指摘がございましたように、一応、機関とすれば、審議会みたいな形で構成をさせていただいて、検討をしていただくと。それと同時に審議会の委員の皆さん方には、公募等による委員をお願いしたいなと思っているところでございます。

時期はいつかということになりますと、合併協議会の話し合いの中で、ある程度、合意をしていただいた状況では、財政の問題が大変、重くのしかかってございますので、普通建設事業費という格好で載せられておりますのは、平成24年、平成25年、平成26年、この3カ年で建設をというような形で、協議会では、そんなふうに詰めをしていただいておりますので、また、先ほどからご指摘をいただいております町役場のいろいろな機能を充実させるということであれば、これは、できれば、早いにこしたことはないわけでございますけど、財政面で大変、今年の予算もご説明を先日、させていただいたような状況で、大変難しい段階を迎えておりますし、19年度はさらに厳しくなるというような状況もふまえて、このことはやはり検討を、鋭意、していかなければならないということでございますので、時期的な問題については、これは前倒しも可なりということもありますが、今のところはそんなことで、ご理解を頂戴いたしたいと思えます。

次に建設場所でございますが、これはやはり、合併をした旧3町の皆さん方が、どこがいいだろうかというのは、これは衆目の一致する場所があるわけございまして、交通の利便性とか、諸官庁、いろいろな機関がやはり、ある程度、同じような位置にあることが一番理想的でございますので、今、私のほうから、ここがというような特定をいたすことは避けさせていただきますが、町民の皆さん方がお考えになって、ここが適切ではないかという場所があらうかと思うわけでございますので、そんな形で一応、また、町民の皆さん方のご意見をお聞きする中で、進めさせていただければなと思うところでございます。

以上でよろしいですか。ちょっと、また、もしあれでしたら、補足はさせていただきます。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

ありがとうございました。

ただいまの町長の答弁の中でも、ふれておられますように、早いにこしたことはない、そういうお考えがあるんですから、いかんせん、さきほど申されました、協議会の中での予定の、24年から26年というのは、あまりにも長すぎると思うんですね。なんとかひとつ、そのへんを突き詰めて、今、言われましたように、協議会はすぐにでも発足できると思うんです。その協議会の中で諮る中で、1年でも2年でも前倒しをして、早急に先ほど申し上げました、町長も申されている役場の機能の充実とサービスの向上が図られるよう、検討をお願いいたします。

以上。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

それでは、第2問に移らせていただきます。

第2問は、防災関係でございます。

防災用品備蓄庫の設置状況等について、伺いをいたします。

災害は忘れたころにやってくるという言葉は、誰でも知っています。しかし、頭の中では承知しているようでも、いざ本番となると、対応に戸惑うというのが一般的な意識のレベルではないでしょうか。

本定例会初日、3月9日に渡された身延町地域防災計画、430ページという、ぶ厚い、膨大な量に、まず、私はびっくりいたしました。この計画書をよく読んで理解すればよいのですが、一般的には到底、無理な注文だと思われます。できれば、この計画書のポイント、ダイジェスト版を作って全戸配布するなど、適切な周知策を講じるよう、取り計らいをお願いいたします。

そこで防災関係について、これまた初歩的な質問をさせていただきます。

防災用品の備蓄倉庫が設置されているわけですがけれども、その現在の設置場所、その防災倉庫が対象としている地域、有事の際、これは災害が発生した場合の活用計画等についてであります。

町内のどことどこに、どういう基準で配置されるのか。また備蓄庫について、その耐震強度はどうなっているのか。備蓄品はどの程度の被害が発生したときに、使用といいますか、活用がされるのか、その基準等について説明してください。

次に集落で備蓄倉庫の設置を希望する場合、施設備蓄品等、所要経費についての助成は受けられるのか。また、集落内に設置されている、町の既設の備蓄倉庫がありますけれども、聞くところによると、その収納スペースにかなり余裕があるということです。このような場合、その空きスペースを集落が借用させてほしいという希望があります。借用の可否について、回答をお願いします。

最後に、各家庭に配備されている防災無線受信機の点検・整備について伺います。

防災無線受信機が各家庭に配備されて、かなりの年数が経過いたしました。配備された時点では、各家庭に対して、取り扱い方法とともに、自主点検についての指導・周知がなされたと思いますが、あの機械、普段は家庭用電源を使用しているため、非常の場合、すなわち停電したときの電源が乾電池であることを忘れて、電池の交換がなされていない家庭がほとんどであるというのが実態だと思います。

電池切れの状態では災害が発生し、停電になると、家庭内の受信機が作動せず、防災身延の放送は住民に届かない状態にあります。早急に電池の交換について呼びかけるとともに、継続的な受信機の保守・点検を指導、実施をする必要があると考えます。これらのことについて、具体的な計画をお持ちでしたら、お答えください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

まず1点目でございますけれども、防災用品の備蓄庫の設置の場所、あるいは、その対象地域、あるいは災害が発生したときの利活用の計画、これらについてでございますけれども、まず思い出していただきたいと思いますが、阪神・淡路大震災や中越地震の際に倒壊家屋から下敷きとなりました人命の多くが、地域の住民の皆さまの手で救出されたということから、大規模災害時における自主防災組織の自立した活動が、大きな減災効果を得るものと考えております。

町は昨年、防災講演会を開催してまいりました。また、建設課におきましては個人住宅の無料の耐震診断、あるいは耐震補強に対する補助制度の創設、また役場、あるいは両支所における地震防災コーナーの展示など、さらに地域におきましては、自主防の会長さんの協力をいただく中で、防災マップづくりなどを実施して、災害時の減災のために努力をしてまいりました。

防災用備蓄倉庫の設置状況についてであります。町内に9カ所ございます。まず、身延地区には耐震性の防災備蓄倉庫が4カ所ありまして、それは下山、波木井、豊岡、角打、このような4カ所となっております。また、中富地区におきましては、役場の本庁舎の倉庫、西嶋の水防倉庫の、この2カ所となっております。下部地区におきましては下部の支所、また久那土の出張所、それから古関の出張所の倉庫を利用して3カ所となっております。

今後も、町内には新規の備蓄倉庫等も検討して、整備も必要というふうなことも考えております。

災害時の利活用についてでございますけれども、災害時はそれぞれの物資の利活用についてでございますけれども、先ほどお話がございました地域防災計画の中で、まず一番、重要な食料の供給関係の計画につきましては、町内からのそれぞれの調達物資、あるいは避難所の収容者に食料の配布をすることが計画されております。

現在、食料の備蓄は主食、全体で約2万3千食、副食が1万3千食、備蓄しておりますけれども、到底、災害が起きた場合には、これらだけでは足りない状況でございます。

また、災害発生後には食料、または飲料水等の配布がなかなか行き届かないことも想定されます。自主防災組織の活動をとしまして、まず自主防の中で具体的な話し合いを行っていただき、また町民各自が食料とか、あるいは飲料水とか、これらを日ごろから備えておくことも大切だと考えております。

次に防災資機材の状況ですが、身延地区の防災倉庫には発電機とか簡易トイレ等、若干の資材が配備されておりますけれども、多くは水防倉庫の備蓄資機材とも兼務されております。また救出用の資機材は各地域ともに、先ほど言いましたように、水防倉庫に配備されておる状況でございます。

これらの資機材は、町が管理をしております。災害時には消防団が一早く、活動をするために、これらの倉庫から、それぞれ利用をして対策をし、活動に利用をしておる状況です。

緊急時には自主防災組織が活用できるように運用することは、現在の管理の状況、方法等を考えてみますと、資機材の数量不足など、現在のところ、ちょっと、それぞれの自主防が管理という運用というふうなことは困難な状況であると考えます。

さらに、集落で備蓄倉庫を設置する場合は、施設備蓄品等の経費の助成を受けられるかと、また既存の備蓄倉庫のスペースに余裕があれば、集落で借用できるかと、この質問でござい

すけれども、各自主防災組織からも、このような要望も寄せられておる現状でございます。地域防災計画の中では、備蓄品、あるいは資機材等を定期的に整備するとともに、自主防災組織、あるいは個人での備蓄部分、さらには資機材の整備を推進することとしております。各自主防災組織での資機材の整備を図るよう、町も今後、検討をしていきたいというふうに考えております。

備蓄庫を集落での借用の関係につきましてですけども、町の防災倉庫内の空きスペースの利用についてでございますけども、平常時には一部空きスペースがありますが、緊急時には備蓄品とか、あるいは資機材のほかに、防災、救助物資、あるいは緊急に調達しなければならない物資等の保管も考えられます。管理者が異なる備蓄品等を置くことは、災害が発生したときには混乱が予想されるため、集落の備蓄品の保管は現在ではできない状況でございます。

3つ目の質問でございます。

家庭配備の防災無線受信機の保守・点検についてでございますが、指導の徹底の状況ですけども、まず、防災無線それぞれ旧町ごとに異なった形態で運用をしていた防災無線を統合いたしました。中富、身延地区は全戸に個別の受信機が配備されております。下部地区は基本的には屋外の局のみですけども、各下部地区の家庭には有線放送であるSCTの告知機が配備されております。これに連動しておる状況でございます。

保守・点検の状況ですけども、受信機の管理は基本的に各家庭で行うこととなっております。平常の放送に異常があれば、その都度、連絡をいただき、町で修理するなり、あるいは機器の取り替え等に対応しておる状況でございます。

受信機内の電池の交換等でございますけれども、各家庭で購入をして、取り替えを行っていただいておりますが、もし、停電等になったときには電池が切れておりますと、防災無線がやはり聞こえない場合がありますので、電池は各家庭で毎年交換をしていただくように、今後、自主防災会議をとおして、または広報、さらには防災無線等でお知らせをして、取り替え等にご協力をいただくよう考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

もう一度、今の備蓄品の、いわゆる、要するにお聞きしたいのは、どの程度の災害になったときに、その備蓄品を使うかということなんですね。例えては悪いですけども、山が崩れてきて埋まってしまったと。そのときに、今、総務課長は水防倉庫を兼用しているというような話がありましたけども、ちょっとした災害でもなんでも、それをあてにしては困ると。先ほど申し上げました、集落でというのはそういうことなんですよ。自分たちでどんどん使える、そういう備蓄庫というものがあるといいんじゃないかと、備蓄品があるといいんじゃないかということなんです。ですから、町で設置してある防災用品に備蓄庫というのは、どういう、なんか基準がなければ困ると思うんです。そのへんをちょっと、お聞かせください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

明確な文書による基準はございませんけれども、想定をいたしますれば、かなり大きな災害

が起きて、多くの人たちが避難所に避難をして、生活をせざるを得ないと、こういうふうな状況が発生したときに、備蓄してある食料関係が活用されていくというふうに考えております。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

ただいまのことで、大体分かりました。当然、集落共同体ですから、小さい災害の場合には、それはそれなりの相互扶助でカバーできると思うんですけども、今の課長のご答弁で、おおむね分かりますけれども、そのへんの基準といいますか、例えば、災害救助法が適用になったとか、あるいは激甚災害地の発令がされたというような、そこまでいなくても、なんらかの段階で、その防災倉庫にあるものを使いたいというようなケースが出てくると思うんです。そのへんはお含みの上で、ご検討をお願いいたしたいと思います。

それから、もう1つ。例えば、集落で備蓄庫という話を、私、いたしましたけども、その集落の場合もそうですし、町で先ほどの話だと、支所とか出張所の、これはどうなんですか、1部屋を備蓄品の倉庫にしているんでしょうか。それとも単独の建物といいますか、建造物であればいいんですけども、その場合の、特に、この防災ですから、防災の物品ですから、耐震ということを非常に心配になってくるんです。その耐震制度の強度のことについては、いかがですか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

先ほども説明の中でいたしましたけれども、身延地区の波木井、下山、角打、豊岡、これらの備蓄倉庫につきましては、耐震構造になっております。下部地区のそれぞれの支所とか出張所の場合は、それぞれの倉庫の一部を利用して備蓄がされておると、こういうふうな状況でございます。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

下部地区の倉庫ですね、地震になったら、下敷きになってしまって使えないというようなことはありませんか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

耐震の備蓄倉庫が建設されれば、一番いいわけでございますけれども、まず、今まで下部地区は備蓄品がございませんでした。合併をして、初めて食料関係の備蓄を進めていく中で、耐震の倉庫が造られればいいんですけども、当面は今ある、それぞれの庁舎の中の倉庫を利用したと、こういうふうな現状でございます。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

現状は、それで分かりました。とにかく、ことがことですので、きてからでは間に合いませ

ん。どうぞ、早急になんらかの対策を講ずるよう、要望いたしておきます。

それでは、第3問に移らせていただきます。

定住促進策としての宅地造成分譲計画推進について、お伺いいたします。

平成16年12月の定例会における、当時の議員である望月重久議員の、この件に関する質問に対して、当時の企画課長が新町建設計画によるもので、町の活性化に向けて取り組みを進めると前向きな答弁をなされております。そのすぐあと、梅平地域、梅平の公民館前付近を候補地として話が進められていると聞き及んでおりましたが、現在はなんの動きも見られません。若者をはじめ、町民の流出防止、定住促進のためには、ぜひ継続推進が望まれる施策でございます。これまでの取り組み状況、今後の見通しについて、お答え願います。

○議長（松木慶光君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

ただいまの質問の件でございますけど、16年12月の定例議会の望月議員さんのご質問に対しまして、新町建設計画にも位置づけられている事項でございます。また、現在の少子化の中で、これは急務の事務であるというふうなことで、お答えしたところでございますけど、現在、まだ実務的には進んでございません。現在、企画課内にまちづくり推進係というのがございまして、来年の主要課題、どんな事業を進めていくかということで、過日、課内で話し合いをいたしまして、これまでお約束いたしました宅地分譲、これは平成18年度の重要課題として、今後、進めていきたいというふうな状況で、現在おります。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

ぜひひとつ、新年度で、その計画が実現するよう、お願いをいたしておきます。

なお、ただいま申し上げました梅平の地域というのは、新身延町内で唯一、都市計画区域の住宅専用地域として用途指定がされておられるところでございます。このことから、ぜひとも、早急の計画実現に取り組んでいただきたいと思います。このことについて、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

この宅地造成につきましては、梅平地区の皆さん方の熱い思いは、前々からお聞きをいたしておるところでございますので、全町的に、少子化対策としての宅地の造成、また住宅の建設等、今、計画は進めておるところでございますが、一応、今、今議会にも提出をさせていただいております、久那土の柿島団地の建設が大きな事業として、進めておるところでございますので、一気に両方というのは、なかなか財政面でも難しい面がありますので、柿島団地の建設がある程度、進んでまいりましたら、梅平の住宅団地についての作業を、鋭意、進めてまいりたいと思うところでありますし、そんなことで業者のほうは一応、取り組みをいたしますが、地元的地権者の皆さん方が、この該当の地区に、地域、一応、ご賛成をいただけるような、状

況であるのか、ないのか。まだ、ここまで私どもも詰めてはおりませんので、地元の議員さんということで、ぜひ、計画がスムーズに進行をいたしますように、お力添えをいただきますよう、お願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

ぜひひとつ、町長も地元でございますから、そういう面も含めて、なお一層のご尽力により、早期に実現されるよう、お願いいたします。

残念ながら、合併して1万7千人、新身延町の人口も日に日にとは言いませんけれども、広報を見るたびに、また減ったという状況でございます。まさに高齢化が進行し、少子化がどうにも改善されないという状況の中で、町全般的に見ても、この定住促進策というのは、非常に大事なものだという位置づけがなされておるわけでございますから、ぜひ、関係機関とともに頑張ってください、早期実現ができるよう、お願いを申し上げます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上で、望月秀哉君の一般質問が終わりましたので、望月秀哉君の一般質問を終結いたします。

その前に、ちょっとお願いでございますが、要望的質問は一般質問として適当ではございませんので、なるべく控えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次は通告の2番目は、上田孝二君です。

上田孝二君、登壇してください。

上田孝二君。

○6番議員（上田孝二君）

それでは早速、私が通告いたしました質問、3点につきまして、始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

第1点、少子化対策と子育て支援事業についてです。

3月4日の読売新聞の朝刊第1面に大きく取り上げられていた、第2次ベビーブーム世代、30歳で出産なしが半数と、厚生労働省が発表し、将来の日本の人口予測を考えると、非常に悲観的な数値、人数の多い、第2次ベビーブームの世代の女性に子どもがないということで、少子化に加速が進み、人口減少に加速がかかるおそれがあると分析している。

第2次ベビーブーム、団塊ジュニアの女性の半数以上が、30歳までに子どもを生んでいないのは、不況といった一過性の理由というより、晩婚化、晩産化が進む先進諸国の流れの中にある。40歳までの出生率が急に上がるとは考えにくく、第3次ベビーブームはないとされている。

さて、改めて本町における出生率の現状を伺いたい。よろしくお願いします。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

本町における出生率の現状ですが、出生率については、先ほど、議員さんがおっしゃったように、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安として、厚生労働省が人口動態の指標としており、母親の年齢層などで細かく計算を行うため、各自治体においては出生率を出しておりませんので、出生者の数でお答えいたします。

平成17年4月1日から、今年の3月1日の出生者数は53人です。昨年度の出生者数が現在の1歳児ですが、63人。一昨年が76人ということで、本町におきましては、5歳以上が100人いるわけですが、5歳以下の年齢に対しましては、同級生が全員100人以下ということで、段々減少する傾向になります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

それでは、本町は、県内においてどのくらいの位置にあるか。また、この深刻化する少子化問題について、どのように対策を講じているか、伺いたい。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

県内において、どのくらいの位置にあるかということは、統計をちょっと出しておりませんが、人口から比べて、高齢者が多い本町ですから、低いほうに入ると思います。

それから深刻化する少子化問題について、どのような対策を講じているかという質問に対しましては、少子化については国および県において、平成6年以降、エンゼルプランを策定し、取り組んでまいりましたが、先ほど言ったような晩婚化や、そんな関係で出生率に歯止めがかかることができない状況にあります。

本町では仕事と子育ての両立支援を図るための対策として、延長保育や現在2カ所での学童保育を実施しております。また妊婦健診、乳幼児健診や子育て支援サークルなどをとおして、育児・子育てについての不安や悩みごとに相談できる体制をとっており、その席では子ども同士の触れ合いや親同士の交流も図られています。

また、経済的支援としては、定住促進条例による第1子3万円、第2子5万円、第3子以降10万円の出産祝金制度や乳幼児医療費助成制度があります。また、保育料も国の基準より減額されていますが、これについては保育所での子育て支援対策と併せまして、保育課長に答弁していただきます。

○議長（松木慶光君）

保育課長。

○保育課長（赤池和希君）

それでは保育課の対策といたしましては、園児の保護者が負担をしております保育料の軽減でございます。

その軽減率につきましては、国の保育料の徴収基準を100といたしまして、本町は各階層といいまして、低所得者の階層があるわけですが、その階層に応じまして、平均しますと、

3歳児未満児は36.7%、3歳以上につきましては43.2%の軽減率であります。金額を申しますと、毎月約400万円ぐらいの軽減額になります。これは町内、私立3園、公立5園、8園の合計であります。

それから保育事業、子育て事業につきましては、1歳未満児をお預かりします乳児保育の事業もしておるところでございます。さらに保護者の勤務時間等を考慮しながら、朝夕の延長保育事業などもしております。また、保護者が病気やケガで家庭において保育できない家庭の一時保育事業等、保育園といたしましては、事業をしているところであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

私は少子化関連の予算を見ると、大まかには児童手当など、子育て家庭への経済的支援、母親の再就職を含めた仕事と子育ての両立支援、保育所整備を含め、地域における子育て支援、放課後の対応など、学齢期の子どもたちへの支援、若者たちの就労支援など、このような対策が柱になっていると思いますが、私はこの少子化問題は、もっとほかのところに思うように思います。

若い世代が町内へ住宅建設希望があっても、宅地が確保できない、確保できないために町外へ土地を求め、また生活の便利さを求め、若者が流出してしまう。先ほどの望月議員の質問の中にもありましたが、町が推し進めてくれている宅地分譲には、本当に力を入れていただきたいと思います。また、思い切った開発が必要ではないかと思っております。

中部横断自動車道の建設が決まり、近い将来には通勤圏の拡大はもとより、就業の場の確保、過疎地域の活性化などの期待が持てるようになったところで、ぜひとも町内各地域に安く提供できる住宅地の確保をお願いしたい。

また、私たちのまわりには、結婚をしない独身男性と独身女性が大勢いると思います。そんなことが少子化には大きな関係があると思います。結婚をしたいが、女性が職場にいない、出会いが少ない、そんなことが要因で婚期が遅れた、また結婚できない。女性の場合には仕事において重要なポストを任せられ、キャリアウーマン的な女性、結婚に煩わしさがあがり、将来独身をとおす考えの女性が増えた。また、結婚をしても、経済的、育児教育費が大きな問題で、子どもを産まない、産んでも一人っ子でいいというような考えを持つ家庭が増えたことが原因ではないかと思えます。

私は、この住宅建設用地問題と結婚問題が少子化問題に大きな要因を持っていると思いますので、町長にこの点について伺いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

大変、この問題にご関心を持ってご質問をいただいておりますこと、敬意を表したいと思います。

今、おっしゃられました住宅の確保でございますけど、もちろん、そのとおりでありますので、町も、先ほどご答弁を申し上げましたように、久那土の柿島団地の住宅の建設、さらに梅平の住宅団地についての計画等、これは鋭意、できるだけ早く進めてまいりたいと思っております。

おますし、作業も、柿島団地については、着々と進んでおりますところであります。

そんなことで、さらにまた、民間の皆さん方がお持ちの、この空き家とか、そういうようなものも活用ができれば、鋭意、そのことに取り組んでいきたいなと思っております。

この若い人たちの結婚問題でございますけど、なかなか、これは難しい問題でございます、結婚相談員の皆さん、旧町時代から大変ご尽力をいただいておりますし、また合併をいたしましてから、新町が一体となって結婚相談員それぞれの皆さん方がご努力をいただいておりますけど、これはなかなか、今の若い人たちの気持ちをつかむのには、大変難しいことなので、頭が痛い問題でありますけど、この間、南部署の署長さんともお話をし、南部署にも若い独身の皆さんが大勢いるんで、役場には女性が多いので、1回、交流会を開いたらどうだろうという話をいただいて、それではなんとか、そういう機会をつくりましょうというようなことだったんですけど、秋山署長が今回、転任になってしまって、振り出しに戻ったわけですけど、できるだけ、そんなふうな、一つの交流の場を町としても積極的につくりながら、若い人たちが結ばれるようにいたしてまいりたいと思っておるところでございますので、ご理解を頂戴いたしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

町長さんが今、お答えをしてもらったから、次の質問がなんか、しにくくなりましたけど、それでも少子化対策、子育て支援事業に対し、少子化プロジェクト、結婚相談員、助産師、保健師、保育士、また、地域の女性を中に入れた対策チームをつくり、本町独自の画期的な対策事業計画を作成し、取り組んでいったらよいと思います。

例えば、このプロジェクトチームがお世話して、私が具体的に考えたところなんですけど、この縁で結婚が成立した暁には、町独自で身延山の久遠寺において、仏前結婚式の料金を無料化して面倒をみてやる、このような支援事業をやったらどうかと思いますが、町長、考えをお願いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

若い人たちに一緒にさせていただくには、大変いろいろな手立てがあるわけでございますので、今のご提案のことも、一つの方法であろうかと思っておりますので、身延山へもお話をし、このことを、できるだけ具体的に、この話を進めてまいりたいと思うところであります。

どうぞ、いろいろな面で、皆さん方のお知恵を拝借する中で、お聞かせをいただいて、町としても結婚相談員の皆さん、また愛育会、消生研、食生活改善推進委員とか、いろいろな女性団体が町にはございますので、できるだけそういうような、皆さん方にも、このことについて関心を持っていただいて、積極的に取り組んでいただくようにいたしたいなと思っております。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

どうもありがとうございました。

それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。

保育園、私立保育園、各小学校の安全対策についてに入ります。

前回、12月の議会におきましても、石部議員より通学路の安全対策について質問がありましたが、再度、子どもの安全対策について質問いたします。

本町における公立保育園、旧下部地区2園、旧中富地区3園、旧身延地区には私立保育園が3園、町内小学校は9校、中学校は5校の施設内の安全装備は催涙ガス、ネットランチャー、さすまた等が配備されているようだが、全施設の現状はどうか。また、不審者の侵入に対して、玄関、各入り口の鍵をかけて対応していると聞いていますが、18年度予算で防犯カメラやカメラ付きインターホンの設置をする計画はないか。また、ほかにも施設内の安全対策があれば、伺いたい。お願いします。

○議長（松木慶光君）

保育課長。

○保育課長（赤池和希君）

それでは、保育所の安全対策ということでお答えをしていきたいと思います。

ただいまの質問の中で、不審者の侵入というふうな対策がどうなっているかということでもありますけども、保育園におきましては、保育園の敷地内へのフェンスの設置をまず、してございます。それから、出入り口でありますドアの開閉は常に保育士が確認をし、不審者の侵入をしないように対策をしているわけでもございますけども、万が一、そのフェンスを破って入ってきた場合、どうするかというふうなことで、保育所におきましては、毎年、毎月ですね、防犯の非常時に備えましての避難訓練、それから火災避難訓練、それから地震避難訓練、この3つの避難訓練を毎月、交互にそれぞれ実施をしまして、不審者の侵入につきましては、われわれが不審者になりまして、園内に入りまして、その対応、いち早く園児を安全な場所に避難させるか、それかいち早く園児にその不審者を知らせるかというふうな訓練を重ねているところでありまして、特に保育園におきましての対策はありませんけども、大事なお子さんを預かっておりますので、そういうふうな訓練を重ね、安全・安心な保育所の建設に努力しているところでございます。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

学校関係をお答えいたします。

各小中学校におきましても、保育所と同様な取り組みをしております。特に防犯面では児童生徒が登校後、ご質問にもありましたように、玄関等の施錠は行っております。それから、学校のつくりによりまして、職員室から児童の動きの死角になるような、そういう学校のつくりがされているところがありますが、こういうところなどには、インターホンなどの設置をして、来客対応をしているところであります。

それから、今、ご質問にありましたように、ネットランチャーとか、さすまたとか、こういうものにつきましても、合併後、学校の要望に応じて、すでに配備をしたところでありますが、引き続き、新年度予算においても、例えば、北小学校は建設中ではありますが、そういうもののところには防災カメラなどの設置はしておりますし、先にお認めをいただきました17年度の補正予算におきましても、腕章や、たすきやマグネットシート、そういうものを購入させていただいて、各学校に配備するというふうなことで、補正予算を通過させていただきました。

教育委員会関係は、以上です。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

今のお答えの中で、現在、着々と建設が進んでいる身延北小学校での施設内の安全対策ということで、防犯カメラ等を設置する計画があると。つきまして、身延町内の各学校、また保育園につきましても、同じような取り扱いを早急にしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

第2の質問で、保育園の通園につきましては、保護者、祖父母、家族の方がいずれかの手により、保育士の手へ手渡すのが原則で対応しているようですが、一部地域の園児の通園には、スクールバスを利用しているところがあります。保育士の同乗は、どのようになっているのか。また、各小学校における通学時の安全対策はどのように図られているのか、担当の課でお答えをお願いします。

○議長（松木慶光君）

保育課長。

○保育課長（赤池和希君）

お答えをいたします。

ただいまの通園の保育士の乗車の件でありますけれども、保育園の基本的なものは、先ほど言われましたように、保護者が保育士に直接園内で渡すというふうな基本的なものがありますけれども、旧下部町におきまして、下部、それから波高島方面の園児の方は当時、合併の関係で、町営バスが通園バスに切り替えて送迎をするというふうなことで、その時点では運転手に、保育士の代わりといいますか、安全な運転と同時に、安全な送迎をしていただくと、そういうふうなことで、現在にきているわけでございます。

しかし、バスの発着所からそれぞれ園児が降り、あるいは園児が乗るというふうなことにつきまして、保育所から発着所まで、約50メートルぐらいの間が園児だけの通園になってしまいうというふうなことで、保育所では保育士を発着所まで送迎をさせておりますので、通園についての安全は図られているところであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

児童生徒につきましては、集団登下校、それからスクールバスの運行、それからタクシー利用によって通学をしているのが現状であります。このような通学路につきましては、教職員が定期的に巡回をしておりますが、そのほかに、例えば警察署との連携で、子ども110番の家というようなものを設置されておりますが、そういうものを民間の方が設置の協力をしていただいたり、それから登下校の見守りをしていただきましたり、それから、その時間に合わせてウォーキングの時間なども設定していただくなど、地域の方々が子どもに対する安全確保のため、大変、意識が大いに盛り上がりを見せている。このようなことから、今後も安全な通園、通学ができるように、協力をお願いしていきたいと思っております。

それから、あと保護者と学校間で、たよりの交換や連絡網の活用などによりまして、情報を

共有した安全対策にも努めております。

それから2月1日からは、郡下の他の町に先駆けまして、青色パトカーが運行しております。限られた時間ではありますけども、町内一円の通学路等を含めた学校の周辺、それから駅周辺などの安全確保に向けて、今、最大限の努力をしているところであります。

それから、現在、スクールガードリーダーというようなものの導入に向けても、検討しておりますが、今後は、これらのもろもろの施策を検証し、改善すべき点、それから力を注ぐ点を明らかにして、通園・通学時の安全確保に向けて、さらに努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

分かりました。

それでは、第3点の通園・通学時の安全性についてを質問させていただきます。

通園・通学路の安全点検は、保護者会、PTA活動の中で行われて、毎年のように陳情されていると思いますが、どの程度、町では通学路の道路事情について把握しているのか伺いたいです。お願いします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

今、ご質問にもありましたように、年度当初、PTA活動などで、いろいろな要望が出ております。

やはり、昨年12月の定例会において、石部典生議員からご質問があったときにもお答えをしておりますが、道路管理者でなければできないもの、それから県の公安委員会ではできないもの、町でできるもの、いろいろなものがありますが、それぞれの機関に、それぞれの対策をお願いしているというようなところであります。

例えば、町にカーブミラーを付けてほしいというような要望があったわけではありますが、それらについても、担当課と協議し、年度内に設置をするというようなことで進んでいるところもあるわけですが、なかなか、相当な経費がかかるというようなところについては、引き続いて、要望をして、PTA活動に対する要望にお答えをしていきたいと、そんなように考えております。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

たくさんの通学路がありますので、いろいろな面で心配なところがありますが、よろしくお願いします。

また、昨年末は児童生徒の安全を脅かす事件が連続して発生し、大きな衝撃を受けました。このような事件は人気、人家の少ない通学路などで発生しています。町では2月より青色パトカーの導入で、町内通学路の巡回をしていますが、まだまだ完全ではないかと思っております。関係機関、団体、地域住民、PTAの協力を依頼し、防犯ステッカー、安全たすき、腕章などによる防犯意識高揚と周知活動が必要だと思っております。

私の認識不足かもしれませんが、防犯ステッカー、安全たすき、腕章の購入計画が出ていると思いますが、まだ、なかなか配布されてきません。現在、どうなっている状況か、説明をお願いします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

先ほどのご質問にもお答えをしたとおり、10日の日に議決をしていただきました、17年度の補正予算で、その経費が計上されております。今、担当がそれぞれ学校からは、もうすでに、必要枚数が集約されておりますので、すぐ発注の段取りをとるということになっております。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

ぜひとも、早急をお願いします。

久那土の下部小中学校では現在、市川警察署の協力をいただき、先ほど課長からの説明もあったとおり、下校時に併せて通学路、または、その付近、パトロールをお願いしているようですが、町内、ほかの小中学校では、警察への協力依頼をしているかどうか伺いたい。お願いします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

全14校で、実際に警察署が4つ関わっているわけでありますが、ただ富士吉田警察署管轄では通学をしているものがないということで、残りが3つの警察署があるわけですが、これは学警連という組織、学童と警察との連絡協議会というものがあまして、そういうところでの事業計画の中に入っておりますし、定期的なパトカーによるパトロールをお願いしておりますし、それから鰺沢警察署などについては、すでに黄色いジャンバーですか、そういうものを配布して、地域の方々にも見回りをお願いしているというようなことが、すでにされております。定期的に警察への会議もありますから、それも要望していくと同時に、さらに地域に駐在所、警察等の派出所がありますから、そういうところと連絡を密にしながら、通学路上の安全性の一層の確保に向けて、また、いろいろな協力をお願いしていくつもりです。

以上です。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

ありがとうございました。

4つ目の質問に入らせていただきます。

各園、学校における登下校の指導についてということですが、1月末までには、防災無線で町内全域に子どもたちの下校のお知らせと、安全協力のお願いがりましたが、犯罪抑止力として、かなり有効なものと、私は考え、歓迎していました。どのような経過があって、なぜ、打ち切られたのか。また、今後、再度、放送を始めていただけるか、伺いたい。お願いします。

○議長（松木慶光君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

お答えします。

先ほど、質問の中に腕章等の配布について、3月補正で通ったわけなんですけど、その前の時点におきまして、身延町町民会議というふうなものがございます。合併後、翌年の4月に町内全部の町民会議が統一されたわけなんですけど、その予算はほぼ、町からの補助金で賄っているわけなんですけど、その中で腕章等を作ろうということになりまして、各地区3地区に100枚ずつの腕章を、もう配布しております。

その地区によりまして、各学校等へ、もう配布が終わっているのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

それから今、質問の放送ですけど、これも町民会議のほうから12月の事件を受けまして、このときに放送すればよかったんですけど、年が明けて、冬休みが過ぎてからということで、放送を始めました。

毎日放送すればということで、最初の1週間だけ2日に1回とか、そういう程度で、下校時間に合わせて町民の方々に周知して、その安全性を図りたいということで、放送をお願いしたところです。

それから、あと、ずっと続けていけばよかったんですけど、いろんな事情がございまして、地区によりましては、放送を続けたところもございまして、今は地区によりまして、PTA、町民会議の協力のもとに、お助け隊というものをつくって、下山地区では60何名かのお助け隊の人たちが地域の登下校を見守っていただいているというところです。それから、身延地区というところでは、先週、会議を開きまして、そういう形のものをつくりたいということで、現在、募集をかけているところです。

そういう状況なので、放送につきましては、また、そういう要望があれば、こちらとしては放送をしたいと思っています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

ぜひとも、地域住民の皆さんの協力もありますが、放送は短期間、短時間ですが、変な気持ちを持っている人が町内にいれば、そういった行動をとらないと思いますので、ぜひとも、再度、放送を始めていただきたいと思いますので、検討をしてください。

私は、子どもを持つ親として、子どもの安全は切実な願いです。無謀運転者による交通事故の巻き添えで、一瞬にして尊い生命が奪われるニュースもあります。親も先生方も、誰もどうすることもできないのが現状です。

通学路における歩道の整備、道路の危険箇所はないか。また、警察にお願いして、通学路における自動車の進入禁止時間の設定はできるか、伺いたいです。

○議長（松木慶光君）

指導ではなくて、安全性の問題ですね、また。

○6 番議員（上田孝二君）

通学路の歩道の整備、道路の現状、危険箇所はないかと、それと通学路の自動車進入禁止時間の設定ができるか。そういう検討・・・どうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

道路の構造の問題ですか。

○6 番議員（上田孝二君）

道路の問題もあります。道路の進入禁止です。だから、通学路に時間で何時から何時まで車は入っていけないという設定・・・。

○議長（松木慶光君）

道路の安全性の問題は、もう3回やっていますよね。登下校の指導の問題なら、まだ、いいんですが、それ以外になりますと、もう、すでに3回も質問していますので。

○6 番議員（上田孝二君）

分かりました。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6 番議員（上田孝二君）

町内各学校の通学路は安全かどうか、再度確認していただき、是が非でも、わが町からは不幸な事態が発生しないように、万全を尽くしていただきたいと思います。

それでは、3番の環境教育の推進について入らせていただきます。

身延町は今、最終処分場建設という大きな問題を抱え、町民が教育問題には非常に関心を持っているところだと思います。

また、子どもたちも同じで、先日、中学校3年生の女子生徒が、こんなことを言っていました。現在、処分場建設反対運動をしているのは大人たち、特に高齢の人が多いので、若い人たちにも危機的状況を伝え、子どもを含めた運動にしていくべきだと。一度、失った自然は元に戻らない、自然は人間だけのものではなく、ほかの生き物たちのものでもある。私の周りにも、自分たちもゴミを出しているのだから、処分場を造るのは仕方がないという人もいるが、公害をもたらす、このような施設を造ることは賛成できない。また、ゴミ減量運動も積極的に推し進めていき、自然を守るため、みんなで頑張りましょうという強い意思表示をいただいた。私は子どもたちも筋の通った考えを持ち、そこに住む小動物までもやさしい思いやりをかけている。私は、そんな少女の気持ちに感動いたしました。今、何をしなければならないか。それは今を生きるわれわれと、子や孫の生命と、未来を絶対に守らなければならない、改めて決意したところです。

この最終処分場問題は、ほかの議員より質問があると思いますので、私はこの問題にはふれませんが、私はここで、改めて最終処分場建設には、絶対に反対と表明いたします。

前置きが長くなりましたが、本題に入りたいと思います。

私は、環境問題は将来を担う子どもたちには、大変重要なことだと思っています。現在、久那土小学校の体育館が耐震問題と雨漏り、老朽化で取り壊されていますが、先日のPTA自治会の折、校長先生より大変いい話を聞きました。それは今、取り壊されている体育館の廃材についてであります。廃材は静岡に運ばれ、パルプにリサイクルされているということです。児童にも、その話しはしてあるそうですが、目の前で大きな体育館が重機で簡単に取り壊され、

子どもたちは本当に思い出ある体育館が壊されたというショックを受けたと思います。がしかし、廃材はリサイクルされ、紙になるんだと聞かされたとき、大きな感動を得たものと思います。身近なところに、こんな、いいお手本があったことに感謝いたします。

そんなことをふまえながら、質問をいたします。

町として、環境教育推進事業に対し、今後、どのように取り組むか、考えを伺いたい、よろしくお願いします。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

お答えいたします。

まず、環境教育の目的と申しますか、環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度および環境問題解決のための能力を育成することにあります。

考え方を項目的にまとめますと、まず1つに豊かな感受性を育成すると。児童が自分自身を取り巻く、すべての環境事象に対して、意欲的に関わり、それらに対する感受性を豊かにすることでございます。

例えば、自然の中で遊びや体験を通して、自然を大切にしようとする心を育てていくようにすることなどでございまして、これにつきましては、2月の中旬に、うちのほうといたしましても、富士川漁業の組合長さんとお話をし、私たちは水質保全という形で入っていたわけですが、もう1つには、富士川漁業さんのほうでも協力してくれませんかというお話をし、もう1つのほうではアウトドア的な感覚で、子どもたちは釣りを知らないよというお話がございました。できるなら、学校等とお話をしながら、総合学習の中で、そういうことも取り組んでいったらいいではないかというようなことをお話して、私たちも今、協議をしているところでございます。

2番目といたしまして、活動や体験を重視することございまして、児童が身のまわりの事象に触れ、それについて考えることができるようにすると。

3つ目といたしまして、身近な問題を重視することでございます。児童が身近な環境に意欲的に関わり、問題を生み出し、考えを判断し、よりよい環境づくりや環境の保全に配慮した行動がとれるように育てることでございます。

その過程をとおして、豊かな感情を育てるとともに、人間の活動や環境との関わりについて、総合的に理解するよう配慮することが大事であると思います。

幸いにも、町内の公共施設を対象として、本年度策定しています地球温暖化対策実行計画は、18年度から推進する計画でございまして、町立の学校も対象となっていますことから、教育の中で、子どもたちとともに、考えることのできるテーマになるものと思っております。

環境を考えるきっかけになればいいと、期待を寄せているところでございますが、また、18年度当初予算には環境教育推進に関わる予算を計上しております。教育委員会や学校現場と協議をしながら進めていければよいなと考えております。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

分かりました。

町内各小中学校において、この環境教育にどのような取り組みをしているか。また、活動状況の現状をお伺いしたい。お願いします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

まず、取り組みの状況であります。社会科、理科、生活科、家庭科などのそれぞれの教科、それから道徳の時間や総合的な時間を使ったもの、委員会活動、児童会活動、生徒会活動、それらの特別活動において、このような教育を実施しております。

項目といたしましては、先ほど環境下水道課長からも答弁がありましたように、調査、観察、実験、それから調べ学習、施設の見学、動植物の保護、自然体験、リサイクル活動、地域清掃、この7つの分野にわたっております。具体的な内容としては、ゴミの減量化、酸性雨対策、水質保全、水生生物の調査、自然観察、クリーン作戦、アルミ缶等の回収など、このような活動を今、取り組んでいます。ただ、この取り組みを進めるにおいても、単にこのような活動を展開するだけでなく、例えばホタルが住める川にするには、どうすればいいのか。また、使用済みの食用油を回収し、代替燃料として使用することが、環境を守るのにどのように役立っているのかというようなことで、それらへの導きと、その過程を大切に教育活動を推進しています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

分かりました。ぜひとも、そのような教育推進をお願いします。

それでは、町内各小中学校における廃品回収活動の現状はどうかを伺いたいです。お願いします。

○議長（松木慶光君）

環境下水道補佐。

○環境下水道補佐（赤池義明君）

身延町資源回収活動奨励金交付要綱というふうなものがございまして、その要綱に基づきまして、各小中学校等で取り組みをしておいていただいております。今現在、私どもが把握しているものといたしましては、久那土小学校のPTA、それから下部小中学校のPTAがそれぞれ年2回、それから身延南小学校、身延東小学校、原小学校が取り組みをしております。その中で、種類とか量でございしますが、それぞれダンボール、新聞、雑誌等でございます。それが主でございまして、あと牛乳パックとかビール瓶とかビールケースとかアルミ缶とかというふうなものが、今現在ありまして、現在では18万3,060 kilogramsの回収量というふうなことで、把握をしております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

分かりました。

それでは、先ほどの話の中にありましたが、本町には資源回収活動奨励金交付要綱が告示されています。年間、どのくらいの奨励金が交付されているか、伺いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

環境下水道補佐。

○環境下水道補佐（赤池義明君）

今、17年度3月8日現在での支出状況の調査を申し上げました。その中で、金額的には全部、先ほども申し上げましたとおり、18万3,060キログラムに対しまして、46万8,820円の金額が、それぞれの行っていた学校等に支出をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

それでは、この回収手数料、これは学校なんですね、この奨励金はどのように使われているか、もし知っている範囲で分かれば、教えていただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

環境下水道補佐。

○環境下水道補佐（赤池義明君）

私も一時PTAというふうなことで、同じような活動をしてきたんですが、これにつきまして、私の知っている範囲内では特別会計というふうなものをつくって、それぞれのPTAの中でPTA新聞をつくるとか、例えばの話ですが、それとあと講演会活動をするとかというふうなことに使われているというふうなことを、私は把握してございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

5番目の質問で、要綱第4条、回収品目等対象品目について伺いたいということで、先ほど説明がありましたから、これは省きます。

6番、学校において廃品回収活動、子どもたちとPTAと地域住民が一体となり、身近なところから環境問題を考えるのに、いい機会と思うが、先ほど課長のほうから伺った旧下部、身延南・東小学校、原小学校等が実施しているようですが、町内全学校に対し、奨励する考えはあるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

環境下水道補佐。

○環境下水道補佐（赤池義明君）

ただいまの質問は非常にありがたい質問というふうに、私、理解してございますが、この件につきましては、私どももこの要綱を、合併して新たに作りさせていただきました。その中で、教育委員会のほうにお願いをさせていただきまして、校長会での説明というふうなことも含めて、私ども説明会をさせていただいてございます。さりとて、学校だけではないというふうな

ことで、子どもたちを取り巻く、それぞれ団体がございます。そんなふうな段階でございますので、今回、2月21日から23日まで分別回収の説明会をしてきましたが、その折にも、このような要綱が定められておりますので、使ってほしいというようなことで、全学校にお願いしたいというふうなことも、私たちの願いとして、これまで説明会をしてまいりました。これから、この普及につきましては、全学校、あるいは保育所の保護者会等、あるいは育成会なんかも対象に、子どもたちを取り巻く団体というふうなことでございますので、私ども普及に、これから進めていきたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

今まで、各課の説明をいただき、本当にありがとうございました。

ぜひとも、これからも、各学校において、それぞれ対応の中、環境教育の取り組みと推進をぜひともお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。これで終わります。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上で、上田孝二君の一般質問が終わりましたので、上田孝二君の一般質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は10時50分にします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（松木慶光君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告の3番は、松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦隆君。

○1番議員（松浦隆君）

議長より、ご指名をいただきましたので、通告に従いまして、町政に関する一般質問をさせていただきます。

新人の議員でございまして、一般質問初めてでございます。大変、的外れの質問もあろうかと思っておりますけれども、ご容赦いただきながら、ご答弁をいただきたいと思います。新人がゆえに、一町民の目の高さに立ちまして、質問をさせていただきたいと思っております。

現在、国と地方が新しい関係をつくり、市町村の自主性、自立性を高め、個性豊かな地域社会の実現を目的とした地方分権が進められております。この一環として、旧3町が合併し、新身延町としてスタートしたわけでございますけれども、合併後の本町におきましても、町長を

はじめ各部署の担当の職員の方々が、住民の生活向上のため、努力をなされていることは、私も重々承知しております。また、町民側におきまして、徐々にではありますが、新町に対する意識の変化が芽生えつつあるように思われます。しかしながら、まだまだ戸惑いのあることも、まぎれのない事実であると思います。

私の質問、職員数適正化への取り組みについて、まずお伺いしたいと思いますが、旧3町の行政が一体となり、より充実した住民サービスを提供できる行政能力のある自治体を築く必要があるとされています。これが新町建設計画の中に謳われている1項でございますけれども、この住民サービスを提供できる、行政能力とは何かを町長にお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

松浦議員のご質問にお答えいたしたいと思います。行政能力、これはやはり、町のいろいろな事業があるわけでございますし、町民サービスから始まって、教育、そして防災、福祉、いろいろな課題がございますが、これを適切に、きちっとした対応をしていくことが、私どもに求められておるわけでございますので、それと同時に、個々の職員の能力が問われるわけでございますので、合併の本旨は、要するに行政能力の向上ということが、一つの大前提であります。財政に関わる問題も、もちろん大変、大きな合併を進めるための一つの要素でありますけど、それ以上に行政能力の向上ということが求められておりますが、これはやはり、今、町民の皆さんが求めておいでになるサービス、これをきちっとふまえて、このことにお答えをするということが、行政サービスであろうかなと思うわけでございますが、そのことをきちっと対応ができるような体制づくりをしていくということであろうかと思えます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、町長からお答えをいただきました。

すべての業務にわたって対応をする職員の能力もあるわけですが、その中で住民サービスに應える、こういうお答えでしたけども、私が考えますに、町は町民が最低限満足できる生活を保障されるべきであろうと思えますし、また、行政サービス、このことは町民の生活の基礎に位置づけられることだと考えるわけです。ですから、今、町長がお答えいただきましたようなこと、ぜひ、今後も推進していただきたい。また、推進するにあたりまして、やはり切磋琢磨をしながら、続けていただきたいというふうに考えます。

続きまして、合併後、厳しい状況下にある中で、町民と行政が協働、互いが力を合わせあう理念のもとに、まちづくりを進めているわけですが、旧町時代から見ますと、行政サービスの質が落ちた、それから補助金が少なくなった、また旧町時代、担当課と一緒に、担当課の指揮のもとに、いろいろやっていたけれども、それがなくなりました。最近、いろいろな行事に対しても、自立を求められる。しかしながら、やり方が分からない、そういう声が私の耳に聞こえてきておりますけれども、そういうことは町のほうの耳に入っているのでしょうか。それと、このような意見、もし入っておられるとすれば、このような意見に対して、どのように捉えているのでしょうか、町長にお伺いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

今、松浦議員がおっしゃったこと、これはいろいろ、耳にはいたしておりますが、合併をして、きめ細かさがなくなっているということのご指摘というのは、これはあってはならないことですけど、正直なところを申し上げて、この1年6カ月の合併をした直後の、いろいろの対応というのは、それぞれの旧町時代の取り組みがこんな近場で、こんなふうに取り組みが違っていたのかなというようなことは、いろいろあるわけでございますけど、それらを融合させながら、一つひとつ解決をしていってはおりますけど、この各地区公民館単位の、要するに文化祭だとか、いろいろな催しがございますけど、旧町時代には町として、それぞれ対応はできたと思うんですけど、大きくなりましたので、私自身の取り組みといたしましても、なかなかきめ細かな各地区公民館、また集落公民館にお伺いをして、一応、ごあいさつをするというようなことは、なかなか難しくなってきたことだけは、事実であります。

ただ、さりとて、この各地区公民館とか集落公民館への、私ども行政からの取り組みということについては別に、薄くなったとは思っておりませんで、これは担当課がいろいろな面で配慮をしておるところでございます。

それと同時に財政の問題でございますけど、これはやはり、今までのいろいろな行事事業等について、各集落、また地区において、ある程度、こういう地方分権で進んでおるような状況の中で、いろいろな面で難しい面もあるわけでございますが、自立をしていただけるような形で、町がお手伝いができるような仕組みを一つひとつ、つくっていかねばならないのかなと思っておりますし、一番、私は力を入れさせていただくのは、やはり、これは防災関係もそうですし、福祉もそうですけど、各コミュニティの力をきちとした格好で溜めて、そして、なんかの折には出していただけるような仕組みづくりは、しておかねばならないのかなと思います。それに対して、どんなふうに財政面で措置をしていくのかと。ただ、今まで、前のような形で補助金ありきということでは、なかなか難しいんじゃないかなということがあるわけですので、ここらはお互いに、それぞれのコミュニティの皆さん方と行政がきちとお話し合いをする中で、防災の問題等につきましても、今までいろいろと、このことについては、皆さん方との話し合いも進めておりますし、また財政的な裏付けもさせていただいておるわけですので、ぜひともひとつ、このことにつきましても、ご指摘をされるようなこともあろうかと思っておりますけど、今後はきちと、姿勢を正して、是正をしていかねばならないのかなと思っておりますので、ぜひともひとつ、この点についてはご理解をいただきたいなと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今の町長の回答にもありましたように、町としても、そういう話を聞いている。また、いろいろな対策をなされている様子も分かるわけですけども、旧町時代の小さい行政の中で、それなりにうまく町民に対してのアナウンスができていた。しかしながら、大きくなったから、それがうまくいかない、これがあってはやはり、今、町としても、そういう考えは、今までと同

じような形でやっているわけでしょうけれども、それがあってはならないこと。それがあって、町民に不満が出てくれば、これは合併した意味がないわけでございますから、やはり大きくなった新町にとっても、やはり今まで以上の努力をするべきではないかというふうに考えております。

また、町長がおっしゃいましたように、財政面でも、これは大きくなったことによって、町民のほうも、やはり自覚しながら、自立に向けた努力をするべき、これは私も大変、そのように考えております。しかしながら、その自立するにしましても、新町の行政の内容が分からないという部分が、非常に町民の中にあるのではないかと。分からないということは、非常に分からないことから始まって、町民にとってみれば、不安につながってくるわけです。不安につながった中で、やはり不安がいつの間にか、何度も何度もつながってくると、やはり不満につながってくる。これはやっぱり、町政におきましても、また町全体に考えましても、やはり決して、いいことではないと、このように考えます。

もっと町民に対して、経過と、いろいろな事柄があるでしょうけれども、経過と理由の周知、こちらのほうをもっと徹底していただきたい。民間の業者でいきますと、アンテナとアナウンス、こういう言葉がよく使われますけれども、これは町にとっても、非常に大事なことだと思うんですよ。それと行政マン、役場の職員の方々も一生懸命やっていたらっしゃるということは、先ほども申し上げましたように、重々に承知しているわけなんですけど、やはり、その行政を司る側の意識ではなくて、町民の目の高さ、また町民の立場、心を理解した中での感覚を持った、私は町民と役場の職員というのは、パートナーとして考えるべきだと、このように考えておりますので、ぜひ、そういう形の中で、町民の方々に周知徹底を、今後お願いしたいと思えます。

それでは続きまして、通告の2番の役場職員の関係に移らせていただきます。

現在の役場職員数、そして今後の年度別の予定退職者数をお答えいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

現在の役場の職員数でございすけれども、まず合併時の職員数からお話ししていきます。

平成16年9月13日に合併いたしまして、このときの職員数は269名でございす。教育長を含んでおります。平成17年の4月1日現在ですけれども、3月31日で退職者が10名ございましたので、職員数は259名となりました。平成18年、これから迎える4月1日現在でございすけれども、退職予定者が5名、それから新採用の職員の予定者が2名というふうなことで、4月1日の状況は256名となる予定でございす。

それから今後の年度別の退職の職員数でございすけれども、年度別でいきまして、この18年3月31日、退職予定者数は5名でございす。それから19年の、来年の3月31日、退職予定者数3名でございす。それから20年の3月31日の退職予定者数は9名となります。平成21年3月31日の退職予定者数は10名でございまして、平成22年3月31日、退職予定者数は12名となります。この3月から、向こう5年間で平成22年までの状況で、39名が退職となる予定になっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1 番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

合併時269名、そして現在、259名ですか、多いような気がするんですけども、これは町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしますけど、これはどこで比較するかというのが一つあるわけでございますけど、類似団体からすると、多いとか少ないとかというようなことが言われるわけでございますけど、この地形とか、要するに面積、いろいろなことを詳細にデータとして入れて、そして結果が出てきたものというのは、大変難しいわけで、出てはおりませんですね。ですから、大体、人口で類似団体とすれば、旧玉穂町とか田富町あたりが似たようなものですけど、面積からすれば、うちの10分の1ぐらいの面積なので、それと、ああいう平坦なところでございますから、ここの人口比でもって、職員数を比べられると、大変これは、どうにもならないわけでございます。

そういうようなことがございまして、今、17年4月1日に259名ということですけど、この地方公務員は、やはり企業の皆さんみたいに、簡単にお辞めいただきたいというようなことは、なかなか難しいわけで、一応、それなりにきちとした保障もされておりますし、それなりに仕事も大変、責任を持ってやらざるを得ないということですから、ここを、よく多すぎるということはいわれますので、だけど、今の時点で、これは厳粛に、皆さん方の言葉は受け止めはいたしますけど、現実の問題として、なんとも手が出ないという状況でありますので、ここら一つ、ご理解を頂戴いたしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1 番議員（松浦隆君）

確かに地形的な問題もありますし、一概にどこと比べるということもできないとは思いますが、しかしながら、やはり、平成17年4月に身延町過疎地域自立促進計画、平成22年3月を目標にして発表されております。その中で、定員適正化計画による職員の定員管理、速やかに行うというふうに謳われておりまして、職員の適正人数の推進ということで進められていると思うわけですが、そうは言いますが、やはり、町のほうの適正人数があると思うんですが、そちらのほうはどのくらいの人数なんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

適正といわれますと、やはり、それは今の、行政の内部の、いろいろな事業に関わるボリュームの問題があるわけでございますので、今、259名ということですから、よくいわれるのは、50名ぐらい多いんではないかと。30名ぐらい多いんではないかと、それはスタン

ダードのものを何にするかということなんでございますけど、そこらは一応、私どもとすれば、適正な定員というものについては、現状はこんなふうでございますけど、５年後、１０年後には、そこへ近づけるような形で努力をさせていただいて、行政改革を進めさせていただいているところであります。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○１番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

町長の見解は、本当に、これは難しい問題だと思いますから、２００名ぐらいかなというところに落ち着くんだろーと思います。それで２００名ということは、現在、約６０名の職員がこういう言葉を使いたくないんですけれども、多いわけでございます。そして、町民の方々も、もう３月９日に山日の新聞に出ましたけれども、ご承知のことと思いますけれども、身延町の行政改革集中改革プラン、目標として、小さく効率的な役場的な経営ということで、こういうデータが出されております。そのデータも今後、インターネットでも公表されるというふうになっておりまして、これはもう、このデータをつくるのに、予定をつくるのに大変な関係者の努力によって、作成されたものと考えますし、このことに関しては敬意を表したいと思います。

私、この通告に際しまして、この改革プランが出てくるということを知らなかったものですから、通告の中に、この中身と同じようなことをしておりまして、通告した内容がすべて、この中に、ほとんど出ておりました。これは、考えることは誰もが一緒なんだということを、私は痛感したわけでございますけれども、この内容を見ますと、今、総務課長からお答えいただきましたように、削減による経済的効果ということで、中期５カ年の平成１８年、２、２１９万４千円、お金の話になりますけれども、それから１９年が７、７３９万円で、２０年が５、１００万円、２１年が５、９００万円で、２２年が７、３００万円の削減による経済効果、５年間トータルで２億１、４００万円、こういう数字が出ているわけですけども、私は経済効果、これは非常に大きいことだと思うんですが、まず一番に、このデータを見まして、不思議に思ったことが、先ほど、町長から話が出されましたけれども、適正人数が記されていないんですね、これ。定員適正化計画というふうになっておりますけれども、これは町民の方は適正人数が書いていなければ、何をもって、このデータが出てくるのかというふうに、まず疑問に思うと思うわけです。

そこで、私、別の観点から計算をしてみました。平成１８年でいきますと、１８年、１９年、これは１人ですから、大体２、２００万円の経済効果が得られるとなっているわけですけども、平均給与、これは分かりませんが、私、３０万円ぐらいではないかというふうに計算しましたけれども、そうすると、５５名ですから、１、６５０万円、月に。年間１億９、８００万円です。それと平成２０年になりますと、経済効果が、これで５、１００万円。２０年ですから、２０年という、大体５０名で月に１、５００万円、年間１億８千万円です。そして、平成２１年になりますと、５、９００万円で、５、９００万円で、月３０万円で計算すると、４０名のオーバーですから、月１、２００万円の年間１億４、４００万円。２２年ではじめて、３０名ぐらいのオーバーになりますから、そうしますと、月９００万円で、年間１億８００万円。この数字は、あくまでも、僕は、３０万円という、おそらく少ないんじゃないかと思いますが、そういう数字で計算しております。

5年間によりますと、削減による経済的効果、これが2億1,454万2千円というふうになっていますけども、僕が30万円で、毎年の5年間計算していきましたら、8億2,800万円になりました。そうすると、ここで6億1千万円ぐらいの差が出てくるわけですね。これは非常に、町民にとっては、よく理解できない部分が、この集中プランの中ではあるんじゃないかと思うんですけども、町長いかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

今、松浦議員がご自身で計算をされたこと自体の、そのこと自体が、それなりの計算の仕方であろうかと思いますが、この集中改革プランについて、今現在の、いろいろな面のデータを積算する中で、こういう数値を出しているわけでございますので、これは過不足があるというようなことはもちろん、ご指摘のようなこともあろうかと思いますが、とりあえず、こういうような形で一応、集中改革プランは叩き台として出させていただくということで、これは年次計画で、どんどん変更をさせていただくことは、やぶさかではありませんし、また、そうしていかないと、まずいわけでございますので、年次に、今考えられる数値は、こういう格好ですよということでもありますので、できるだけ、そのことは最終段階で、どの程度になるかというのは、年々再々、この状況は変わっていく感じもあります。ぜひ、この集中改革プラン、これでもって終わりということではございませんですから、このところはひとつ、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

町長の言わんとしていることも、非常に理解できます。私、これを決して、このプランのやり方がおかしいということではないんです。やはり、こういう流れの中で出したら、これは一般的にみたら、大変な金額だと。経済効果だけを見ても、大変な金額だなと。5年間で2億1千万円ですから。しかしながら、中には僕のように、では、ほかの多い部分はなるんだというふうに、計算する町民の方もいらっしゃると思うんですよ。そうしたときに、やはり、一般的に見たら、大変な金額であり、これは自然減だけでは、非常に難しいんじゃないかと、対応が難しいんじゃないかというふうに思われる部分もあると思うんですね。行財政改革の推進にあたって、今、厳しい状態にあるわけですから、私は、もう一步、町民の側へ踏み込んで、町民も理解できるようなガラス張りの行政であってほしいと、このように思うわけです。

ですから、今の集中プランに関しても、経済的な効果のみの掲載であって、適正化に向けた、さっき、僕が自分なりに計算して出した、そういう部分も明確に出すべきではないかと。これを見ますと、決算書で言う、収入の部分だけが出ていて、借金の部分が隠されているといったら申し訳ないんですけども、出ていないような、そういうふうな、ちょっと片手落ちな気もしないでもないわけです。

やはり、これは、先ほど、町長もおっしゃってございましたけれども、今後に向けて、やはり、そういう調整をしていただくなり、形をとっていただきたい。この人数が多いことに関しては、これは、私は誰の責任でもないと思うんですよ。行財政改革が進められて、合併という形の流

れの中で生じたことをございますし、これはどの町村でも、非常に苦勞なさっていることだと思うんです。

しかしながら、だからといって、そのまま、自然減だけで進めるということも、また、それは能のないことをございまして、こういうときだからこそ、町民にすべてを、こういう改革プランにしましても、すべてをガラス張りにして、公表して、町民の理解を求めるべきではないかと思うんです。理解を求めた中で、先ほど言いましたけれども、パートナーとして、町民と町が一体になって、このことに向けて進んでいく、そういう姿勢が、私は大事なんじゃないかと思うわけですが、町長はそのへんはどうでございましょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたします。

もちろん、松浦議員がおっしゃっていることは、そのとおりなんでございますので、ただ自然減だけでもって、数値を出したって、これは改革にはならないんじゃないかというご指摘であろうかと思いますが、まさに、それはそのとおりでございますけど、ただ、今の現状の、やっぱり職員の状況、そういうようなものからして、なかなか改革を進めるには難しい面があるわけではございまして、これはご理解をいただきたいと思いますが、ご指摘のような形で、できるだけ、スリムにするには、方法として何かあるかというのは、いろいろあるわけではございまして、できるだけ、今まで、55歳まででしたか、勧奨制度があったんですけど、これを、要するに59歳まで伸ばすと。その間の皆さんにも、勧奨をしていただいて、お応えをいただいた方には、一応、それなりの手当を出させていただいて、できるだけ早く、お辞めになっていただければと、そういう手立ては、私どももいたしておるわけではございまして。

この数値についての情報公開でございまして、それはここを試算する場合のひとつのデータはございまして、このデータはまた、一応、公開を求められれば、それはやることはやぶさかでもございせんし、そんなことも含めまして、一応、この行政改革の集中改革プランについての、いろいろな試算をさせていただいたデータ、また、その過程等については、できるだけ、町民の皆さん方に情報として公開をさせていただくようにしたいと思っています。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

本当に、非常に難しい問題ですが、ぜひ、町長が先頭に立って取り組んでいただきたいというふうに思います。

職員の方々も、町民に対する全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務することが義務として求められているわけです。それゆえに、地方公務員で、先ほど町長からもありましたけれども、地位が保障されているわけですね。このことを、職員の方々も自覚なさった上で、知恵を互いに出し合いながら、また自らの創意工夫でモチベーションのアップを図りながら、職員の本分を実践していただきたいと思いますが、また行革集中プランにもありますように、推進、この推進をできるような環境を整備すること、これも大変、重要なことだと思いますので、町長、それから職員の方々が一緒になって推進をしていただきたいと思っています。

それでは、通告の4番目の行政サービスの民間のところに入らせていただきます。

行政サービス、これはもう、私はこの日本の中において、究極のサービスだと考えております。自治法の252条の17に職員の地方公務員法、公務員の公共団体に対する派遣が認められているわけですが、このことは他の市町村でも、非常に、やはり先ほど話しましたように、人数の問題では苦勞なさっているわけですから、同様に推進していると思います。

しかし、この定員の適正化計画を推進するために、先ほど、町長もおっしゃいましたけれども、自然減だけではなく、なんらかの方策ということで考えていらっしゃる。それが集中改革プランの中にも出てきているわけですが、民間業者、いろんなところの研修、その中に民間業者への研修も入っております。私は、この研修のことにしても、やはり通告の中でさせていただきましたが、この研修、派遣とありますけれども、これは期間的にはどのくらいを考えているのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

派遣の関係で、研修を含めてでございますけれども、現在、現実に公共団体等というふうな関係で、県への派遣、あるいは広域行政組合への派遣、いくつかの派遣が現実になされております。その状況によりまして、例えば、県を例にとってみると、1年、あるいは状況によっては2年、あるいは広域行政の関係につきましては3年、それぞれ地方団体によって、異なっておる状況でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

県へ1年、2年、3年といろいろな状況によって違ってくるわけですが、そういうふうな相互の取り組みで、いろいろできるわけですね。そうすると、民間業者というのも、それは視野に入れて、例えば1年間とか2年間とか、そういうことをぜひ、私は進めていただきたい。なぜかと言いますと、やはり、私が一番に掲げたいのは、改革プランにも効率的な役場経営というふうに表題にあります。やはり、これは行政も、一般の業者と同じような方向を、これからは進めなければいけない時代ではないかと思うわけでございます。

やはり財政が厳しくなっている折ですから、例えば、町民に対しても、いろいろところが、こういうところをこうしてもらいたいと、そういう話があっても、やはり、こういう財政の中だから、ぜひ我慢してくれと、こういうことを町民にお願いしているわけです。そうすること、やはり、行政の中でもそういう方策に進まざるを得ない時代になってきている。その中で、職員が経営に対する考えを学ぶことが、これは大事なことだと思うんです。民間の業者に、やはり、そういう形の中で派遣をすることによって、また一般業者の中において、職員はサービスの本質、それから一般の業者と行政の違い、これを学ぶことによって、将来の本町において、非常に有益な流れができるのではないかと、このように思いますし、また民間業者ですから、やはり行政と違いまして、少し頭の中も柔らかいところがございまして、柔軟に協議の中では、やはり給与といいますか、報酬といいますか、そちらのほうの取り決めによっては、削減も可能なのではないかと。私は、このように思います。町長のほうはどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたします。

今、おっしゃられること、まさに今の時代の流れの中で、求められていることでありますけど、正直なところを申し上げて、要するに峡南地域、これは要するに企業が大変、少のうございますし、それと同時に企業経営、大変皆さん方のご苦勞をされているような状況で、ようやく景気が落ち着いてきて、上向きになったような状況でありますから、企業のほうも、少しは余裕が出てくるのではないかなと思うところでありますけど、今まではやはり、企業に、民間の業者の皆さん方に派遣をするというような、受け入れ先がなかなか難しいというのが、1つありますね。それで本質的に、そのサービスをきちっとするんだとか、そういうようなものを学ぶためには、確かに民間の業者の皆さん方のほうが、競争も厳しいわけでございますので、抜き出ているとは思いますが、ただ、やっぱり行政としても、そのことは、人から学ばなくても、自分自身でやっていくというような気持ちがございます、これはなかなか、先行きが難しい面もありますので、できるだけ、外は出て、若い人たちに学んでいただくということで、今、県の市町村課、それと下水道課、さらに町村会の事務局等へも派遣をさせていただきますし、また地場産業センターでございますか、ここへも若い者がいっているわけでございますが、そういうところで、要するに、いろいろな厳しい時代の流れを学んできて、町民の皆さん方にどう接すればいいのかなということを勉強してもらいたいと思います。

ご指摘の点は、とりあえず、まわりの状況がよくなりましたら、できるだけ、やってはいきたいなとは思っておりますけど、今の時点ではなかなかちょっと、相手探しに結局、公の団体とか、県とかというような形に制約をされるような状況でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

先ほど、町長がおっしゃいましたけれども、峡南地域、確かに企業が少のうございますけれども、職員の派遣ということで、県まで、甲府まで行っているわけですから、何も峡南地域にこだわることは、僕はないと思いますし、また、一般の企業の中でも、今、人材が少なくて困っているところが非常に多いです。ですから、しかしながら、人材が少なくて困っていながらも、やはり、どこの企業でも企業努力のために、正社員ではなくて、時間労働、もしくはパート、そういう形の中で雇っている状況です。そういうことも鑑みた中では、やはりそれだけの役場の中には、それだけの人材がいるわけですから、そういうことも含めた中で考えていくべきだと思いますし、集中改革プランの中に、18年からですか、検討して、19年から実行していきたいというふうな、民間の研修という流れの中であるわけですから、ぜひ、そのへんも、18年度は検討していただいて、19年度にはぜひ、そういう形をとっていただきたいと思います。

それでは、時間もあまりありませんので、続きまして、住民の交通手段の確保について、お伺いいたします。

ここに陳情書がございます。これは栃代川流域のバス運行を要望する会ということで、昨年の3月7日に栃代川流域の住民が当時の地元議員とともに、町長に提出したものでございます

けども、3月7日に受理されております。これは栃代川流域を富士急の定期バスが運行されていたわけですが、過疎化が進んで利用者が少なくなった。町と地元の負担で運行していた、このバスを合併前の旧下部町の、平成15年のときに、町も地元も負担金を継続できない、そういう形の中で、合意した中で、バスの運行を停止したと。

しかしながら、ここは高齢者が多い地域のために、交通手段がなくなってみると、非常に生活の基盤が崩れて、日々の生活が困難な状態になっている、そういう訴えがあちこちの集落で出てきて、再度、なんとかお願いできないかという、そういう話が現在、盛り上がっておりますけれども、この陳情書が出てから、約1年経つわけですが、このことに対しては、どのような対応をなされているのでしょうか、町長にお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

昨年の3月7日、栃代川流域のバス運行を要望する会から、陳情書がございました。その後、どんなふうな対応をしたかということですが、まず1点、ちょっと、議員さんもお話しされた経過の中にもございますけれども、その富士急バスの経過を、もう一度、述べさせていただきます。

最初に富士急バス路線の栃代線の廃止の経過について、説明いたしますけれども、先ほどお話がありましたように、15年度まで毎年189万円の助成をして、富士急バスに運行を行っていただきました。それから、また地域の地元の運行に対する協力費として、流域の集落から30万円の寄附金をいただけてきました。

今日の状況によりまして、利用状況が大変減ってきたと、こういうふうなことから、赤字が出てきたという状況の中で、高齢者による負担の困難さが集落の中からも出てまいりまして、集落の寄附金は終わりにし、全部、町で負担するようになってきました。それで富士急バスは、富士吉田から下部温泉までと、それから古関から甲斐常葉、甲斐常葉から下部温泉、それから甲斐常葉から栃代と、そういうふうな路線がございまして、この路線、大変、広域路線を含めて、赤字が多いというふうな状況の中で、当時1,221万円、合計でもって赤字の補てんを、補助金をお願いしたいという富士急からの申し出ございました。

それで、私たちも栃代線の退出の申し出を受けて、町はもちろん内部検討もし、さらに地元の人たちのご意見も伺ってまいりました。15年の7月14日には開発センターにおきまして、線流域の行政連絡員、あるいは利用者の皆さんに乗り合いバスの現状をというふうなことで説明をし、意見も伺い、さらにその7月22日には古関地域の皆さんにも説明をし、最後に8月26日には栃代、和名場集落の全戸の皆さんに出席をしていただきまして、栃代線の路線について、現状をお話しし、乗車がほとんどないため、廃止もやむなしというふうな結論に達して、今日まできたわけでございます。

そこで、そのとき、まったくバスが運行できないというふうな状況では困るという状況の中で、各集落に週1度、デイサービスの送迎のバスが入ってございましたので、そのデイサービスの送迎を利用してくださいと、それは週1度でございますけれども、社会福祉協議会のほうにお電話をしていただければ乗れますと、こういうふうなことを周知し、栃代線の廃止を広報等をお願いして、廃止に至った経過がございます。

そこで陳情を受けて、その後というふうなことですけども、町の中におきまして、交通防災の担当としても、そのことを検討してまいったわけではございますけども、大変、旧下部町におきまして、合併して新しい身延町におきまして、集落がタコ足のように、各流域に、河川に沿って散在をしておると、こういうふうな状況でございまして、旧下部をとってみますと、湯之奥の集落にもバスが行っていない、根子の集落のほうにも行っていない、大磯小磯のほうにも行っていない、熊沢の集落のほうにも行っていない、田原は今までありましたけども、やはり乗客の少なさ、それから赤字の大きさというふうなことで廃止になって、こういうふうに、幾筋にも戻っては行ってというふうな地形の中でありまして、大変、困難な地理的状況から考えていくと、内部検討をしてきたけれども、困難な状況であると、こういうふうなことに陥って、今日まできておると、こういう状況でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

大変、丁寧な説明をいただきまして、16年の3月に広報しもべで、この栃代線の運行停止も出されております。それから、職員のほうの話を聞きますと、今の説明にもありましたけれども、栃代川流域の地域の方々に集まっていたいて、説明もしていると。そして理解もしていただき、合意もしていただいていると。確かに合意もしていることは、地元住民からも聞いておりますが、しかしながら、やはり、地元住民は当然、合意したわけですが、世の中なんでもそうですが、応えてみたものの、そういう状態になると、本当に、その苦しみが始めて分かるような、今、栃代川流域の方々は、非常にそういう状態に陥っているわけです。

例えば、この栃代川流域を見ますと、常葉に買い物に出るにも、非常に厳しい状態、歩いていくにしても、1時間以上、かかるわけです。しかしながら、高齢者の方が多いわけですから、歩くのも非常に難しい。私たちは車も持っていますし、免許も持っているわけですが、お年寄りの方々、そういう方も少ない。そういう状態の中にあるわけです。

それでデイサービスの送迎バスを利用するよにということで、説明会の中でも話をされたということになっておりますけれども、実は集落の方々から、いろいろ聞いてみたら、デイサービスのバスを利用してもいいということを知らないことが非常に多いんです。やはり、これも先ほどの話の中に、第1点目の質問の中にもありましたように、やはり、この行政の内容を通知するアナウンスが、非常に徹底していないような形なんではないかというふうに、私は考えるわけですが、周知の方法が適切だったのかどうか、それはさて置きまして、利用できるという、デイサービス、こちらのほうの送迎バスの利用できるような時間帯とか、それから条件等、これは改めて、周知の意味もありまして、ご説明いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

周知の方法については、先ほど総務課長が言いましたように、行政連絡員さんにも当初、総務から行っております。デイサービスですから、これは生きがいデイサービスといって、今現在、福祉保健課の建物で行っているデイサービスです。朝9時ころ、集落のほうへ向かいまして、その時間が迎えの時間で、帰りは3時ごろ帰りますから、その時間に合った時間しか使え

ないということです。

そんなことで、そのデイサービス以外の、例えば常葉に買い物へいくとか、そういった場合も、その通行している時間帯であったら利用できるという内容だと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1 番議員（松浦隆君）

私はデイサービスのバスを利用するについて、その条件だとか時間を聞きかかったんですけども、やはり周知のためにも、そういうことは、もう一度、ここで時間がないわけですから、お伺いするわけにはいきませんから、ぜひ、地域のほうに周知徹底していただきたいと思います。

この現状の状態、行政サービスのレベルの維持を身延町過疎地域自立促進計画の中に謳われておりますけども、今の栃代川の流域に関しては、その維持するような、そういう状態の以前の問題だと、私は思うわけでございます。

それで、本当に時間がなくなりましたから、どんどん飛ばしていきたくと思いますけれども、実は2月4日に、国土交通省が今年の秋の施行を目指して、市町村やNPO法人が自家用車を使って、実費程度で有償運送ができる新制度を盛り込んだ道路運送法の改正がなされました。今まで許可事業者だけができた営業運転が、この秋からは過疎化や少子高齢化で、生活の足の確保ができないでいる地域において、市町村が工夫をして確保できるようにした制度であると思います。

これはまさに、先ほど、総務課長もおっしゃいましたように、入りだけが多くて、非常に巡回型が難しい、この本町におきましては難しいわけですけども、この難しい身延町のために制定されたような制度と、私は考えるわけですが、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

運送法が緩和されたことは、大変ありがたいわけでございますけど、現実の問題として、今、これはちょっと、質問から少し外れますけど、とりあえず、要するに公共交通機関についての全体的な町の構想を今、練り直しをさせていただいています。これは前々から、ご指摘もございましたので、とりあえず今の栃代川流域の皆さん方のことも含めながら、全町的な通学、通院、いろいろな買い物等についても住民の皆さんの利便をということで、せっかく、計画を進めておりますけども、できるだけ民間で対応してもらえるような形で、そういうような業者もごございますので、今以上、より少ない経費で、きめ細かな運送をしていただけるような状況づくりをさせていただきたいというようなことで進めておりますので、今しばらくお待ちをいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1 番議員（松浦隆君）

本当に時間がなくなりましたのであれなんですけど、ぜひ、そのような形、その栃代川流域に関わるだけではなくて、やはり他の地域でも、非常に、そのへん困っているところが多くある

かと思いますので、ぜひ、できるだけ早い時期にお進めをいただきたいと思います。

時間がなくなりまして、最後の通告でございます、高齢者の通告に関しては時間がありまさんのので、取り下げさせていただき、最後にぜひ、町のほうとして、町長を中心にして、職員もまた、われわれも一緒になって、そして町民と一つになった中で、この改革を進めていっていただきたいと、このように思いますし、依田町長をはじめ、職員の方々に実行してくれることを期待申し上げまして、また、そうできると信じながら、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上で松浦君の一般質問が終わりましたので、松浦君の一般質問を終結いたします。

昼食の時間になりましたので、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（松木慶光君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

事務連絡いたします。

教育委員長と教育長は、年度末教育職員人事異動事務のため、途中で退席いたします。

それでは、通告の4番は穂坂英勝君です。

穂坂英勝君、登壇してください。

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

私は今回、2つの質問をさせていただきます。前置きは省きます。

1つ目、小中学区の見直しと適正規模についてでございます。

社会現象と言うべき、現在、少子化は本町においても著しく進行しております。特に町内の小中学校の児童生徒数は人口の流出とも相まって、近年、激減の数値を示しております。町内には9校の小学校と5校の中学校の町立学校がありますが、これらのいずれの学校も児童生徒数の減少を見ております。18年度、本町、全小学校の入学児童予定数は103名と聞いております。入学予定児童の最も少ない小学校で、3名という学校もあるというふうに聞いております。

こうした中、本町は旧町時代から小中学校の統廃合は繰り返されてきている経過があるわけですが、ここに来て、学級編成基準で単式学級を維持できない学級もやむを得ない状況が考えられます。このことをふまえた中で、本町の小中学生をより充実した教育環境の中で、教育することを基本に学級規模、学校規模、校舎の老朽化等を意識しながら配置の適正化計画を策定し、町民に示す必要があると考えます。

まず、基本的な考え方を教育長にお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（千頭和英樹君）

それでは、お答えをいたします。

本町小中学校の通学区域制は長い年月にわたりまして、育まれてきました住民生活や、そのときどきの地域の実情に即しながら、変遷をしてきたところでございます。

近年、急速に少子化が進行する中、本町の小中学校の児童生徒にあっては、10年前の平成8年度の児童数に比較しますと、約35%、それから同様に中学校の10年前の比較数値はマイナスの27%ということでございます。こうした児童生徒数の減少が、今後も進行することが予想されます。7年後の平成24年度の児童数は431人ということでございます。これらと比較しますと45%。同様に中学校の7年後の生徒数347人と比較しますと、約21%の減少が見込まれております。

小中学校の小規模化にますます拍車がかかりまして、今後の教育行政における学校運営や教育活動などにさまざまな課題を生じさせるものと推測されるところでございます。

このため、教育委員会として教育行政の基盤となるべく、小中学校の適正規模、適正配置を確立すべきものと考えまして、現行の学区を再編成し、全町的な立場に立って、具体的にどのように学校の適正配置等を図るべきか、検討の必要があると考えております。

できるだけ早い時期に検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

できるだけ早い時期に検討というふうなご答弁をいただきました。しかし、すでに複式が発生する教室があるように思います。だから、検討している暇がないわけであります。複式学級、単式学級、基準がございしますが、そのへんの考え方、教育委員長、どんな考え方を持っているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

教育委員長。

○教育委員長（笠井義仁君）

最も基本的なことを申し上げますと、一人ひとりの子どもがあって、学校があるかと思えます。最初に学校規模ありきではないということが基本的にありますので、決して四捨五入とか、最大公約数とかということでは、まずないと。それから、各学校はただ、子どもたちが学ぶ場所だけではなくて、ふるさとの拠点であるということも非常に大事なところで、その学校がなくなれば、過疎化が一層進むとか、そんなことまでも考えた、その上に立って、学校というのは、そもそも寺子屋ではなくて、集団の中で近代教育を学ぶというのが、学校教育の基本でありますので、そうなりますと、やっぱり適正規模ということが問題になります。あと、これは法的なことなので、非常に失礼かもしれませんが、国の法律、それから県の教育委員会規則によりますと、40人を最高限度とすると。それから、今度は少人数のほうにつきましては、国のほうが16人以下の場合は複式学級にしないと、それから県の教育委員会規則では12人以下、その間は県費負担、教職員を配置しますと、そういうふうになっていますので、大体、そのへんをめどに・・・、あとの項目に入ってもいけませんね、また、あとでご質問ください。

ということを考えながら、もう一言ですけれども、これは教育は学校だけで考える問題、あ

るいは教育委員会だけが考える問題ではなくて、まさに地域あつての学校ですので、地域住民、皆さんの考え方をできるだけ早くまとめながら、進めていかなければならないと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

県の基準が12人、標準法に基づく基準が16人と、最初、こういうふうにお答えいただきました。しかし、これはあくまでも基準であり、法律であります。身延の教育のあり方の中で、独自の考え方、今から検討するということであれば、独自の考え方もあるから検討するわけをして、決まっているものを守るものであれば、検討も何もまったく余地なく、そのまま、数がそこに満たなければ、複式を進めていかなければならない。そのときに、まず一番、理解を得なければならぬのは、入学するときに、もう、この学校は、うちの子どもは複式になるだろうか、ならないだろうかということ、保護者は事前に予測しながら、知りたいわけですね。そういうことを住民との間に、相談をしていくと。おのずから、こんなにうちの学校の子どもの学級の生徒の数がこれだけであれば、もしかすると、よそに統合され、あるいは学区を越えて、向こうへ行きたいというふうな話も出てくるのではないかなと。だから、このことを考えたときには、今すぐにも、それに近い地域の保護者、どういう形で相談するかは別として、相談をし、学校再編、あるいは複式、単式同様、とび複式なんていうのも出てくるのではなかろうかと思います。そういうものを含めて説明しながらやっていく必要が、近々に必要だと、こんなふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

それでは18年度の各小学校の入学予定数を、さらっと教えていただきまして、さらに21年の入学予定、予測と申しましょうか、そのへんを言っていただくと、いかに、どんな学級がいくつぐらい出てくるのかというのが分かりますので、手元に資料がありましたら、お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

それでは入学児童数の推移について、ご答弁いたします。

先ほど、ご質問にもありましたように、平成18年度は全町で103人が入学いたします。以下、年度を追って申し上げますと、19年度が97人、20年度が80人、21年度が63人、22年度が72人、23年度が64人、24年度が56人です。24年度の入学というのは、これから、今度の4月1日まで誕生する子どもということになります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

これで見ますと、7年後、10年後はどうも町内、複式学級ばかりが目立って、単式で事業するところが少なくなるのではなかろうかと予測できます。そのときには、学校の通学区の再編を考えなければいけないのではないかと思います。過去、旧中富町においても、大須成小学校の統合の経過とか、いろいろな資料をお見せしていただきました。かなり長い時間かかって、

非常に町民の間にいろいろな論議を呼びながら、やっと、なし得てきている経過があります。そうしたときに、直近で論議を起こしても、とても間に合う状態ではありませんし、そういうふうなことでは、教育行政、片手落ちだと思います。

今、話を始めないと間に合わない話だと、こんなふうを考えまして、今の質問をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

次に児童数を考慮した場合、理想的な学校規模の策定はしたのかと。校舎の老朽化等も考えながら、学校規模、今、学級の規模の話をさせていただいたところなのですが、学級規模はどの程度、この地域では一番理想とするのかと、そういうことを考えたことがあるのか、ないのか。また1つ、論議しているのかどうか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（千頭和英樹君）

お答えをいたします。

先ほど、教育委員長の答弁の中にありましたように、法律の考え方の標準というものは1学級40人ということでございます。これまで本町におきましても、いろいろの機会、検討する組織の中で行ってきた経緯もございますが、その中におきましても、40人学級でなくして、それぞれの学年の目指すこともあります。やはり小規模20人から25人とか、30人とか35人とか、それぞれの目指す方向によって、やはり規模が異なった環境の中で進めたほうが、教育的な環境は整備できるだろうと、こんな話、また報告、レポートもいただいているわけですが、やはり私が今、説明しましたように、いろいろの学級論というものもあるわけですが、指導面というところから見ますと、やはりきめ細かい指導、最近、特にそういった点が大きく論じられている背景もございますが、だからといって少人数のメリットがあまり強調されますと、やはり、それでいいのかという疑問というものもあるわけでございます。

知的偏重、そのような傾向を一層進行されることが、危惧をされるわけでございます。教育の目的であります、人格の完成を目指すには知・徳・体の調和的发展が必要でございます。心と体の相伴った成長のための施策や教育が求められているわけでございます。このことを考えますと、少人数より多くの児童が切磋琢磨できる環境を整える、そのことも必要かと思うのであります。

先ほど言いましたけれど、身延町の教育委員会でも、教職員を対象に、いろいろの調査・研究をしたという経過もございます。今後におきましても、教育の特性、該当学年も考慮しなければならいわけで、そのへんにも留意をしながら、このへんの学級数の適正化、こんなものも研究をさらに進めていきたいなと、こんなふう考えております。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

今、考え方はよく分かったんですけども、具体的にということは、例えば町立小学校適正配置審議会条例など制定する中で、そして行財政改革の集中改革プランの中にも、きちっと明記しながら通学区などを検討し、さらに町内には県下で3つしかない、教育センターの配置もあるわけです。そういったセンターの中で、教育現場からの立場も汲み取るような形の論議を早急にも起こして対処していかなければ間に合わないではないかと、こんなふうに思いますので、

ぜひそのへんをひとつ、よろしくお願いいたします。

この質問を終わらせていただきます。

次に、保育所の公設民営化についてでございます。

もう何度か、お話をさせていただいている中身なんですけども、今日は改めて、もう一度、やらせてほしいと思います。

子育て支援のための保育事業の重要性は、言うまでもありません。特に少子化と過疎化が急速に進んでいる本町において、民間保育所は園児の減少に伴い、経営の危機と申しましょうか、大変困難な経営をされているように聞いております。本町には民間保育所3施設、町営保育所5施設がございます。この8施設について、格差のない施設整備と運営の助成は自治体の責務であろうと考えます。民間保育所の経営を圧迫している大きな要因は、施設整備にあると聞いております。そこで私は、保育所の施設は自治体が設備し、質の高い保育サービスと効率的な経営を民間が受け持つことが、最も望ましいと考えております。何度も話し合っている中身ではございますけど、改めて町長のお考えをお聞きします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思います。

大変、難しい問題でございますけど、一応、民間での保育所の経緯と申しますか、その成り立ちから、現在までのいろいろな歩みが、その時代の流れの中でもって、どんどん変わってきているわけございまして、今、確におっしゃるような形で、民間の保育も事業をやっておいでになる方は、大変難しい局面に立たされていると思うわけでございますけど、やはり、今までの一つの経営のスタンスと申しますか、そういうものが、それなりに民間の皆さん方、お持ちでありますので、ここらを見捨てて公設民営というのは、なかなか難しい面もあるので、これはやはり、保育事業の一つの、民間の皆さんが持っているプライドみたいなものもあるわけでございますから、このところの調整をきちっとやっていきませんと、うまくないと思いますので、ここらを整理しながら、やはり町としての責務とすれば、おっしゃるような形がいいのではないかと思いますので、ここは鋭意、検討させていただいて、前へ進ませていただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

細かい数値は省かせていただきますけども、久那土、常葉、西嶋、静川、原、下山、立正、大野山、大島と、この保育園の5年後の園児数を考えたことがございますか。今の公立保育園の中の園児数が著しく減少したときには、町は公営の保育園を維持することが不可能になるんじゃないかと思います。民間保育園が頑張っている間に、民間にお任せしないと、誰もやってくれる人はありません。行財政改革と声を高らかに申し上げておる現在、今やるのが行財政改革の施策を遂行することになるはずなんです。5人とか6人の園児しかないと職員を張りつけておかなければいけないような状況が、やがてやってくるということを考えたときに、考えてください。

1つだけ、大変、失礼ではございますけど、最近の新聞で、3月1日の山日なんですけど、

公設民営をこう謳ってあります。大月の保育園です。大月市内の私立保育園の運営のあり方を検討する委員会は28日、現在の8施設を3施設に統合し、公設民営化を視野に入れるのが望ましいとする答申を、西室市長に提出した。市は来年度、有識者や市民代表らによる審議会を設置して、答申をもとに協議し、結論を出す方針。委員会は統合が必要な理由として、園児不足で将来に運営が成り立たない保育所が出てくことや、施設の老朽化などを挙げております。途中、省きます。また、統合後の施設の運営主体は民間で運営する方式を提案した。試算では、統合により市内の全保育所の運営経費の合計が、年間約1億2千万円節減できるべき約2億4千万円になるという。委員会は市内の保育関係者、保護者代表、市職員ら9人で構成し、昨年10月から検討してきたうんぬんでございます。やはり、私どもが考えていることと、まったく近隣の町村も考えながらやっているのではなかろうと思います。こうした検討会を開くことについて、保育課長、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

保育課長。

○保育課長（赤池和希君）

お答えをいたします。

先ほど来、言われているように、大変、園児数が減少しております。公立保育所におきましても、5年後を見ますと、非常に減っていきまして、現状を見ても、45人定員のところを、一番、少ない保育所で22人と、そういう状況の中で、私立保育所におきましても、大変、減少をしている状況で、将来的にはやはり、おっしゃるとおり、そのような検討をせざるを得ない、していかなければならないと思っております。これはやはり、保護者の意見も聞いたり、地域の意見を聞いたりしながら、また、学校の先ほど来、話がありましたように、学校の学区制ですか、そのへんの絡みもありまして、大変、難しい話でありますけれども、子どもの団体生活といいますか、そういうふうな中を考える中で、やはり、大勢の中で生活をしていくということ、それから運営面についても、やはり小規模でありますと、運営に大変厳しいと。60人定員ぐらいが一番、妥当ではありますけれども、そのへんの適正な保育所といいますと、町内では5年後の人数からいきますと、5年後は町内で4カ所ぐらいがいいのかなと、こんなふう担当とすれば考えているわけですが、これまた、そういうふうな統廃合につきまして、簡単にできるものではありませんので、そのへんは検討を重ねながら進めていきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

具体的な答弁、ありがとうございました。

もう1点、保育課長にお聞きしたいと思います。

公設民営という言葉、この言葉の本来の意味をご存じでしょうか。

○議長（松木慶光君）

保育課長。

○保育課長（赤池和希君）

公設と言いますと公な施設、民営と言いますと経営が民営というふうなことで承知しています。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

前に保育課長とお話しさせていただいたときに、公設民営という言葉は、言葉どおり、今のとおりなんですけど、この言葉が使われ始めたときはどういうことだったかという、待機児童がたくさんある地域で、自治体がそこに施設を改めて造ることができないので、民間保育所に委ねて、施設だけは、町が市が持つから運営をしてくれとって始めてきた言葉が公設民営なんです。今とちょっと事情が違いますけど、待機児童がたくさんおりました。それで少子化対策の中で、政府もそのことを打ち出しました。そのときに公設民営というのは、今言っているように、町が建物は面倒みるから、町内の子育て支援をあなた方にお任せしますと、こういう形が公設民営です。その考えをもとに、先ほどおっしゃられたようなことを検討していただきたいと、こんなふうに思います。

児童福祉法、社会福祉事業法、さらに少子化社会対策基本法の中で、公営の保育所がない場合の保護措置、費用負担と申しましょうか、事務を自治体に課せられているわけです。ところが、町内に配布されている生活便利帳の保育所の欄を見ますと、冒頭のところに、こう書いてあるんです。保育所は家族で保育ができないときに、保護者に代わって保育する児童福祉施設ですと。なんか読み方によると、子どもをみられる、共働きでないような家庭の子は、ここへ来るべきではないんだと受け取られる、それは30年ぐらい前の考え方だったはずですよ。それが生活便利帳ですか、載っているのを見て、やはり、その考えで、子育て支援事業を考えているのかなと、私は思いました。その点、どうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

保育課長。

○保育課長（赤池和希君）

保育に欠ける子どもが通うのが、現在の保育所でありまして、家族の中に、その子どもを保育できる親なり、おじいさん、おばあさんがいる場合は、今の現状では保育所に入れられないわけでありまして。そういう、保育所に入れられない子どもたちを保育する総合保育施設といいますか、今、検討がされているようでありまして、家族の方の希望によりまして、その施設との契約、個人契約で保育所に入るといふような制度が立ち上げられようとしております。そういうことで、今の現状でいきますと、保育所は保育に欠ける子どもだけでということの施設であります。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

それでは、先ほど同僚議員から同じような項目がありまして、保育課長のほうから保育サービスの内容を、ちらっとふれておりましたが、今、民間保育所がどのようなサービスでしているか。公立と違う点があるかどうかという点を、少し調べてみました。決して公立保育園がよくやっていないということは申していませんから、誤解のないようお願いいたします。

1つの保育所で特別保育事業として、障害児体育推進事業、また地域子育てセンター設置推進事業、あるいは、これは先ほども申されましたけど、一時保育促進事業、あるいは地域活動事業、地域活動事業というのは異年齢交流、世代交流の事業ですね、それから食育法に従った講習会とか、親を含めて。そういうことを、民間保育園は一生懸命やっておられます。ですか

ら、それともう1つは、民間保育園は遠くまで、小学校、中学校のように通学区はありませんから、遠くまで。立正下山が静川のほうまで来て、園児を通園させるような例もあります。そういうところにぜひとも、保育所の経営のあり方を統一していくような形をとってほしいなと思います。

結びに一言、ご提言申し上げまして、終わらせていただきます。

民間保育所が決して営利事業でないことを認識されてほしいと思います。民間保育所の現況を把握し、さらに質の高い保育サービスを評価し、加えて、小さくて効率的な役場経営の名の下に、財政的な優位性も重視し、町内保育所の民営化と民間保育所の施設整備、保護者負担の軽減を図るよう、ご提言を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上で穂坂英勝君の一般質問が終わりましたので、穂坂英勝君の一般質問を終結いたします。

次は通告5番、望月明君です。

望月明君、登壇してください。

望月君。

○4番議員（望月明君）

1年生議員でありまして、極めて未熟なものでありまして、質問等も的を射てない面もあるかと思いますが、ぜひひとつ、よろしくお願いを申し上げます。

4つの項目に分けまして、ご質問申し上げたいと思います。

第1の質問、本町の教育の振興につきまして、お伺いをいたします。

日ごろ、教育行政に際しまして、大変な努力をされていることに対しまして、心から感謝いたす次第でございます。

さて、先般2月8日、中教審の部会の素案ということで、中間的な報告がなされたわけですが、これまでの教育の基本はゆとり教育という言葉で表現されていたわけでございます。そういう、今までの教育の方針を再び、以前のほうへ戻そうというような、つまり学力重視型、それから授業時間数を増やす、いわゆる学習授業時間数の増加と、そういうような方向へ転換することが予想される中間の素案が出されたわけでございます。

ところで、本町の教育の振興のためには、教育施設の充実、あるいは設備の充実、あるいはその他のもろもろのことが考えられるわけですが、1つは優良な教職員の確保、これも誠に極めて重要な事項だと思います。このことにつきまして、教育行政の立場から代表して、お答えを願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

教育委員長。

○教育委員長（笠井義仁君）

望月議員さんにお答えします。

教育は人が人をつくるわけですから、決して施設でもありませんし、教材でもありませんので、教員そのものの質こそ最大だということは、議員さん、最も考えは同じでございます。教職員の採用については、議員さんもお承知のように、教育公務員特例法11条によりまして、県の教育委員会のほうで厳正な選考を行って採用になっていますので、基本的にはすべてが有

能だということが、基本的には言えると思いますけども、しかし現実には万人の方が、それぞれの見方をしていると思いますけども、決してそうかなということも、当然、あると思います。

町内に限って、これは言いにくいことがあると思うんですけども、学校訪問等、あるいは教育長のヒアリング等によりますと、各学校ともそれぞれ大変、頑張っていると。素晴らしい教員集団だというふうには、各校長が言っておりますので、特に問題ないかなというふうに、甘いかもしれませんが、考えております。

なお、教職員には日々研修ということが義務付けられておりますので、いずれにしても、日々の研修を怠ることなく、さらに資質の向上を目指さなければならないということは、申し上げるまでもないと思います。

さらに今日、これから教育長と、その人事関係について、県のヒアリングを行うわけですが、適所に適材を置くことによって、効果をプラスアルファに高めるということがあるわけですので、そのへんで、適材適所の配置ということについては、教育委員会としても、その意を用いていかなければならないと、そんなふうな努力はしているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月君。

○4番議員（望月明君）

そのような考えのもとで、日々努力をしていただきたと思います。

続きまして、2番目といたしまして、教職員の研修の現状ですが、先般、身延町教育研修センターだよりというものが出されました。これに、るる説明がされておりますので、簡単に結構ですから、町内の研修の状況について、一言、ご説明をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

教育委員長。

○教育委員長（笠井義仁君）

先ほど、申しましたように、教育職員の生命は研修そのものであるということから申し上げました。いろいろな機会があるわけですが、まず日々、教材研究等の個人研究は、これは日々行われていることで怠ることはできないと思います。あと具体的に申し上げますと、各学校の研究主題に沿った校内研究、あるいは国や県、その他の教育機関の指定による各学校の研修とか、このほかにも各種の教育機関、教育関係機関等が主催する研修会等へ参加するというのが主なものだと思います。

現在、身延町内にあります教育研究所につきましても、そういう研修を進めるための主に資料づくり等でもって、大変、有効に活用させていただいておるのが現状です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

日々の努力を、研修の努力をされているという現状をお聞きしたわけですが、研修のための研修というようなことにならないように、日々、教職員の質の向上、指導の向上について、各自の先生方の研修、自己研修をさらにお願ひしたいところでございます。

3番目といたしまして、有能な教職員の確保というようなことについて、先ほど、一部ふれ

られたわけですが、とりわけ、人事面についてということなんですが、小中学校の教職員は、県費負担の教職員ということですので、人事権も県のほうにあるわけですが、しかしながら、先ほどの適所に適材をというような観点からも、本町にできるだけ有能な職員を獲得していただきたいという願いから、こんな質問をしたわけですが、差し支えない範囲で、そのへんのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

教育委員長。

○教育委員長（笠井義仁君）

先ほども申し上げましたように、適材を適所にすることによって、プラスアルファの効果と申し上げましたけども、望月議員さん、先ほど今、ちょっとふれておられましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第38条3によりまして、校長が市教委、市町村教育長、教育委員会に具申、意見を申し上げる。それを受けて、県の教育委員会のほうに、これは内申といいますけども、今日、行われるヒアリングも、その1つですが、申し上げて、より適材をいただきたいという願いをしていくわけです。

なんと言いましても、各学校の学校長が自分が任せられた学校の運営をしているわけですから、一番分かっているのは学校長でありますので、教育委員会としましては、学校長の意見をよく聞いて、どういう職員が適材なのかということを、よく聞き取りまして、それを県のほうに内申として申し上げていくということになると思います。そのように日々、努力しております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

分かりました。よろしく願いをしたいと思います。

4番目といたしまして、本年4月から県内一斉に施行される教職員のための新たな評価制度につきまして、簡潔に説明をお願いします。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（千頭和英樹君）

それでは、説明をさせていただきます。

山梨県におきましては、さまざまな教育課題を解決しました。教育改革などの新たな動きに対応するために、人材育成や能力開発といった観点から、平成15年の10月から9回にわたりまして、研究委員会を開催し、人事評価のあり方につきまして、検討を重ね、すべての公立学校での施行に踏み切ったわけでございます。この制度の具体的な内容につきましては、自己目標をもとにした自己評価と評価者である校長、教頭による評価からなります。評価者による評価は能力、業績、意欲の3項目でございます。評価者との面接をとおしての目標を立てさせ、指導を通じて職務を遂行させ、その成果を本人との意思疎通を図りながら把握しつつ、資質向上や能力の開発と学校組織の活性化を図ることを目的にしております。

これまでの評価制度は校長、それから教育委員会から山梨県の教育委員会への一方通行であったわけですが、本人の反省や自己評価、改善努力のための参考となる機会が少な

いものでありました。

新たな評価制度は、本人が努力目標を設定し、それに達したかどうかを自己評価するもので、自己を高めるという点で有効な制度でございます。また、校長が評価するにあたりましては、自らが評価、評定するについての研修を行うこととなっております。さらに本人と十分、話し合うようになることから、これまでの評価制度とは異なり、客観性、公平性、透明性もあり、本人の意欲向上にも効果が期待できるものであると思っております。

平成17年度は県内17校で試行してまいりました、小学校6校、中学校6校、高校5校、そのうち身延町の管内の下山中学校が、この試行の職にあたってまいりました。平成18年度は全県下の県立学校、市町村立の小中学校、それから組合立の学校、それから19年度は全県下で、いよいよ本格の実施というスケジュールで今、なっております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

ありがとうございました。

この新たな評価制度が実施されることによりまして、教育の一層の向上を期待しているわけですが、この制度につきまして、再度、先ほども説明されましたように、今までの教職員に対する評価は、いわゆる勤務評定というような形で、一方的なものであったと。したがって、教職員の管理、監督というものを重んじた制度だったわけでありまして、今回、むしろ、先ほどの教育長のほうのご説明のように、資質、能力の向上、そういったものを引き出すようなものであらうと思われま。

したがって、このようなために、そのような教職員の資質、能力等をさらに向上させる、そういうような運用を希望しているわけですが、もう一度、その点につきまして、再確認をしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

教育委員長。

○教育委員長（笠井義仁君）

ただいま、中身については教育長のほうから申し上げたとおりですが、実施に向けては、相当な時間を要するというので、現在の学校の時間の中で、それだけの時間が確保できるかということが、大きな課題になっているわけですが、この制度は、必ず教職員の資質向上に役立つと、私もそういうふうに確信、信じておりますので、そのへんを乗り越えられるように、煩雑な過程を乗り越えられるように、教育委員会としても指導、あるいは援助をしていきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

ありがとうございました。

そういう意味で、ぜひとも、この管理・監督というような方法でなくて、職員の能力、資質を高める、そういう評価制度にしていきたいと、このように期待いたしまして、こ

の件につきましての質問を終わりたいと思います。

次に２番目の質問でございます。

町内一般家庭で所持する文化財の保存等につきまして、ご質問申し上げます。

身延町は由緒ある歴史と文化の町であるということは、町民憲章にも謳われているわけですが、その文化財の保存につきまして、私はまず第１点としまして、町内、一般家庭で私有されている文化財、とりわけ古文書類、あるいは民具等でございますが、これらの所持者につきまして、どの程度把握されているのか。委員会のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

文化振興課長。

○文化振興課長（二宮喜昭君）

それでは、お答えいたします。

古文書等、民具の古いものについての調査した経過というのは、旧町時代に町誌を発行しております。その町誌により、把握している程度です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○４番議員（望月明君）

それに関連しまして、２番目の質問をしたいと思っているわけですが、旧中富地区におきましては、もう２０年ぐらいにはなると思うんですが、一般家庭で所有している文化財、歴史的な文書類、あるいは民具類を収集いたしまして、歴史民俗資料館なるものを建設し、これに地域の文化財を収集して、今日に至っておるところでございます。

しかし、その当時、収集したものの残存物といいますか、見落としの面、あるいは収蔵できなかった面等がございました。近年、無人になっている住宅、空き家になってしまって、人が住んでいない。あるいは住んでいても、もう老人で、遠い将来、ちょっと見込みがないというような家庭で古文書等を保存しているお宅があるわけでございます。

旧中富町においては、一応、あつた施設があるわけですが、他の身延、下部町等では、しっかりした、そういう文書類の収集・保存ができていないのではないかという心配はあるわけですが、これらの文化財の保存につきまして、あるいはその散逸を防ぐ手立ては考えておられるかどうかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

文化振興課長。

○文化振興課長（二宮喜昭君）

それでは、お答えいたします。

家とか、お倉などの改築や取り壊しなどで、各世帯で古文書等、古い資料が出てきた時点で、町のほうに連絡があり、こういうのがあるからどうだということがあった場合については、町のほうから確認に行き、このものについては、将来的に保存して展示できるのではないかなというものについては寄附をいただく中で、収集をして保管をしております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4 番議員（望月明君）

今のようなお答えではあるわけですが、私はこうした地域の文化財というものは、できるだけ保存していくというのが、私たちの務めだと思っております。したがって、文化財を所有している者を調査し、本人の了承を得た上で、例えば旧中富にある歴史民俗資料館等へ寄託する、預けるというような形で散逸を防ぐように、ぜひ、教育委員会のほうで、そうしたことを進めていただきたいと、このように要望して、この件につきましては終わりたいと思います。

第3番目でございます。

先ほど来、出ております身延町歴史民俗資料館に管理人の配置をすべきであると、ぜひお願いしたいと。そして、これについての考えをお伺いしたいわけですが、これらの関連質問は、17年9月の議会で樋川議員から関連質問が出ております。

このような歴史民俗資料館といった類の施設は、県下にも町村であるわけですが、常設していない、管理人を常設していないというところは、極めて稀だということであります。資料の保管や管理、あるいは利用者への対応等、必要な、備えておくべき職だと思うわけですが、この点につきまして、ご意見を伺いたいと思います。設置するような意向があるかどうかということでございます。

○議長（松木慶光君）

文化振興課長。

○文化振興課長（二宮喜昭君）

議員さんからも、昨年の9月、樋川貞夫議員から質問があった中でお答えをいたしましたけれども、そのときの答えの中で、資料等文化財の古文書なんかの解読ができるような人で、うまい人がいたら指定管理者制度で考えていきたいというような答弁をいたしました。

その中で、意見として資料館の中で、文化財等の事務をしながら、管理をしてくれたらというような要望もありましたが、現時点では、その要望に対しては無理だと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4 番議員（望月明君）

旧中富町時代にあった管理人、当時は館長と言ったわけですが、これも廃止されたということが、大きく響いているわけですが、ぜひとも、こうした管理人、あるいは本来ならば専門職である学芸員といったような、こうした施設の管理・運営、あるいはプラン等を立てる能力のあるものを、本来なら管理人として置くべきでございますが、ぜひとも将来的にといいますか、できるだけ早く、こうした事務等を配置していただきたいことを期待しております。この件については、終わります。

次は3番目でございますが、勤労青年センターにおける学童保育につきまして、ご質問いたします。

子育て支援事業の一環ということで、行政当局の日ごろのご苦勞に感謝しているわけですが、勤労青年センターにおきまして、学童保育が実施されているわけですが、一応、現在の具体的な状況を簡単に結構ですから、説明をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

お答えします。

現在、勤労青少年センターを使用しての学童保育の利用者は身延北小学校2名、原小学校6名の合計8名が利用しております。指導員体制につきましては、3名の指導員が1日2名体制で指導にあたり、学校への迎えの際には指導員1名が乗車して、安全登校を行っております。

また、県で行っております、県では放課後児童クラブとっていますが、それらの指導員研修会に本年度は4回参加し、指導内容の充実に努めております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

それで、実は2番目の質問になりますが、18年の4月から管理人が配置されなくなるということを知っておるわけでございます。これについては事実かどうか、また、その理由をお聞かせ願いたいと思います。この勤労センターに関するところでございます。

○議長（松木慶光君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

お答えいたします。

52年から勤労センターが設立されまして、現在は住み込みで、センターで管理していただいている深沢さまには、深く感謝しているところです。

今回、臨時職員の雇用体制の見直しということで、役場全体で見直しを行いました。今、勤労センターの管理人につきましても、一応、対象ということで、対象というのは退職対象ということになりました。それで、センターの今の管理体制を検討しました結果、利用状況等から判断しまして、センターには人を置かないで運営していくということで決定いたしました。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

ただいまのご説明でございますが、それは町の方針ということで、やむを得ないということになるわけですが、しかし、3番目の質問といたしまして、それが事実といたしますと、これまでの勤労センターにおける学童保育は、この管理人に応援していただいているという面が、非常にあったと聞いております。したがって、学童保育に非常に支障を来すことがあるのではないかとということが予想されるわけでございます。児童の安全を確保するためにも、今後のセンターにおける学童保育につきまして、どのような対応策を立てるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

管理人が、今の生涯学習課長の答弁でいなくなるということで、福祉保健課としても保護者のほうから、そういった意見がありまして、違う場所がどこかいいところがないか、探してもらいたいということがありました。そんな中で、学童保育、指導員もおるわけですが、指導員だけでなく、地域の方々の目にふれる中で保育を行うことが、よりより学童保育だと思っています。また、保護者の中には保育所にお子さんを預けておられる方もおりますので、保護者の利便性も考え、現在、原保育所に隣接しております中富地区公民館、原分館の2階のホールをお願いしているところです。原分館、無人の施設ですが、周辺には人家や保育所があり、勤労青少年センターと関係は異なります。またグラウンドこそありませんが、隣りに原地区体育館があり、保育活動への利用も可能であります。まだ、原分館運営審議会委員会の開催日時が3月後半を予定されていることから、最後の了解を得ておりませんが、今後も開催に向けてお願いしていく予定であります。

望月議員さんも、地域の議員さんでありますので、これからもご指導、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

ただいまのような回答であります。ぜひ、今後とも、児童の安全のために、その体制を、チェック体制といいますか、二重、三重にやっていただきまして、万一の間違ひのないように、ぜひひとつ、行政のほうの対応をよろしくお願いいたしまして、次の質問へ移らせていただきます。

町内で実施しております健康診断につきまして、ご質問をいたします。

1番と2番、受診者はどのくらいか。また、他の場所での受診する人を除きまして、受診率はどんなようになっているのか。他町村などとの比較で見いただければありがたいですが、その2点につきまして、質問をいたします。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

17年度の住民健診が終わり、結果が出ておりますので、答弁いたします。

他町と言いましたけども、旧町ごとの数字だと思います。基本的にはいろんな検診がありますが、基本健康診査での人員で答弁させていただきます。

下部地区は対象者が2,176名で、受診者が1,016名、受診率は46%です。中富地区は対象者が2,374名、受診者が873名で36%です。身延地区は対象者が3,051名、受診者が1,619名で53%です。全体では受診率が46%になります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

46%ということですが、大変、私の感じではよくないと思うんですが、県下等の比較は分

かるでしょうか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

ちょっと手元に細かい資料がございませんが、県下の状況と比べて、低いとは別に思っています。大体、平均だと思っています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

3番目といたしまして、17年度から中富地区では受診の種目によりまして、有料となったわけですが、それらの種目の前年と比較しての受診率はどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

住民健診につきましては、合併協議の中で、70歳以下の方は基本的に1割負担金をいただいて、70歳以上の方は無料ということになっております。そんな関係で、中富地区では合併前は無料でした。そこで基本健診について申し上げますと、16年度は中富地区は対象者2,071名で994名が受診し、48%の受診率でした。17年度は対象者2,374名、先ほども言いましたように、873名が基本健診を受けまして、そのほか17年度から、今まで中富地区はなかった人間ドックの受診が加わりましたので、これらが中富地区で23名おりました。合わせて896名が基本健診、合わせまして受診しましたので、受診率は38%になります。16年度に比べて10ポイント低くなっています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

ということはあれでしょうか、種目、お金がかかることによつての、その関係の受診率ということでしょうか。10%下がったのは。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

自分の健康のことですから、健康は自分で守るということで、基本的には一人ひとりが自分の健康を守っていくわけですが、この住民健診につきましては、すべての受診科目におきましても1割負担ということで、2千円ぐらいの負担になります。2千円ぐらいの負担になりますけど、その負担をどう見るかということですが、無料のときは多かった、1割負担の2千円になったら少なくなったという見方もありますけど、まだ1年目でありますから、基本的には自分の健康は自分で考えるということで、なるべく受診をしていこう、今後もPRを続けて生きたいと思っています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

ありがとうございます。

4番目は大腸ガンの検診についてですが、これは全国的な調査を見まして、他の検査項目に比べて受診率が低いという統計を見まして、本町ではどのような状況かということで、伺いましたわけでありまして。大腸ガンの受診率について、一応、伺います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

下部地区が38%、中富地区が30%、身延地区が43%で全体では2,612名が受診しまして、受診率は37%になっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

検査の方法というか、それが面倒だというようなこともありまして、受診率は非常に悪いということが、本町においても悪いということが分かりました。ありがとうございました。

最後の質問ですが、特に最近、知り合いの中、あるいは近隣の方の中で、検診を受診しなかったと。あるいは、要再診、要再検と、そういうことを言われたけれども、再診をしなかったとか、そういうような方が、こういうような結果を生んでいるような話を、ちょっと耳にしております。そんなようなことから、私は特に、受診したあとのチェック、ならびに事後指導、こういったことにつきまして、当局では非常に熱心でやっておられることは承知しております。要再検者へ受診することを個別に呼んで話をしてもらっているわけですが、なおかつ、そうした方々が受診、再検診等を怠るというような現状があります。これは本人の問題であるわけですが、ぜひとも、こうした未受診者に対して、もともとの、最初の受診をしない人、さらには要再検というようなことに対して受診をしていない人、こういう方々に対しまして、ぜひとも行政のほうからも厳しい指導を行っていただければありがたいというようなことで、要望も兼ねまして、これについてのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃったように、要指導、要精検になった人のうち、必要と認める人に対して結果説明会を開催し、個別に保健師等が指導しています。また、要精検者に対しては病気の早期発見のため、受診勧奨をすすめ、必要に応じて健康相談、訪問指導等を行っています。

なお、要精密検査の未受診者には文書、電話での声掛け、訪問等により、さらに受診勧奨を行っています。最終的には先ほど議員さんがおっしゃったように、個人に行ってもらおうということになりますので、こちらとしては厳しくと言いましょいか、何回も声掛けを行っています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

ぜひとも、そういうことで再三にわたって、その指導をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上で望月明君の一般質問が終わりましたので、望月明君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は2時半といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○議長（松木慶光君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は通告の6番、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は2点について、お尋ねをいたします。

まず1点目、町の将来像と最終処分場との関わりについて、伺います。

本町、北川地区に計画をされている最終処分場建設が、町の将来像に少なからず影響を及ぼすことは誰の目で見ても明らかなです。その影響はマイナスであっても、決してプラスにはならないと考えています。産業、福祉、環境、災害等、1地区だけの問題ではなくて、全町民の命と暮らしに関わる問題であると認識をしています。町の経済、町民の生活において、現在、計画されているような処分場は好ましくない施設であり、建設を決して認めることはできません。その上で、処分場建設と行政の関わり、また町の将来像との関わり、あるいはその整合性について、町の考えを伺いたいと思います。

まずはじめに、産業について伺います。

町長の提唱する観光立町、観光にとって、処分場の存在は明らかにマイナスであると思います。温泉問題から、やっと立ち直りを見せ、再出発をしようとしている下部温泉にとって、その近くに処分場があるというのは、宣伝、誘客をはじめ観光ルートとゴミの搬入ルートが重複するなど、深刻な問題です。温泉客が減少してしまう可能性が大きいと思います。

そこで、次の点をお尋ねします。

第1に観光といえば、ホテルまつりやコスモスまつり、また桜や銀杏など四季折々に及ぶ身延山参拝など、数多くのイベントがある本町にとって、処分場のある町身延というのは、イメージダウンであると考えますが、町長の見解をお尋ねします。

第2にゴミの搬入ルートである国道52号線、ならびに300号線はともに本町にとって、

重要な観光、産業ルートです。300号線は本栖から下部温泉、身延山を結ぶ、いわば町のゴールデンルートであると考えます。このルートは産業や観光など、あらゆる方面で可能性があり、利用価値の高いものです。この300号線沿いに処分場が建設されるとなると、このルートを活用する際、非常に問題になると思います。

処分場建設のためのダンプカー、ゴミ搬入の車両の通行など、非常に大変な交通事情になります。300号線、52号線は町だけでなく、山梨県の幹線ルートとしても、古くから活用されてきていますが、観光立町という観点からも、非常に重大な問題と捉えます。これは身延町だけでなく、峡南地域全体の問題でもあります。町は処分場建設が、この峡南地域に及ぼす影響をどう予測し、対応しようとしているんですか、伺います。

第3に町の産業として、歴史ある和紙、シイタケ、そして味噌などの特産品があります。豊かな自然から育まれる地場産業が処分場の町ということで、その販路が減少する、あるいは断たれるという懸念はないのでしょうか。万一、そのような事態になった場合は、行政の責任が厳しく追及されることになるだろうと考えます。

政府・日銀などは景気の回復基調などと言っていますが、庶民にはまったく実感として伝わってこない現状の中で、処分場の建設は、さらにこの町の経済を悪くするだけでなく、この町そのものを疲弊させることになると思います。行政として、必死で生きている、この町の事業者の立場に立ち、処分場の計画に断固たる態度で臨んでほしいと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

第1点でございますけど、一応、観光立町ということで、下部温泉、また身延山、いろいろな観光産業に、その影響が及ぼすということでありますけど、これは実現した暁と言ってはおかしいんですけど、その結果で、こういうものが生ずるということでお話をされているんでしょうと思うわけでございますが、まだ、そこまではいっていないわけでございますので、これは道路問題、そしてまた産業、和紙や味噌、いろいろな問題、共通した問題で、なんか、そういうものを処分場の設置について、影響を及ぼすいろいろな問題についてということでもありますので、渡辺議員のおっしゃることは、結局、この産廃の施設を町がどんなふうを考えているかということになるわけだと思いますが、今、正直なところを申し上げて、県は一応、許可を出しておりますけど、まだ段階的に、私どものほうでも、いろいろな手立てがあるわけございまして、このあとの芦澤議員の質問の中に、そういうようなものが入っておりますので、そのときにお答えをいたしたいと思いますが、とりあえず、まだ、うちのほうといたしましても、いろいろな段階的な、要するに、手立てをしていかなければならない面があるわけございしますので、なんか渡辺議員、決めつけられたような形でご質問をされるというのは、大変いかなものかなと思うわけございしますので、ここはひとつ、推移を見定めていただいて、そのうちに、こういうことをおっしゃっていただきたいなと、そんなふうに思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今まで、私は下部地区ということで、下部地区だけの問題ではなくてということでお話をしてきたんですけども、なかなか、この町全体に関わるということ、町民の皆さんにも、一部の皆さんは認識されていると思うんですけど、なかなか認識されていないということで、1地区の問題ではなくて、やっぱり全町に関わることなんですよということで、今回はそういう視点から、町の将来こういうふう、町として考えているということに対して、処分場ができてしまったら、こういう問題が起きるんじゃないですかということで、お尋ねをしているんですけども。決めつけるといえば決めつけるんですけども、その将来像に対して、できてしまったら、では具体的に産業の、こういうところではこんなではないですかということで伺っているんですけども、それについては、お答え願えないということなんじゃないでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

それは理論が噛み合わないわけでごさいます、私が考えていることと、渡辺議員がお考えになることと、ちょっとすれ違いがあるわけなので、正直なところを申し上げて、結果として、もし、その建設がなされた場合は、そういう結果が出てくるんだということを、僕から答えを引き出そうということであろうかと思いますが、そこまではまだ、あれではないですか、もう少し、様子を見ていただいて、なんか、もう身延はお先真っ暗だというような感じでもってお話をされては、僕らはそれなりに努力をいたしておるわけでごさいます、行政ができるだけの手立ては、今までも講じさせていただいているわけです。ですから、それと結びつけてやりになるというのは、なんとしても、ちょっと、十分なお答えができないような状況であります。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

できてしまったら、お先真っ暗になると思うんですけども、町長のお答えもそうなんですけど、やっぱり、こういう状況になるんじゃないですかということを、町民の皆さんに予想してもらいたい。そういう意味も、私はこの一般質問はあると思いますので、町長のお答えは、そういうふうにお答えしていただくのは結構ですけども、町民の皆さんに、こういう事態になりますということで訴えたいという気持ちもありますので、引き続き、この産業について、一つひとつ聞いたかったんですけども、そのお答えはもう期待できないということで、次に2点目、福祉なんですけど、これもお答えは期待できないなとは思っていますけども、一応こういうことを、見解があるということで。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

なんか、要するにいろいろなご質問の、4点出ております、産業、福祉、環境、災害。このことは、最終処分場に結びつくということで、つながるわけであるというお考えで申されているわけなんですけど、このことについては、住民の皆さんも承知はしていると思います、そういう面では。これはどんな産業があるのか、福祉はどうなのか、環境はどうなのか、災害はどう

なのか、ことについてはいろいろ、議会でもずいぶん前から、新町になりましてからも議会で、いろいろ質問、また答弁もさせていただいておりますし、新聞紙上、またテレビでも報道はされているわけですが、このことがどんな影響を及ぼすかというのは、一般の町民の皆さんも良識ある方でありましたら、このことについては十分、承知はされていると思います。僕らも、そのことについては一応、普通の基礎知識として承知はいたしておるわけですので、なんか、産廃の処分場の、要するに利害というものは、利のほうはどうか分かりませんが、とにかく影響は大であるなということを、渡辺議員おっしゃって、私のほうへ、言質をとりたいというように承っているわけですが、そこらへんはひとつ、良識で私どもも考えております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

次に福祉について、伺います。

処分場がある町ということで、若者の町離れが懸念されています。事実、処分場が建設されるなら、ほかの町へという声も聞きます。若い人たちは処分場ができれば、この町では安心して子育てができないと考えています。ほかの町に住む孫たちが帰ってきたときに走り回れる山や川を残してやりたい、できるなら子や孫たちに、この町に帰ってきてほしいと願っている親の望みも断たれることになります。人口の流出に拍車をかけるものだと思います。これは1地区の問題ではなく、全町に波及するものだと思います。

若者定住、少子化対策、子育て支援を進める行政にとって、処分場のある町は住民福祉という立場から考えてもマイナスにしかならないと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

先ほどの産業の問題と同じような形であろうかと思うわけですが、そういうような形で結びつけられて因果関係が生ずるのは、これはもちろん、実現ということになりますと、これは因果関係が出てくるわけですから、おっしゃるとおりでありますけど、まだ、そこまでいいません。僕らも、このことについて、おっしゃるような形のものは、将来、そういうことがあってはならないのではないかなということで対応をしているわけですので、そこらへんはひとつ、ご理解をいただきたいなと思いますね。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

では環境について、伺います。

現在、計画されている処分場は、町の環境を圧迫するものであり、水も土地も将来にわたり、著しく町民に影響を与えるものと考えます。搬入道路の沿線の住民はもとより、広範な住民に影響を与えるのは明らかであると考えます。

午前中に行われた同僚議員の質問の中にありました、中学生のしっかりした意見のとおり、子どもたちや大人まで、多くの町民は関心を持ち、不安を持っています。そして自分のできる、環境を守るための努力を実行しています。また分別収集など、ゴミの減量化を進め、CO₂削減

減に取り組んでいる町ではありますが、処分場建設にあたり、搬入車両の増加など、その削減目標に著しく影響を与えるものだと考えます。

町民が一生懸命になって、環境を守ろうとしている、その町民の先頭に、町長は立つべきだと考えますが、町長の見解をお尋ねします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

この環境の問題については、もう、昨年3月でございますか、県の事前協議書への意見書を出させていただいた時点で、環境衛生センターで調査をお願いして、一応、いろいろな学術的な見地から、またそれぞれの見方から結論を出していただいた報告書をまとめさせていただいて、県のほうへ意見書として出させていただきましたし、また7月ございましたか、とりあえず、私どものほうから出させていただいたものについても、同じような形で、環境の問題については、十分、県のほうへは申し入れをいたしておるわけでございまして、これはあくまでも、私どもの立場としては、県へ対して、それ以上のことはできないわけでございますけど、とりあえず環境問題についての重要性、いろいろな危険な状況のことは、私どもも、これは把握しておるわけでございますので、その先頭に立てということの意味合いが、どんなふうな格好でということか、ちょっと理解をしがたい面もありますけど、とりあえずは行政といたしましては、この問題については、きちっとした対応をしてまいりたいなと思っています。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

分かりました。

4点目、災害について伺います。

急傾斜地の多い本町では、災害対策が急務となっておりますが、処分場が建設されるとなると、新たな災害対策を検討する必要があると考えます。町は、この対策をどう講ずるつもりなのか、まず伺います。

また、明らかに危険な状態である建設計画ですが、この計画を災害対策の観点からはどう見ているのでしょうか。いまや観光地の最も重要な課題は、災害対策だといわれています。現に各地で観光客の避難経路などに力を入れています。そうでなくても、危険地域の多い本町にあって、さらに危険が増すような計画の処分場は決して好ましくないと考えますが、町長の見解をお尋ねします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

該当の地域が今、おっしゃったような状況であることは、私どもも承知はいたしておるわけでございまして、これは県のほうも承知をされているようでありますので、とりあえず、その状況、どういう格好になりますか、前段のいろいろなご質問と同じような形で、答えをせざるを得ないわけでございますけど、災害に強い地域づくりをするのが町の役目であるわけでございますので、ここらは鋭意、前向きに対処してまいりたいなと思っています。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

以上、町の将来像と最終処分場との関わりについてということで伺ったんですけども、できるときに対処をするというか、そういうことだったんですけど、私、今まで何回も町長のほうに一般質問を通じて質問をしてきたんですけども、さっき、先頭に立ってというふうに、意味がよく分からないとおっしゃったんですけども、やっぱり、こういうような、いろんな状況が生ずる、これからの町の将来像にとって、本当にマイナスということで、ぜひ、こういう処分場建設に対して、住民と一緒に反対運動をしていただきたいということは、重ねて、今までお願いをしたんですけども、今日もそういう意味で、具体的にこういうような問題が出てくるということで、町民の皆さんにも認識していただいて、だからこそ、町長に先頭に立って、反対運動をしていただきたいというふうに、重ねてお願いをしたいと思いますけども、答弁を最後をお願いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

なんか、話が噛み合わないような状況になってまいっておりますので、膠着状態というのは、こういうことを言うのかなということでありますけど、とりあえず、議会でも昨年、このことについては、反対の決議をなされているわけでありますから、同僚議員として渡辺議員も然るべく議員の皆さん方と力を合わされて、なんらかの要するに一つの行動に移していただく。然るのちに議会の皆さん方は、正直なところを申し上げて、住民の皆さんの代表であります。要するに、その議会の皆さん方が、私にこうしろということであれば、それなりに私も考えさせていただければと思うわけでございます。

要するに住民活動の、そのことについて軽視をするわけではございませんですけど、一応、町の一つの議決機関の中に、機関としては住民の代表である議会の皆さん方がおいでになるわけでございますので、議会の皆さん方が総意を持って、こういう格好だと、いつまでも同じことをずっと繰り返して、渡辺議員、一般質問の資料、私もずいぶん持たせていただきますけど、前から、こういう問題、たくさんございました。依然として、議論が噛み合わないような状況でございますけど、町の行政の立場とか、私どもが今、置かれている立場というものも理解をしていただかないと、正直なところを申し上げて、観光の問題、福祉の問題、環境の問題、災害の問題、ある程度、これは上の機関と通じているわけなので、ここで申し上げるのもなんですけど、下部の今回、温泉街の下水道問題でございますけど、これは県代行でやってもらえるということで、国がこの供用範囲を広げていただいて、せっかく、ある程度、進んではいますけど、そういうものを県代行でやっていただくには、やっぱり県の、一応、いろいろな面での立場、私どもも、そういうあれはあるわけございまして、そこらへんはひとつ、事情をご賢察いただいて、お手柔らかにひとつ、お願いいたしたいなと思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

お手柔らかにと言われたんですけど、やっぱり、そういう事情はもちろんあります。しかし

やっぱり、どうしても譲れないものは譲れないということで、私は主張すべきだというふうに思っています。

次に2点目、障害者自立支援法の実施に向けての町の対応について、お尋ねをいたします。

障害者自立支援法が4月1日から実施されます。全国の市町村で準備が進められていますが、これまでどおり、サービスが受けられるのか。定率1割の利用料はとて払えないなど、障害者と家族の中に不安が広がっています。身体、知的、精神の3つの障害に対する福祉サービスの提供の一元化など、関係者の声を反映した部分もあります。しかし、障害者福祉にも自己責任と競争原理を徹底して、国の財政負担の削減を推し進めようとするものです。

重大な問題は、これまでの利用料は能力に応じて負担をするという応能負担原理を、利用したサービス量に応じて負担する応益負担へと転換したことです。障害者が人間として当たり前の生活をするために、必要な支援を益とみなして負担を課するという応益負担は、憲法や福祉の理念に反します。障害が重い人ほど負担が重くなり、負担に耐えられない障害者はサービスを受けられなくなる事態が起きることは明らかです。だからこそ、障害者や家族の反対運動が空前の規模で全国に広まったのです。

国や自治体には憲法25条が保障する、障害者が人間らしく生きる権利を守る責任があります。社会的に弱い立場の障害のある人々の命と暮らしを守るために果たさなければならない町の責任は大きいと思います。

多くの障害者は、年金で生活をしています。これまでは福祉サービス利用負担は、所得に応じた応能負担で、所得が低ければ無料か低額でした。これからは福祉サービスを多く利用するほど利用が高くなる応益負担に変えて、1割の定率負担や施設利用者は食費負担をしなければなりません。

政府は低所得者に配慮するなどとして、定率1割の自己負担について、所得に応じて4段階の月額上限額を設けました。所得の低い人で資産要件を満たす人は、定率1割負担や食費などを減免する、いくつかの減免措置を講じました。しかし、月額上限額にしても、障害者基礎年金2級で約6万6千円の収入のうち、2割にも及ぶ負担を強いられるのです。大幅な負担増になることに変わりはありません。町として可能な努力を払い、独自の負担軽減策をとる必要があると考えますが、町長の見解をお尋ねします。

また、本年度中に作成することが義務付けられている地域でのサービスの必要量を見込んだ障害福祉計画を障害関係者にも参画してもらって、地域の障害者の生活実態と利用意向などを十分に反映した障害福祉計画をつくり、積極的に推進を図ることが大切だと考えます。

障害児のための学童保育やデイサービス、就労支援の強化やレスパイトサービスなどの強化など問題はたくさんあります。障害者の立場に立った施策が必要だと考えますが、町長の見解をお尋ねします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

障害者自立支援法でございますけど、これは介護保険と同じような考え方で、福祉が後退したという見方と、今までみたいな措置制度をある程度、見直そうということなので、本質的には、やっぱり障害者の皆さん方に、それなりのひとつの、きちっとした対応はさせていただくということは原則でありますので、ただ、法的に、いろいろ新しいものが出てまいっております。

すから、なかなか、そこらへんを、まだ、要するに施行は今からでございますから、その対応自体が、やっぱり戸惑っている面もあるわけでございますので、自立していただける方については自立をしていただく、そうではない方にはそれなりのきちっとした、今までと同じような手当をしていくことが原則でありますので、そのことは変わらないように、私どもとしても、全体的な一つの流れは把握しながら、やらせていただくということであります。

また、あと障害福祉対策でございますが、とりあえず今、この制度、スタートをするということですので、鋭意、この検討をさせていただきながら、ご質問の趣旨に沿うような形でやっていくように努めさせていただきたいと思いますが、今のところは、大体、そんなことでご理解をいただきたいなと思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

そうすると1割負担とか、いろいろ制度が、利用者負担が増えるんですけど、今までどおりということは、町として独自に、そういう制度を設けるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

今の渡辺議員のほうからご質問のありました障害者の関係ですが、まず2段階に分かれてスタートします。まず18年4月からは医療費のほうが変わりまして、医療費が基本的には1割負担になると、これまで更正医療とか育成医療とか精神医療とあったわけですが、それを統一して、4月から1割負担になると。

先ほど、ご質問の中にありましたように、自己負担については、所得によって変わってくると。自己負担、月額ですが、自己負担なしから、最高月額2万円までになるということで、医療費については、そういう格好になります。先ほどの、もう1個の福祉サービスですけど、それは10月からスタートになります。それでどうするかという問題につきましては、議案第32号の峡南広域行政組合規約の変更にもありました、当初予算にもありますが、峡南地域としては介護保険と同じように、その障害者の調査をして、いわゆる判定して、どのくらいのサービス量を本人が受けられるとか決めます。広域的に峡南広域行政組合に同じように委託して峡南地区で行います。そんなことで、それは10月から始まります。具体的には、まだ少し、研究しなければなりません、そういう体制で、組合の規約の変更、当初予算にもお願いしてあります。この福祉サービスについても、やっぱり、所得において上限が決まっております、月額、自己負担なしから3万7,200円まで変わっております。

そんな関係で、所得のある方は当然、負担が多くなる方もおると思います。これも、すべて、世の中がそういう感じに、最近なっております、所得のある方は、高齢者でも障害者でも負担をしていただくような流れになっております。そんな格好で、高くなる方もいると思いますが、町独自で、いわゆる、こういったことに対する上乗せの補助というのは、今のところ考えておりませんが、これから、先ほどの障害者の福祉計画をつくる中で、当然、先ほど質問にありましたように、障害者の方もメンバーも入れて、つくっていききたいと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

いろいろ制度、4月からと10月からという制度、複雑で理解することがとても大変なんですけれども、医療の関係で2万円の負担が増えるという、障害者年金の中で、その2万円というのが、どういう位置を占めるのかということも、やっぱり考えないといけないと思うんですよね。

福祉サービスの負担にしても、さっき私、言ったんですけども、例えば4段階に分かれて、1番目は生活保護、2番目が障害者年金、例えば2級の方が6万6千円ですよね。その上限が月に1万5千円。それから低所得者の、2ですね、これが1級として8万2千円の年金の中で上限額が2万4,600円。この上限は決められているんですけども、2割から3割の負担をしなければならない。これでは、とても生活がやっていけないというふうに、障害者の方たちが思うのは当然で、このところを全国では、やっぱり、これはあまりにもひどいということで、例えば1割負担を5%にしたり、そういうような減免策を整えているところも、段々と出てきています。

そういう意味では、障害者も健常者も、みんな安心して、この町に暮らしていけるためには、この独自の減免策が、私は、ぜひ必要ではないかというふうな思いで、この質問をさせていただいたんですけども、これは先ほど、上限を決めているから、これでいくというふうにおっしゃったんですけども、この6万6千円に対して、上限の1万5千円、8万2千円に対して2万4,600円、所得のある人たちは3万7,200円、これは払っていただくことも仕方がないことだと思うんですけども、この所得の低い方たちから、今まで本当に無料や少額だった負担が、こういうふうが増えてしまうということに対して、仕方がないことだというふうに思っているのかということが1点。

それから、今まで、なかなか、障害者福祉計画というような、障害者の声が届いていないというような声も、たくさんお聞きしているんです。そういう意味では、いろんな障害者の方たちのお話を聞くと、いろんな、こういうことをしてもらいたいとかということが、いっぱいある中で、やっぱり障害者の声をきちんと聞く中で、どういうニーズがあるのか、どういうことをやっぱり、町として準備をしなければいけないのかということを、きちんと把握した中で、この計画をつくっていただきたいということを、重ねてお願いしたいんですけども、その2点について、もう1回お尋ねしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

町の独自の上乗せと申しまししょうか、それにつきましては、やはり障害者だけが、介護保険サービスを受けている高齢者の方も同じように、今のところ上乗せはしておりません。特に本町においては、少子高齢化ということで、少子の子どもの部分については県下でも、例えば乳幼児医療費なんかは上乗せをしておりますが、高齢者の方については、そういった部分はしておりません。全国平均でいっております。

今後、福祉計画をつくる中で、障害者の方も入れて、現場へ入っていただきますので、その方の意見をお聞きすることとっておりますが、財政上、他の市町村と比べて上乗せするとい

うことは、非常に難しいことだと思いますが、その中でまた、考えていくと思っています。非常に難しい話だと思っています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

1つ、考えなければいけないのは、障害者はそういう福祉サービスがあって、はじめて生活ができるということを頭に入れながら、こういう計画を考えていただきたいというふうに思っています。

以上、質問を終わりにします。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問を終結いたします。

次は通告の7番、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

なんか私が出てくると、産廃の話ばかりで、専門家のようになっていましたけれども、現在、北川地区において、民間業者、山の都が計画している一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場について、山本知事は去る2月2日付けで設置許可を発しました。この件につきましては、12月議会においても、先ほど、町長からお話がありましたように、一般質問の機会をいただきまして、町長のお考えをお伺いいたしましたが、このたび、設置許可の発令という、新たな状況が発生いたしましたので、改めて設置許可後の対応についてということでお伺いしたいと思います。

設置許可は出されましたが、町・県ともに処理すべき行政上の許認可事項というのが、いくつか残されています。この点について、ご説明とご見解をお伺いしたいと思います。

本来、このように大規模な施設の許認可に関しましては、いくつかの案件が重なって出てくるわけで、その取り扱いに関しましては、いわゆる護送船団方式という、そういう方式で処理されるのが一般的であるというふうに伺っております。このたびの案件につきましては、廃掃法によります処分場設置許可、それから森林法による隣地開発許可、山梨県砂防指定地管理条例による砂防指定地内工事許可、農業振興地域に関する法律による農業振興地域整備計画変更許可、農地法による農地転用許可などがあるわけですが、それはすべてについて、条件が整ったときに、一斉に許可を出すか、あるいは逆に一斉に不許可にするか、そういう決定をするのが護送船団方式であるというふうに伺っています。

それぞれ森林環境部の環境整備課ですとか、同じく森林整備課、あるいは土木部の砂防課、農政部、身延町農業委員会などの行政機関と、それに準ずる機関で審査を行って許認可に至るわけですが、今回のように森林整備課、森林環境部の環境整備課のみが単独で許可を発してしまうということ自体に、非常に問題があるというふうに、われわれは考えるわけですが、現実には他に先んじて許可を出してしまいました。私は、これは行政による、いわゆる既成事実の積み重ねというふうなことで、推し進められてくるのではないかという危惧を感じておりま

す。

また、先般、県議会における質問に対しまして、森林環境部長は業者が事前協議を終了しないうち、許可申請をしたのは遺憾であると述べております。しかし、県が自ら定める指導要領を一切なかったことにして、業者の一方的な申し入れを受け入れ、事前協議を打ち切った事実について、あるいはまた、業者が説明会のなどの合意形成のための努力を一切してこなかった状態を黙認して、なぜ、あえて、この設置許可を出したのかという疑問については、一切答えておりません。

有名な、香川県手島の処分場問題とか処理業者による、町長襲撃事件に揺れた岐阜県御嵩町の処分場問題など、そういうものに関して書かれたのを見ますと、必ず知事とか、あるいは県職員が住民が不利益を被るような形の行政処分を行っていることが分かります。今回の県の行政にも、まさに、これらと同様の意図が見られるように感じられるわけです。

私たちは、このような県の廃棄物行政に対する姿勢を見ると、またしても住民の不利益になるような処理をするのではないかという、そういう危機感を常に抱いております。

現在、業者に課されている許認可事項のいくつかは、町の許可に関するものが深く関係しているという話を県の担当課から聞いております。これらの許可案件の内容はどのようなものであるのかという点、それからこの処理につきましては、法律に基づいて、住民の不利益になるような形にならないもので、厳正に処理をしていただけるかどうか、この点について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

まず、質問の中の護送船団方式というのを言われておりましたけども、旧来は護送船団方式で、全部そろったところで認可を出していくというような手続きがされておりましたが、新法の中で、行政手続法とか、そういう法整備がされた中で、個別法でそれぞれ処理していくというふうなことが、今、司法界の中ではルールとなっておることを、まず冒頭、申し上げておきます。

まず、ただいまの件につきまして、1つ、事例を挙げて説明をしていきたいと思っております。

まず、土地対策課とも関連いたしますが、土地利用調整会議、担当課として、具体的に事例を挙げて答弁をさせていただきますが、まず、山の都から平成17年の12月2日付けで身延町公共物管理条例第5条に基づいて、法定外公共物の使用許可申請書が提出されてきました。このことにつきましては、土地対策課では処分場の計画は施設の敷地面積が7万6,224平方メートルの中に、大規模な構造物を建設し、そこに93万立方メートルもの大量な廃棄物を埋め立てする計画であり、事業内容からして代替機能を果たす新設道路、水路の確保をしたのち、用途廃止をする趣旨の指導を数回にわたり、申請者に対して行ってきたところでありますが、町といたしましては、その申請に対しまして、申請というのは、先ほど言った使用許可願いに対しまして、町といたしましては、町村会の顧問弁護士の指導のもと、また土地利用調整会議等で、身延町公共物管理条例や地方自治法の行政財産の管理および処分について等の法に照らし合わせるなど、慎重なる検討を重ね、不許可と決定し、通知したところであります。

今後、用途廃止申請が提出された場合等、身延町の公共物管理条例や地方自治法等の許可基

準に適しているか、慎重に審査し、事務処理を執り行っていくものでございます。

1つ、事例で挙げましたが、やはり、それぞれ法律に基づいて、適切なる処理をしていくということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変、よく分かりましたが、今のお話は、要するに赤道、青道というふうな言い方で、あるいは赤線、青線というふうに言われている、国から譲渡された財産に関する部分だと思います。一応、これは新聞報道で、私たちも使用許可申請が不許可になったということは承知しております。

しかしながら、事業者が民間業者でありまして、当然のことながら、あくまでも利益追求ということが目的でありますので、今後、どのような対応が出てくるのかということについて、非常に不安というか、不審があるわけですが、その点について、厳格な処理をしていただけるようお願いしたいと思います。

このたび、私たちが質問を行いました、県の環境整備課からの回答で、山本知事、今村森林環境部長、小林環境整備課長という、この許可処分について、非常に重要な責任ある立場にある人たちが、一度も、この現地の沢に入ったことがないということが分かりまして、非常に驚いた次第でございます。

昨年12月20日に、この処分場計画に重要な問題はないという結論を出しました県の廃棄物処理専門委員会の5人の学者の先生方も、一度も現地を見たことがないということが、このたび入手いたしました委員会議事録によって判明しております。

この処分場の設置場所というのは、非常に危険な場所、急傾斜地でありまして、大変狭い沢であります。県道の反対側の山は、沢にのしかかるように迫っておりまして、一度、この現地をご覧いただければ、この計画がいかに危険なものであるかということが、実感としてお分かりいただけるような、そんな場所でございます。

この場所をご覧いただいていない町の関係者の方や議員さんがいらっしゃいましたら、ぜひ一度、視察をしていただきたいと思います。私たちがご案内させていただきますので。

業者の計画によります、この狭い沢の底の部分、50メートルにわたって掘削するというところで、ほとんど一山を、全部を削りってしまうというふうな、大変な環境破壊を伴う計画であります。先ほど同僚議員がご紹介いただいた中学生の発言にもございましたように、一度破壊された環境は二度と取り戻すことはできない。このことが、非常に私たちに重くのしかかっております。

先ほど、町長も同僚議員のご答弁の中で、そのことはしっかりと把握しているというふうな、力強いお言葉がございましたので、非常に安心はしておるところでございますけれども、そういう非常に危険な場所に高さ60メートルもの、廃棄物と土の山を築くという計画でございまして、これは非常に問題がある場所でございますが、その県の関係者等は一切、この場所を訪れていないという、非常に大きな問題がございます。安全性に関わる、こういう問題がございますので、この計画の本質は安全性であるというふうに、われわれは把握しておるところでございますけれども、もし万一、先ほど申し上げましたように、事業者から許認可に関する行政訴

訟などが提起された場合に、その安全性に関する問題については、専門家でないと、おそらく理解できないというか、説明ができないというふうな事態になると思うんですけども、町では、この顧問弁護士以外の学者とか、あるいはコンサルタントなどの専門家を委嘱するような考えがあるかどうか。あるいは委嘱するとした場合に、その選定については、何を基準とするかについて、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

お答えいたします。

今の、業者から安全性の問題について、行政訴訟、ちょっと非常に考えにくい部分だと思います。しかし、同じような、県で行政訴訟が起こされた場合は、町とすれば町村会の顧問弁護士がございます。まず、法的にどうなのか、顧問弁護士と十分、その行政訴訟の中身はなんなのかを分析して、その場合、専門的な見地が必要な場合は、やはり専門的な立場にある人たち、また機関に委託等を行っていく、そんな手順になっていくと思います。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

当然、そういうことになると思いますが、その選定基準は、なぜ、こんなことを申し上げるといいますと、先ほど申し上げました、県の専門委員会というのは、非常に学者さんではありますけども、処分場等に関する専門家ではないわけですね。そういう意味では、非常に一般的な考え方、法律的な基準が満たされていれば、それでいいでしょうというふうな、そういう一般的な考え方をされている方が多いわけです。

私どもがいろんなところでお願いしている専門家、あるいはつい先ほど、山梨日日新聞の時評という評論を書いていただきました、山梨学院大学の法科大学院の椎名教授ですとか、そういう方々がいらっしゃったほうが、非常によく分かる内容の、そういう意見書等を書いていただけるのではないかとというふうに考えて、今、そういう質問をさせていただいたんですけども、そういう方々を委嘱するというふうな考え方があるかどうか、その点について、お伺いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思います。

要するに、向こうから行政訴訟、どういう形で出てくるのか、これは先、課長からも答弁がありましたけど、そのことによって、専門家を選ばなければならないわけで、芦澤さんからご指摘をいただいて、この方というようなことは、それはまたそれなりに考えさせていただきですけど、私どもで独自で、きちっとした格好で対応させていただきます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

よく分かりました。

ぜひ、そのへんの選定というか、委嘱の場合の選定の基準はきっちりと、要するにどちらかに偏った形でない方をお選びいただきたいと思います。

次に業者の説明会による、地元住民との合意形成について、事実関係を述べまして、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

昨年10月20日に、業者が北川組在住者に対する説明会実施案内状なるものを届けてまいりました。これに対しまして、北川組としては、いまや、この問題は北川組だけの問題ではなく、全身延町の問題であるから、全町民に対して説明会を開くようにという内容の要求書を同月の28日付けで業者に提出いたしました。しかし、いまだに全町民に対する説明会、あるいは地元においても、そういう説明会は一切、開催されておりませんし、要求書に対する回答も届いておりません。

業者は、この案内状の中で平成13年2月に、地元説明会を行っているというふうに述べているんですが、これは事実無根と言ってもいいことでございまして、この業者が平成12年12月に1回目の事業計画概要書というものを提出しているわけですが、これは最近、許可になった計画とは、まったく異なる内容のものでございます。

このたび、許可になった計画というのは、平成14年11月、つまり2年後に提出した2回目の事業計画概要書というものに基づくもので、敷地面積ははじめのものより2.8ヘクタール狭くなって、逆に処分量は31万立方メートル増えていると、そういうとんでもない計画なんです。これについては一度も、地元説明会もなんにも行われていないということが確認されております。

明野の場合は、山梨県環境整備事業団という、県の外郭団体が事業主体であることから、しつこいぐらいに地元住民との合意形成ということに努力しておりまして、設置許可が出てからも、もう2年以上も建設行為に踏み切れないというのがございます。もちろん梅ノ木遺跡という、日本史の中でも非常に価値ある縄文時代の遺跡が発見されたということもございしますが、実際には、いろんな手立てを図りながらも、その地元合意が得られないということが、最も大きな要因であると考えております。

県は、明野ではそういうふうに、地元合意に非常に一生懸命取り組んでいるわけですが、身延におきましては事業者が民間業者であり、県はあくまでも、その許可権者であるということで、自ら定めた指導要領も無視して、あくまで廃掃法の規定だけに則って、地元合意は必要ないという見解を示してきました。

私は、この処分場設置が、先ほどの渡辺議員の質問の中にもございましたけども、身延町民の非常に大きな問題になりかねないという、危機感を常に感じておりまして、毎日、ほとんど、この処分場の問題で飛び歩いているというふうな現状でもございますけれども、この処分場を絶対に阻止しなければならないというふうに考えております。

業者は町民に対する説明は一度も実施しておりませんし、当然、合意形成に対する努力も、まったく行っていない、こういう事実がございまして。それから、県は業者の一方的な事前協議の打ち切りを黙認して、一切、抵抗することなく、この申請書を受理してしまったという、そういう経緯もございまして。この点については、改めて確認をしておきたいと思っております。

許可設置の発令という事態を迎えた今でも、業者の説明会をなぜ要求しないのかというふう

な意見もございますけれども、この段階で今さら、業者に説明会の実施、あるいは地元住民との合意形成というのは、逆に許可の追認というふうな形をつくらせることになりますので、一切、求めないほうが賢明であると判断しておりますが、この件についての町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

合意形成、これは旧下部町のときに、県の指導要領に基づいて、平成15年7月でございますが、とりあえず特定を、町がいたしたわけでございますが、それはご存じだと思いますけども、そのときに合意形成を特定した場所は、今一番、問題になっているところでございますが、町全体でということにつきましては、正直なところを申し上げて、まだ、皆さん方の、芦澤議員は、正直のところ、こういう形でご熱心にいろいろしていただいておりますが、まだ議会の、新しくおいでになった方たちも、そのことについて熟知をされていない面もあるわけございまして、とりあえず、全町的な合意形成をということは、まだ私ども、考えてもおりませんし、とりあえず地元の皆さん方の合意形成がきちっと、なし終えた時点という形になろうかと思いますが、その点では、おっしゃられるような合意形成についてのことは、今のところ、町としては考えてはおりません。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

合意形成というのは、業者が求めてくる合意形成ということで、私どもが全町民に対して、その反対の意味の合意形成をするという、そういう意味ではございませんので、その点は、一応、確認させていただきたいと思います。

この2月17日に、この反対運動への、町長の積極的な関与を要請するという文書と、それから第2次集計分の、1万1,320名分の署名簿をお届けしたところでございます。要請につきましては、町長のお立場からお受けいただけませんでしたけれども、反対署名のほうは現在、すでに1万2千名という数を数えております。私も、この1万2千名を超える皆さんの熱い思いに支えられて、この場所に立たせていただいているというふうに考えております。

12月議会で町長から、この問題については、町内にも温度差があるというふうな答弁がなされました。しかし、何度もふれさせていただきますが、町長は県に対して不同意の意見書を提出していただいております、議会では設置反対の決議をしていただいております。この事実は、非常に重いであると思います。

よく私どもは、なぜ町長も議員も反対運動に加わってくれないのかというふうに言われることが、最近は特に町民だけでなく、外部の方からも、よく聞かれることでございます。はっきり言って、答えに詰まってしまうような状況なんですが、町長のお立場をよく理解しております。できれば、処分場設置反対議員団というふうな形で、議員の皆さんにもご協力いただければというふうには思っておりますが、ここでは、これ以上は申し上げないことといたします。

この処分場の設置に反対する身延緑と清流を守る会、私どもの会では説明会を実施しない業者に代わって、昨年から身延・中富両地区のいくつかの集落や会合に呼ばれて、計画概要につ

いての説明会を行ってまいりました。それから、先ほど申し上げましたように、1月から2月にかけて、中富・身延の各集落を1軒1軒訪ね歩いて、署名活動を行ってきて、処分場問題がマスコミで大きく取り上げられたこともありまして、どちらの地区の方々にも、この問題に対する十分な理解が得られていることが確認されております。もちろん署名にも、快くご協力いただいております、こういう事実から、町民の皆さんは、むしろ、この問題について、非常によく理解してくれているというふうに感じておるところでございます。

町民世論が明らかに変化しているという、こういう状況を勘案していただきまして、町政に携わる多くの皆さんにぜひとも積極的に、従来の温度差感を払拭していただきたいと存じますが、この点について、町長のご見解を改めて伺いたいと存じますが、いかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

1万2千人の署名につきましては、重く、気持ちの上では承っておるわけでございますけど、要するに思いと、そして、この過程の中で、手立てというものがあるわけでございますけど、思いとか目的は同じでも、携わるポジションによって、やはり処し方はそれぞれ違うわけでございますので、このことについては、ご理解をいただきたいなと思います。

それと、温度差の一つのあれは、今、芦澤議員がおっしゃられるような、いろいろな、この問題も平成10年ごろの問題なんでございますけど、その過程の中でもって、一つひとつ、地域の皆さん方に状況を説明されて、そして、そのことをきちっと理解された中で、署名をされた方もおいででありましょうし、また出てきた、知事が許可した、そのこと自体について、けしからんというようなことで署名された方もあるわけで、そこらへんが温度差があるんじゃないかなということなので、その住民運動、大変、先頭に立たれて、ご苦労をいただいていることは、私どもも敬意を表するわけでございますけど、やはり、先ほど、渡辺議員のときにも申し上げましたように、議会の皆さん方の一つの、具体的な動きと申しますか、そういうようなもので、一応、私たちの行政が置かれている立場で、可能な限り、でき得るものはやらせていただくわけでございますが、議会の皆さん方がこうしろといっても、なかなか、そのことに私どもがOKは出せないような状況でありますと、やはり、これは議会の皆さん方、けしからんということになるわけで、そのときにはそれなりの、一つの措置を講じていただくしかないわけなんで、やっぱり今、このおっしゃるような形で、私どもが先頭に立つというのは、なかなか、これは芦澤議員も議員ということでおいでになっていただいているわけで、この推移の状況、政治的な問題とか、いろいろな事業を遂行する上でも、いろいろな問題というものを勘案していただいて、お考えをいただきたいなと思うわけでございます。

それとこれとは別だということであれば、話はまた、別になるわけでございますけど、私どもは今の立場とすれば、やはり町が抱えている、いろいろな問題、産廃の問題なんか一番、大きな問題であるわけでございますが、それはそれなりに、今までも処させていただきました。ほかの問題もございます。いろいろな問題、大変大きな問題もあるわけでございますので、そこらへんを、器用に使い分けられるような形には、なかなかいかない面もあるわけでございますから、その点は一つ、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

よく分かりました。私が申し上げたことは、町長さんも十分にご理解いただいているというふうに、私も理解したいと思います。

私たちの運動というのは、憲法で保障された基本的人権ですとか、人格権を守る住民運動であるというふうに考えておりますけれども、国や、この憲法で保障された権利を奪うような廃掃法という悪法をつくって、県はその悪法に則って、県民である、われわれの権利を剥奪しようとしているというふうな、私たちは捉え方をしております。

したがって、誰も守ってくれないのなら自分たちで守るしかないということで、この住民運動を進めております。これが私たちの運動の基本理念であるというふうに、ご理解いただければと思います。

しかし、できることであれば、せめて、町だけは、私たち町民の味方になっていただきたいというのが本音でありまして、率直な希望でもあります。もちろん、町長のお立場を考えますと、この問題について、旗幟を鮮明にさせていただきたいというのは無理な話であることは、十二分に承知しておりますし、今の町長のご答弁からも、その問題については、よく理解したと考えております。

今後は、町がこの問題を重要な課題であると捉えて、あくまでも慎重に、また、かつ必要な場合には大胆に取り組んでいただけるかどうか、この点について、改めて、最後に町長の考えをお伺いしたいと存じます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

慎重に大胆にというのはどういうふうにやればいいのかというのは、大変、思い悩むわけですが、おっしゃることは胸に、きちっと受けさせていただいて、今後、取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解はいただけたと思いますが、よろしく願いを申し上げます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

最後に処分場絶対阻止ということで、われわれがこの問題の反対運動を進めているということ、これは町の将来に対する警鐘であるということをご理解いただきまして、町長、議会、町民がこぞって、この問題を全町民の問題であるとして、改めてお考えいただきたいと、要望して質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上で芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問を終結いたします。暫時休憩いたします。

50分まで休憩しまして、50分再開いたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時50分

○議長（松木慶光君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は通告の8番、笠井万沱君です。

笠井万沱君、登壇してください。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

質問の前に4点目の介護保険の質問、5点目のゴミの質問については、質問を取り消します。

なお、再質問はできるだけ避けますので、その旨、明快な答弁をお願いする次第であります。

さて、町長就任して1年半となりました。17年度が終わろうとしています。17年度一般会計当初予算94億4千万円、3月の補正にて100億7千万円となりました。この間、身延北小学校の建設、観光立町を目指しての温泉掘削着手、安心・安全なまちづくりについては最終処分場への問題の対応、子どもの下校時安全確保に向けての青パトの導入、将来に向けての基本構想の着手等、その行政執行がなされてきたところであります。

そこで平成18年度がスタートするにあたって、次に掲げる主要事業について、町長の所信を伺う次第であります。

まず1点目は、行政改革をどう進めるかであります。

国・地方合わせて700兆円、財政投融资を含めて1千兆円を超す負債、また少子高齢化の中でどうしても行政改革は進めなければなりません。当町においても、行政改革大綱が公表になりました。この中身は小さくて効率的な役場経営を目標として、職員の意識改革、行財政の健全化、町民自治の充実の3点を基本方針に、人事の評価の実施、内部管理経理の削減、民間委託の推進、行政評価制度の導入等を盛り込み、集中プランが開示になったところであります。

特に本会議において、組織機構の改革に伴って関係条例の整備に関する条例の制定が上程をされているところであります。課の再編を含め、その意味付けを、この実施計画をどう進めていくか。併せて、先に公表した町民予算提案事業について、まず1点目として、町長の所信を伺う次第であります。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思います。

これは合併の、要するに合併協議会のことからの、合併に対する各町民の皆さん方の熱い思いでございますが、行政改革、これはきちっと進めなければならないわけございまして、ただいま、笠井議員からもお話ございましたように、行政改革は、正直なところ申し上げて、行政にとっては普遍的なものであるわけで、いつの時代になっても、この行政改革は進めていかなければならないわけございしますが、このような時代の流れの中で、やはり、このことを文言だけでということではなくて、実際に実施をしていかなければならないわけございします。

これが集中改革プランということで、ご提示をさせていただくわけですが、まず一番、重要なのは職員の意識改革、これが一番大きな問題であろうかと思うわけですが。行政改革の一番、基本的なものはここであろうかなと思うところでございますので、とりあえず、このことを進めてまいりたいなと思っておるところでございます。

要するに機構改革の見直しも、そのことについて、実現をしていく、一つの過程の中でやらせていただいておりますのでございまして、できるだけ、その縦割りの弊害をなくす中で、この係制度をリーダー制に変えていこうということでございまして、お互いが助け合う中で、行政を進めていこうということでございますので、とりあえず、今回のいろいろな改革につきましては、ご存じのような形で進めさせていただくわけでございます。

あと、町政の大きな、一つの流れの中で、やはり取捨選択をしまいたければならぬなと思うところでありますので、行政評価をきちっとしていくことが1つ、課題として挙げられるわけですから、このことは住民の皆さん方とも合議をしながら、この評価をしまいたりたいなと思っておるところであります。

あと町民の皆さんとも、この協働というのは、やはり、住民の皆さん方の理解がありませんと実現はできないわけですから、そのためにはやはり、コミュニケーションをきちっとする中で、行政の情報等をきちっと開示させていただく中で、町の、要するにまちづくりの理念と申しますか、そういう一つの過程をきちっと、町民の皆さん方にお示しをしてやっていくことが、まず第1であろうかと思えます。このコミュニティーをそれぞれの地域で、きちっと確立をしていく、このことはまず、いろいろな事業を進めるにあたって、一番大事なことでありうかと思うわけでございます。

そんな中で、ご指摘いただきました町民予算の提案事業について、今回、新しい試みとして、新年度から取り組ませていただくわけでございます。町民の皆さん方のご理解をいただく中で、24件ほどの提案がございまして、この提案をされた皆さん方ともお話をすることで、公募をいたしました審議委員会の委員の皆さん方とも、いろいろと話し合いをする中で、最終的に決定をさせていただけるような形をとろうかなと思えます。

やはり、この限られた、概算でもって400万円ぐらいの予算でありますので、それぞれの皆さん方がご要望をされる事業について、全部、100%できるかということは、なかなか難しいとは思いますが、とりあえず、もし、その事業自体について、いろいろな面でお話し合いをする中で、必要とあれば、これは1%と言わないで、少しは増額をすることも、一つの方法かなとは思いますが、とりあえず、今のところ、そんな形で、まちづくりを進めてまいりたいと思っておるところでございます。

舌足らずのこともありますけど、また、追い追い、きちっと出させていただければと思います。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万記君）

どう進めていくのかなという感じがしております。先般、同僚議員がもっと、しっかりした計算をするべきではなかろうかというような感じもしたわけですが、改めて答弁を求めたいと思います。

5年間で身延町をどう変えていくのかなと、先ほど言いましたように、透明度の高い目標値

が必要であろうという感じがする次第でございます。町長が行政改革推進委員会の中で、成果を挙げたいというようなことを述べられているわけでありますけれども、人件費につきましては、新聞紙上に5年間で5億円というふうな、人件費削減につながるというような見通しがあるわけでありますけれども、今の、うちの予算が100億円を超えました。そのうちの86%以上が経常経費だということを考えますと、すべての、きめ細かい部分を出すべきではなかろうかという感じがいたしますので、5年間、身延町、今度の行政財政改革の中で、落としどころを、町長はどう考えているのか、1点目として伺いたいと思います。

2点目として、今、町長から答弁がありましたように、係制を廃止してグループ制になると。その目的と成果について、どう捉えているのか、2点目として伺う次第であります。

3点目として、行政改革室、時限立法で3年でありますけど、これは行政改革推進委員会の、この条例は任期が3年になっているから3年だというふうに、私は理解しているわけでありますけれども、3年間でという、その持つ意味と、4人の体制。その4人はなぜなのかと。何を職務分担としてやっていくのか、聞きたいと思います。

それから併せて、細かいことでありますけれども、いくつか、この集中プランの中にあります、これはなんなのかなというものがあるわけでありますけれども、集中プランの進捗状況については、ここには公表すると。平成17年度から、ずっと公表しますよという形が、ここに出ているわけでありますけれども、どう公表していくのか。

それからコマーシャルですね、この中に書いてあるコマーシャル、封筒等に民間のコマーシャルを入れて財源確保すると。NHKでコマーシャルをなんらかで、コマーシャル料を取って財源の確保にしようという状況が報じられているわけでありますけれども、会長はもうちょっと待とうというような話もしているわけでありますけれども、うちの町でコマーシャルをやる、どのようにしていくのか、これも伺います。

それからバランスシートについては、平成18年、バランスシートを作成して公表すると、これもどう展開していくのか、聞きたいと思います。

以上、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

まず1点目でございますけれども、今回、策定をいたしまして、公表をしていく集中改革プランの中には、一つ金額的な場面とか、あるいは目標削減率だとか、そういうふうな部分が明記されておるわけでございますけれども、全体的にはちょっと少ないように思いますけれども、まず合併をいたしまして、1年間を通した決算が、この18年の5月以降というふうになりますので、今までの16年度の決算は合併しての、9月から3月までの状況だと、それで17年の4月から18年の3月まで、この1年間を通しての決算が、本年度出てまいりますので、具体的には例えば、電気だとかガスだとか、コピー用紙とかという、そういうふうな使用料が出てまいります。それから、これらの数値を今後は金額で表していったり、あるいはまた、減額率でもって、こういうふうな目標を持っていくんだと、こういうふうなことで表していく、そういうふうにして、集中改革プランは行政改革推進本部、あるいは行政改革委員会等でもって、それぞれ議論をしていただいて、見直しをしていくと、こういうふうにご覧いただいております。

ます。

それから2点目の係制を廃しまして、グループ制に移行の関係ですけれども、町長からもお話がありましたとおり、長い間、縦割りの弊害というか、そういうふうな部分もあろうかと思えます。また一面には、その良さという、そういうふうな場面もあろうかと思えますけれども、組織検討委員会の中で、昨年、検討していき、職員の削減、そういうふうな状況の中で、合併後、さらにその流動化をしていく中で、縦割りの弊害をなくして、横の連携、職員による協働の確保を強めていかなければならない、こういうふうな状況の中で、係制を廃してグループ制にしていく。

例えば、具体的に1つの例を挙げますと、総務課の中の、現在、庶務係、文書法制係、交通防災係という3つの係がありますけれども、これらの職員がそれぞれ担当制になって、そのグループを越えて補助的な業務を行っていく、こういうふうな考え方で、そのグループ制の導入というふうなことが、4月から行われていきます。

それから行政改革係、今、現行、2人の体制でやっておるわけですが、これから人員的な配置は、最終的な人事の中で決定されていきますけれども、3年間というふうな期限の中で、行政改革推進室を設けて推進していくんだと。やはり、合併をして、この3年、4年、5年、ここが一番基本的なところである。このときに、しっかりとした行政改革を推進していかなければならない。町長が冒頭、申しました職員の意識改革が最重要課題、あるいは財政の面、確立をしていく、こういうふうなことで、行政改革推進室は3年間というふうなことで考えを持っております。

それから4つ目といたしまして、集中改革プランの公表の関係ですけれども、先ほどもお話しましたとおり、毎年、見直しをしていきます。その過程には本部員会議での見直しがあり、行政改革推進委員会での、さらに見直しがあり、報告をして見直しがあり、そういうふうなことで、毎年、この5年間の集中改革プランを見直ししていくということで、公表につきましてもインターネット、あるいは広報、そういうふうな場面で公表をしていきます。

それから、5点目の封筒へのコマーシャルというふうな言葉が使われておりますけれども、他の市町村でも、町で使う封筒に民間企業の、要するに宣伝というか広告というか、そういうふうな部分を取り上げて、行政経費を少しでも削減していったらと、こういうふうな考え方で取り組むということを、プランの中にも掲載しました。

それからバランスシートの関係ですけれども、その部分について財政課長のほうから答弁をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

バランスシートにつきましては、もうすでに、全国的に見ますと、いくつかの町村、また山梨県でも取り組んだ市町村がございます。新身延町になりまして、財政当局といたしましては早い時期に、これに取り組んでいきたいという形は考えておりましたけれども、先ほど総務課長が申されましたように、16年度は年度途中の合併であったというふうなこと、それから17年度は丸1年が経過するわけでございまして、予算・決算も1年間という時間が経つというふうなことを考えまして、17年度の決算が確定をいたしましたならば、本町の財政状況を明らかにして、例えばの例としてバランスシートのようなものをつくりまして、町民にも、ま

た一般的な方が見て、分かるような資料で説明をできたらいいなと、こんなように思っております。

民間であれば貸借対照表、あるいは損益計算書というのは、いわゆるバランスシートでとおっておりますので、それらの方法も考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

3点目の係制、1点目の5年間で身延町をどう変えていくのか、これは改めて、町長の気持ちを聞きたい。

それから3点目の行政改革室、3年間で4人体制でいくと、この集中プランの中にチェックをしていくんだと。毎年、その人たちがチェックをしていくんだという、どうしても、これを成功させなければならないわけで、チェックがどうしても必要だと。そこで、本当に、役場の職員だけでいいのかなという感じを、私はしているわけです。4人体制とするならば、1人は民間の造詣の深い人間を入れて、すべてチェックしていただくと。造詣の深い人間を職員として採用して、そして、このプランを実施していったらどうかなという感じがするわけでありまして、併せて、この2点、改めて答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

この「落としどころ」という言葉で、笠井議員はおっしゃっていますけれども、とりあえず、いずれにいたしましても、今、人件費、19億円ぐらいの金額になっているわけですが、これは5年間で5億円ぐらいということ、大変、至難の業でありますけど、今朝、ご質問が前にもございました。とりあえず、その職員の適正な定員の管理、これを協力していただく中でやらせていただくということに尽きるわけですが、それにはそれなりの一応、手当、いろいろな面に対処していかなければならないかなと思うところでございますが、できるだけ、これ以上の数字を出すような形で努力はしてまいりたいと。今度の集中改革プランでは、とりあえず皆さん方からもご指摘をいただいておりますように、ただ単なる、この数字を並べただけでは進まない面もあるわけですから、ここらへんは鋭意、努力をしてまいりたいなと思っております。

あと、推進室でございますか、この体制についてのご質問でございますが、行政改革推進委員会の皆さん方が大変、ご熱心に取り組んでいただいておりますので、今までも、10何回も一応、委員会を開いていただいて、それなりに、きちっとしたご提言やご意見、また、ご叱正等もいただいておりますのでございますが、この推進委員会の皆さん方に一応、お願いをして、常時、ご報告をしながらチェックをしていただくということで、今、ご指摘をいただいている専門家の対応についてのことは、クリアをしてまいりたいなと思っておりますので、そんなふうの一つ、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

透明度の高い目標を立てて、完成まで、これが成功するまで努力をしてほしい、まず議場での実施計画を立てた以上、成功させなければならないと考えるわけで、職員の資質、意識改革はもちろんでありますけれども、特に、ここにおいでのか課長自身が、自ら自分を律して、その力が試される時代がきたと、時期がきたという感じがいたします。全員で努力することを求めて、1点目の質問を終わらせていただきます。

次に教育行政について、2点、質問いたします。

まず1点目として、身延北小完成までの財源充当を含めてのシミュレーションであります。

合併後の大きな事業であります、北小学校の建設が進んでおります。総額21億8千万円をかけ、17年度までの用地費・建設費を含め、投資をして、その工事が進んでいるところであります。そこで1点目として、18年度末まで、完成までの財源充当を含めてのシミュレーションを伺う次第であります。

2点目として、同僚議員も質問したわけでもありますけれども、将来に向けての学区・学校再編統合計画の策定であります。

出生の減少の中で、児童生徒の減少が大きな問題の1つであります。児童生徒の減少は、今後の学級経営、学校経営、また人づくりに大きな影を落としているといっても過言でなく、将来を見据えて、学区の再編も入れて、早い段階で、学校の統合計画を含めた、その策定が必要だと、私は考えます。当局の考えを、2点一緒に答弁を願う次第であります。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

まず1点目の身延北小学校建設にあたって、18年度までの全体の財政的な計画はどうなっているんだ、財源的なものを含めてというお話でございました。ご答弁を申し上げます。

平成15年度から、旧身延町の時代から一部、事業に着手をいたしている事業でございます。本年度の18年度末までの合計の事業費、先ほど議員さんがおっしゃるように、21億8,100万円余りの金額でございます。この財源といたしまして、全体的には国庫補助金が4億2,700万円余りでございます。それから基金といたしまして、3億5千万円余りでございます。それから地方債といたしまして、合併特例債を予定いたしております。13億9,100万円余りでございます。一般財源といたしまして、1,200万円余りを予定いたしております。端数については、切り下げをさせていただきました。このような計画で進んでおります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

2つ目の問題であります、合併協定書の中の52番目の項目に小中学校の適正配置については児童生徒数の動向をふまえ、検討するというような項目があります。先ほど、穂坂議員のご質問にもお答えいたしましたように、児童生徒数は減少の一途を辿ります。それから今定例会の開会にあたりまして、教育委員長が教育方針で述べましたように、平成18年度の重点項目として、学校の適正配置についての検討を掲げてありますが、教育委員会におきましては、これら児童生徒数の動向をふまえ、身延町立小中学校適正配置審議会というような、組織の案

などもつくりまして、教育委員会内部で検討を始めているところであります。

今後はいつ、これをいつ、公にして、町民の協力を得て、教育効果の上がる環境を整えるかということを課題として捉えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

財政課長のほうから、財源の内訳を聞きました。そこで13億9,100万円の地方債の種類を、まず答弁を、1点目として伺います。

それから学校教育課長には、今、ここに資料があるわけでありますけれども、同僚議員が話したように、複式が始まるよと、中学校に至っては非常に少ない子どもたち、生徒が少なくなる、大変だなという感じがするわけでありますけれども、特にクラブ活動の状況を、今どうなっているのか、例えば1校に1つしかなくて、生徒の中からは非常に不満があるとかどうなのか、そういう部分について、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

北小の建設にあたりましての起債につきましては、合併特例債を予定いたしております。もうすでに、平成17年度、県との協議も整いまして、準備は着々と進んでおる状況でございます。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

それでは、各中学校におきます部活動の状況について、ご答弁を申し上げます。

一番、生徒数が少ない学校におきましては、男子生徒を対象にした部が1つ、それから女子の生徒を対象にしたものが1つ、一番小さい学校であります。それから一番、大きな学校につきまして、男女を含めまして、合わせて7つの部があるという、そういう学校で、以上が部活動の状況であります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

後段の学校の適正配置うんぬんにつきましては、合併時に今、課長が言いましたように、調整方針案がありまして、その部分の中で進んでいるという感じがいたします。特に部活動を取り上げましたのは、子どもたちの中からAの学校に行きたいけど、そこには部がないよと。こっちへ行きたいよということも、きっと出てきていると思うんですよね。非常に子どもたちの学校通学の中で、学校で学ぶことについて不満ができていいるのではなかろうかと、非常に深刻だなという感じが、学校間の中で出ているのではないかという感じがいたします。ぜひご検討を願って、早い段階の中で策定をしていただきますように、これはお願いをしておく次第であります。

さて、財源の問題であります。

13億9,160万円と、これは全部、合併特例債、平成15年度末の基金の積立額が6億2,355万円であると。これを全部見ますと、その基金を使うのが3億5千万円、残りが2億7,319万円であります。そこで、基金条例の第6条、基金は設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。なぜ、2億7千万円を残すのか。今、うちの町、121億円の借金ですよ。今回の特例債も70億円ですから、70億円バックで30億円ですよ、返すのか。なぜ2億円、残すのか。その条例も含めて、今、読んだように、必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することになっている。2億7千万円はどうするんですか。答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

ご答弁を申し上げます。

北小の建設にあたっての起債でございますけれども、ちょっと経過を最初に説明申し上げます。

旧町において、この計画が実施に移ってきたわけでございますけれども、旧町時代に、この財源といたしまして、起債、当然考えられまして、その時点では義務教育事業債と申しまして、当時は合併前でございましたので、もし、起債を借る場合は、この義務事業債しかできなかったわけでございますが、これを予定いたしておりました。この起債につきましては、事業に対しての充当率75%でございまして、いわゆる交付税の措置につきましては70%、それから一部代替分と申しまして、国から割り当てがくる分にいたしましては交付税が50%、それから問題点といたしまして、用地買収、あるいは造成にかかる分は交付税措置が認められておりません。このような状況がございました。

さて、新町になりまして、この学校建築にあたりまして、起債の適用につきまして、県あるいは国との計画のやりとりの中で、適債性、いわゆる合併特例債が認められるということになりまして、町にとっては、より有利な合併特例債を借ることとした次第でございます。

なお、議員さんのご質問の趣旨でございますけれども、基金を2億円以上残すような状況になるけれども、これはどういうことだということでございます。

確かに身延北小学校の建設基金の、18年度末の見込み額は2億4,937万7千円となる見込みでございます。建設事業が18年度末をもちまして、一応、終了をするわけでございますが、この時点で条例を改正いたしまして、この残額につきましては学校施設整備基金、これは仮称でございますけれども、このような新町の、今後の新たな学校施設の整備に充てるよう、有効な利用をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

質問ができませんので、学校施設整備基金として、条例を新たに設けて、この条例が廃止になるから、その目的で新たに基金を積み立てたいというような答弁でありました。先に何があるのかという感じもするわけですが、改めて統合、あるいは学校すべて建てる部分があ

るのかという感じがするわけでありますけれども、今後、お聞きしたいと思っております。

それでは、3点目に入ります。

3点目として、中部横断道完成まで、完成に合わせた新たなまちづくりを道路整備であります。

先の国土開発幹線自動車道会議において、富沢から六郷インターチェンジまで、新直轄方式、その他については有料方式で整備されることになりました。一日も早い完成を目指して、関係町として全力を挙げなければならないと考えます。特に富沢六郷間は無料になることから、交通の流れが大きく変わることが考えられ、特に六郷インターから県道、国道52号へのアクセス道路は交通量が多くなると予想され、その道路整備が早急に必要であると考えます。町道峡南橋の県道編入を含めて、新たなまちづくり計画が求められます。町の対応を伺います。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

ご答弁を申し上げます。

議員さんお尋ねの峡南橋が活用されている町道西嶋岩間線の県道編入も含めた、新たなまちづくりについて、お答えしたいと思います。

まず峡南橋ルートの町道西嶋岩間線、県道編入および道路整備につきましては、中部横断自動車の早期建設および六郷インターチェンジの周辺道路の整備等、国・県に要望を重ねている状況であります。

このことは県議会でも、平成14年7月3日の県政一般質問でも取り上げられ、峡南橋ルートは重要な幹線道路となることから、町道区間を県道編入にすることが必要と考えるが、知事さんの考えはとの質問に、次のように答弁しております。

県道編入については、中部横断自動車道の六郷インターチェンジと国道52号を結ぶ道路につきましては、高速自動車国道へのアクセス道路となることから、県道に編入してまいりたいと考えておりますと答えております。

また、平成17年6月28日の県議会代表質問の中で、山本知事は県道編入について、次のように答弁しております。

六郷インターと国道52号を結ぶ道路については、高速自動車国道へアクセスすることから、県道として整備することとし、中部横断自動車道の進捗に合わせて編入手続きを行っていきますと、明確に答弁しています。

このことから、先月2月7日に中部横断自動車が新直轄および有料道路方式併用で整備されることに国土開発幹線自動車道建設会議で決定されたことから、国道52号からの峡南橋ルートについては、県道のアクセス道路として整備されることが約束されたと考えております。

次に高速自動車国道と基本にした、新たなまちづくり計画について、お答え申し上げます。

現在、本町では新身延町建設計画の理念に基づき、総合計画、地域再生計画、都市計画、都市再生計画、過疎地域自立促進計画等、および各種実施計画を総合的に、かつ横断的な視野を持って進めているところでございます。

また、地震時等の緊急道路を含め、防災福祉、産業経済、観光教育等、活性化政策および人づくり政策を進めるとともに、高速自動車国道の利用を含めたまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

1点だけ、過疎計画の50戸の宅地分譲が出ているわけであります。これから中部横断道が開きますと、残土が出てくると思うんですね。その残土を埋め立てて、将来に備えて宅地分譲への備えをしたらどうかという感じがいたしますけれども、当局の答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

中部横断自動車道の発生土の処理ということで、数年前から旧町、各町村に道路公団のほうから要望等がまいておったところでございます。しかしながら、道路公団、民営化推進委員会等々の工事費縮減、圧縮等々の声の中で、今現在、高架橋を盛土方式、また有料道路から新直轄というふうなことで、若干の線形変更等も当然、考えられると思います。その中で、発生土の処理については若干、不透明というふうに考えております。

可能であれば、各旧町時代に発生土の処理場ということで、1カ所くらい、ピックアップいたしまして、いろいろ処理後の、今議員さんがおっしゃるような、処理後の計画を各町村とも持っていたわけでございます。そうはいっても、発生土の処理は、この地形からは当然、考えられるというふうなことから、今現在、建設課といたしましては、内部的には議員さんが考えているような方向で検討させていただいております。また、その節はいろいろなご相談しなければならぬかとは思いますが、その節はよろしく願いしたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

ぜひ中部横断道にリンクした、まちづくりをしていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

次に入ります。

防災計画の策定であります。新たな防災計画が検討されております。12月に第1回の防災会議が開かれました。安政の東海沖地震以降、150年が経ち、いつ起きてもおかしくない状況の中で、すべてにわたっての防災計画策定が急がれるところであります。まもなく3月が終わります。今後どのように協議していくのか、完成となり、その中身について、どう公表していくのか伺います。

また、防災における消防団への支援は、優先課題の1つでもあります。特に消防自動車はすべてで70台を超します。有事の際、動かないというようなことがあってはならないと考えます。消防自動車の整備、入れ替えについて、どう計画しているか。併せて2点、一緒に答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

まず1点の防災計画の状況について、ご答弁いたします。

現在、当防災計画は県との事前協議を終えまして、現在、さらに県との本協議の段階に入っております。

なお、この防災計画、旧町時代にそれぞれありましたものを、新たに計画をつくると、こういうふうなことで、議員の皆さまにも最終日のほうでもって、概要の説明を行います。

なお、さらに昨年、開かれました身延町の防災会議を、今月の22日に開催して最終確認をいただく予定でございます。年度末には防災計画が完成いたしまして、その後、印刷を行いまして、防災に係る機関、あるいは関係者等に配布をして、防災計画の内容のご理解をいただく考え方でございます。

なお、この防災計画、相当、ぶ厚いものでございますから、町民の皆さまには分かりやすくパンフレット形式にいたしまして、防災のしおりというふうな状況をつくりまして、来月には全戸に配布する計画になっております。

さらに、また、この地域防災計画の内容につきましては、順次、見直しをいたしまして、さらに防災会議に諮りまして、修正を行うという、こういうふうな考え方でございます。

それから消防団の活動の支援の、消防自動車の状況でございますけれども、本町の消防車両、現在、指令車2台、それからポンプ車11台、ポンプの積載車60台、合計で73台が配備されております。

16年度におきましては、議会の皆さまのご理解をいただきながら、6台の消防車の買い替えを行うことができました。この73台の内訳を見ていきますと、導入後10年以上を経過しておる車両が42台、これらのうち昭和の時代の購入車両が18台ございます。さらに20年を経過している車両が9台という、このような状況でございまして、町といたしましても、装備を整えるべく、平成18年度当初予算では、ポンプ自動車1台の購入計画がなされておるところでございます。

合併後、消防車両および、ポンプの修繕費につきましては、全額、町の負担といたしてきた経過がございます。消防車両の更新につきましては、国・県の補助制度がなくなってしまいました。財政状況の厳しい中でございますので、今の時点で、購入計画を打ち出すことができませんけれども、今後、最大限の努力をしていく考え方でございます。

高齢化の進んでおる広大な本町で、消防団が機動的で柔軟に、また災害時に対処できるよう、消防団の組織、あるいは装備も今後も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万汜君）

今、総務課長が話をしましたように、70台を超す、そして20年以上経った積載車、ポンプ車も含めて、あるわけでありますね。今年度1台、昨年度も町長の計らいの中で、各町に2台ずつ入れていただきました。本当に安心・安全なまちづくりに、町長がかける意気込みというふうなものを感じたわけでありますけれども、1台ずつ入れても、要するに70台あれば、70年過ぎてしまうわけですね。今回の改革プランの中に、消防団の再編成、もちろん合併する前に消防団の部、含めて再編成をして、新町に入ったわけでありますけれども、そういった

集中プランの中に入っているということは、将来にわたって、ポンプも含めて、すべて再編をして、なくしてしまわなければならないだろうかなという不安がありますし、そうはいっても、今の状況の中で、ポンプで火事を消すということになれば、これは計画の中で入れていかなければならないだろうという感じがいたします。ぜひ、配慮をしていただきますよう、お願いをする次第であります。

それでは、最後に下部温泉掘削における進捗状況と湧出後の経過について、質問いたします。

下部温泉の活性化策として約9千万円をかけ、新源泉の掘削が進められております。早い段階での湧出を期待しているところであります。そこで、現在までの進捗状況を何う次第であります。併せて、湧出後、どのように分湯していくのか。管理運営も含めて、湧出後の計画について、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

計画では1,500メートルを目途に事業が進められておりまして、今朝現在で1,288メートルに達してございます。予定でいきますと、3月25日前後、1,500メートルに到達する予定になってございます。現在の工程の状況でございますと、温泉に必要な、岩盤中に亀裂が見られ、あるいは温度も1,200メートル地点で49.7度を記録しているということで、温泉の湧出が今、現場では期待が持てるというふうな話を聞いております。

今後の予定でいきますと、1,500メートルに達した時点で、どのくらい安定した湯が汲み上げられるか、用途試験あるいは成分試験、あるいは温度計測の結果に基づきまして、財団法人 中央温泉研究所に温泉利用計画案をつくっていただき、この計画案をもとに、まず役場内で検討、あるいはまた関係者との話し合いを持ち、計画がまとまったところで管理条例案の検討、それから分湯にかかる工事の実績書等の作成を進めていきます。

以降、動力の場合は県の許可が必要になりますので、並行して手続きを進めていきます。また、この動力の手続きに関しましては、山梨県においては8月開催の温泉審議会の結果を受けてというふうなことになるので、以降、分湯条例、あるいは工事費の予算を議会へお願いしまして、いよいよ必要となる温泉を分湯していく、そんな予定を組んでおります。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万汜君）

それでは1点だけ、伺わせていただきます。

下部の単町時代になかなか、この温泉掘削が進まなかったと。町長決断の中で、今、進んでいるわけでありまけれども、観光立町を目指す、まさに町長の姿勢が出ているのはなかろうかと評価するわけでありま。

昨日、町村週報と言うんですか、この中にも町長の心が、下部温泉はというようなことで、読みませんけれども、書いてあるわけでありまけれども、そこで観光立町を目指す町長の決意を求めたいと思います。一言で結構です。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

行政週報をご覧になっていただければ、大体のこの思いというのは、ご理解いただけると思
うわけでございますけど、まず、やはりそれぞれの地区に、身延山、下部温泉、本栖湖、西嶋
和紙の里、十分なポテンシャルを持っているわけでございますので、これをぜひ、最大限に活
用するのが、観光立町の基本的な姿勢であろうかと思うわけでございますので、議員の皆さん
方にもご協力を頂戴しながら、できるだけ早く、この思いを実現していきたいなと思ってお
りますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万汜君）

質問をしました、すべて次の時代に向けての町民に関わる問題であります。誠意を持って、
努力を求めるものであります。

最後に議会人の一人として、今年度をもって退職される皆さんに言葉を贈りたいと思います。

長年にわたってのまちづくりに、心から敬意を表します。合併して1年半が経過いたしました。
地方分権社会の中で、私たちは、今後、自己責任・自己決定に基づいて、まちづくりをし
ていかねばなりません。退職される皆さんには、今後とも身延町のためにご尽力いただけます
ようお願いするとともに、今後のご健勝をお祈りし、私の質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上で通告されました8名の一般質問は、すべて終了いたしました。

明日は休会といたします。

なお、3月15日、16日は各常任委員会が予定されておりますので、よろしくご審議をお
願いいたします。

これをもちまして、本日は散会といたします。

ご協力ありがとうございました。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時40分

平成 1 8 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 7 日

平成18年第1回身延町議会定例会（4日目）

平成18年3月17日
午前10時40分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 提出議案の採決
- 日程第5 追加提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 追加提出議案の説明
- 日程第7 追加提出議案の質疑
- 日程第8 追加提出議案の討論
- 日程第9 追加提出議案の採決
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査
- 日程第11 町長あいさつ
- 日程第12 閉会

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	松 浦 隆	2番	河 井 淳
3番	望 月 秀 哉	4番	望 月 明
5番	芦 澤 健 拓	6番	上 田 孝 二
7番	福 与 三 郎	8番	望 月 寛
9番	日 向 英 明	10番	望 月 広 喜
11番	穂 坂 英 勝	12番	伊 藤 文 雄
13番	渡 辺 文 子	14番	奥 村 征 夫
15番	川 口 福 三	16番	近 藤 康 次
17番	笠 井 万 洺	18番	石 部 典 生
19番	中 野 恒 彦	20番	松 木 慶 光

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
(25名)

町 長	依 田 光 弥	助 役	野 中 邑 浩
総 務 課 長	赤 池 善 光	下部支所長	山宮富士男
身延支所長	片 田 公 夫	企 画 課 長	渡 辺 力
財 政 課 長	鈴 木 高 吉	税 務 課 長	望月世津子
町 民 課 長	遠 藤 和 美	出 納 室 長	市 川 忠 利
保 育 課 長	赤 池 和 希	福祉保健課長	中 沢 俊 雄
福祉保健課補佐	広 島 法 明	教育委員長	笠 井 義 仁
教 育 長	千頭和英樹	学校教育課長	赤 池 一 博
生涯学習課長	佐 野 治 仁	文化振興課長	二 宮 喜 昭
建 設 課 長	伊 藤 守	産 業 課 長	遠 藤 忠
観 光 課 長	望 月 治 雄	環境下水道課長	佐 野 雅 仁
環境下水道補佐	赤 池 義 明	水 道 課 長	井 上 隆 雄
土地対策課長	深 沢 茂		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望 月 悟 良
録 音 係 高 野 恒 徳

開会 午前10時40分

○議会事務局長（望月悟良君）

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第4号により執り行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長報告を求めます。

総務常任委員長、川口君。

○総務常任委員長（川口福三君）

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告を求めます。

教育厚生常任委員長、奥村君。

奥村君。

○教育厚生常任委員長（奥村征夫君）

それでは、朗読をもって報告をさせていただきます。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長報告を求めます。

産業建設常任委員長、穂坂君。

○産業建設常任委員長（穂坂英勝君）

産業建設常任委員会の審査結果を、報告書の朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第3号 身延町国民保護対策本部及び身延町緊急対処事態対策本部条例の制定について、
質問をいたします。

国民保護法においては、国民の保護のための措置を実施するにあたって、憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないとあり、本会議での質疑でも出しましたが、このことについて、この報告を読みますと、論議はされているのは承知しています。しかし、この報告されている以外の質疑があったかどうかということで、お尋ねをしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務常任委員長。

○総務常任委員長（川口福三君）

今の議案第3号について、答弁いたします。

委員会でも、ここに記載されておりますように、あくまでも国民は保障する国民の自由と権利を尊重されるという立場の中で、やはり、この法案は1つにはテロ対策法案というような形の中で、国で法制化したものでございます。

したがって、県ならびに市町村がそれに、上位法の中で、町としても条文化したということから、当然、この常任委員会においても、いろいろ論議が交わされました。やはり町民を安全に守るということが、この条文の目的でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

教育厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

この報告の3ページですね、観光費の報償費の内容についてということで、4行目ですか、決められた施設で買い物をし、名刺を提示した人に500円割引をするとあるんですが、この名刺というのはどんなものですか。

○議長（松木慶光君）

一言、言わせていただきます・・・。

○3番議員（望月秀哉君）

・・・分からないから、これを読んでね、例えば、私が買い物をし、自分の名刺を出せば500円まけてくれるという、こういうことですか。

○議長（松木慶光君）

委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する疑義に留め、採択議案に関しては提出者に質問できないことになっております。

○3番議員（望月秀哉君）

駄目ですか、すみません。

ただ、だけど、そういう状況で、これを承認するわけにはいかないんですよね。
慣れないから、申し訳ないけど。

○議長（松木慶光君）

もし審議があって、その審議の経過の中で報告が出るならば、委員長に報告をお願いします・・・
あとで説明させていただいていいですか。

○3番議員（望月秀哉君）

結構です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

最初に、総務常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第3号 身延町国民保護対策本部及び身延町緊急対処事態対策本部条例の制定について、反対討論をいたします。

この条例は、武力攻撃事態法の関連法である国民保護法に基づく条例案です。不当な侵略があった場合や大震災や大規模災害のときに、政府や地方自治体が国民を保護することは当然のことですが、武力攻撃事態法に基づく国民保護計画は、災害救助における住民避難計画とは根本的に違う内容となっています。武力攻撃事態法は、政府も認めているように、現実性のない本土へ他国からの武力攻撃と、その予測事態だけでなく、アメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則付きで国民、地方自治体、民間組織を動員するという大変危険なものです。憲法を踏みにじるものであり、賛成することはできません。

議案第4号 身延町国民保護協議会条例の制定について、議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についても関連議案ですので、反対をいたします。

○議長（松木慶光君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

川口君。

○15番議員（川口福三君）

賛成討論を行います。

この国民保護法は、国におけるテロ対策法案をもとに制定され、やはり国民、いわゆる市町村においては、町民の安全を守るために制定される法案であります。したがって、この条文のとおり、私は賛成いたします。

○議長（松木慶光君）

ほかに討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第12号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の制定について、反対討論をします。

これまで入院した場合、食事代が1日につき780円、県の補助があったものがなくなったので、全額自己負担になるという条例改正です。県の補助が外れたから、身延町だけで補助はできないというお答えでした。ひとり親の方々の多くは、所得が比較的低いと聞いています。町はひとり親で必死に子育てをしている方たちを応援すべきで、負担を増やすべきではないと考え、反対をいたします。

議案第15号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

これも公費での補助がなくなったので、全額自己負担をという条例改正ですが、障害者自立支援法の施行で、今年から心身障害者の負担が増えます。重度心身障害者の、これまで以上の自己負担を増やすことには賛成できません。

議案第17号 身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

これも公費での補助がなくなったので、全額自己負担をという条例改正ですが、乳幼児を持つ若い親は所得も少ない人が多いと思います。子育て支援の立場からも、若い親の負担を増やすべきではないと考え、反対をいたします。

議案第18号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

この条例改正で、介護保険料の12.9%の値上げです。これまでも少ない年金から介護保険料が天引きされ、生活していくのが大変という声を多く聞きます。

昨年10月から介護施設の居住費、食費の負担も増え、施設利用者と、その家族は高額負担に苦しんでいます。そういう方たちの声を聞くと、これ以上の負担を認めるわけにはいきません。関係者の努力は理解しつつも、保険料を上げないための努力は、これまで以上に必要だったのではないかと考え、反対をいたします。

議案第47号 平成18年度身延町一般会計予算中、民生費について反対討論をいたします。

重度心身障害者や未就学児、ひとり親世帯の子どもや親への負担が増える議案第12号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の制定について、議案第15号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、議案第17号 身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例についての予算計上です。

甲府市では子どもは宝だと、これらの対象になる方々に対し、補助を出すと聞いています。県が補助を切ったからと、その部分を町民に負担させるのではなく、この対象になる方々の経済的負担を少なくするために、可能な限りの努力をすべきと考え、反対をいたします。

議案第50号 平成18年度身延町介護保険特別会計予算について、反対討論をいたします。

議案第18号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についての予算計上です。

必要に応じてサービスを決めるのではなく、お金を負担できるかどうかでサービスを決めている方がいる中、これ以上の負担を増やすことについては賛成できません。

○議長（松木慶光君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

奥村君。

○14番議員（奥村征夫君）

議案第12号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の制定について、賛成討論をいたします。

ひとり親家庭医療費助成については、町長の提案理由にありましたように、山梨県単独で市町村に補助している事業であり、国の制度である介護保険、障害者の自立支援医療でも入院時、食事療養費については助成しないことになったと聞いております。また、県下のほとんどの市町村も、県の補助要綱に合わせて改正すると聞いておりますので、この本条例の制定については賛成であります。

次に議案第15号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

重度心身障害者医療費助成についても、議案第12号の賛成討論と同じ内容であり、県下のほとんどの市町村も、県の補助要綱に合わせて改正すると聞いております。本条例の一部改正について、賛成いたします。

次に議案第17号 身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

乳幼児の医療費助成についても、議案第12号の賛成討論と同じ内容であり、県下のほとんどの市町村も県の補助要綱に合わせて改正すると聞いております。本条例の一部改正についても賛成いたします。

次に議案第18号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

介護保険料につきましても、保険給付費の推計により決められたと聞いております。今回の保険料は基準額、月額4,100円になっており、県下の市町村平均値より2千円ぐらい安く、県下でも低いほうの金額だと説明と受けております。また、低所得者対応も国の基準どおりになっていることから、本条例の一部改正について賛成いたします。

次に議案第47号 平成18年度身延町一般会計予算、民生費を含めた一般会計予算全般について、賛成討論をいたします。

ひとり親家族医療費助成条例等の賛成討論で述べた理由によるとともに、その他の部分についても、福祉行政の推進を図るため必要であり、第3款民生費を含めた議案第47号 平成18年度身延町一般会計予算について、賛成いたします。

議案第50号 平成18年度身延町介護保険特別会計予算について、賛成討論をいたします。

介護保険条例一部改正の賛成討論で述べた理由によるとともに、その他の部分についても介護保険行政の推進を図るため必要であり、議案第50号 平成18年度身延町介護保険特別会計予算について、賛成をいたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

ほかに討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

昼食の時間になりましたが、このまま会議を続行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案の採決を行います。

報告第1号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(峡南地区ことばの教室共同設置協議会を構成する地方公共団体の数の増減について)は、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第1号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第1号 組織機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第2号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第2号 身延町収入役の事務兼掌条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第3号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第3号 身延町国民保護対策本部及び身延町緊急対処事態対策本部条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第4号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第4号 身延町国民保護協議会条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第5号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第6号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第6号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第7号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第7号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第8号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第8号 身延町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第9号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第9号 身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第10号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第10号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第11号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第11号 身延町なかとみ和紙の里条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第12号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第12号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第13号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第13号 身延町高齢者技術伝承館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第14号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第14号 身延町高齢者技術伝承館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第15号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第15号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第16号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第16号 身延町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第17号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第17号 身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第18号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第18号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第19号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第19号 身延町在宅介護支援センター条例を廃止する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第20号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第20号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第21号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第21号 身延町下部農村文化公園条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第22号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第22号 身延町活性化施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第23号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第23号 身延町活性化施設条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第24号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第24号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第25号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第25号 身延町市之瀬味噌加工所条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第26号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第26号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第27号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第27号 身延町生産物直売所の指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第28号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第28号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第29号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第29号 身延町特産品振興条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第30号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第30号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第31号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第31号 身延町湯町簡易水道事業実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第32号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第32号 峡南広域行政組合規約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第３３号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第３３号 市川三郷町、甲州市及び中央市の設置、中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入したこと、上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入したこと並びに小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第３４号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第３４号 南巨摩郡下市町村指導主事の共同設置の廃止については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第３５号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第３５号 峡南地区市町村指導主事の共同設置については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第４７号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第４７号 平成１８年度身延町一般会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第４８号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第４８号 平成１８年度身延町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第４９号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第４９号 平成１８年度身延町老人保健特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第５０号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第50号 平成18年度身延町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第51号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第51号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第52号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第52号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第53号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第53号 平成18年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第54号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第54号 平成18年度身延町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第55号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第55号 平成18年度身延町青少年自然の里特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第56号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第56号 平成18年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第５７号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第５７号 平成１８年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第５８号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第５８号 平成１８年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第５９号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第５９号 平成１８年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第６０号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第６０号 平成１８年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第６１号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第６１号 平成１８年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第６２号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第６２号 平成１８年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第６３号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第63号 平成18年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第64号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第64号 平成18年度身延町西嶋財産区特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第65号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第65号 平成18年度身延町曙財産区特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第66号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第66号 平成18年度身延町大河内地区財産区特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第67号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第67号 平成18年度身延町下山地区財産区特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

日程第5 追加提出議案の報告並びに上程を行います。

同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
人事案件1件を上程いたします。

日程第6 追加提出議案の説明を行います。

提出議案の説明を求めます。

同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
町長の説明を求めます。

○町長（依田光弥君）

それでは、追加提出議案の説明を申し上げます。

同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成18年3月17日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町小田船原2373番地

氏 名 大村利正

生年月日 昭和12年2月18日

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上で、提出議案の説明が終わりました。

日程第7 追加提出議案の質疑

日程第8 追加提出議案の討論

を行います。

お諮りいたします。

同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件ですので質疑・討論を省略し、直ちに採択したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

日程第9 追加提出議案の採決を行います。

同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、同意第1号 人権擁護委員候補者、山梨県南巨摩郡身延町小田船原2373番地、大村利正氏を同意することに決定いたしました。

日程第10 委員会の閉会中の継続調査について、議会運営委員会委員長および議会広報編集委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました申請書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

以上2委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長および議会広報編集委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第11 町長あいさつ

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは最後になりますが、私からごあいさつを申し上げたいと存じます。

平成18年身延町議会第1回定例会、3月9日に開会をされまして、本日まで会期9日間、松木議長のもとで、当局、提案に関わる議案のうち平成17年度身延町一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算10件につきましては先議をいただきまして、早々に可決確定をいただきました。さらに報告1件、条例案34件、平成18年度身延町一般会計予算、ならびに特別会計20件につきましては、ご熱心な質疑、また委員会においての現地視察、審議等を重ねられて、先刻、討論・採決の上、原案どおり可決確定をいただきました。また、追加提出議案につきましては、原案、ご同意を頂戴いたしました。誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

各議案に関わる委員会審議、あるいは一般質問等を通して、行政運営諸般にわたり、ご意見、ご提言、ご叱正をいただき、さらに各常任委員長報告から、議員各位のまちづくりへの熱い思いと真摯なお取り組みが伝わってまいります。心より敬意を表するものでございます。

また、産業建設常任委員会での付帯決議として、中部横断自動車道、新直轄有料道路方式の早期建設について、ご議決をいただいたわけですが、今後、沿線の各町村による推進協議会を立ち上げるとともに、町内体制を十分整えまして、来年度にも全区間で事業を進めるよう、国土交通省、ならびに県当局へ強く働きかけてまいりたいと存じますので、ご協力のほどお願いを申し上げます。

また、ご承知のように、今年度で平成の大合併も一段落をいたします。県内の市町村は30市町村となります。合併前の64市町村が激減をいたしましたわけですが、ただ、数は減っても、別にその市町村の土地がなくなるわけではございません。また、水や川がなくなるわけでもございません。その実態は変わらないわけですが、行政区域は変更されますけれども、一層、その力は増していかなければならないと思っておりますのでございます。

今、小泉政権のもとで、東京一極集中が進んでおるわけですが、東京の湾岸地帯には高層ビルが林立し、また建設されようといたしております。しかし、いつまでも、こういうことではないのでありまして、必ずや日本の本当の心のふるさをつくっていかうと、ふるさと回帰というのが進み、農山村や、そういったものへの見直しというものが進むであろうと思うわけですが、そのためにも、今、私たちがこの地方をどうして、おくべきかということを考える時代ではないかと思うわけですが、

施政方針でも申し上げましたが、やる気を生かせる町、そのほか8項目を挙げさせていただいたわけですが、これら本町の新たな取り組みが議会のご理解とご協力をいただく中で、町民の皆さんに自然に溶け込み、真の自治が確立するよう、職員ともども、強力に進めていくことが、私の使命であると考えております。今後とも議員各位のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議員各位の9日間にわたっての真摯な議会活動に対しまして、心より敬意を表し、厚く御礼を申し上げます。

春到来とともに、多忙な時期を迎えるわけですが、皆さん方にはご健康にご留意をいただきまして、ご活躍をいただきますようご祈念を申し上げまして、誠に簡単ではございますが、最後のごあいさつとさせていただきます。

大変、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案はすべて議了いたしました。

会期９日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

これをもちまして、平成１８年第１回定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（望月悟良君）

それでは、ご起立願います。

相互に礼。

長時間、ご苦労さまでした。

閉会 午後１２時２５分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長望月悟良が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上